

オールタナティブ討論資料集

- I 自然と人間 5
- II 抑圧からの解放 37
- III 強者の支配をくずす 81
- IV 経済をとりもどす 123
- V 共同の未来へ 197
- VI 全体の変革を構想する 229

現代の「発展」とは、「開発」とはなんだろう。
だれがどんな影響をうけ、そこで得たもの、
失われたものはなんだったのだろう。

「経済大国」「国際化する」ニッポンの暮らしの
中からはそれは見えない。ニッポンを支え 傷つき
奪われていくもの。地域のすがたは、
ここからは見えない。

けれどアジア・第三世界の人びとの眼が、
わたしたちのほんとうの姿をあらわす。
民衆と自然へのたえざる破壊・抑圧の事実をつきつける。
ニッポンをほんとうにみつめ直すことを求める。

20世紀を導いてきた国家と企業による開発・発展ではない。
民衆の、もうひとつの
発展と関係のありようをさぐりたい。
アジア・太平洋の民衆と
対等につながり支えあえる社会。
モノ・カネに支配され演出されるゆたかさは違う、
のびのびとやさしい社会。そこに
生きることをわたしたち自身が望んでいるから。



ピープルズ・プラン21世紀

ALLIANCE OF HOPE

Muto

資料集発刊にあたって

オルタナティブという耳慣れない、時には耳障りな言葉はPP21（ピーブルズ・プラン21世紀——アジアとともに未来をつくる）を考え始めた当初から使われ、いつも論争の対象になってきました。いまでもこなれの悪い言葉として、人気がありません。しかしここではあえてオルタナティブという言葉を使わせていただきます。それにふさわしい言葉があるのでしようが、それは皆さんで考えてみてください。

ここではオルタナティブ議論の背景と、この資料集発刊の意図とを説明したいと思います。

二〇〇年前、ヨーロッパ中世の行き詰まりのなかからフランスで、ブルジョワ市民革命が起きました。およそ七〇年前には、ロシア革命が起き、四〇年前には中国革命が起きました。ほんの二〇年前の日本でも、近代資本主義の行き詰まり、矛盾は社会主義によって乗り越えられると、かなり多くの人は思っていました。トータルな社会変革の青写真には必ずといっていいほど社会主義、

共産主義がひきあい込まれました。

しかし、「希望の星」社会主義では失点が続きました。何よりもソ連、中国の一国社会主義・大国主義・官僚主義そして生産の停滞、自由の剝奪、人権抑圧、少数民族抑圧などの諸問題が世界の人びとを失望させました。

一方、資本主義社会は、社会主義の失点で相対的に点数をかせいだことは事実でしょう。しかし、この社会にも問題が噴出し制御できないところまできつ々つあります。

そのあくなき生産力主義、個人の物欲解放の論理は、思わぬところで破綻を来しつつあります。

その第一が、人間の未来の生存を危うくしつつあるほどの自然収奪、環境破壊です。事実、環境汚染、公害により多くの人びとの命が奪われています。ブルジョワ団体のローマクラブですら二〇年ほど前に「成長の限界」を訴えたほどです。

第二に、一国レベルでいわゆる先進資本主義国は、かつてないほどの格差を生んでしまったことです。国家間

に一〇〇倍を越える経済格差がかってあったでしょうか。飽食と飢餓が例外的に存在するのではなく、普遍的・日常的に存在しています。

第三は、資本主義が必然的に生み出した多国籍企業に関わることで、国家と一体化したこの怪物は、極限的効率を世界規模で達成する組織で、世界のあらゆる「辺境」までをも配下に置いたことです。地域の自立性が奪われ、先住民の生活も脅かされ、第三世界国家自体の自立性も奪われています。人間の管理、画一化が強制されています。

他にもさまざまな矛盾があるでしょう。しかしこの手に負えそうもないさまざまな矛盾にすべての人が沈黙しているわけではありません。資本主義、社会主義そして近代国民国家という、私たちをしばっている枠組みをつき動かす闘いがいたるところで噴出してきています。オルタナティブというのは、ありていにいえば「こんなじやあないべつ」のVといったような意味あいでしょう。その全体像がいま、はっきりと描けるわけではありません。しかしオルタナティブな社会を求めるさまざまな運動、闘い、そして議論はいたるところに見えます。

一九七〇年代以降、とりわけ私たちがオルタナティブ運動をしたのは、第三世界の民衆運動だと思えます。大国秩序、国家秩序のもつともいしわよせを一身にうけたのが第三世界民衆だからです。とりわけ女性、先住民・少数民族、極貧の農業労働者、スラム住民たちから鋭い問題提起がなされています。「解放の神学」が生まれてきました。先住民・少数民族から国家、民族の問題、開発の問題が問われています。資本主義工業国、多国籍企業の関わりが問われています。このこと抜きにいまオルタナティブ論を展開することはできないでしょう。

PP21はアジア・第三世界とともに生きることのできる未来を構想するという主要な柱を持っています。もちろんオルタナティブ論はそれだけにとどまるものではありません。日本のなかでも、オルタナティブな社会・生活を求める大きなうねりがあります。

脱原発社会を実現するための運動、さまざまな女性の運動、消費者運動、地域自立・掘り起こし運動、遺伝技術運動、有機農業・減農薬運動、オルタナティブ・トレードの運動、開発協力NGO運動、反公害輸出運動、

多国籍企業監視運動・ODA監視運動、情報公開運動、性の商品化運動、在日外国人との連帯運動、等々あげればきりがありません。それぞれ運動の現場でオルタナティブな社会が構想され、実践されようとしています。

* * *

PP21オルタナティブ委員会（通称オルタナティブ委員会）は、これまで各運動、各調査・研究の中でどのようなオルタナティブ論が展開されてきたのかを、ここに整理してみました。とりあえず

- ① 自然と人間（破壊から共存へ）
- ② 抑圧からの解放（新しい社会と文化を作る）
- ③ 強者の支配をくずす（国家を変える、国際関係を変える）
- ④ 経済をとりもどす（モノとモノとの関係からひとひととの関係へ）
- ⑤ 共同の未来へ（民衆のたましい、民衆の連帯）

という五つの分野に分けてみました（この資料集では⑥全体の変革を構想する、を加えました）。必ずしもうま

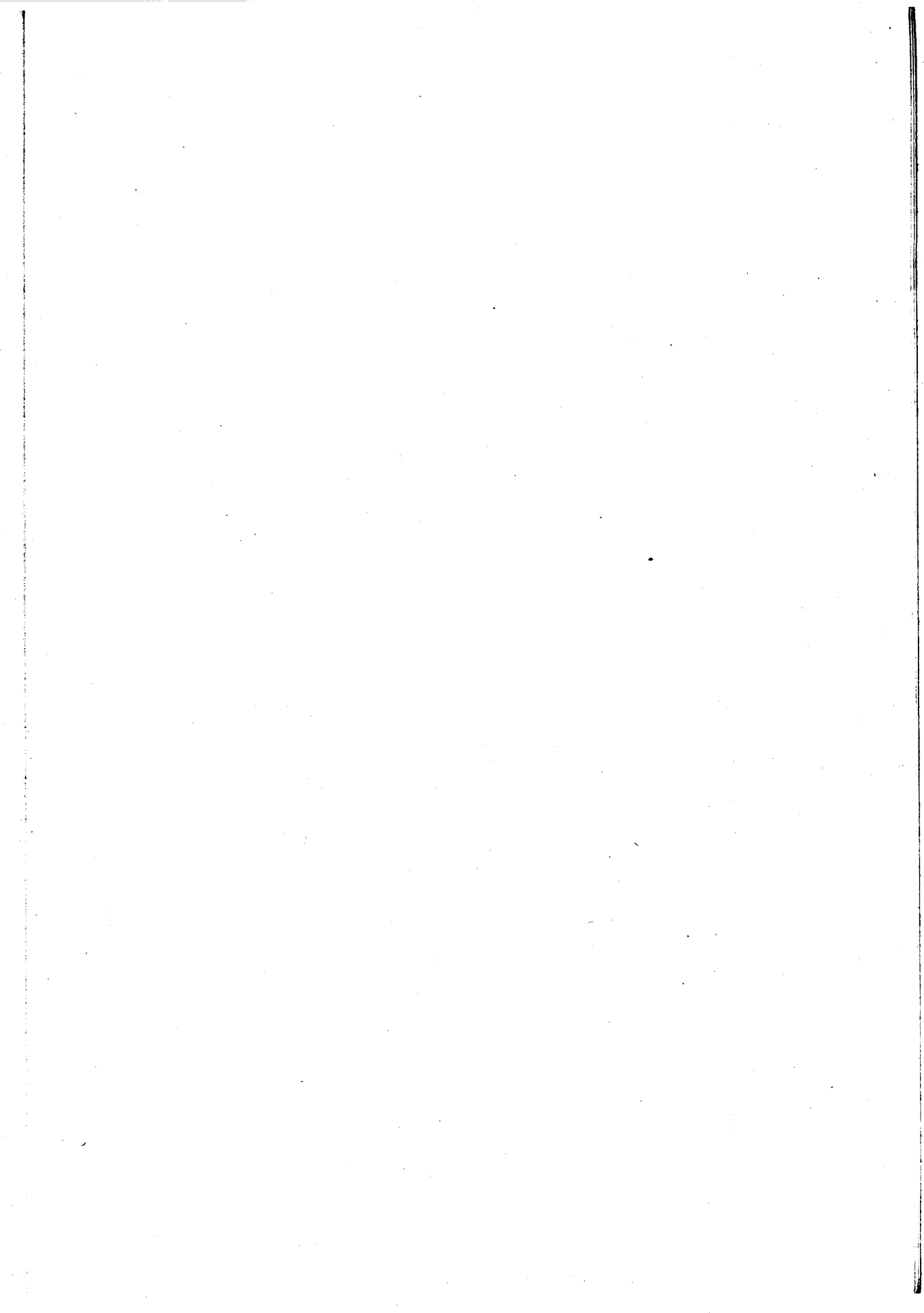
く当てはまっているかどうかは分かりませんが、自然・技術、社会、政治、経済、文化といった伝統的分野分けにダイナミックな方向性をつけるところになっていきそうです。そしてそれぞれの分野に課題をつけました。どのあたりまでそれぞれの分野でオルタナティブ論が展開され、どんな地平をにらんでいるのかが見やすいようにと思つてやった作業です。

この資料集はPP21でのオルタナティブ議論を活性化させ、実りあるものにしていこうとの意図のもとに編纂されました。どうか有効に活用してください。追加資料などお気づきの点をお知らせください。第二集も出す予定です。またご意見があったらお寄せください。

一九八九年四月

ピープルズプラン二十一世紀オルタナティブ委員会
(村井吉敬)

I 自然と人間



【解題】

どのような社会をめざすべきか——これからの社会を展望しようとするとき、

その土台として、「自然と人間」の関係をどうとらえるかが重要である。このことを基礎におかなければ社会の革新も考えられないことが自覚されたのは、比較的新しく、一九七〇年代以降のことである。したがって、社会変革論の中で、「自然と人間」のテーマが浮かび上がってきた歴史自身を整理し、共通のものにするのがまず大事であろう。このため、オルタナティブ委員会の古沢広祐氏に、「自然と人間の関係を考える文献案内」を作っていたいただいた。ほかの章のように、文献の中身について原文で紹介することができなかったが、問題の全体を鳥瞰するには役立つであろう。

チエルノブイリ以降の反原発運動の新しい発展の中から、現在「脱原発法」の制定を求める請願署名運動が始まっている。「脱原発法」の骨子は資料のとおりだが、さらにすすんで脱原発社会の構想が求められている。松岡信夫「脱原発社会への構想力」はその試みの一つである。松岡氏にはオルタナティブ委員会の席上、さらにくわしい報告をいただいているので、機会があれば改めて紹介した

いと思う。

「自然と人間」というテーマの中でも自然観そのものの変革に迫ったものはまだそう多くはない。高木仁三郎「いま自然をどう見るか」は貴重な論及であろう。フェミニズムによって提起されはじめた、人間中心の男性中心的自然観の転換、自然界における諸生物の共生が差別からの解放に示唆するもの、自然主義の復権、そして「ナチュラルな社会」の提唱など、刺激的な指摘に満ちている。

高木論文の中でも触れられているが、フェミニズムから新しい自然観が生まれている。キャロリン・マーチャント「地球という子宮の探掘」はその代表的なものの一つである。古代からルネッサンス期までの有機体的考え方は、地球を「育む女」「母なる大地」とみる女性原理が積極的に重要な役目を果たしてきたが、その考えは次第に弱められ、機械論と自然支配という考えが支配的となった。それとともに自然に対する倫理的な自制も棄て去られたと。「地球という子宮の探掘」という題名そのもののイメージのあざやかさとともに、フェミニズムが切り拓きつつある新しい地平を示している。

自然と人間の関係を考える文献案内

古沢広裕

このところ、米国の大かんばんつ、北海のアザラシの大量死、オゾン層破壊、熱帯林破壊、地球温暖化、とたてつづけに地球環境の危機をめぐる議論が表面化し、各国の動きが活発化している。環境問題は少なくとも二一世紀にかけて人類のまえに立ちほだかる最大の課題の一つであることはまちがいない。今日、世界レベルで経済の拡大（グローバルゼーション）が最重要課題となっているが、経済におけるさらなる競争と格差の拡大をもたらすとともに、それはとりもなおさず環境の危機をより激化させることにほかならない。

ここでは、これからの社会をどう展望するかについて「自然と人間」の関係をどのように組み立てるかといった視点から、七〇年代以降の動向をおさえつつ資料解題というかたちでまとめてみたい。

「地球」に発せられた警告

一九七〇年代以降、環境の危機を背景にした近未来予測の書物が数多く出版された。その先がけとなったのが、ローマクラブのM I Tグループが出した「成長の限界」である。コンピュータを駆使して出されたその結論は、「世界人口、工業化、汚染、食糧生産、および資源の使用の成長率が不変のまま続くならば、来るべき一〇〇年以内に地球上の成長は限界点に到達するであろう」ということであった。このレポートは世界に大きな衝撃を与えるとともに、人類の物質文明の持続的成長と繁栄に大きな疑問を投げかけた。（「成長の限界」メドウズ他著、ダイヤモンド社、一九七二年）

ローマクラブのレポートが要素を単純化し数量化したモデルにもとづく予測であったのに対し、カーター政権下のアメリカ政府が発表した「西暦二〇〇〇年の地球」

(一九八〇年)は、二一世紀へむけての近未来予測としては、質・量ともに信頼性の高い基礎的資料として世界的な評価をうけたレポートである。人口動態、森林の消滅と生物種の絶滅、急速な砂漠化の進行、大気・水・土壌の汚染、酸性雨、オゾン層の破壊や気候の不安定化、資源ならびに食糧や農林漁業の需給に関する将来予測など、地域や個別テーマをこえて、世界全体の動向を総合的にとらえた画期的な報告書であり、そのデータは今でもさまざまなところで引用されている(『西暦二〇〇〇年の地球』1:人口・資源・食料編、2:環境編、アメリカ合衆国政府、家の光協会)。類書としては、世界的に有名な民間研究機関ワールド・ウォッチ研究所の年次報告『地球白書』持続可能な社会をめざして(レスター・ブラウン編著、福武書店)、同じく『地球の復活』(同上、東洋経済新報社)、『ワールドウォッチ地球白書88/89』(レスター・ブラウン編著、ダイヤモンド社)、『地球環境報告』(石弘之著、岩波新書)などがある。

七〇年代に環境の危機にどのように立ちむかうか、さまざまな議論や提案が出されたなかで、ひときわ注目を

集めた本がある。産業中心主義、物質文明の反省の上に立ち、発展途上国の経済問題にも造詣の深かったE・F・シューマッハーの著作『スモール・イズ・ビューティフル』(講談社学術文庫、一九七三年)である。

広い視野をもち、第三世界の経済発展に対してユニークな洞察をくりひろげてきた彼が到達した結論は次のようなものである。自然と共存し、巨大技術信仰を捨てて等身大の技術を見直し、市場経済をこえた非市場的・人間的経済の復興をはかること。その具体的実践として彼はイギリスで中間技術開発グループを組織するとともに、彼の思想や哲学、技術や経済のあるべき姿をこの書物に結実させたのであった。彼の著作で関連するものとしては、『混迷の時代を超えて』(佑学社)、『裏のあとの経済学』(ダイヤモンド社)、『シューマッハーの学校』(サティッシュ・クマール編、ダイヤモンド社)がある。

ソフト・バスとオルターナティブ・テクノロジー、エントロピー

一九七〇年代になると、スモール・イズ・ビューティフルにひきつづいてさまざまな代案が出はじめる。な

かでもエネルギー問題に焦点をあてて、きわめて具体的な提案を行ったのが、エイモリー・ロビンズ著「ソフト・エネルギー・パス」(時事通信社、一九七七年)である。彼はエネルギー浪費構造や巨大生産システム(ハード・パス)に鋭いメスをあて、その構造的くみかえの指針を与えたのであった。原子力発電に対し「電気ノコギリでバタリを切るようなものだ」と言った彼の喩ほどその立場を端的に表現したものはない。以後、ソフト・パスは環境保護論者のみならず、行政担当者の間でも市民権を得た言葉として定着していく。日本でも同様の試みをしたものに、「日本ソフト・パス」(室田泰弘著、東洋経済新報社)や、「ソフト・エネルギー・パスを考えろ」(長州一二編、学陽書房)、最近のものとしては「ブリトルパワー」(エイモリー・B・ロビンズ他著、時事通信社)などがある。

ロビンズに対して、デイビッド・ディクソンは「オルターナティブ・テクノロジー——技術革新の政治学」(時事通信社)において、環境を考慮せず、人と人との関係や地域や風土、伝統をきりすてた生産力主義にもとづく巨大技術に対して、もっと人間的で環境調和的な社会

を形成していく適正な技術のあり方を示した。彼は、技術としてだけとりだすのではない、そこからどのような社会や政治や経済が導きだされるのかというはば広い立場からみていく視点を明快に打ち出した。彼の新著に「戦後アメリカと科学政策——科学超大国の政治構造」(邦訳、同文館、一九八八年)があり、今日の科学技術が経済・政治構造とどのように関係しているか、そこにどのようなオルターナティブを展望できるかを論じている。住民運動の視点から社会変革と科学技術の役割を扱ったものに「公害現論ⅠⅡⅢ」(宇井純著、亜紀書房)、「抵抗の科学技術」(梅林宏道著、技術と人間)がある。

また他方で、エネルギーと環境問題を考えるための新たな視点としてアントロピーという概念を導入する動きも活発化している。例えば榎田敦氏の「石油と原子力に未来はあるか」(亜紀書房)、「資源物理学入門」(日本放送出版協会)、あるいは室田武氏の「エネルギーとアントロピーの経済学」(東洋経済新報社)などがあるが、ビジョンを構想する土台づくりといえるだろう。

生命共同体の思想——共生の思想・生の解放・フェミニズム

ニズム

一九七〇年代後半から八〇年大に入ると、私たち自身の生命としての存在の根源をほり下げようとする立場からさまざまな書物が刊行されるようになる。

NASAの宇宙計画の共同研究者であったラヴロックは、地球大気の特異性に着目して、バクテリアから人間まで生きとし生けるものはもとより、大気や海などの環境をも含めて「ひとつの生命体としての地球」という仮説を提唱した（『地球生命圏——ガイアの科学』、工作舎、一九七九年）。「ガイア」はたんなる奇抜な思いつきという次元をこえて、自然対人間（自然を征服する人間）という図式をのりこえる思想、事象の全体性をとらえようとするニューサイエンス（ニューエイジ・サイエンス）とよう勢力の台頭につながっていく。例えば、生命の誕生とその世界を壮大なドラマとして展開してみせたライアル・ワトソン著『生命潮流』（工作舎）や、デカルト的合理主義と還元主義の限界をついたフリッツォフ・カブラ著『ターニング・ポイント——科学と経済・社会、心と身体、フェミニズムの将来』（工作舎）など

がある。

ニュー・サイエンスが、東洋思想や人間存在の根源を問う哲学的視点、あるいは多少とも神秘思想に傾きがちなのに対し、わが国におけるエコロジーの思想的潮流は一九八〇年代にかけて、『農の世界』や『暮らしや生活の世界』へむけてその視点を深めていったようにみえる。

そうした動きを典型的に示すものとして「いま自然をどうみるか」（高木仁三郎著、白水社）、『共生の時代——使い捨て時代を超えて』（樋田勲著、樹心社）、『フェミニズムとエコロジー』（青木やよい著、新評論）をとりあげよう。

高木氏は、エコロジー型社会がもつだろう自然への従属と人間の自由と解放という点にこそ、……人間の精神を拡大する自然へ向かって解放するかたちで人間を早退化するものとして、エコロジー的な自然と人間の関係を構想したい」として、従来の人間中心の自然観を歴史的にさかのぼりながら批判的にとらえ直していく。

そうした歴史的考察の後、彼は近代をつきぬけるエコロジー思想として土着の自然観、先住民の世界観に新鮮なまなざしをむける。それは、破壊され侵略された者た

ちからの、抵抗と解放の思想として蘇生されてくるものだといふのである。「苦界浄土」(石牟礼道子著、講談社文庫)とも共通するものをもっている。同著「わが内なるエコロジ」(農文協、人間選書)。

高木氏の内省的で理論的な考察に対して、樋田氏はあくまでも具体的で実践的にその思想を語っていく。古紙の回収、子供服の交換、手づくりミソなどをとおして毎日の生活や食卓を変え、無農薬野菜を農民とともに生産し分かちあつていく運動の実践が描かれ、暮らしと生き方を変えるということのもつ意味と可能性に焦点があてられている。

青木氏は西欧中心の近代文明社会を問い直す視点として、身体性の回復とエコロジ的な野性の思考を対置させる。そしてそれは、文明概念に対抗するものとしての「女性原理」の復権と相通するものがあるという。「フェミニズムがめざす性や労働や家族における男と女の関係の変革と、エコロジ思想がめざす生産や消費や精神の問題を含む自然と人間の関係の変革とは、相互につながっており、共に解決する方向を見いださぬかぎり、袋小路からの脱出は不可能である」という彼女の主張にそ

れが端的に示されている。

社会を変えるエコロジ

最後に、社会そのものを新たなパラダイムへ組み変えていこうとする政治的勢力としてのエコロジについて考えてみたい。

緑の党についてはいくつかの本があるが、遠藤マリア著「プロックを超える——西ドイツ緑の党」(亜紀書房)を紹介しよう。

緑の党のメンバーでもある彼らは、党の成立経過と思想、政治的目標、内包する矛盾や対立を運動の内側から克明に描きだしている。ネクタイをしめず、ボス(ヒエラルキー)をつくらず、議員のローテーションをくみ、議員歳費を共同管理する。

運動の参加者の半数以上が女性であり、「エコロジ」「非暴力」「底辺民主主義」「社会的弱者の立場にたつ」という四原則を共通項に集まった人びと。地域で活動をつづける平和運動、環境保護、有機農業、住宅占拠、生活労働共同体など、さまざまな団体が多彩に結集している様子が手にとるように伝わってくる。

同書の出たのが一九八三年であることから、最近の情勢については「緑の党——その実験と展望」(仲井斌著、岩波書店)を読まれることをすすめたい。その他、「緑の党」(永井晴彦著、講談社現代新書)や、「西ドイツの緑の党とは何か」(リュトケ、ディネ編、人智学出版会)がある。

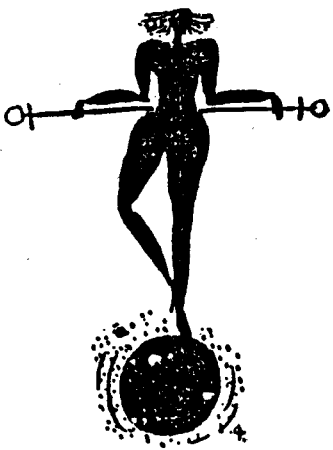
フランスのエコロジイ運動の存在を世界に普及させたのは、アンドレ・ゴルツ著「エコロジスト宣言」(技術と人間)である。エコロジイの危機を現代産業社会のとくに資本主義的システムの危機としてとらえ、その破局のプロセスを明快に分析してみせたところに同書の独自性がある。大量生産・大量消費の悪循環が、エコロジイの危機とともにME(マイクロエレクトロニクス)革命や情報化社会の到来のなかで危機をむかえつつある。そこに、商品の支配する社会からの脱却、人間的労働の復権(労働時間短縮、賃労働からの解放)と生産至上主義の克服、自立の相互扶助、生と友愛と協同の原理にもとづくエコロジイ社会を展望するのである。彼は「エコロジスト宣言」に続き、「エコロジイ共働体への道」(技術と人間)を書き、より明確にきたるべき社会の姿をえ

がきだす作業に挑戦している。

なおフランスのエコロジイ運動の全体像については、宮川中民著「エコロジイ運動は何をめざすか」、「エコロジズムの展開」(いずれも現代の理論社)やドミンク・シモネ著「エコロジイ」(白水社クセジユ)がある。社会や経済をどう変革するかという視点でのわが国での取り組み状況は、まだ十分煮つまっていない。基本的視座を与えるものとして、中岡哲郎編著「自然と人間のための経済学」(朝日選書)や、同著で「技術と人間の哲学のために」(農文協)、「もののみえてくる過程」(朝日新聞社)、「メキシコと日本の間で」(岩波書店)など、また労働の側面からの内山節氏の「労働過程論ノート」(田畑書店)、「自然と人間の哲学」(岩波書店)「情景のなかの労働」(有斐閣)などは重要なアプローチである。また前述のエントロピー学派でいえば、玉野井芳郎氏の「エコノミーとエコロジイ」(みすず書房)から、室田武氏の「天動説の経済学」(ダイヤモンド社)あるいはマルクス主義との関連を論じたものに、いいだもも氏の「エコロジイとマルクス主義」(緑風出版)などがあるが、問題提起の基本的枠組みを準備する段階と

いえよう。

最後に、以上の全体的状況をふまえた問題提起として、拙著「共生社会の論理」（学陽書房）も付記させてもらうことにする。



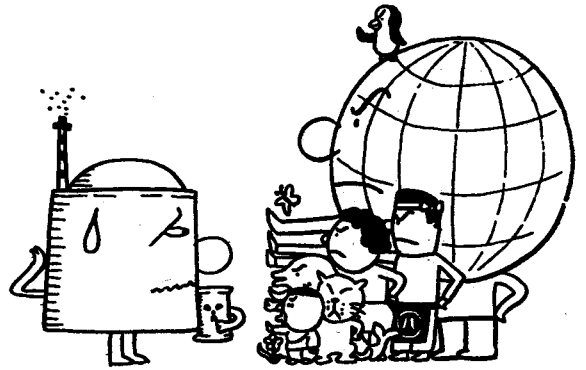
脱原発骨子

衆議院議長
参議院議長

殿
殿

請願権(憲法第16条)に基づき、
私たちは、次のような骨子の

「脱原発」の制定を
求めます。



「脱原発」の骨子

この法律は、安全で環境を傷つけないエネルギー政策の実現をめざすために、まずすみやかな原子力発電の廃止を達成することを目標とし、次の三項を基本的な柱とする。

1. 建設中、計画中の原子力発電所及び核燃料サイクル施設は、直ちに廃止する。
2. 運転中の原子力発電所及び核燃料サイクル施設は、一定の経過措置の期間内にすべて廃止する。
3. 放射性廃棄物は、地下や海底に捨てたりせず、国民の目の届くところで、発生者の責任において管理する。

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

脱原発社会への構想力

松岡信夫

〔技術と人間〕 89年1月号

チェルノブイリ以後、原発社会に対する疑問と不安が、人びとの心の中にかつてなかったほど大きなものとして存在するようになりました。それと同時に、原発依存型の社会や生活の転換を願う求める気もちも、これまでになく強まりつつあります。世界には、原発路線の放棄を、国民投票や議会の表決などの形で、政治的に決定した国々も現われています。しかし、私たちが心しておかねばならないのは、そうした路線選択を一応終えた社会の中でさえ、最終的に全原発の廃止が完了するまでにはなお紆余曲折があり、場合によっては、決定されたプログラムの実行が、先送りされる可能性も否定できない所があるということです。

原子炉運転への危惧や原発事故の恐怖がこれほど増大し、

その危険性が明らかになったにもかかわらず、エネルギー路線の転換に大きな抵抗や摩擦がともなうのはなぜでしょうか。私たちはまずこの問題を解くことから始める必要があるように思います。

思い出せば一九七〇年代に世界は二度にわたる「エネルギー危機」を経験しました。それらの原因、内容、そして結果について詳述することは、紙面の制約のために省くことにします。ここでは「第二次石油ショック」の後に発表された、世界銀行の報告書「開発途上国におけるエネルギー問題」(一九八〇年)の一部を引用してみます。

「(エネルギー危機は)単なる一過性の現象ではなく、安価な石炭及び石油の時代の終焉とエネルギー高価格時代へ

の突入を示す性格を有していることは、今や世の常識とされている。……エネルギーはもはや安価なものではなくなり、古典的な生産要素（土地、労働及び資本）とともに、その重要性を位置づけねばならない。エネルギーの供給及びコストを、あらゆるレベルの経済運営計画において、十分に考慮する必要がある。」

この報告書が述べているように、当時「エネルギー高価格時代への突入」がもはや不可避的な現象のように思われたことは事実です。ひるがえって今日の原油市場をみると、そこでの安値安定はいったい何をもの語っているのでしょうか。長期にわたるイ・イ戦争も、これまでどころ「第三次エネルギー危機」を発生させる要因とはなりませんでした。その意味では、「エネルギー危機」は、世銀報告書とちがって、一過性の可逆的現象にすぎなかったのでしょうか。それとも現在のエネルギー価格低下を、一過性の可逆的現象と考える方が、正しいのでしょうか。とりわけ日本にとって、円高ドル安、原油安は幸運な恵みの雨であって、これが今後相当長く続くと考えるのは、まちがいののでしょうか。そうした疑問が残ります。

こうした問題があるにもかかわらず、世銀報告の記述が私たちの関心と呼ぶのは、エネルギーを「第四の生産要素」として位置づけているからです。経済学者たちはこうした位置づけの仕方に、あるいは異論を唱えるかもしれませんが、それ

はそれでよいのです。もしこれに大きな誤りがあるとすれば、より厳密な議論によって正されることを期待するだけです。大切なのは、報告が言っているように、エネルギーの供給とコストをいかなる経済運営計画も無視できないということ、さらに言うならば、それらが現代社会の市民生活に及ぼす影響を無視はできないということなのです。

脱原発社会を希求しながらも、人びとの心のどこかにためらいやとまどいが共存する理由のかなり重要な部分は、まさにその点にあるのではないのでしょうか。私の個人的体験になりますが、最近、原発問題を主題にした学習会などで、脱原発社会を実現するにはどうしたらいいのでしょうか、エネルギー問題の解決にはどんな方法があるのでしょうか、といった質問によく出会うようになりました。性急に正解を求める質問者たちは、しばしば私の回答に不満の様子を示します。似たようなことは、今日いたるところで起きているはずで、私たちが正解を持っているか否かにかかわらず、これは好ましい現象だと思えます。

なぜなら、「何が問題か」を、人びとは発見しはじめたのですから。そして『ソフト・エネルギー・パス』の著者エイモリー・ロビンズ氏のひそみにならうならば、「何が問題か」を発見しさえすれば、すでに回答の半分はあなたの手の中にあるのと同じことなのです。

どのように青写真を描くか

言うまでもなく、脱原発社会の青写真とそこへいたる道筋は、ある美しく晴れた朝、天の一隅から神の啓示のように示されるものではありません。それは私たち一人びとりが、さまざまな努力を通じて少しずつ獲得していくもの、または創造していくものだと思います。でき合いの回答書などどこにもないのです。盗むこともできなければ、買うこともできません。もっぱら、私たち一人びとりが自分の頭を使い、脚や腕を動かして、作り出していく以外にないのです。その意味で、脱原発社会を構想していく主体は、ほかでもなく、あなた自身であり、私自身なのです。脱原発社会の青写真のでき具合は、そうした一人びとりのやる気や努力にかかっているのだ、と言うことができます。

脱原発社会の青写真の大まかな輪かくを作り、各細部でできるだけ緻密に仕上げ、予備の第二、第三案などを用意するために、これから多分いろいろな場や作業のためのネットワークが生まれてくることでしょう。この青写真は単にエネルギー問題だけでなく、社会や文化のあらゆる問題に関連を持っています。ですから、これからの青写真作りには、それこそもっとも広い、さまざまな分野の人びとが参加することが望まれますし、また必要とされるでしょう。

とは言っても、私たちはいままったく徒手空拳で巨大な目標に立ち向かおうとしているわけではありません。一九七〇年代のきびしいエネルギー情勢の下で先行者たちが展開した議論、真剣な思索の跡が、幸いにも残されています。私たちはそこから指針や知恵や方法論を学ぶことができます。その当時、内外でエネルギー路線をめぐる、どのような切磋琢磨がなされたのか、その文献資料のリストを作ることから始めてもいいでしょう。

それからまたあの当時に、全国各地の小中高校の教育の現場で、教師たちが苦勞しながら手作りでエネルギー教育のための教材を作っていたことをおぼえています。そうした経験の思い出し、もしできるならば当時の資料を集め、新しい知見をつけ加えてより豊かなものにすることも、意味のあるたのしい仕事になるはずです。

私がこの点をとくに強調したいと思うのは、子どもときからエネルギー問題について基本的な知識を身につけておくならば、現在の大人たちのように「危機」に直面してあわてふためいたり、混乱をひき起こさなくてすむ、というのが第一の理由です。第二は、子どもに正しい知識を与えるためには、何よりもまず大人たちが正確な考え方を持たねばなりません。そういった現実的効用があることも見のがせません。

マイヤー教授の方法

ところでいまヨーロッパでは、たとえば、デンマークのニールス・マイヤー教授（デンマーク工科大学・物理学）らが、私たちと同じように自分たちのエネルギー計画を作るために努力しています。私は同教授にお願ひして、「ヨーロッパの脱原発・脱化石燃料・持続型エネルギー・シナリオ」作成のための作業メモを送っていただきました。これは初期作業の手順を記したものであり、公表すべきものではないかもしれませんが、教授の同意を得てその一部分を記しておきたいと思ひます。これは私たちがこれから日本のためのシナリオを作る上で、多少とも役に立つかもしれない。

- (1) ヨーロッパのエネルギー利用の歴史と現状を調べ、エネルギー制約の条件について考える。
- (2) 現在のエネルギー需給状況を正確につかむ。ヨーロッパ内部の諸地域間の共通性と地域間の相違点、独自性を明らかにし、その原因を説明する。
- (3) 将来のエネルギー需要に影響する社会、政治的傾向の変化を検討する。民衆の価値観（ライフスタイル）、選好性の変化を視野に入れる。
- (4) 何のためにこのシナリオを作るのか、その目的を明示する。

- (5) シナリオ作成のために使用する仮説を確定する。
- (6) エネルギー需給のシナリオを作る。
- (7) エネルギー供給技術のシナリオを作る。
- (8) エネルギー利用効率化（省エネ）シナリオ、とくに電力利用効率化のシナリオを作る。
- (9) シナリオ作成に使用した基準が正しいか否かを評価する。

- (10) 自分たちのシナリオを、他のシナリオと比較評価する。
- (11) 柔軟で、持続的で、安全で、経済的なエネルギー・システムを作るために、技術的な側面以外に、税制上の措置、奨励策、規制、融資、供給構造などについて議論する必要がある。
- (12) 最後に、なぜこうしたシナリオの作成が必要になるのか、その理由を明記する。

ヨーロッパにおけるマイヤー教授らの作業のディテールについては、ひき続き注目し、機会をあらためて紹介したいと思います。しかし、右に記したことの一部、またはかなりの部分は、前にも述べたようにすでに日本でも七〇年代から試みられています。たとえば、宇治田一也氏（故人）が生前『市民のエネルギー白書』（日本評論社）で、植屋治紀氏が『エネルギー耕作型文明』（東洋経済新報社）で、室田泰弘氏が『日本ソフト・パス』（同前）その他で、また押田勇雄氏（故人）が『人間生活とエネルギー』（岩波新書）で、宮嶋信夫

氏が『エネルギー浪費構造』（亜紀書房）でなされた仕事やその他ここに挙げきれない労作の中に見ることができません。こうした先行者たちの労作のおかげで、少なくとも私たちはゼロから出発しなくてもすむのだということをもう一度述べておきます。

西ドイツのケース・スタディ

マイヤー教授らのシナリオ作成作業を紹介したついでに、やはり昨年（88年）ヨーロッパで話題になったオラフ・ホーマイヤー氏（西独カールスルーエ市、システム技術及び技術革新研究所）らの『エネルギー消費と社会的費用』に関する研究報告の内容にも、着目しておきましょう。これはヨーロッパ共同体（E.C.）の委託調査としてなされたものです。こうした研究もまた脱原発社会をめざす青写真作りの一環として、意義のある仕事だと考えますので、その報告書の内容を簡単に記しておくことにします。

まずそこでは化石燃料、原発、太陽電池、風力の四つの電力源の社会的費用が比較対照されています。著者は「従来、競合するエネルギー・システムの外部効果に関する体系的な情報ベースは存在しなかったが、これはそれを評価する最初の試みである」と述べています。ここではエネルギー・システムに関連する外部効果として、主に下記の三分野が挙げら

れています。①環境及び人の健康に与える影響、②総付加価値、雇い変化などを含む一般的経済効果、③エネルギー技術の研究・開発のための公的資金の支出。

これらの外部効果について正しい知識を持つとき、政府はもっとも適切なエネルギー政策を立てることができるよう、と報告書は書いています。実際に化石燃料や原子力を利用したエネルギー生産は、市場原理に基づく価格ではカバーしきれない大きなコストをとらざるを得ません。環境破壊はそのよい例ですが、その費用は汚染の発生者ではなく、往々にして社会が負担してきました。つまり、その種の費用はエネルギー価格に反映されていません。その結果、エネルギー市場は歪んだものになりがちです。

他方で、再生可能エネルギーの方は外部費用がきわめて小さく、逆にプラスの外部効果が大きいにもかかわらず、それは正当な評価を受けていません。結果として、再生可能エネルギー・システムはそれが当然使われるべき限度まで使われることがないし、市場への登場が期待される最適の時期より、大幅に遅れることとなります。

この研究は西ドイツのケース・スタディであり、そこで示された具体的な数値が他の国にただちに当てはまるものではありませんが、使われた方法はすべての市場志向経済にとって有効だろうと、ホーマイヤー氏は言っています。私も一読して、その点に共感する一人です。

“分散型エネルギー研究会”

さて最後の例として、日本でも始まろうとしている分散型エネルギーの研究活動を紹介しておきたいと思います。昨年十二月十日、「巨大化・中央集権化・専門化の方向にむかってひた走る石油・原子力文明」を批判し、「身近なところで、できるかぎり自分たちのエネルギー・システムを作り上げたい」と願う人たちにより、分散型エネルギー研究会が発足しました。この会は以下のようなことを目的にしています。

- ① 個人や小グループ、地域社会などで自律的にエネルギーを生産しようとする人たちに、技術・制度・経済性などについて必要な情報を提供する。
 - ② 略
 - ③ 一人でも多くの人が自律的なエネルギー生産に参加するようはたらきかける。
 - ④ このような実践の延長上に、日本の、そして地球全体ののぞましいエネルギーシステムを構想する。
 - ⑤ さらにこのような実践を促し、それを社会の中に定着させるための制度や政策を要求する。
- この研究会は特定の分野の専門家の集まりではありませんが、「やり方と努力次第で専門的な批判に耐える成果を上げる」ことをめざしています。具体的には小水力、コージェネレ

ーション、風力、太陽熱、メタン発酵、廃熱利用、蓄熱、波力、太陽光、地熱などの利用や、米国のパーパー法、日本の電気事業法などについての勉強を計画しています（本年一月十八日、二月一日、午後六時、東京・飯田橋労政会館会議室で、岸本定吉氏を講師として「森林エネルギーを考える」四回連続セミナーを開きます。二月十五日、三月一日は会場未定。なお二月一日、三月一日に参加者による討論を予定します）。

ちなみに、脱原発社会を構想するとき、私たちは世界の経験から学ぶことができますが、同時に私たちが世界に貢献することもできますし、またその必要があると思います。日本の再生可能エネルギー・システム利用の歴史と現状を、英文にして世界に紹介する仕事は、困難をとまなうでしょうが、しかし、再生可能エネルギー・システムへの関心を広め、そのレベルを押し上げていくのに役立つことは疑いありません。

大胆な発想と現実的な思考と

脱原発社会を構想する場合、私は二つのやり方を用いたいと考えています。一つは私たちの想像力を思いきり解放し、それを自由に乱舞させることです。脱原発とは、現存の原発社会を根底から転換していくことですから、私たちの側に相

当大胆な発想や豊富なエネルギー量がなければ、はじめから問題にはなりません。でき合いのパターンにとらわれない、ほしいままな感性の活動力がなくて、どうして人の心をひきつけるようなプログラムを期待することができでししょうか。私のある友人の表現によると、これはまさに「平和的なアナキズム」の領域でもあります。

それにしても、こうした新たな感性の発現だけでは、どことなく頼りなさ、心もとなさが残ります。残るといふより、ズバリと言って、脱原発社会を構想するには明らかに不足しているのです。相互補完的でないとなみとして求められるのは、きわめて現実的な思考、すなわちこちら側の岸（原発社会）から向う岸（脱原発社会）へ移行する、その方法や道順を作る仕事です。

二つの岸をへだてている川の幅は長いか短いか、水深は深いか浅いか、川の水は冷たいか、流れは急かゆるやかか、水はきれいかよごれているか、それらのことを測って、確かめねばなりません。つぎに川を渡るには泳いでいくのか、小舟を漕ぐのか、橋をかけるのか、トンネルを掘るのか、その方法を追求します。そして向う岸にどんな社会を計画すればいいのか、それこそがもっとも大切な青写真になります。前にも述べたように、この青写真はある朝突然、天から降ってくるものではありません。また一人の天才が私たちのために作ってくれるものでもないのです。

私たち一人びとりが苦勞しながら、ときには楽しみながらこころみてみる。失敗することを恐れずに思いきりよく実行する。その経験をもち寄り、何が足らなかつたかを発見し、さらに挑戦を続ける。こうしていくうちに、いつの間にか私たちのうしろに、誰もが納得し、歩くことのできる道（足跡）がついている。こういうやり方しかできないし、またそれが考えられるいちばんいいやり方だと思ふのです。一定の成果が上がるまでは、目立つことのない、地味な辛い作業もあるでしょう。それに耐えられる心身の力も養いたいものです。

地域性・多様性の尊重を

昨年の秋、しばらくの間この国を離れて、外から日本を見つめる機会がありました。そうすると、あらためて気がついたことの一つは、日本の草の根運動——その中には脱原発社会をめざす運動も含まれています——に、いま勢いがある、活気があるということでした。この活力の源泉は何だろうか、と考えてみました。私が達した結論は、運動の地域性、多様性が活力を保証しているということです。全体としてまとまりがなく、バラバラで、整理されていなくて、混沌としているように見えます。でもそれでいいのではないでしょう。世の中の変化は、いつもそうして始まるのではないだろ

うかと思うのです。

急いで正しい結論を求めたり、整合性のある首尾一貫した運動論を持つとうとしない方がよい。いま日本の各地で起こっている大小無数のうごきは、それをやっている当事者たちがまだ気がつかないほど大きな可能性を秘めています。おそろくあと数年、こうした混沌状態が続くでしょうが、その間私たちが試行錯誤を止めさえしなければ、きっと霧が晴れるように前方が見えてくるにちがいません。

地域性、多様性を尊重し、それを運動の原則とすることと、時には全国的な、また国際的な共同行動の課題をになうこととは、矛盾対立するものではないでしょう。前者を基礎とするかぎり、後者が成功する保証はありますし、逆に後者の進展は地域の多様な主体の力量を強めるのに役立つはずです。

脱原発社会への全世界的な胎動が始まりつつありますが、恐らく私たちの想像力を超えるような変化や新しいできごと

が、運動の過程で起こってくるにちがいない、そんな予感がします。そしてそういう事態を招きよせるのは、ほかでもなく私たちの日々の小さな行動の積み重ね以外のなものでもありません。

助走開始の合図は鳴らされました。脱原発社会にむかって
ホップ・ステップ・ジャンプ……。君たちの脚よ、勁く、たくましく、美しくあれ。

いま自然をどうみるか

高木仁三郎

フェミニズムと自然観

〔いま自然をどうみるか〕、白水社

前項でフェミニズムの問題が顔を出したので、すこしだけ触れておきたいことがある。私たちが本書で批判の対象としてきた西洋近代の人間中心で機械論的な自然観は、男性中心な思想が生み出したものだ、というフェミニズムの側の主張がある。それによれば、核兵器や原発など、巨大さと強さを重んじ、命や子孫への配慮を軽んずる文化は、基本的に男のものであるという。

詳しく取り扱う余裕はないが、このような主張には十分な根拠がある。特に啓発的な作業としては、キャロリン・マーチャントの『自然の死』がある。この本は副題を「女性、エコロジーそして科学革命」と題するようになり、女性とエコロジーの立場から、十六、七世紀の科学革命を見直している。ルネサンス期に復活した自然観は、宇宙を有機的な生きたものととらえ、地球を「母なる大地」として女性的なものにとらえていた。

この自然観は、たんに自然を生きたやさしいものとみるだけでなく、古来「母なる大地」に対する倫理的な自制を含むものであった。ギリシアやローマの詩人たちが鉄の時代について歌うとき、そこには大地を掘り裂いて鉱山を開発することへの批判がこめられていた。しかし、科学革命とともに「機械としての自然」観が支配的となり、自然は利用の対象となり、支配の対象となった。このときには、「母なる大地」に対する倫理的な自制も棄て去られた。

しかし、その科学革命の時代にあっても、アン・コンウェイ以下、数多くの女性思想家たちは、心身の一元性や人間と自然の一体性のうえに立った哲学を展開していたという。だが、そのような

思想の存在は、後世の男性中心の歴史家の作業の中でまったく無視され、かえりみられなかったため、ほとんど今日に伝わっていないという。フェミニズムとエコロジーの立場から近代科学を批判する作業は少なくないと思うが、豊富な文献に基づいたマーチャントの展開は説得力があるし、現代の自然観に対する示唆にも富んでいる。彼女の主張も、私たちに知らず知らず被せられる人間（男性）中心主義的な合理主義自然観の覆いを取りはらって、人間の自然なる性に立ち返ることが、いま必要だということになるだろう。

自然観における女性の性の強調は、理性中心に自然を把握し、人間を反自然化しようとする男性的な自然観に対して、感性と身体の自然性に依拠して自然につらなろうとしているわけで、私たちの問題意識に重なってくる。人間を自然の一員として相対化してとらえることと、女性の解放とをひとつのものとしてとらえるという視点は新鮮である。

反差別と自然性

社会的偏見からの解放が必要なのは、人種差別や性差別だけではない。あらゆる差別が自然に反してつくられたものというべきだろう。しかし、エコロジストたちの自然志向が往々にして、「健康志向」や「完全志向」につながり、差別意識を助長するという指摘がしばしばなされる。たしかに、画一的な健康志向がエコロジストの主張となっている現場も認められなくてはならない。

しかし、第五章にも述べたように、エコロジストの自然観は本来あらゆる多様性を重んじるはずのものである。自然界における諸生物の共生は、生物が多様化することによってこそ、豊かに安定的に働く。人間社会にあっても多様な存在が協働的に共生することによってこそ、いきいきとした有機的な社会が実現する。少数のエスニック（民族的）な集団や障害者を含めた多様な存在が、むしろその社会の自然で豊かなあり方とみるべきだろう。

右のことは、障害者や少数グループや被抑圧者層、底辺層の権利が守られるべきであるという民

主義のレベルのことではなく、むしろそのような存在こそが社会に新しい力を与えうるという視点からのものである。第五章、第六章で述べたことは、まったく違った視点から、しかしひとしく右のことを示唆しているのである。現実には私たちは、社会的に生み出される差別と偏見の海の中にいる。したがって、右のような偏見からの解放は、自覚的な社会的な努力なしに達成されないことは言うまでもない。だが、その解放は、実は、本来の自然に沿うものである、というのが私たちの主張したいところである。

いやそれだけでなく、ローレンツの言うように、子供の時代からの自然との密な接触を通じ、多様な価値——価値の多様性をこそ豊かさといふべきだろう——に目ざめることが、差別主義からの解放の道でもある、という主張をエコロジズムは含んでいるだろう。しかし、自然をそこまで積極的な解放の根拠として打ち出しうるためには、もうすこしの考察が必要となる。

自然主義

私たちは、前章でマルクスの自然主義と人間主義について言及した。そして、特に初期のマルクスにおいて顕著だった、人間と自然が自由に行き交う地平の追求という視点が、その後しいに人間主義と人間中心主義へと純化していってしまうと受けとめてきた。それをもう一度、より広い自然の世界へと人間を解放するという意味での真の自然主義へと転換させるのがエコロジーの意図だと言ったら、マルキストもエコロジストも不満だろうか。

直接にはやや違う文脈から、しかし基底にはやはりマルクスないしフォイエルバッハの自然主義と人間主義をいくぶん受けついでであろうものとして、いま西洋で自然主義という考えと言葉が語られるはじめている。翻訳された文献の中で明確な意図をもって語られているものとしては、たとえば次のようなものがある。

「産業社会的価値に対する批判、科学の危機、共同体的テーマの主張、等々——これらは、モスコヴィチのことばを借りれば『自然主義』とでも呼ぶべき思潮である。私たちは、そのなかに新しい歴史形成の場を規定するような、いくつかの主要な特徴をみいだすことができる。この自然主義は、自然と文化の古典的対立関係を拒否し、『よき』社会から『あしき』自然を——あるいは逆に

『あしき』社会から『よき』自然を——切り離すマニ教的善悪二項原理を斥ける。そして反対に、社会と自然の一体性を肯定するのである。」

「この自然主義は、ときとして、過去指向主義に陥ることもあるが、許容不可能と判断されるものに対して絶対的拒絶を表明するに留まるわけではない。それは経済、生産、科学の新しいあり方を掲げようとする志をも内包している。特に都市と農村、あるいは労働と余暇の関係を問いなおし、その新しいありようを考え、そうすることで未来に顔を向けることもある。」(以上トクレーヌ)

「エコロジー」が反公害とか反原発とかいう運動の中から生まれ、それなりに運動的な、政治的なメッセージをもったものであるのに対して、自然主義はより規範的な意味での生き方や社会のあり方の原理を示そうとするものといえるだろう。右に紹介した文章は、やや社会的な側面に比重が置かれているが、いま言われる自然主義は、ふつうに言う「自然な生き方」とか「ナチュラルな行動」というときの「自然」に近いだろう。人間の自然な本性に柔軟に根ざした「ナチュラル」な生き方、社会のあり方が、現代においてもごく自然に——もちろん転換は必要なのだが——可能だという主張である。

M・W・フォックスがそういう自然主義のひとつの典型的な考え方を『動物と神のあいだ』⁽⁷⁾で展開している。

「地球を、そして人間の精神を救うことは、対抗文化や反科学反技術への対応のような、自然への退行的復帰を、必ずしも伴わなくてもよい。むしろ、意識の覚醒と、知覚と価値観の変化である。それによって、動物と植物と仲間である人間を、どう利用できるかという立場からではなく、あるがままに(そのもの自体を、それ自体にふさわしく)見ることができるようになる。すなわち、効用によって価値を定めるのではなく、他者に同一の権利を与えるのである。知覚や認知におけるこの変換は、未熟な自己中心的な依存/操作から、受容的・包容的な存在様式への、成長的な変換でもある。」

「自然を感知し、自分自身の動物性にふたたび目覚めることは、新たなルネッサンスの一部であり、衰えつつある野性や、人間の精神をよみがえらせてくれるだろう。自らの動物性との接触をふたたびたしかなものとし、自然保護への関わりを再確認しさえすれば、わたしたちの子どもの、そ

の子どもたちに希望が持てると思う。自然と動物は、わたしたちをより完全な人間にしてくれる。」

ここに濃厚に出ている精神主義に違和感をもつ人は少なくないだろう。私自身もその一人だが、そういったことをあまり強く気にしないでこの文章を読めば、注目すべき点がある。

自然と動物——妙な表現だが——は、私たちをより完全な人間にしてくれる、と述べているように、この新しい自然主義は、いわば自然に依拠することによって、人間がはじめて真に人間たりうると考える立場であり、そういう意味で自然主義＝人間主義の立場といつてよい。小原秀雄は、フォックスに示されるような欧米の自然主義を、「人類的自然主義（ヒューマニスティック・ナチュラリズム、わかりやすくヒューマンナチュラリズムというほうがいいかも知れないが）」と仮称もできると述べて、基本的に支持している。

ナチュラルな社会

さて右に紹介してきたような、自然主義という思想を、本書の立場からどう受けとめたらよいだろうか。「自然主義」によって提起されている立場は、本書の問題意識と大きく重なりあっている。小原は言う。

「それ（小原自身が人間にとって自然なあり方として提唱してきた考え方。筆者注）は人間社会の人間の自然な構成である。また今日では、人間性自身の問い直し、人間性自身の高次な形成のしなおし、高次な人間的な自然への問いとその形成——すなわち自然な教育等々への展開を内包したものである。この主張が、従来行われていたものと異なるところは、人間的にそれが自然本性に根ざしており、狭い意味での価値的ものではなく、それ自体がナチュラルな帰結であるという点である。」

基本的にこの主張は支持できると思う。しかし、反核運動や反原発運動の現場に身を置いて考えてきた人間としては、自然主義をもうすこし別の面からとらえたいのである。フォックスなどを読むと顕著なのだが、いま必要とされる転換を、個人的な精神的努力によってはかろうとする傾向が

強く、そのための生物学的な根拠として、人間の「自然な本性」がもち出されている感が強い。しかし、それでは、社会的につくり出される反自然的な偏見や文化、諸制度を、つくり変えていくことは難しい。

もともと私たちが、自然とのより根源的な結びつきを、と言うとき、それは社会と自然を対置させて、反社会としての自然に連なるということではなかった。むしろ人間社会よりもさらに広い世界として、自然、宇宙を考えようということであった。

マルクスの自然主義＝人間主義に即して言えば、人間は自然な形において類的で社会的なものである。しかし、いまや「人類」を超えて、他のすべての自然との対等で協働的な関係において考えるべきなのであり、そのことによって人間は初めて完全な人間となる。あくまでこのような社会的（社会的という言葉はこの場合、明らかに枠が狭いのだが）広がりにおいて「自然主義」を考えることができるならば、私の問題意識と重なってくる。

小原は、「内なる自然——自分自身——と外なる自然——社会化された自然——との『自然な統一』」と言っている。理念的には正しいが、そうだとしても人間の生物学的な進化にまかせることによって、このゴールが達成されるというものでもなく、この目標に向けて社会を上から作っていくこともできない。自己の内なる自然性の発現と社会の変革とを相互媒介するのは、やはり広い意味での「運動」を措いては考えられない。

運動について

市民運動、住民運動、労働運動等のさまざまな運動が、自己の解放と社会の変革を相互媒介することを基本的な理念とするならば、これらのすべてがいま「ナチュラルな社会」ということを真剣に考えなくてはならない。逆に、「ナチュラルな社会」ということを考えるのであれば、それは抽象的・理念的なものとしてでなく、さまざまなイデオロギーや偏見、抑圧から自己を解放し、より自然なものへと自己発現していく具体的なプロセスぬきに考えることはできない。そして、そういったさまざまな差別や抑圧に対する運動、フェミニズムの運動、反核や反原発等々を通じることに

よってしか、人間にとって何が自然なのかは決まっていらないだろう。

そういう意味にとらえ直して、自然主義の提起を積極的に受けとめたい。そのうえで、逆に運動を考えると、「自然主義」が運動に対して示唆していることも少なくない。肩ひじ張って頑張った人、大状況をアジテーションしたりするタイプの運動はもはや通用しなくなっている。また、多数の人がかっつきりとしたひとつの思想・信条に統一され、団結して闘う、といった、多数派主義の運動も、もはやほとんど成立の余地がない。

多くの人がそれぞれ多様に、ごく自然に振る舞い、自分の意見を出し合いながら、その多様がおのずからある好ましい社会への流れをつくっていくような、その意味で真にナチュラルな運動ということが求められていると思う。ナチュラルイズムはまた、運動論でもあるはずだ。

あえてこのように言うのは、実際にますますこのような流れが、社会変革にとって重要となるだろうと考えるからである。反核運動の状況を見ても、第六章で触れたように、教のうえででは少数の太平洋の島々の人々とか、諸大陸の先住民の運動が、新しい重要な流れをつくっている。ヨーロッパの運動でも、女性たちの運動や小さな草の根的グループの運動が問題提起をし、流れのきっかけをつくるうえで、運動的にも思想的にも、たいへん重要な役割を担っている。

従来の政治闘争型の運動が地域性や個別性を捨象した普遍理念によってつながろうとするのに対して、これらの運動は、それぞれの地域の風土に依拠し、それぞれの個別性をむしろ前面に出して表現しようとする。そして地域の違いや考え方の違いが互いに感じられることによって、その違いにもかかわらず人々の間に共通に流れるある思いのようなものが、より多くの共感を呼びおこしているのである。そしてこうした運動のほうが、互いにとって精神的にも肉体的にも無理がなく自然でもある。

すでに触れたことだが、都市の運動や労働者の運動がめっきり精彩を失った昨今において、地域に根ざした住民運動が活気を保っているのは、右のことと無関係ではありえない。地域の風土と結びつくなかで人々はいきいきと活動しており、方言で運動をやっている。そのことがまた他の地域で同じように活動する人に共感を呼ぶのである。

いま自然をどうみるか、という問題意識から出発して、さまざまに曲折しながら人間と自然の問題を考えてきた。自然をどうみるか、つまり自然観の問題としては、さしあたってこれ以上に紙数を重ねたいと思うことはない。

自然をどうみるか、それは結局みられるべき自然の側の問題ではなく、私たちの側の問題である。そしてそうであるならば、問題はつまるところ、私たちがどう生き、どう運動するかということになってくる。自然観の問題を一応それとして考えてみたいという当初の問題意識も、結局、行きつくところに行きついてしまう。そこから先はあらためて講論を立て直したほうがよさそうである。

換言すれば、「自然をどうみるか」という設定自体が、私たちの目標とははるかに離れた地平から出発している。自然主義者のユートピアでは、けだし自己の外なるものとしての自然を自己から切り離して意識することはないだろう。私たちが自然をどうみるか、というふうの問題を立てたのは、私たちの内なるものと外なるものと、自然が二つに引き裂かれてしまった状況認識から出発しているからである。この「二つの自然」が止揚されるときには、自己から離れた、抽象化された対象としての「自然」は解消されてしまうだろう。

そういうユートピアの視点を別にすれば、私たちの直面しているのは依然として「二つの自然」の状態である。そして私たちの行きついたところからすれば、この状況の克服は生活や運動の実践の中からしか生まれまいだろうという、あたりまえすぎるほどの結論である。本書の議論が、そのような生活や行動にむけて人々の関心を促し、あるいは多少でも議論を呼びおこしうるものであれば、筆者の意図は満たされているといわねばならないだろう。

地球という子宮の採掘

C・マーチャント

(J・ロスチアイルド編『女性VSテクノロジー』、綿貫礼子・加地永都子訳、新評論)

技術による地球の支配と、それに呼応したマキナ・エクス・デオとしての、つまり機械論的世界観のイメージの台頭は、一六、一七世紀の科学革命の特徴であった。この時代には、機械論と自然支配という二つの考え方が中心概念となり、現代社会の支配的イメージとなった。古代からルネッサンス期までの有機体論的考え方は、女性原理が積極的に重要な役目を果たしてきたのだが、その考えは次第に弱められ、女性原理を搾取的方法で利用する技術論的考えにとって替わられていった。一六〇〇年代には、西欧文明がますます機械化されるにつれ、地球を、育む女と見、乙女と見る精神は機械に打ち倒されていった。

このような自然に対する支配的イメージの変化は、地球に対する人間の態度や行動の変化と直接的に関連するものであった。育む地球という古い方のイメージは、地球に対する人間の行動が社会的倫理的に許容される程度をいかに規定するかという、いわば文化的抑制の働きをすると見なされる。それに対し、地球を征服し、支配するという新しい方のイメージは、自然を剝奪する行為を許容する文化的是認として機能した。採掘、干拓、森林伐採、開墾(畑を切り開くため根こそぎ掘り返す)というような直接大地を変える活動に依拠する商業主義や工業化の過程を押し進めてゆく社会には、このような新しいイメージが必要であった。新しい活動は新しい技術を駆使した。吸

い上げポンプと押し上げポンプ、クレーン、風車、齒車、ちよう形舟^{バネツ}、チェーン、ピストン、踏み車、下掛け水車、上掛け水車、縮絨機、はずみ車、ふいご、掘削機、バケットコンベア、ローラー、齒車付きブリッジ、クランク、精巧な滑車および複滑車装置、ウォーム、平滑車、冠齒車、ランタン齒車、カムと偏心輪、ラチェット、スパー、圧搾器、膨大な形と組み合わせを持つねじ、といった技術である。

このような技術上、商業上の変化は、急激に起こったのではない。古代から中世にかけて徐々に発展してきたのであり、それに伴う環境上の悪化も同様に少しずつ進出した。古代地中海文明やギリシャ文明は、何世紀もかけてゆっくりと、山腹を採掘し、採石し、樹木におおわれた景色を変え、丘では過度な放牧をした。それでも、技術の水準は低く、人びとは自らを有限な宇宙の一部と見なしており、自然を神聖なもの^{フニクス}と見なす精霊崇拜や豊穡儀式も数多くあった。ローマ文明はより実利的で、非宗教的であったため、それらの環境への影響もさらに激烈であった。しかし、オヴィディウス、セネカ、プリニウスといったローマの作家たちやストア派の哲学者は、採掘を母なる大地への強姦であるとして公然と嘆いた。封建制の崩壊やヨーロッパ人の新天地や新市場への進展に伴い、商業社会は自然環境に加速度的な影響をもたらし始めた。一六、一七世紀までには、実践活動の世界における技術の発展と、精神世界における支配的な有機体的イメージ^{イメージ}の間の緊張が、あまりに高くなってしまった。古い社会の構造は、新しく生まれた実践活動とは相容れなくなったのである。

自然に対して育むことと支配することの隠喩はともに、哲学、宗教および文学の分野の中に存在していた。例えば、ギリシャ哲学とキリスト教における大地支配の思想やギリシャ哲学や他の異教哲学における育む大地の思想などがそうである。しかし、経済活動が近代化され、科学革命が進行するにつれ、自然支配の隠喩は宗教界を超えて普及し、社会や政治の領域にも優勢に広がっていった。このような二つの対抗するイメージと、それらの規範としてのかかわり合いは、一六世紀の文学、芸術、哲学および科学に見出される。

生命ある有機体として、また育む母（慈母）としての大地のイメージは、人間の行動を規制する文化的抑制として役立ってきた。商業的な採掘はただちにそれを要求するだろうが、人間は喜んで母親を殺したり、金を求めてその内臓に掘り進んだり、あるいはその身体から手足をもぎとったりはしない。大地が生きており、感覚があると思なされているかぎり、大地に対する破壊的な行為を実行することは、人間の反倫理的行動であると見なされてきた。ほとんどの伝統的な文化において、鉱物や金属は母なる大地の子宮の中で成熟し、採掘坑はその陸にたとえられ、冶金は、生命ある金属の誕生を溶鉱炉という人工子宮の中で人間の手によって早めることであり、機が熟する前に行う金属の自然成長サイクルからの墮胎であった。採掘坑を掘ることで生命ある大地の神聖さをけがす前には、坑夫たちは地上と地下の神々に、怒りを静めるための供え物をし、いけにえの儀式を行い、厳格なみそぎ、禁欲、断食を遵守した。鍛冶工たちは、金属を溶融し、精錬し、ハンマーやカナトコで打ちつけることで、金属の誕生を促進させることに荘厳なる責任を負っていた。しばしば彼らは、部族の儀式においてシャーマンの地位を与えられ、彼らの道具は、特別な力を保有すると考えられていた。

ルネッサンス期においても育む大地というイメージは、依然として微妙な形で倫理的抑制と節度をもたらしていた。その時代の文学に見出されるようなイメージは、そのルネッサンス期の文化の中で規範的な役割を演じうるのだ。自然に対する支配的イメージは、倫理的抑制としても倫理的是認としても——微妙な「すべきである」あるいは「すべきでない」として——作用する。したがって、自然を表す隠喩やイメージが変化するにつれ、行動上の抑制は是認へと変化しうる。自然に対するイメージや表現のそのような変化は、科学革命の過程で起こっていた。

自然に関する表現法の規範の意味を認識することは重要である。現代の言語哲学者たちは、科学における「である」と社会における「すべきである」との間の区分けをする以前の実証主義者のやり方に対し、批判的な評価をしてきたが、記述と規範は、各々「である」と「すべきである」との言語学的分け方によって、互いに対立している

のではなく、むしろ互いの中にそれぞれが含まれるのだ、と論じている。自然界についての記述は、あらかじめその規範を前提とすることができる。つまり、倫理的意味を包含しているのだ。言説の規範機能は、それを記述として使われることの中にある。その規範は、目に見えない抑制あるいは倫理的にすべきでないという形で作用することにおいて、記述の中に隠された暗黙の前提であるかもしれない。記述者あるいは文化自体は、倫理的な意味を意識していかないかもしれないが、その指示どおりに行動することがある。隠れた規範は、その代案や矛盾が姿を現すと、意識を回復し明白になることがある。言語はその中に文化を包含しているので、言語が変われば文化にも重大な変化が起こる。自然に関する記述の仕方の変化を調べることによって、文化的な価値の変化をいくらかは読みとることができる。記述的な表現法と規範的な表現法の相関性を意識するということは、前者の変化を観察することで後者の変化を評価できるということである。

育む母としての自然のイメージが倫理的含みを持っていただけではなく、概念体系としてのその有機的枠組みもまた、それに関連した価値体系を含んでいた。現代の哲学者は、所定の規範理論はある特定の概念構造と結びついているが、それ以外の他のものとは結びつかないと論じている。一つの枠組みは、それ自身の中に構造的、規範的内容として、ある範囲のヴァリエーションを包含してはいるが、それに代替するか、あるいは対立する別の枠組みに属する規範に対しては否定する。

枠組みの構造と、それに結びついた価値との関係は偶然でないという理由から、ある解釈の枠組みを受容しながらそれに結びついた価値判断を拒否することはできない。そうであっても、新たに台頭してきた商業革新や技術革新は、既存の概念構造をくつがえすこともできるし、徐々に弱体化することもできる。新しい人間的、社会的要求は、既存の構造と結びついた規範の抑制を脅かし、それによって新しい規範を必要としているのだ。

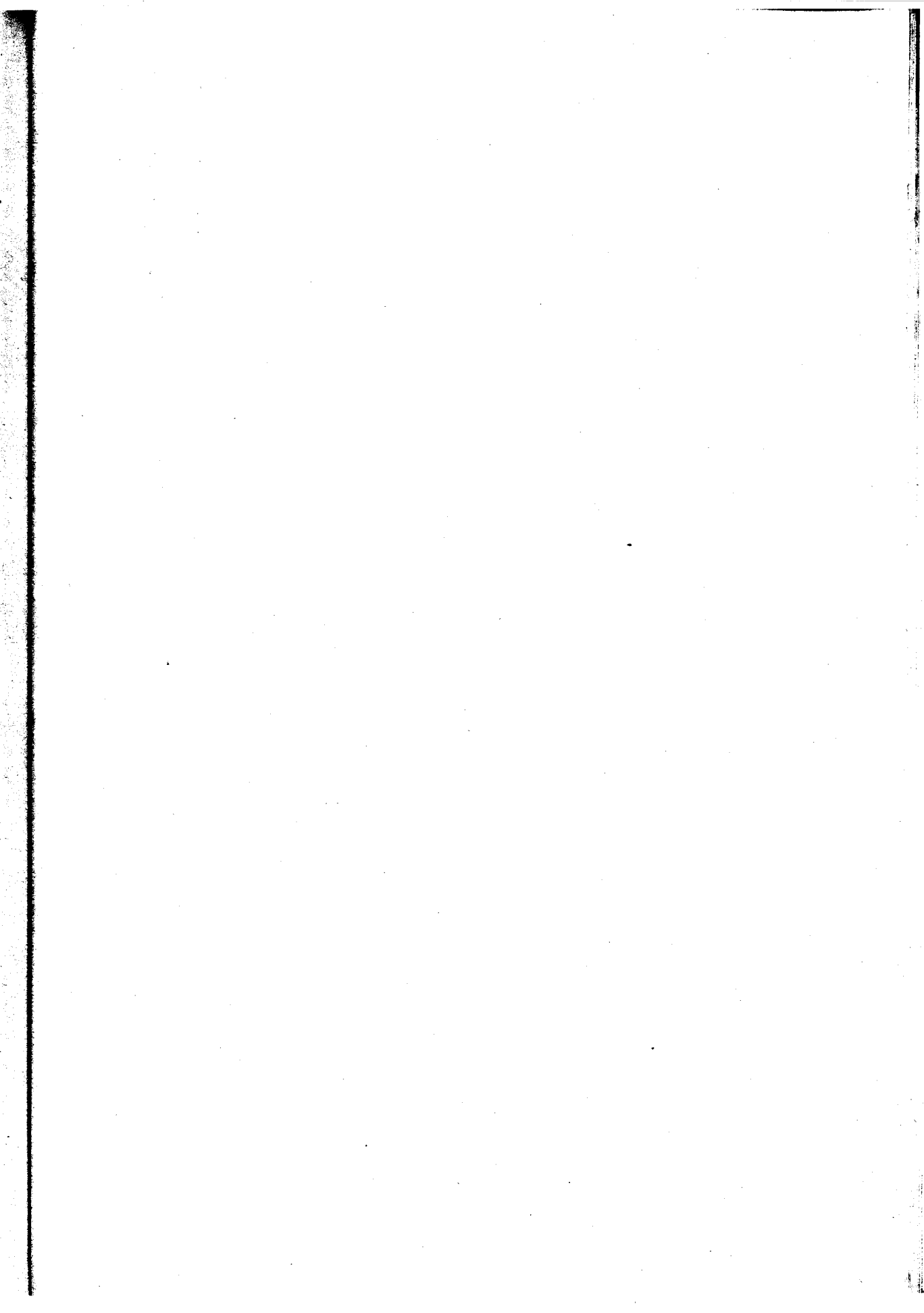
有機論的枠組みは、商業の発達や技術の革新よりも優勢であるよう何世紀にもわたって十分に統合力をもちつづ

けていたが、一六、七世紀に西欧に広がった商業や技術の急速な変化は、宇宙と社会の有機的統一を弱体化させ始めた。全体として社会の要求と目的が、商業革命と共に変化してきたことから、有機的自然観に結びついた価値は、もはや役立たなくなった。したがって、その概念的な枠組みのもつ効力も、徐々にだが絶えず脅かされていった。

地球宇宙——慈母としての地球

一般的な意味においての自然だけが女性とみなされていたのではなく、地球、あるいは地球宇宙もまた、感覚をもち、生きた、人間の行動に反応する、慈母とみなされていた。地球へのイメージや態度の変化は、自然観の機械論化が進むにつれ、途方もないほど大きな意味をもつことになった。育む地球が、死んだ、生命のない、物理的な機構へと変わるのであれば、抑制の規範としての機能を失なうであろう。

II 抑圧からの解放



【解題】

「抑圧からの解放」の章で取り上げるべきテーマはきわめて多い。資料蒐集の段階で挙げられたものだけでも、アイヌ民族の自立、沖縄の自立と解放、在日韓国・朝鮮人の権利、アジアからの出稼ぎ労働者、女性解放、部落解放、障害者解放、共生教育と脱学校、家族、高齢化社会と老人、医療、地域の自立……と限りがない。限られた紙幅ではどこかに絞らざるをえない。

そこで第一集では次の基準にそってテーマと文献を選んだ。① P P 2 1 の企画に直接かかわっているテーマを優先させる。アイヌ民族の自立とフェミニズム（沖縄、教育に関しては第二集へ）。② P P 2 1 の目的のひとつに、アジアの民衆との連帯がかかげられているので、それに関連したテーマ。③ オルタナティブ論議に重要な示唆を与えるもの。とりあえず、差別・抑圧からの解放をめざす主体の確立と共同の在り方を新しい角度から探求しつつある障害者解放運動の文獻。

アイヌ新法の制定を

はじめに「アイヌ民族に関する法律案」について。P P 2 1 北海道の趣意書には三つの論題が挙げられている

が、その一つに「歴史を担って未来を考える」がある。「北海道は、もともとアイヌ民族の先住の地です。その歴史を踏まえ、歴史に学びながら、この地でこれからアイヌと和人がともに生きるには……という課題を、ひとつの柱として立てようと思います。特に来年「一九八九年」は、クナシリ・メナシの戦い「アイヌ民族が和人の圧制に耐えかねて蜂起した最後の戦い」から二〇〇年目に当たります。この出来事を記念して、慰霊の行事を行うとともに、アイヌ新法制定への機運を盛り上げたいという趣旨です。」

このアイヌ新法Ⅱ「アイヌ民族に関する法律案」は、「アイヌ問題を唯単に北海道の問題としてとらえるのではなく、日本の近代国家への成立過程におけるアイヌ民族の置かれた立場を正しく理解し、多民族国家「日本」という視座からアイヌ民族の地位にスポットをあて、これまでの福祉優先からアイヌ民族としての自立を基本とした抜本的な政策が必要である」という趣旨にもとづいて、北海道ウタリ協会が一九八四年に成案したもので、アイヌの民族的権利の回復を前提にして、人種差別の一種、民族教育と文化の振興、経済自立対策など、抜本的かつ総合的な制度の確立を求めた画期的な法律案である。こ

れに続く「ウタリ問題懇談会の報告」は北海道ウタリ協会の陳情書に基づいて、道知事の私的諮問機関である同懇談会が八八年三月に答申したものである。また日本政府がアイヌを「民族」として位置づけられない限り新法の実現は不可能で、このため北海道ウタリ協会は国際的活動も強めているが、これに関連して「国際人権規約」の該当条項と国連人権センターへの要請書を付した（資料はすべて、北海道ウタリ協会「アイヌ民族の自立への道」より）。

アジア・フェミニズムの地平を拓く

PP21の企画の一つとして「アジア・フェミニズムの地平をひらく」をテーマに「アジア・女性フォーラム」開かれる。「現在の日本を、アジア・第三世界と共生しうる国に変えていく道すじを共に探ることで、男社会というタテの構造を変えていきたいと思えます。既成の「開発・発展」に変わる別の「発展」のヴィジョンを、私たちの運動の蓄積と感性と創意でつくりだしていくこと——アジア・フェミニズムを構想し、二一世紀への方向を探ること——が、このフォーラムを開催する目的です」（趣意書）。ギタ・セン、カレン・グローン「第三世界

女性解放運動からの挑戦」はこの趣旨に沿った論文で、やや長文であるが、基調となる色彩をもつので全文載せることにした。一九八〇年代に入って新しい展開をとげた第三世界の女性解放運動の歴史と経験を踏まえて、次にすすむためにどの様な「ヴィジョン」「戦略」が必要か、またそれを打ち出すための「方法論」は何かについて全面展開したもので、明確なオルタナティブを示している。なお、アジア・フェミニズムという認識は初めての人には聞き慣れないかもしれないが、これについては松井やより「女たちのアジア」（岩波新書）、同「アジア・女・民衆」（新幹社）が参考になる。

日本のフェミニズム、女性解放については多くの考え方、運動があつて、少ない分量で方向を絞ることはむずかしい。そこで最近のフェミニズムの論議の一端を知ってもらう意味で、昨年十二月に行われた「フォーラム・新しい社会の創造をめざして」の「フェミニズムの挑戦」分科会の記録を採った。「労働」を焦点にマルクス主義フェミニズムを追求する久場嬉子、ラディカル・フェミニズムの立場で「権力作用」としての性抑圧の構造を分析する江原由美子、近代フェミニズムの可能性を再評価すべきという水田珠枝の三人を中心とした提起と討論が

おもしろい。これに上野千鶴子、金井淑子、青木やよひを加えるとフェミニズムの代表的論客がそろうが、三人の著作は手に入りやすいと思うので割愛した。なお、第一章に収録したキャロリン・マーチャント「地球という子宮の探掘」も参照してほしい。

日本の差別・排外政策を問う

アジアからの出稼ぎ労働者の問題が現代日本の大きな社会問題になりつつあり、政府、財界からの様々な対応策や、連帯運動の側からの提起が多数出されている。この問題ではアジアからの出稼ぎ労働者を日本社会に受け入れるべきかどうかを原理・原則から論ずる立場もあるが、それよりも、出稼ぎ労働者の労働、生活の実態にふれ、彼ら彼女らと一緒に交流、相談、闘争を積み重ねる中で実践的に問題を解決し、日本社会の側の課題を明らかにしていくことが重視されるべきと思う。その観点から、最近行われた二つの集会から「決議」を採った。

一つは「いま、日本の差別・排外政策を問う——アジアからの出稼ぎ労働者、在日韓国・朝鮮人との連帯のために」集会宣言（八九年三月五日、東京）。これはこの問題にかかわる五六の団体が加わった集会で、狭義の出

稼ぎ労働者の問題だけでなく、入管法問題を軸に、在日韓国・朝鮮人、中国人を含むすべての在日外国人の権利実現という広い分脈の中に位置づけてとらえているのが特徴である。

もう一つの「アジアからの出稼ぎ労働者問題協議会」の声明は、CCA（アジアキリスト教協議会）が主催し、日本の地域でアジアからの出稼ぎ労働者を支援するグループと、フィリピン、韓国、香港で活動する人を招いて四月五～七日、大阪で開かれた。三・五集会とほぼ同じ基調のもので、同集会とあわせて現在の運動の一つの到達点を示していよう。

障害者の自立と解放

障害者解放運動については、今回のPP21の企画の中には直接見あたらないが、日本の社会の変革を考える上で欠かすことが出来ない。ここでは一九七六年に結成された「全国障害者解放運動連絡会議」の「結成大会宣言」と、結成から五年経った時点での全障連運動の中間総括「森安拓史「全障連運動の歴史的展望」（全国障害者解放運動連絡会議編「障害者解放運動の現在」所収、現代書館）、およびいま全国でたたかわれている養護学

校義務化反対の闘争から、「障害児を普通学校へ・全国連絡会」のよびかけを載せた。

全障連結成の意義については森安論文にくわしいが、「障害者自らの自立と解放運動の広まりと」「独自の連絡・情報・共同闘争・統一闘争網」の確立をめざした全障連の結成がなぜ画期的であったのか。それまでの障害者解放運動は全障研（全国障害者問題研究会）——障全協（障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会）の考えと運動が主流であった。彼らの運動と理論は、「発達保障論」に典型的にあらわれているように、差別と闘う障害者自身が解放の主体となるよりも、「健常者」や政治が障害者に「……の権利を保障する」という考え方、運動の組み立てを特徴とした。したがってその運動はどんなに「発展」しても、障害者を解放の主体として自立する道をとざし、最悪の場合には障害者を福祉政策実現の「あと押し部隊」におとしめる危険をもっていた。何よりも全障連はこれらの考えをきっぱり批判して、障害者自身の自立と解放をめざして結成された。ここに画期的意義がある。そこから、森安論文にもあるように、現在の「福祉」の考えに対する告発とともに、「障害者が地域社会で自立していくための独自の要求闘争」が生まれる。

全障連は結成以来、全国闘争として養護学校義務化阻止闘争と赤塚裁判糾弾闘争の二大闘争を闘ってきた。赤塚闘争については今春、勝利をおさめたが、もう一つの養護義務化阻止闘争については、「障害児を普通学校へ全国連絡会」を結び目にして、全国的な運動が進んでいる。資料にある同会の「よびかけ」「会の目的」を見れば問題の所在と運動の方向は明らかだが、この闘いは同時に現在の学校教育のあり方の全体を問うものでもあることに注目したい。

障害者解放運動の中からはずでに、差別とたたかい、障害者と「健常者」がともに学び、生きることのできる「共生教育」「共生社会」構想と運動が提唱されている。全障連の提唱する「共闘の原則」の考え方も含めて、オルタナティブ議論のためにここから学ぶことは多いと思う。

（安藤紀典）

一日も早く新法制定へ皆様のご協力を

北海道ウタリ協会理事長 野村義一

当協会は、アイヌの民族的権利の回復を前提にした人種的差別の一掃、民族教育と文化の振興、経済自立対策など、抜本的かつ総合的な制度を確立する必要があるという基本的な考え方に立脚して、明治三十二年に制定された「北海道旧土人保護法」を廃止し、新しい法律を制定すべく去る五十九年七月十二日北海道知事及び北海道議会議長に対し陳情書を提出しました。

新聞、テレビ等で既にご承知と思いますが、知事の私的諮問機関としての「懇話会」の中で三カ年にわたり検討を重ね、去る三月二十二日知事に答申がなされました。当協会としては、この新法制定の一日も早い実現を願っているところです。それでは、何故当協会が新しい法律の制定を求めているのかと申しますと、この北海道の歴史的過程をよく理解していただかなければ難しいと思います。

北海道、樺太、千島列島を、アイヌモシリ（アイヌの住む大地）として、固有の言語、風習、文化を持ち独自の歴史を築いてきたのがアイヌ民族であったのです。

しかしながら明治維新によつて近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民族であったアイヌとの間に何の交渉もなく、アイヌモシリ全土を一方的に日本領土に組み入れ、また明治八年に帝政ロシアとの間に千島樺太交換条約を締結して、アイヌの安住の地を強制的に棄てさせたのです。

しかも明治三十二年に至つて、同化政策を目的とした「北海道旧土人保護法」を制定しアイヌ民族問題は、日本の近代国家への成立過程においてひきおこされた恥じとすべき歴史的所産であり、日本国憲法によつて保障された基本的人権にかかわる重要な課題をはらんでいるからなのです。

現在行われている「北海道ウタリ福祉対策」は、北海道が策定したもので国としての責任が明確になつておりません。そこで屈辱的な差別法である「北海道旧土人保護法」を廃止して新たにアイヌ民族に関する法律の制定を求めて立ち上がったのです。

この新しい法律の制定を実現させるためには、幅広く署名運動を展開して、道民、国民の世論として持ち上げていくことが極めて大切なことなのです。どうかこの趣旨にご賛同いただき各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

アイヌ民族に関する法律(案)

第一 基本的人権

アイヌ民族は多年にわたる有形無形の人種的差別によつて教育、社会、経済などの諸分野における基本的人権を著しくそこなわれてきたのである。

このことにかんがみ、アイヌ民族に関する法律はアイヌ民族にたいする差別の絶滅を基本理念とする。

第二 参政権

明治維新以来、アイヌ民族は「土人」あるいは「旧土人」という公的名称のもとに、一般日本人とは異なる差別的処遇を受けてきたのである。明治以前については改めていうまでもない。したがつてこれまでの屈辱的地位を回復するためには、国会ならびに地方議会にアイヌ民族代表としての議席を確保し、アイヌ民族の諸要求を正しく国政ならびに地方政治に反映させることが不可欠であり、政府はそのための具体的な方法をすみやかに措置する。

第三 教育・文化

北海道旧土人保護法のもとにおけるアイヌ民族にたいする国家的差別はアイヌの基本的人権を著しく阻害しているだけでなく、一般国民のアイヌ差別を助長させ、ひいてはアイヌ民族の教育、文化の面での順当な発展をさまたげ、これがアイヌ民族をして社会的、経済的にも劣勢ならしめる一要因になっている。

政府は、こうした現状を打破することがアイヌ民族政策の最重要課題の一つであるとの見解に立つて、つぎのような諸施策をおこなうこととする。

- 1 アイヌ子弟の総合的教育対策を実施する。
- 2 アイヌ子弟教育にはアイヌ語学習を計画的に導入する。

3 学校教育および社会教育からアイヌ民族にたいする差別を一掃するための対策を実施する。

4 大学教育においてはアイヌ語、アイヌ民族文化、アイヌ史等についての講座を開設する。さらに、講座担当の教員については既存の諸規定にとらわれることなくそれぞれの分野におけるアイヌ民族のすぐれた人材を教授、助教授、講師等に登用し、アイヌ子弟の入学および受講についても特例を設けてそれぞれの分野に専念しうるようにする。

5 アイヌ語、アイヌ文化の研究、維持を主目的とする国立研究施設を設置する。これにはアイヌ民族が研究者として主体的に参加する。従来の研究はアイヌ民族の意思が反映されないままに一方的におこなわれ、アイヌ民族をいわゆる研究対象としているところに基本的過誤があったのであり、こうした研究のあり方は変革されなければならない。

6 現在おこなわれつつあるアイヌ民族文化の伝承・保存についても、問題点の有無をさらに再検討し、完全を期する。

第四 農業漁業林業商工業等

農業に従事せんとする者に対しては、北海道旧土人保護法によれば、一戸当り15000坪(約5ヘクタール)以内の交付が規定されているが、これまでのアイヌ民族による農業経営を困難ならしめている背景にはあきらかに一般日本人とは異なる差別的規定があることを認めざるをえない。北海道旧土人保護法の廃止とともに、アイヌ民族の経営する農業については、この時代にふさわしい対策を確立すべきである。

漁業、林業、商工業等についても、アイヌの生活実態にたいする理解が欠けていることから適切な対策がなされな

いままに放置されているのが現状である。

したがって、アイヌ民族の経済的自立を促進するために、
つぎのような必要な諸条件を整備するものとする。

農業

1 適正経営面積の確保

北海道農業は稲作、畑作、酪農、畜産に大別されるが、地域農業形態に即応する適正経営面積を確保する。

2 生産基盤の整備および近代化

アイヌ民族の経営する農業の生産基盤整備事業については、既存の法令にとらわれることなく実施する。

3 その他

漁業

1 漁業権付与

漁業を営む者またはこれに従事する者については、現在漁業権の有無にかかわらず希望する者にはその権利を付与する。

2 生産基盤の整備および近代化

アイヌ民族の経営する漁業の生産基盤整備事業については、既存の法令にとらわれることなく実施する。

3 その他

林業

1 林業の振興

林業を営む者または林業に従事する者にたいしては必要な振興措置を講ずる。

商工業

1 商工業の振興

アイヌ民族の営む商工業にはその振興のための必要な施策を講ずる。

労働対策

1 就職機会の拡大化

これまでの歴史的な背景はアイヌ民族の経済的立場を著しくかつ慢性的に低からしめている。潜在的失業者とみなされる季節労働者がとくに多いのもそのあらわれである。政府はアイヌ民族にたいしては就職機会の拡大化等の各般の労働対策を積極的に推進する。

第五 民族自立化基金

従来、いわゆる北海道ウタリ福祉対策として年度毎に政府および道による補助金が予算化されているが、このような保護的政策は廃止され、アイヌ民族の自立化のための基本的政策が確立されなければならない。参政権の確保、教育・文化の振興、農業漁業など産業の基盤整備もそのひとつである。これらの諸政策については、国、道および市町村の責任において行なうべきものと民族の責任において行なうべきものとがあり、とくに後者のためには民族自立化基金ともいふべきものを創設する。同基金はアイヌ民族の自主的運営とする。

基金の原資については、政府は責任を負うべきであると考えられる。基金は遅くとも現行の第二次七カ年計画が完了する昭和六十二年度に発足させる。

第六 審議機関

国政および地方政治にアイヌ民族政策を正當かつ継続的に反映させるために、つぎの審議機関を設置する。

1 首相直屬あるいはこれに準ずる中央アイヌ民族対策審議会（仮称）を創設し、その構成員としては関係大臣のほかアイヌ民族代表、各党を代表する両院議員、学識経験者等をあてる。

2 国段階での審議会と並行して、北海道においては北海道アイヌ民族対策審議会（仮称）を創設する。構成については中央の審議会に準ずる。

報 告

1 新法の必要性

(1) アイヌの現状

アイヌは、自然の豊かな恵みを受けて、独自の生活と文化を築き上げてきた。しかし、本州・四国・九州の各地からの移住者が増加し、北海道の開発が本格的に進む中で、アイヌの生活の基盤と文化が奪われ、同時に、古くから培われてきた習慣、生活態度などにより、激しく変化する社会に対応することができず、社会的にも経済的にも恵まれない環境のもとにある人たちが多かった。

その後の歴史的経過の中で、明治三十二年（一八九九年）に「北海道旧土人保護法」が制定され、さらに、昭和四十九年（一九七四年）からは二次にわたる「北海道ウタリ福祉対策」が推進されてきた。これらによって、アイヌの生活の状況は改善が図られたものの、まだなお多くの点においてかなりの格差が存在している。

昭和六十一年（一九八六年）六月に北海道が実施した「ウタリ生活実態調査」によると、その人口は二四、三八一人であり、生活水準、就労状況、所得水準、高校・大学への進学状況などの点で一般道民との間に格差があり、特に、高校・大学への進学状況についての格差が著しい。また、アイヌに対する差別の事例も指摘されており、前記「ウタリ生活実態調査」のアンケートの結果でも、二十三・一パーセントの人が、「ひどい差別を経験したことがある」と答え、また、差別が「現在もある」という回答が調

査対象者の六十一・二パーセントにもぼっている。このような差別は、一般国民のアイヌの人たちに対する理解が十分でないことから生じているものである。

さらにアイヌは、独自の宗教・言語・文化を形成し保持している民族であるが、伝承者が高齢化していることなどから、アイヌ語及びアイヌ文化の継承・保存活動の一層の促進が課題となっている。

(2) 「北海道旧土人保護法」の実態

「北海道旧土人保護法」は、アイヌに土地を下付して農業を奨励することをはじめ、生活扶助、医療、教育の奨励などの保護対策を行うことを通じて、日本国民に同化させることを目的に、明治三十二年（一八九九年）に制定された。

その後、同法は数度にわたって改正され、特に、第二次大戦後は日本国憲法の下における社会保障制度及び公教育制度の拡充などにより、社会保障や教育に関する規定が削除された。今日、同法の規定のうち実際に機能しているのは、下付された土地の譲渡などにあたって北海道知事の許可を必要とする点と、共有財産の管理を定めた規定のみといえる。

しかし、下付された土地の現状をみると、昭和六十二年（一九八七年）三月三十一日現在で残っているのは一、三六〇ヘクタール余りで、全下付地面積九、〇六一ヘクタールの十五パーセントに過ぎなくなっている。もともと下付された土地の中には、農耕に適さない荒地や傾斜地なども多くみられ、また十五年以内に開墾しなければ没収するという「成功

「検査」が条件となっていたため、下付された土地を実際に手に入れることのできなかつたアイヌも多かった。「成功検査」によって没収された土地は、全下付地面積の二・五パーセントにあたる一、九五〇ヘクタールにのぼっている。さらに、第二次大戦後に行われた農地改革の際に、北海道からの買収除外措置の要請にもかかわらず、これらの土地も自作農創設特別措置法による農地買収の対象となり、全下付地面積の二五・六パーセントにあたる二、三二八ヘクタールが強制買収されている。

また、共有財産については、明治時代の漁場経営の収益金や宮内省からの教育資金としての御下賜金などのほか、共有の土地などを北海道知事（北海道庁長官）が管理をしてきた。これまでに土地などについてはそれぞれ処分され、昭和六十三年（一九八八年）一月現在、預金として九九一、四三八円が管理されているのみである。

なお、旭川市では、度重なる下付予定地をめぐる紛争のため、昭和九年（一九三四年）に「旭川市旧土人保護地処分法」が制定され、北海道庁から旭川市に貸付されていた土地が、アイヌに個人有または共有財産として下付された。下付された土地の所有権に対する制限については、北海道旧土人保護法の規定が準用されている。共有財産とされた土地は、第二次大戦後、農地改革の対象となった。

以上のように、「北海道旧土人保護法」及び「旭川市旧土人保護地処分法」の実態を検討した結果、現在では土地の譲渡に対する規制などの必要性が薄れており、当懇話会は、これらの法律が今日もはやその存在意義をほとんど失っているものと判断する。

(3) 「先住権」と「アイヌ新法（仮称）」

「先住権」は、一般に、先住民族の居住するないし居住していた土地及びそこにある資源に対する権利、伝統文化を維持し発展させる権利、さらに一部には政治的自決権を包含する内容の権利として、諸外国並びに国際的な場でも主張され論議されている。当懇話会においても、「先住権」を根拠として、アイヌが先住していた土地及びそこにある資源に対する補償としての「自立化基金の創設」、伝統文化を維持し発展させるための「教育・文化の振興」、さらには、政治的自決を表現するための「議会における特別議席の確保」などを内容とする「アイヌ新法（仮称）」を制定すべきとの主張があった。

「先住権」の概念は、いまだ法的に明確に確立されておらず、またその内容についても検討すべきことが残されている。しかし、アイヌ民族が北海道（北方領土の島々を含む）などに先住していた事実は明らかであり、また明治三十二年（一八九九年）に日本政府がアイヌを国民に同化させることを目的に「北海道旧土人保護法」を制定したことは、北海道に土着する民族としてのアイヌが存在することを認めていたことを意味するものである。このようなことから、「先住権」がわが国におけるアイヌ民族の地位を確立するための「アイヌ新法（仮称）」を制定する、一つの有力な根拠になり得るといふ点については、当懇話会において意見の一致をみた。

以上のような検討の結果、アイヌの人たちと一般国民との格差と現存する差別を是正・解消し、アイヌ民族の言語・文化を継承・保存するためには、もとより

アイヌの高い自覚と積極的な努力が不可欠であるが、同時に国においても、新たな施策の展開を図ることが必要であると考ええる。

2 提言

当懇話会は、現行の「北海道旧土人保護法」及び「旭川市旧土人保護地処分法」を廃止するとともに、以下のような内容を含む「アイヌ新法（仮称）」を国が制定することを提言する。

(1) アイヌの人たちの権利を尊重するための宣言

日本国憲法の下において、アイヌの人たちの権利が十分に尊重され、その社会的・経済的地位が確立されるよう権利宣言を定めること。

(2) 人権擁護活動の強化

学校教育、就職、結婚、その他の日常生活において、アイヌに対する差別が存在している現状を改善するために、アイヌに対する人権擁護活動の強化を図ること。

(3) アイヌ文化の振興

アイヌ語及びアイヌ文化の継承・保存並びに普及に関する活動を援助するとともに、アイヌ民族文化を総合的に研究する国立のアイヌ民族研究施設を設置すること。

(4) 自立化基金の創設

アイヌの自立的活動を促進するために、「アイヌ民族自立化基金（仮称）」を設置すること。なお、その

基金の運営にはアイヌの自主性が最大限に確保されるときともに、国の適正な監督が及ぼされるものとする。

(5) 審議機関の新設

アイヌの民族政策並びに経済的自立を図るための産業政策を継続的に審議するため、アイヌ民族の代表を含む審議機関を新設すること。

3 付言

当懇話会においては、次のような点についても論議されたことを付言する。

検討の過程において、国会及び地方議会にアイヌ民族代表の特別議席を設けるべきとの主張があった。

しかし、アイヌ民族に特別議席を付与することは、日本国憲法における選挙権の平等（第十五条第一項、第三項及び第四十四条但し書）及び国会議員が全国民の代表であること（第四十三条第一項）の規定からみて、一般の国民と区別してアイヌという特別の選挙人の範ちゅうを認めることは、憲法に抵触する疑いが濃厚であり、それを認めるためには、憲法改正が必要であることから、このような憲法改正の妥当性、さらにはアイヌ民族に特別議席を付与する考え方そのものに疑問が呈された。

また、「アイヌ新法（仮称）」においては、法律の対象となる「アイヌ」をどのように定義するかという問題がある。これについては、アイヌとしての血があること及び本人の自発的意志の尊重という二つの要素を考慮する必要があるとされた。

日本国政府が、アイヌを「民族」として位置付けられない限り新法の実現は不可能となる。

そこで、国内はもとより、諸外国に対しても、日本国内におけるアイヌ民族問題を理解してもらうことが肝要であることから、一九八六年（昭和六十一年）十一月二十五日付をもって国連人権センター宛に調査要請書を送付した。

これに対し、同年十二月十日国連人権センターより「各関係機関に付託するとともに日本政府に対してもこの調査要請書の写しを送付した」旨の回答があった。

市民的及び政治的権利に関する国際規約
(国際人権規約)の抜すい

第二七条

種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第四〇条

1 この規約の締約国は、(a)当該締約国についてこの規約が効力を生ずる時から一年以内に、(b)その後は委員会が要請するときに、この規約において認められる権利の実現のためにとつた措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することを約束する。

要 請 書

日本国政府は、1980年に提出した国際人権規約に係る報告書の中で「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第27条（少数民族の保護）に基づく、少数民族は存在しない旨を強調しておりますが、歴史的には北海道を中心とする北方の島をアイヌモシリ（アイヌの住む大地）として固有の言語と文化を持ち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いた集団がアイヌ民族であり、徳川幕府や松前藩の非道な侵略や圧迫とたたかいつつも民族としての自主性を保持して参りました。

しかしながら、明治維新（1868年）に至って近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本国政府は、アイヌ民族との間になんの交渉もなくアイヌモシリを一方的に日本領土とし、アイヌ民族の安住の地を強制的に棄てさせたのであります。さらに1899年には同化政策を目的とした「北海道旧土人保護法」を制定し、アイヌ民族の尊厳をふみにじったのです。

今日、日本には、数万人のアイヌ民族が生存しており、民族の言語、信仰、文化、生活習慣などが日本国政府の同化政策によって画一化されつつありますが、決してこれは単一民族の決定条件にはならないと考えます。

よって日本国政府の単一民族国家論の概念を払拭するために調査並びに審議を要請いたします。

1986年11月25日

Cente for human rights
Palas DES Nations
1211 Geneva 10 Switzerland

札幌市中央区北3条西7丁目
社団法人北海道ウタリ協会
理事長 野村 義一

国連人権センターからの回答

1986年12月10日

北海道ウタリ協会
理事長 野村 義一 殿

謹 啓

1986年11月25日付要望書について

上記要望書を受理した旨、ご通知申し上げます。

同封の決議に述べられている手続きに従って、貴要請書のコピーを当国当局へ送付し、その概要を国連人権委員会と国連差別防止及び少数者保護小委員会に機密扱いで付託することになります。

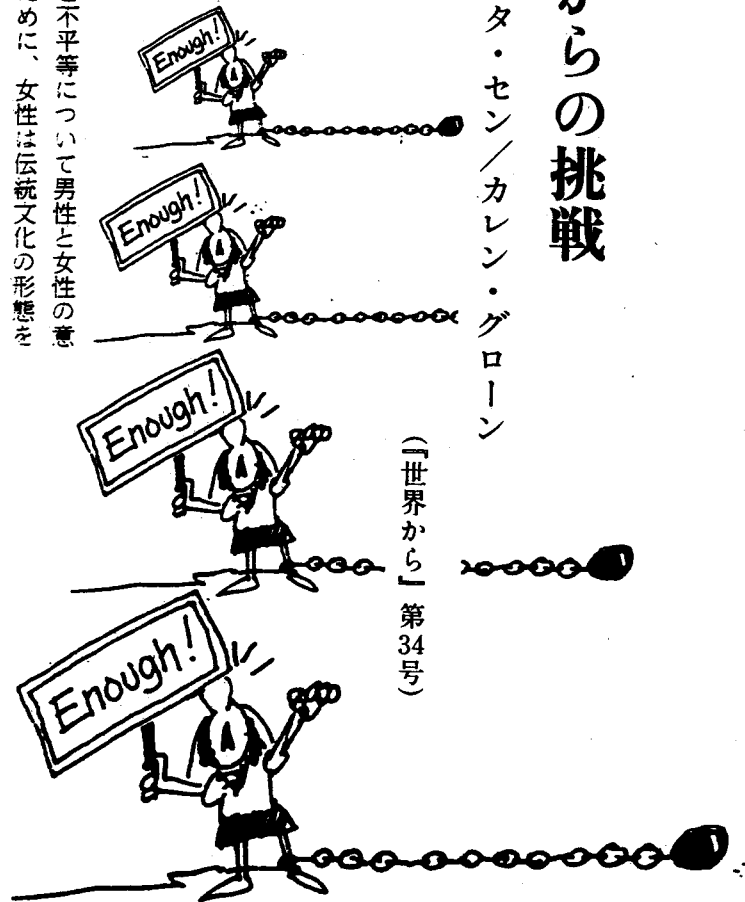
謹 言

国連人権センター
要請文課課長
ジャコブTh モーラー

第三世界女性解放運動からの挑戦

ギタ・セン／カレン・グローン

(「世界から」第34号)



「開発」によって女性がどのような経験をしてきたかを見ると、貧困層とくに女性に決して慈悲深いとはいえない結果が及んでいること、それはマクロ政策とつながっていることが強調されてきた。だが、全体としては否定的な面ばかりではない。経験を積み重ねてきた女性は、内に抵抗とねばり強さという大きな能力を身につけてきたのだ。女性は自分の力で肯定的な体験をしてきた——核兵器や軍部の殺し屋部隊、森林伐採業者にたいする集団的な非暴力の抵抗である。女性は伝統的従順をふりすてて家族や地域の圧力に耐えることを学び、自分や他の人びとのために経済状態を改善する仕事に共同で取り組み始めた。

権利の侵害と不平等について男性と女性の意識を高めるために、女性は伝統文化の形態を利用して自分たちを組織している。

この十年間、草の根組織や女性グループで働いてきた経験から、私たちはいくつかの基本的な認識をもつにいたった。第一に、私たちの意識や倫理はいまや、私たちはどのような社会を欲しているのか、女性のために何を欲しているのかという明確な「ビジョン」に具体化される必要がある。これは一律のイデオロギーを上から押しつけようとするものではない。むしろ、開発・平和・平等という現

实的できびしい問題をめぐる議論は始まったばかりであり、多様な豊かな体験から私たちは何を学んだのかを共に考えてみる必要がある。

第二に、私たちには今いるところから先へ進むための「戦略」が必要とされている。この十年の間に、女性は自分を取り組んできた課題の大きさま、自分たちがつつと可能性もわかりかけてきた。とはいえこの間の努力は小さくばらばらなものではない。

第三に、私たちは個々の女性や女性組織の力を強めることを通して、私たちのビジョンと戦略を実現する「方法論」を明確に打ち出した。現代の女性運動にとって、目標と方法、目的と手段を密接に結びつけることはゆるぎないテーマとなっている。女性としての生活から、この原則が忘れられた場合どれほどたやすく「偉大なる善」の名によって押しつぶされ従属させられるかを私たちは知っている。平和と正義をもとめる大衆運動は、それがはつきりと理解され支持されれば、私たちに力を与え、私たちを強める倫理的基盤をもてる。女性運動はまた女性の日常生活から引き出される倫理をもつこともできる。いかに深いところでは、この運動は支配体制の競争的・攻撃的な「冷酷な私利私欲追求」精神に「追いつく」努力をすることではない。むしろ、責任といわわりと率直さを大事にして、階級組織を拒絶する感性に男性と体制を転換させることである。これは私たちのビジョンの一部である。

■ビジョン

フェミニズムについての理解から、私たち

は社会と女性をめぐるビジョンを構築する。フェミニズムという言葉は、さまざまな宗教、社会、時代を生きる女性の必要性と問題に応じて、多様な意味をもちうることは十分認められている。その理由は、フェミニズムが「政治」運動、つまり宗教や背景を異にする女性の利害関係を表明する運動だと理解されるからだ。政治運動がすべてそうであるように問題点、当面の目標、運動のやり方などが一様ではないのは当然である。しかし、こうした多様性の底に、フェミニズムは揺るがしえない芯として、性による従属の構造の打破と、社会生活のあらゆるレベルで女性が男性と完全に平等に参加するビジョンの追求がある。この問題については女性の間でかなりの混乱と誤解が生じている。性による従属の存在を認識し、その構造を解体する必要性を認めることはすなわち、時代や社会の違いを問わずすべての女性に適用しうる画一的・普遍的な課題、戦略、方法論を生み出すことだという誤った結論が引き出されたのだ。しかし、世界的な視野をもつ政治運動をつくり出すためには、さまざまな女性集団が自分自身で定義した運動課題化や方法論を、これまで以上に敏感かつ柔軟に、幅広く受けとめる必要が

ある。したがって、「自己認識」は当を得た政治行動のカギとなる要素である。

運動課題方法論の多様性を認識することを通して女性は既存の構造のなかで変革のために動けるし、あるいはそうした構造を変えるために動くことができる。当面のさまざまな課題と性の平等という究極のビジョンとのつながりに挑戦し議論する場合、フェミニズムの「真の」意味を教義として主張するよりもそのほうがはるかに意義のある議論ができる。他の運動と同盟を結び、自治の必要を主張し、適切な既存の組織内で働くことが可能になる。性的従属に対する闘いを、民族や人種や階級の抑圧に対する闘いと結びつけることも可能である。こうした闘いでは諸問題は相互にかみ合い、他組織の政治や潜在力に依存しているからである。

こうした観点に立つフェミニズムは、二重の社会的ビジョンを提起する。貧しい女性たちこそ中心的役割を演じているがゆえに、私たちのビジョンは貧困と性的従属の双方を変えなければならないのだ。貧困に関する限り、その構造的な原因は資源・生産に対する支配、貿易、金融、資金の利用手段の不平等にあり、また国家や性、宗教、階級を超えたところに

ある。今日見られる貧富の格差のすさまじさ、しかもその格差は狭まるよりむしろ拡大傾向にある事実がある以上、こうした構造はすぐに変わりそうにないことは私たちによく分かっている。しかし私たちはどのような世界を望んでいるのか、前もってビジョンをもたなければならぬ。

あらゆる国で、また諸国間の関係でも、階級、性、人種に基づく不平等のない世界を私たちは欲する。基本的必要が基本的権利となり、貧困とあらゆる形態の暴力が根絶される世界を欲する。すべての人がそれぞれの能力と創造性を十分に発展させる機会をもち、女性があつたわりと連帯の価値が人間関係の特徴を表すようになるだろう。こうした世界では生殖における女性の役割が再定義されるはずである。育児は男性と女性、社会全体がわかち合うものとなる。今日、破壊手段の生産に用いられている莫大な資源を、家庭の内と外の両方の抑圧を軽減しうる分野に振り向けられる世界を欲する。このような技術革新は、病氣と飢えを根絶し、女性には生殖能力を安全にコントロールする手段を与えるだろう。あらゆる制度が直接参加の民主政治のプロセスに道をひらいている世界、優先順位を

決めたり意思決定をするところに女性が参加できる世界を欲する。

私たちが語っているのはことさら新しい世界ではないだろう。実際、こうしたことはこれまでいわれてきた。だが、しばしばいわれることは、世界には貧しい人びとすべての要求を満たすに足る資源はないとか、貧しい国は大衆の生活水準をあげる前にまず、生産能力を増大させなければならぬということだ。こうした発言は明らかに間違っている。莫大な資源が軍事化に向けられ、その量は増大していることが、第一の発言の偽りを立証する。さらに、大衆の生活状態を改善せずに急速に発展している国や、その逆の国もあることから、経済発展と基本的要求との調和は決して単純ではないことが実証される。

欠けているのは資源ではなく政治的意志である。しかし、経済的利害や政治権力の違いに引き裂かれた世界、国々には、構造を変えようという意志が、権力者の間から自発的に出てくることは期待できない。その意志は貧困層の「基本的必要」を中心にすえる大衆運動によって促進されなければならないし、政策も計画もプロジェクトもその目的に沿った方向へ変えろという要求が前面に出る必要

がある。さまざまな意見や不一致が幅広く表明されかつ受けとめる政治プロセスをひらくことが、マクロとミクロのレベルで貧しい人びとの生活を左右するような決定にかれら自身に参加することと並んで、決定的に重要である。この点で、深刻な経済危機にもかかわらず（そして、場合によっては貧困層・中産階級と敵対する政府計画への抵抗を通じて）ラテンアメリカその他の諸国が民主化を実現してきたことは歓迎すべきである。女性運動がもっている力と可能性は、こうして獲得したものを守りかつ拡大するところで汲み上げられねばならない。

従属の諸構造は女性とはまったく相いれないものであり、これを根底から変えることが私たちのもうひとつのビジョンである。法律・民法・財産所有制度・からだに対する管理・労働法・さらに社会的法的制度など、男性の特権と支配権を保障しているいっさいを変革することが不可欠であり、そこで初めて女性には社会的正義に到達できる。女性の健康・雇用や収入へのアクセス、さらに死亡率まで含め女性の権利への侵害と不公平がまかり通っているが、それらがどういふ結果をもたらしているかはすでに十分明らかである。

貧しい人びとの「基本的権利」の獲得と女性を従属させる諸制度の変革はわかち難く結びついている。それは女性がみずから力をつけることによつてのみ到達可能である。

■戦 略

私たちの経験から変革へのいかなる戦略がたてられるだろうか。女性のための収入・雇用創出プロジェクトはばらばらで規模も小さく、開発計画の主流からもプロジェクトの趣旨からもはずれている。国際機関と国内機関とを問わずさまざまな機関が多様な部門の小プロジェクトに過剰なほど資金を提供しているが、相互の調整もなければ、持続的な資金確保の見通しも将来の発展性を保証する力もまったくない。こうした欠点にもかかわらず、小さいプロジェクトだからこそ女性たちは地域の権力構造に対処して要求を明確に打ち出し、組織する力を利用して家庭内の性による偏見や硬直性に反撃するすべを理解したのだ。

こうした体験から私たちはさらに、大きなビジョンという文脈で私たちの目標や行動の位置を定める必要がある。女性の機会を改善するには長期的な体系的戦略が必要だが、こ

の戦略は既存の構造に挑戦し、各国政府が国民に対し責任ある決定を下させることを目指している。女性の雇用機会の改善をめざす短期的、改良主義的取り組みは、民衆とくに女性が主導権をもつて経済的決断を下し、自分の生活を方向づけるような力を再確立するための長期的戦略を伴わないかぎり有効性をもたない。開発の定義と政策上の選択に、女性の声はいらなければならないのだ。

まず第一に、女性運動のなかでまた草の根の女性組織の間で、こうした戦略が議論される必要がある。有効な戦略は必ず経済・政治・法律・文化の各側面を統合しなければならぬ。だが、便宜上、以下の領域にわけて議論したい。

「経済的」領域は長期と短期を区別する必要がある。「長期的」には、性、階級、国家間にある不平等な構造を解体する戦略が必要である。この構造は民衆の必要に答える開発プロセスを阻んでいるからだ。農業・産業・サービスにおける生産プロセスの新しい方向づけが求められている。それがあって初めて貧しい人びとの必要を満たすことが計画の第一義的焦点になるからである。この文脈では単に貧困女性の労働を認めるだけでなく、その労

働が開発プロセスの「中心」となるという認識が不可欠である。貧困女性こそ計画立案とその実行の両方の中心に位置すべきなのだ。

開発の方向におけるこうした根本的変革は植民地・新植民地主義的支配からの民族解放また少なくとも食糧やエネルギー源、医療、給水、教育といった基本的要求における民衆の自力更生なしには実現しない。具体的には農業と産業の輸出指向戦略からの移行を伴う場合が多いが、それはこの戦略が人間の生存という基本的要求に反することが明白になっているためだ。周知のように現在の生産構造の下では輸出産業と農業で働く労働者の圧倒的多数が女性である。それでもなお、女性にとっては輸出志向戦略から離脱する方が長期的利害に一致する。

開発を新たな方向に向けるために必要なもうひとつの重要な戦略は、世界的な軍事費と資源利用の削減である。先進工業国では軍事予算の増大と貧困化の間に密接な関係がある。第三世界では資源の流用、鉱物の枯渇、反体制派の弾圧、武力紛争がゆがめられた開発優先順位とふかく結びついている。独裁政権と外国の経済・地政学的利害との相互依存関係が深いことはいままでもない。しかし、少な

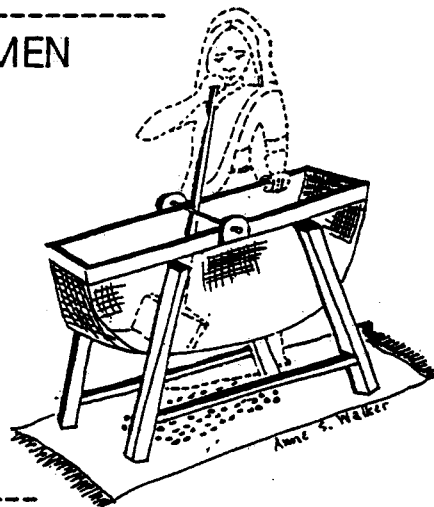
くとも一部の国で政治過程の民主化がすすみ、軍事化に反対する一般世論がかなり強くなりつつある。女性運動はその中で重要な役割を果たすことができる。

米国では軍事費の拡大が赤字予算、高金利の要因になり、第三世界の対外債務の重荷が増す一方であることはすでに明らかである。したがって、アメリカの軍事予算を減らせば債務国の国際収支への圧力は軽減されるだろうし、こうした国ぐにの貧困層や中産階級に押しつけられる構造不況の重荷も減るだろう。こうした重荷のかなりの部分が女性に押しつけられているのだ。収入を失いサービスも受けられない女性は、その分よけいに働いて穴埋めをしなければならないからだ。

多国籍企業の規制も長期的な必要条件である。大企業は資源を基本的必要にまわさず、商業化、輸出、軍事化に流用する手段となってきた。多国籍企業が第三世界で創出する雇用は数が少ないうえに将来性のない仕事ばかりだ。売り込んでくる技術は、大多数の人の消費の必要や、国内で入手できる資源に合わないことが多い。利潤、利子、採掘権などが国外に流出するため、国際収支はさらに圧迫されている。したがって、多国籍企業の

MISSING WOMEN

政府の開発援助
+
新技術
||
仕事がさらに増える



活動にたいする規制を強めることが民衆の自力更生の重要な部分である、翻つては平等な開発にとって不可欠のものである。

国内の不平等を変えようと上述の戦略が密接につながっている国は少なくない。それは国内の支配階級や諸集団がしばしば、外国

の経済的政治的利害と密接な同盟関係を作っているからである。これに加えて、農村地域で必要とされる変革は、真の農地改革を予報するものでなければならぬ。こうした改革の後で生じる生産組織は、技術や収穫パターン、改革後まで存続しかなない土地なし農民の数などによってさまざまだろう。改革の途上もその後も女性は平等な地位を与えられるべきであるし、それは平等という立場、農業生産の関心、食糧や燃料、水といった基本的必要条件を総合的に満たすという観点からなされるべきだ。

主要な社会変革のための長期的戦略を提案するというと、シニズムに陥る可能性がある。めざすビジョンと現状とのみぞがあまりに深いためである。私たちは国際的にも国内でも強大な権力——支配国、国内の支配階級や集団、多国籍企業——に直面しているがすべて私たちの長期ビジョンや目標と対立するものだ。ビジョンをめざして闘うとき明確に把握できて実際に使えるテコ、戦略的かなめはなんだろうか。私たちに敵対して隊列を整える諸勢力はそれぞれの利害・目的において決して一枚岩ではないところから、こうした相違を戦略的に利用するすべを私たちは学ば

なければならぬ。この文脈で引用できる例は少なくない。

たとえば、サハラ以南のアフリカにおける食糧生産の問題では、世界銀行が採択したベルグ報告と、この地域の各国政府が提出したラゴス計画、およびレーガン政権の農業生産と援助に関する提案は相互に著しい齟齬がある。ラゴス計画では、食糧戦線での自立拡大を要求しているが、ベルグ報告は輸出向け生産を拡大し、食糧援助で補完することに強調点を置いている。レーガン政府はこの地域の五カ国以外のすべての国に対する援助を削減した。この五カ国はアメリカの利益にとって戦略的とみなされている。この場合は、女性の利害はラゴス計画のほうが両立可能だが、それも食糧生産と販売における女性の役割がさらに中心に据えられて初めていえる。同様に、債務問題では女性の利益はIMFの調整計画と相いれない国家利益とつながっている。基本的要求を満たすための政府支出は、削ってはならない予算項目となるべきである。ここでも女性は、食料を支給し、育児・保健その他のサービスを共同で管理してきた経験に基づいて、特別の視点を持ち込むことができ、女性がすでに負っている重荷を増すこと

で重要なサービスの損失を埋め合わせるべきだと主張しているのではない(いずれにしても女性たちはすでに個々にこれをやっているのだ)。しかし、適切な資金供給が行なわれれば、共同体による管理や貧困層の参加は、こうした問題への共同の解決を通して民衆の意識を高める有望な戦略となりうる。

短期的戦略は、必然的にいまある危機に対応する方法を用意する一方、長期ビジョンへむけて経験を重ねるものでなければならぬ。食料生産の領域では、私たちはもっと多様な農業基盤を促進する政策パッケージへの移行を主張する。こうした基盤は輸出と食料/自給用作物の長期的バランスの安定をもたらさだろう。食料採集、食料生産、および市場での売買、加工について女性ももっている専門知識をさらに強化しなければならぬ。換金作物の生産や農場外の活動に移行してきた間でさえ、農村女性とくにアフリカの女性は、この部門に足掛かりを保持してきた。今日の危機の中で、諸政策は女性の経験や能力をいかに必要がある。そのために、政府は女性の小商人・行商人にたいする規制や圧力を緩和すべきであるし、その中の自営の女性が利用できる金融を増やすべきである。

貧困女性の雇用、農業関連活動での収入確保は、機械化によって著しく浸食されてきた部分が大いだが、これも挑戦に値する分野である。国内・国際レベルの主要な農業研究施設は、雇用を減らさずに骨折リ仕事を軽減する技術に目を向けるべきである。女性組織は食料加工や貯蔵、給水、燃料の適正技術の領域で活発に動いてきたが、こうした経験を利用することができる。また、女性の農業労働者は相対的に農業労働組合から排除されてきたが、これを是正する必要がある。組合から排除されていることによって、女性の雇用はいまだに低賃金、臨時雇用が続いているのだ。農村地域で雇用保障計画やフード・フォー・ワーク(資金として食料が支給される労働)計画が始まっているところでも、こうした計画が大規模農民に政府の費用で安価な労働力を提供するために使われてきたケースもある。産業部門では、伝統的産業(その多くは女性が圧倒的多数を占めがちなのだが)の労働者の組織化が、輸出産業や自由貿易地区の労働者の組織化とならなくては必要である。この部門の賃金労働者の問題は、いわゆる「非公式」部門の自営女性の問題とはいささか異なる。小商売やサービス部門の女性はとくに警察の

いやがらせ、信用のなき、市場を利用できないこと、免許をもらえないことなどで辛苦をなめている。とはいえ、非公式部門はこの国でも「公式」部門よりはるかに大きくかつはるかに重要であり、また都市でも農村でも貧困層の消費を満たしている。非公式部門で働く女性を支持することは、経済危機の中で安い必需品やサービスの流通に役立つだろう。

これまであげた戦略は女性運動だけでなく意見を同じくする集団の持続的・組織的努力なしには実行できない。したがって、政治的動員と法的改正、意識化、自主的教育が中心の活動になる。いうまでもなくこの間の私たちの努力でもこれらの活動が重要な部分となってきた。いまや私たちは経験と多様な成功や失敗を統合しそこから学ぶことに集中する必要がある。女性や抑圧された人びとの運動は地球レベルで正義に基づいた平等な国際秩序という共通目標や軍縮支持の運動につながる。思いを同じくしてこうした目標に取り組んでいる女性運動の世界大のネットワークが経験や情報を交換し、行動を提起し、支援を送ることが可能だ。

民間政府や女性組織がかかわっている世界的な行動やプログラムに加えて、政治的に活

発な女性グループや労働者組織は地域やサブ地域レベルでの共通行動プログラムを調整できる。これは政治的弾圧の厳しい国、あるいは国家が女性の社会的・経済的地位を攻撃している地域の女性を支援するためにとくに重要である。地域に共通の課題やプロジェクト、訓練や研究施設の発展も役立つ。こうした活動は国連婦人の十年に広がり数も増えたとし意味も大きくなってきた。

国内レベルで運動をつくるには、女性問題が出てきた際の政治行動と政治的支援の方法論を發展させることが不可欠だ。それは一般の問題と特定の背景の双方についていえる。そのために、連合と同盟（おそらく種々の女性組織や政治的提携をこえたもの）は広範な地域や民族運動をつくり上げる助けとなる。これもまた、抑圧的な政治環境の諸国では不可欠である。国によって階級を基盤とした組織がきびしく制限されている場合は、女性組織の行動はいくぶん柔軟かもしれない。その他については逆のことがいえる。広範な基盤をもつ運動は、性と階級を超えた種々の組織を含めて、多くの状況で根本的変革への道すじになりうる。

女性の従属に関する認識のレベルは、民衆

の文化、メディア、正規のまたそれ以外の教育を通して高めなければならぬ。残念ながら、こうした活動はいまだに二次的なものと思われるがちだし、政治的指向の組織が行なう活動とは関連性がないと思われることが非常に多い。しかし、女性のための補助的プロジェクトや計画をこえて進歩しようとするならば、意識化にもっと注目する必要がある。各国政府に対しラジオ、テレビ、フィルム、その他のマスメディアで私たちの声をもっと取り上げられるよう圧力をかけなければならぬ。女性学の役割も重要である。私たちはすでに歴史を見直すこと、学者間のネットワーク、カリキュラム開発などが私たち自身、また男性たちの意識化に非常に重要な助けとなることを知っている。しかし、第三世界の女性学は学問の権威者集団にとどまっているわけにはいかない。民衆のかんりの部分がいまだに読み書きができなかったり、印刷物の世界になじみがない（しかもこれは男性よりも女性にあてはまることが多い）ために、私たちは民衆・大衆教育のためのやり方に努力を傾ける必要がある。「被抑圧者の教育学」で学んだ方法論が役立つのはここにおいてであるし、また現場の組織が再び重要な役割を

果たしうるのもまたここにおいてである。私たちはまた、活動家とならんで下部レベルの計画立案者や職員も教育しなければならぬし、正規の教育にも食い込む必要がある。こうしたことはすべて、社会の貧困層と被抑圧者のすべての部門の進展に関連させて、フェミニズムと女性解放とを理解するために欠くことができないのだ。

■種類と方法

女性の力量を高める方法についてさらに徹底的に検証する必要がある。組織能力を強めるだけではなく、今の状態からさらに一歩踏み出せるようなビジョンや視点を具体化しなければならぬのだ。こうした組織やネットワークがもつ戦略的役割は、二つの視点から見ることが出来る。ほとんどの社会が必要としている重要な変革のために政治的意志を発展させる際、こうした変革を押し進める力のある組織が必要である。また、こうした分野での女性のネットワークがもつ大衆的可能性は非常に大きい。第二に、貧しい女性がもつ特定の視点によって、基本的生存の必要が優先されるべき問題として中心にすえられる。

したがって、行動への確かな道筋がいったん明らかになれば、もっとも明確な意識をもつ戦闘的で精力的な参加者となる。

さまざまな戦略に触媒作用を及ぼし、私たちのビジョンに沿った社会変革をめざす運動を作り上げるには、個々の女性や組織の力量をどのような方法で高められるだろうか。弱点や対立を乗り越える道を探し求める一方で、いまある組織的力を利用することも重要である。階級その他の先入観に振り回されている組織が多い中で、こうした先入観が克服しうるかどうか、それが出来ない場合は貧困女性の組織が他のグループといっしょに働ける特定の問題やプログラムがないかどうか見きわめることは価値があるだろう。

組織や個人や運動の力量を高めるには一定の条件がある。資源（財政、知識、技術）、技能訓練、指導部の形成が一方にある。もう一方には、民主的プロセス、対話、政策決定への参加、紛争解決の技術などがある。メンバーの資格に融通性を持たせることも役に立ちうる。とくに、時間いっばい労働の重荷をすでに負っている貧しい労働女性にとってはそうである。組織内では、オープンで民主的なプロセスがあつて初めて女性は、組織への

参加がもたらす社会や家族の圧力に抵抗できるだけの力がつく。したがって、組織が長期的に成長する可能性と、そして貧しい女性が自分の人生を管理し自治能力を高めることが責任や政策決定をわかちあうという組織そのものの内部のプロセスを通じて結びあわされるのである。

組織はそれぞれ形態も異なるし歴史や弱点や可能性も異なるところから、以下のそうした違いの一端を明らかにしてさらに議論を深めることにしたい。ここで行なう分類はすべてを網羅しようとするものではない。また、援助機関がよくやるように、どのグループがもっとも資金を受けとるにふさわしいか、といった観点からの分類でもない。むしろ、私たち自身の運動やネットワークをつくりあげ強くしたいという願いから、つまり力量をためるという視点からの分類である。

第一に、伝統のある必要な、奉仕中心の女性団体がある。多くの国で昔から存在している団体だ。こうした団体は時に、「福祉」的取り組みをしていることで批判される一方、女性の教育、健康、関連サービスの分野では貴重な機能を果たしてきた。第三世界の文脈では、こうした組織は時として一般的な社会

改革運動の文脈で生まれてきた。その時点ではしばしば、女性にかかわる問題を提起する唯一の重要な道となったのである。闘いに直面したこうした組織の歴史や、いかにして成長したかについて、私たちはもっと学ぶ必要がある。こうした組織は普通、かなりの資金をもち、政策立案者、政策決定や権力の公式の構造へのアクセスをもち、社会のさまざまな階層のメンバーや、技能を移転したり指導者を要請する系統的方法をもっている。

これら伝統的女性団体には三つの大きな弱点がある。メンバーやプログラムにおいて進級の先入観にとらわれることが多く、そのため中産階級以上の女性を対象にして努力することにかなりやすい。その反面で貧しい女性に対する扱いは感情的やり方にかたむく。組織内の決定プロセスは通常、上から下へであり、選ばれた少数ではなくすべての女性に権限を与えるような参加プロセスの余地はほとんどない。また、往々にして明確な視点ないし、性（ジェンダー）による従属、それがもつ他の社会的経済的抑圧の形態との結びつきへの理解すら欠いている。これらの欠点にもかかわらず、こうした組織は公の領域で女性の問題を提起し、悪条件の下でもしばしば、その

課題に大規模な支持をとりつける能力をもっているし、そこから学べることは大きい。こうした組織における意識の向上、とくに貧困女性に対する活動を率先している人びとにとつての意識向上は、したがってやりのあり

MISSING WOMEN

女性の農業技術普及員は少数

||

女性には技術が伝わらない

スーパーの加工食

||

都市生活の貧困化



る結果をもたらす。

第二の重要な組織のタイプは政党加盟の団体である。こうした組織がどれほどの重要性をもつか、資源基盤、議論にしろ行動にしろ問題を提起する自治能力は国によってかなり異なる。農民や男性労働者の組織化にすでにかなりの経験がある政党の場合、その文脈で女性労働者の組織化に関連した問題を提起しうる。往々にしてジェンダーから来る問題を直接提起しにくいというのが、こうした組織の問題点である。この比較的近じみのある文脈でさえそうだというのは、労働者ないし貧困層の闘いを分裂させるといふレッテルをはられることを恐れるからだ。したがって、自治（オートノミー）がこうした組織にとつては決定的問題になる。一部の新しい政党たとえば西独の緑の党などは、指向性も内部の構造ともにはつきりフェミニストであることとを表明している。

第三のタイプは労働者を基盤とする組織だが、これは大組織になる可能性をもつ。この中には、正規の部門で働く労働者の正規の労働組合もあれば、貧しい自営の女性の組織もある。第三世界では後者の数がますます増えている。この二つのサブタイプはそれ自体異

なっており、正規労働組合には女性が基盤となつてゐるものも含まれる。その場合も指導部はたいへい男性が握つてゐる。後者のグループは貧困女性に代表されることがはるかに多い。労働者組織は普通、雇用、収入、労働条件、信用貸しや市場販売などを取上げ、組織自体の中での育児とか女性の時間に関する要求には敏感である。なかには女性の従属とは何であるかについて明確な意識をもつてゐる組織もある。しかし、表立つてフェミニストであると認識してゐない組織でさえ、ジニスターと階級がいかに貧困女性の生活を左右しているかについて、現実的問題として意識してゐる。こうした組織はメンバー自身が貧困層といふことを反映して、資金的な立場は弱いかもしれないが、経験や可能性は有望である。また、貧困女性の力量を彼女たち自身の個人的生活の状況の中で高めることには大成功をもたらすことが多い。

第四のタイプは、国連婦人の十年で海外からの資金が流れ込み関心も高まつた結果、急速に増えてきた組織である。その多くはそれまで組織の歴史はまつたくもたず、組織や財政の基盤もほとんどない上、実施されてゐるプロジェクトとも無関係である。このタイプ

の組織の実例をあげると、援助機関が設置したさまざまな手工芸やクレジット協同組合がある。こうした組織の中には、上からの取り組み、貧困女性の問題に対する理解の無さ、それにしばしば階級的偏見などといった構造的弱点がみられるものもある。ここで論じてゐる種々の組織タイプの中ではもつと弱体だが、国連婦人の十年で生み出された資金が続いてゐる間は持続してきた組織が少なくない。だが、その他は参加のスタイルを進展させることに大きな成功を見せた。

第五のタイプは草の根の組織だが、ひとつの特定のプロジェクトに関連してゐることもある。労働者組織と似た面もあるが、直接労働現場の問題にはタッチしてゐない。だが、取り上げる問題は経済的性格のものが多く、またメディア、健康、識字、暴力といった問題にも焦点をあてる。貧困層や労働者に直接働きかけたり、他のグループにさまざまな技術援助を与えたり、擁護、裁判闘争、政治行動を行なう。フェミニスト指向が明白な組織もある。資金基盤が十分でないこと、多くの場合、メンバーや視点が都市の中産階級に傾きがちなのが弱点である。しかし、貧困女性の間での活動は強化されうるし、グループ

としてかなりの可能性をもつ。

第六のタイプとして、ここ数年急速に伸びてきた研究組織がある。直接参加の行動（および政策）研究や、女性学の諸連盟、研究ネットワークにかかわつてゐるグループもここに含まれる。こうしたグループは公の政策論争に影響を与え、諸機関や政府のプログラムを評価し、他のタイプの女性組織に研究を通知したり送りこんだりするほか、研究と行動とを結び付けるといった面で多大の可能性をもつ。研究する側とされる側の区別を取り払い、研究が相互教育のプロセスとなること、こうしたグループの目的である。時として研究成果を個人主義的やり方で利用し、研究される側に利益をもたらさないことから、研究者と活動家との間の緊張を悪化させるといふ欠点をもつ。だが、これはリンクに加わる諸組織の問題というよりむしろ、個々の研究者の問題といえる場合が多い。だが組織自体はこうした問題を認識する必要がある。これらのグループは、行動する組織と研究団体の双方に対して責任をとりうる構造と方法論を展させるといふ挑戦に直面してゐる。おそらくこれは、政策的な連繫をさらに強化するあるいは直接的なサービスによつてなされる

だろう。

こうした六タイプの組織に加えて非常に多数の女性運動（個人、組織、連合を包摂する）が国連婦人の十年から出てきた。これらが掲げている問題や目的は多岐にわたるが、女性の問題を明らかにしそれに関心を持つている点では共通している。柔軟であること、目的で一致していることが強みだが、明確な組織構造を欠いていることが弱点になる可能性がある（抑圧的な政治状況ではこれが力の源になりうる）。こうした運動は燃料や水といった基本的必要性をめぐり、またサービスが取り消されるとかインフレといった都市部の危機に対応して手をつないでいる。さらに、平和の問題、女性に対する暴力や買春観光、性的搾取、軍事主義、政治弾圧、人種主義、女性の権利と対立する原理主義宗教勢力などへの反対にも焦点をあてている。こうした運動の多くは、方法論において大規模で大衆を基盤とした非暴力運動であるとともに、行動に立ち上がる時には非常に勇気がある。平和のための泊り込みや軍事独裁に対する反対の中で女性が示すねばり強い参加の仕方は、よく知られている。こうした運動では、とりくむ問題、大衆の支持、個人の活動のエネルギー

ギー、小グループ、これらにかかわる連合などによってダイナミズムが生まれる。組織と運動の間にあるのがネットワークと連合である、その中には永続的なものもあれば一時的なものもある。それぞれの目標は直接的な政治行動から研究・情報の交換までさまざまである。

ここで取り上げた諸組織は、周辺化された女性にまで拡大するためにさまざまな方法を発展させ、国連婦人の十年の間に著しい貢献をしてきた。だが、さらに先へ進むためには、創造的な取り組みを試みるとともに、対立や問題点を分析する必要がある。第一は、女性組織の多くが大きな一般的政策の問題を自分たちの範囲内で見ることには慎重であった。一方でフェミニズムは、他の事柄とあわせて、制度上の規制の影響を部分的にしか受けない生活面に関心をもつ。これは家事の領域だけでなく、「非公式」部門ないしインフラ経済のような領域（これはとくに第三世界に関連する領域だが）についてもあてはまる。他方、女性グループを公共政策から周辺化することは、私たち自身のビジョンがこれまでのところ断片的性格のものでしかないところからもきているかもしれない。

第二の問題は、ますます形式化・階級組織化しつつある世界で、私たちが非階級組織・非形式的組織構造を求めているところから生じる。この問題との関連で、私たちはまだ代表権を獲得するための永続しかつ有効なチャンネルを発達させていない。ある組織で誰がメンバーかはつきり分らないこともよくある。これは抑圧的政権の裏をかくには有用な戦術かもしれないとはいえ、官僚的で入り組んだ政策決定機構との間に輪郭のはつきりした関係を確立して私たちの利益に沿う政策実施を迫って成功することは困難になる。

第三の問題は、責任をはつきりすると権限のある代表となることを女性が回避するところから生じる。女性は既存の階級組織ないし確立した権力構造を反映したくないのだ。この立場から二つの困難が生まれる。ひとつは対外的困難で、女性運動のために発言する権威を誰ももたないため、公共政策を定義しようとする際、私たちの声は弱められる。もうひとつは内部的困難で、大体は資金が十分でないためだが、個人が全面的にコミットせざるをえなくなるために（そこで結果的にすぐ燃え尽きてしまうため）、グループが安定しない。責任の定義づけがなされない限り、

誰もがあらゆることをやるしかなくなる。

組織を代表したくないと思う女性が多いのはなぜだろう。おそらく女性としての経験から責任をわけることが従属の手段として利用されかねないことは明らかだからだろう。だが責任を分担するための革新的なやり方を編み出し、それによって既存の支配関係を強化しない方向を見出すしかないのだ。さらに、指導者が責任を果たし、組織のあらゆるレベルのメンバーの声や要求に応えうる構造を発展させなければならない。

第四の困難は、同盟関係をつくらうとするときに出てくる。女性はあまりに長い間、私たちの利益でもないし私たちが選んだのではない目的のために、政府や機関や組織に利用されてきた経験をもつ。その結果、私たちは自分自身が作りだしたものではない政治勢力や機構に疑いの目を向けがちなのだ。同じ国の他の女性グループにさえ、時には攻撃される。私たちは自分たちだけでなく他者のオーソノミーを危険にさらすことなく、草の根組織と密接かつ有効な同盟をつくるべきをまなぶ必要がある。共同のプログラムで働くことと対話のプロセスのみが、それぞれの力と能力に対するお互いの尊敬、相互の意図に対す

る信頼を打ち立てる道だろう。

最後の問題は、私たち自身の組織の中で権力を分け合う意志と能力である。これに関連して、紛争の管理と解決のスタイルという問題がある。こうした対立は、主として二つのことから起こる。ひとつは戦略、取り組んでいる問題、組織の潜在能力や内部的偏見についての評価が事実上まったく異なる場合である。二つめは、組織化しようとするダイナミズムやエネルギー、真の関心をもつ人びとがしばしば、さほど強い動機もない上に個人的な権力志向の持ち主に苦勞してつくった運動を乗っ取られてしまうことを恐れるという問題だ。こうした懸念は、十分な根拠をもつ場合もある。国際機関からの資金の流入によってさらに倍加されるが、それは組織や資金を乗っ取ることがいつそう魅力的になるからである。

こうした傾向を絶えずチェックする方法は二つあることを、私たちの経験が教えてくれる。第一に、組織の民主化とメンバーの基盤の拡大によって、権力を分散することが不可欠である。第二に、個人の権力拡大を拒否する倫理をはっきり宣言してこれにコミットし、その方向での確平として姿勢を最初から組織

に組み込むべきなのだ。女性の運動の中にいる私たちは、こうした倫理を公的生活の中心に据えることは可能であるという手本を示す必要がある。無権力、協力、いたわりという私たちの自身の生活経験か、組織を豊かにしうるし、組織が機能する世界を豊かにしうる。

こうした問題に対する答えはすべて分かっているとはいわないし、独特の解決法があるとも主張しない。事実、解決の道はグループ自身によってその現場のレベルで見出されるべきだと主張したい。研究方法やとくに行動がもつ文化的な特異性(限定性)を認識することも重要である。これらは地域やグループの社会的・文化的性格によるが、一般的に女性グループは階級組織や民主的プロセスに関心をもち、非暴力を求める。国連婦人の十年の間に、組織をつくり権力を管理する私たち自身の方法、問題、成功についてもっと理解を深め、対話する必要があるし、それによってさらに前進する必要がある。運動内の沢山の声、相互に影響を与えあう能力、対話することが、私たちのビジョンにとって決定的に重要である。

フォーラム・新しい社会の創造をめざして

フェミニズムの挑戦

〔労働運動研究〕 89年2月号

女性労働とマルクス主義フェミニズム

十二月三日夜、遅れ気味の開催になったが大教室に満席の盛況で、三日四日で参加者は一五〇名をこえた。

三日第一部のテーマは「女性労働とマルクス主義フェミニズム」。基調的問題提起を久場嬢子さん（学芸大学教授）から受けた。

久場さんはマルクス主義フェミニズムの問題意識を、「ラディカル・フェミニズムが提起した性抑圧の物質的根拠が家事労働にあり、それを巡って存在する男性による女性の支配関係を家夫長制ととらえる。労働を賃労働Ⅱ市場労働に限定せず再生

産労働を含めてトータルに捉える。

そして再生産労働が無償の形で女性抑圧の根拠としてある構造を、両性の関係を規定する生産関係から説明する」と簡潔にまとめ、「マルクス主義フェミニズムは、マルクス主義、とりわけ唯物論的考え方を基礎に新しい女性解放論を作ることをめざし、そのため、女性労働の現実を踏え、女性抑圧の物質的基礎が今日の日本経済の構造変化とどのように関わっているのか明らかにする」と、今日の女性労働を巡る重要な変化を展望をもってつかむにはマルクス主義フェミニズムの問題構制が有効だと強調された。

その上で日本の雇用制度をとり上げ、この制度が女性の無償の再生産労働を収奪し、企業に二四時間奉仕

する「働きバチ」的働き方を男性に

させるもので、「日本の経営とこの組織が戦後日本社会の中心的制度であった点こそ女性解放にとって最大のガン」と提起。そして、八〇年代の産業構造の大転換による雇用の「女性化」は、この日本の経営を揺がしている、支配層はそれに代わる形で「男性を主な経済のいない手」として優先する「新性別役割分業」（女性は賃労働につき、家計の一端をにない、再生産は家族単位で無償の形にならう）を基本に労働政策、所得政策、福祉政策の検討を進めてきている。

「労働社会の展望」として「社会、家庭双方とも、男女協働の生き方をめざす」「再生産労働を人間的労働に変えるⅡ自分自身の再生産の

ための自由な労働に変える——そのための社会編成をめざす」方向で、「今の日本の経営の動揺をチャンスとして活用」すべきだろう。「男性労働者がどれだけ再生産労働を自分の問題とできるか、様々な働き方に分岐させられた女性達とその雇用の多様さをこえて広く労働の問題で団結できるかという二大課題をかかえているが、このチャンスに、女性抑圧に結びついた家族制度、男女関係変革に結びつけられるはず」と問題提起された。

続いて女性労働の現場報告の形で「コンピューターと女性労働を考える会」の中島圭子さんとパート労働組合運動を進める金田麗子さんから報告と問題提起を受けた。

中島さんは、「ME化は女性労働者の地位を高めたのだろうか？ 情報化社会システムの最底辺を支える単純入力作業に女性達が動員され、働き方も見つけられないまま体をこわしている。コンピューターのネットワークによって個別化された労働の中で、意味を失った「仕事」は基幹的な仕事の流れからはじき出され、それに従事する労働者を派遣業や在宅労働などの保障のない働き方

に追い込んでいく。注目の『サテライト・オフィス』『在宅勤務』などは、『最新鋭の機械が古い家父長制を再版』する『新性別役割分業』のタイプ。『家事・育児と両立する新しい働き方——在宅勤務』の姿は、『子供をみながら、老親の看病をしながら台所の隅のコンピュータ端末にデータ入力する』寒々としたイメージがつきまとう。女性の二重労働の実態を男性含めてどう変えていけるのかを追求していかないと、ME化は女性をもっと巧妙に抑圧的な家事労働や補助労働にしぼりつける道具になってしまう。」と指摘。豊富な「聞き取り調査」の例をひいて報告された。

「ME機器が古い家父長制を再版、強化する」事態を女性にもたらした原因には、「機械化とどう主体的に取り組むのか——労働負担を軽減し、仕事の仕方を民主化する」をやり切れない労働組合運動の思想的弱点も強調。コンピュータ・ネットワークの莫大なすそ野に働き方も見つけられずにひき込まれる女性労働者が未組織のままであることも含めて組織された労働者の責任は大きいことを指摘された。

金田さんからも、「何故、私達は均等法闘争にまけてしまったのか——総評婦人局に代表された労働組合婦人部運動の限界を総括すべきだ」と、既成の運動の枠組みがすでに現実的に切り込めず、その矛盾がある段階で認め利用するという関係にあったのではなかったかとの問題提起があった。

金田さんの「女性たちが自分達の問題を自分達で主体的に解決する力を持っていない事実。自分が加わる労働組合という武器を自分のものにしていないという事実を痛感した」という指摘は、「女たちよ！ 自分たちに役立つ労働運動を自分達の手で作ら出そう」という思いに支えられていた。

「働く女性達が雇用形態・働き方がバラバラで基本的要求さえ組み立てられない状況の中、支配の側は、派遣法さらに今、パート福祉法という形で、身分差別としか言いようのないパートの劣悪な労働条件に根拠を与えようとしている。『家事・育児・老人介護をこなしている労働者』を『労働力として劣る』と見て差別する考え方に対決する必要がある。雇用形態も、働く場所もほとんど

ん変えながら働き続けるといふ支配の側の『トータルな終身雇用』論に、従来の『働くべき論』では対決しきれない。私は『パートの様に働き、しかも労働条件は差別させない』姿勢で闘いたい。『私たちの生き方・働き方を基礎に女性自身の力になる労働・生活のための運動を手のとどく所からどんどん作っていきましょう』と提起、「具体的実践」を呼びかけた。

二人の現場からの報告は、フェミニズムの労働の場での課題をリアルに描き出し、行動へのエネルギーに結びつける。

なぜフェミニズムが定着しにくかったか

会場の問題意識も一つの方向に煮詰められた段階で、三日最後の問題提起を水田珠枝さん(名古屋経済大学教授)から「日本に何故フェミニズムが定着しにくかったのか」というテーマで展開してもらった。

「日本に定着しなかったのはフェミニズムだけじゃない。この間の天皇Xデーを巡る自衛隊の波を見ればわかる様に民主主義すら定着していな

いじゃない」という出だしで切り裂きよいテンポで水田さんは、日本の歴史上注目すべきフェミニズム論争——「母性保護論争」「主婦論争」「現代の論争(七〇〜八〇年)」の紹介をし、これらの論争が「主婦としての役割と労働者としての生活の矛盾」を基礎に「労働の場か」「家庭か」と解放戦略の方向が相対立する形で出され、ひきさかれて前に進まない点を明らかにした。そして、「女性解放の運動の基本は、人権思想に立脚した平等主義であり、これを軽視しては、フェミニズムは前進しえない」と、性差別批判の武器として、その主体形成理論としての「ブルジョア・フェミニズム」の役割の再評価を試みた。

資本主義に対する評価も「フェミニズムにとって不利とはいえない——差別は縮小される」としながら、「総資本—国家としては『再生産労働』を家庭に負わせるメリットを手離さないため差別は根本的には温存される。社会主義の方向と女性解放が結びつくのはこのためだが、社会主義化が同時に女性を産業予備軍の位置から引き上げることの意味はない。どういふ社会主義なのか最大

の課題だろう」とフェミニズム革命の独自性を強調。解放へのプランを終了時間一ぱいの所で一気に展開。

一言でつなげると、「女性解放のプログラムは、まず『人権思想』で主体形成し、社会的自立の最大の基盤——経済的自立を労働の場で実現する。その為には、役割分業解消や家事労働社会化—都市計画まで含めた女性の働き易さ、生き易さの追求が必要。税金や社会福祉のシステムを確立することが大事。これらの女性政策を実現するには、女性達の自立した組織が必要だ」という明解な問題提起。

終了時間を三〇分延長し、他の分科会の出席者も後ろに立ち見する中、一日目を終了。

フェミニズムと権力

四日は九時半に時間通りに開始。「戦争への道を許さない横浜女たちの会」製作のスライド「私たちの皇室アルバム」を「女たちの会」の方の手で上映。十時より江原由美子さん（お茶の水大学助教授）の「フェミニズムと権力」の問題提起を受けた。

江原さんは、前日のテーマが「女性労働」であった点にふれて、「フェミニズムの課題は、男女間の権力

関係。労働の問題から立てるとその女性労働の収奪構造が中心になり、『収奪』とは別の『支配』の構造がそこに還元されてしまう。『人・物関係』を介して『人・人関係』を表現するのは直接的でない。もっと直接的な表現のできる理論わくとして『権力』を提起したい。『マルクス主義フェミニズムの視点は大事。しかし女性抑圧を家事労働と市場労働の二重役割りによるオーバーワーク問題で説明するのは無理がある』とし、『権力構造の解明がフェミニズムの根本問題』であると指摘。

江原さん自身、ラディカル・フェミニズムリリブに共感し、その課題を深化させることを追求してきた。

「男女の理論化されていない立場のちがいが、位置のちがいが相互のコミニケーションを難しくしていて、女性は自分が女性であることを強く意識させられている。その中で生き難さを感じている。男社会からのあざけり、セクシャル・ハラスメント、ボルノグラフィの氾濫、性的いやがらせ・暴行に直面した時の女

性の感じる何とも表現しようのないみじめさ。まともな主体として扱われていないことへのイラ立ち、抑圧感、名前のないもろもろの感情の根拠を、その組織・社会がもつ女性排除のしくみ、権力構造として明らかにすること、人間関係の中の権力作用を明らかにすることがフェミニズムの本質だ」と。

「男性が所有する個々の価値—性抑圧の構造は男性が自分を規律し形成していく精神構造と深く関わり、同様に女性の側は限りなく家庭に子供や夫にむかう内面性を作ってきた。この内面化された価値観によって権力が生み出されている。他者の意志を排除して貫徹される強制装置を狭義の権力とすれば、広義の権力と表現しうる私的領域における内面規律として表われる権力、この両面をも

って資本制と家族を機能的に連関させていくイデオロギー装置が国家機能だろう」と権力についての視点を提起しつつ、「まだ試論でしかないもので、よくわからない。考えてみていいのでは」という問題提起にすぎない」とし、「権力とはこうだ」という明解なものは「課題」としてそれぞれに投げかえされた。

討論「女性解放への道」

「女性解放への道」という柱での大討論は、二時間弱。江原さん、久場さん、金田さん、中島さん、水田さんにパネラーの形で前列に着席してもらい全体討論を開始した。

パネラーのコメント発言の段階で、水田さんより江原さんへの質問として「権力を関係論としてとらえるのはどうだろうか。相対化されてしまっただろうか。解放の意欲が生まれないのでは」。久場さんが「マルクス主義フェミニズムが理解されなかったようだ」と「再生産労働の人間化」を再提起。「そうはいってもやはり下部構造に還元するでしょ。歴史を動かすのは下部構造という枠組みがあるからそうなるのであって、そうでないかもしれないって考えてもいいのでは」と江原さん。それぞれの立場で一氣に論議が開いた。

会場からも、提起者への質問、意見が活発に続いた。「女性解放をトータルに考えられる女性党の建設を考えていくべきでは？」を皮切りに、「一つの党ですべての物事にかかわるといって考えよりも、たとえば

労働時間の短縮を唯一の政策とする党だとか、課題を実現するための力の結集を」とか、「労働運動の中で男性労働者との共闘、本工と臨職という対等でない関係の変革をどうやっていけばいいか」。「労働の場で男性と一緒に同じ様にやっていると、あまりにシンドイけど、政治の場なら女がトップをとれる可能性がまだある」などなど。

三多摩の「働くことと性差別を考える会」のメンバーからは、セクション・ハラスメントの米国の調査報告の翻訳パンフが紹介され、「自分達が感じてきたことを共同作業で言葉にしていく作業を米の女性達はやっている。私達もこんな取り組みが必要では？ 女達が共通の言葉をもてる事は楽しい」。「このパンフの記事が出てまず連絡してきたのは自衛隊や企業の人事。労働組合はもっていつても関心が今一つ。これはどういうことか」。

「女性達が差別の実感から言葉をつくり共通の言葉にしていく作業自体が運動であろうと思うけど、労働組合は男の言葉でこれらの試みを排除する。最低限聞く耳を持つべきだろう」。「労働組合運動の中で活動する

のは本当にエネルギーが枯渇する。働きつづけるためにも労働組合の中だけでなく、地域の女性達とのネットワーク活動が支えになる」などの批判意見も次々に続いて、「これまでの発言は、自覚されていない様だが、分離主義（男女とりあえず別れて運動しようという立場）の傾向だ。まず女たちの関係を育てようとするこの気分の方向を自覚したら？」という指摘がされたほど。

問題提起をうけて「久場さんの話で組合活動の中で感じていたことが整理できた」。「家事、育児でなくこの労働を『再生産労働』ととらえることで今まで見えなかった所が見える様になった」。「江原さんの『権力論』の深化に期待している」などの共感を表明する意見もあり、最後の三〇分でパネラーの意見を聞いて全体討論をしめくくった。

水田さんは「男性と女性とは違うんだとする意見は平等性解放論の基盤をくずしていく。人権論は古いと云ってしまう所から運動の沈滞と若い人を獲得できないという状況を生んでいる。だから私は挑発的にブルジョア・フェミニズムの再評価という形で問題提起した」。

中島さんは「コンドミニアムとか先進技術は今までの人間の生活では考えられない様な事が可能になり、それが男性による女性の支配の面でもある。世帯主義がハイテクと見事にマッチして女性にかぶさってきている。これに対抗するには労働と家庭の枠をこえた女性のネットワークが必要」。

金田さんは「労働組合運動への批判がだいたい出ていたけど、男性を労働者像とする運動の限界であって、私たちが解放されると感じられる働き方や運動を求め、女の労働運動を作る必要を感じる。男性にはその女性たちの運動に介入したり指導しようとしたりせず、女性の云う事に聞く耳をもつ謙虚さを求めたい」。

久場さんは「『労働』の復権を、といたい。基本的に労働とは一人一人の人間の持っている力を発揮し、労働を通して他の人と関わりあっていく実践（マルクスの労働観）」だという所を見直す必要がある。ラディカル・フェミニズムは、家事・育児・生殖を問題にしたけど労働としてはとらえていない。これを『労働』としてとらえ、いかなる労働としてあるべきかを追求して、労働時

間短縮の要求が反映させていく必要を感じている」。

江原さんは「男女の間にある固有の関係。形のあるものだと思っている。狭義の権力と広義の権力が有機的に関係し、その狭義の権力が私達の非対称的な男女を作り、その関係のつくり出す具体的権力が私達の感じていた差別・抑圧感を生み出すものだ。具体的には個人と個人の間には表現されるけど、そこにとどまらず文化・言語に蔓延しているもの。これをつかみたい。具体的男性個人が私を支配したり抑圧しているわけではない。その見えにくい部分を理論化するつもり」。

アンケートから 分科会独自のアンケートを取った結果、「労働」というテーマにしぼって軸を立てたことで、全体に集中して方向をみつけていこうという気運を生んだという評価が出されていた。「今後やってみたいテーマ」としては、「また『労働』を」「江原さんの今後の展開」「女性党は結成できるか!」「差別撤廃条約の推進」「労働組合幹部（男性）との対話」「男性向けのフェミニズム分科会」などなど。

(石川みのり)

いま、日本の差別排外政策を問う集会宣言

日本政府はこれまで在日アジア人に対して差別・排外の政策をとってきました。

その政策の中心の一つに「出入国管理及び難民認定法」（入管法）があります。いまこの法の改悪案が、国会に上程されようとしています。入管法はその本質からいって、在日外国人の生活と権利を守るための法律ではなく、日本に在住する外国人を「国益保持の見地から管理する」ことを目的としたものです。これまでもアジアから来た労働者が、この法律によって「不法就労者」とされ、入国管理局の恣意的な一斉摘発・収容・強制送還の処分を受けてきました。このためアジアからの労働者は、人権を無視され、労働法は「不法」であれ適用されるといふ原則があるにもかかわらず、入管局の摘発によって働いた分の賃金ももらえないまま強制送還されたり、労働災害にあっても摘発を怖れて泣き寝入りをしたり、雇用主にも正当な権利を主張できず、劣悪な労働条件、低賃金にあまっています。

アジアからの労働者はここ数年、急激に増加し十万とも二十万とも言われる人々が日本で働いています。なぜ、こんなに多くの労働者が日本にやって来るのでしょうか？一言で言えば、「自分の国では飯が食えないから」「職が無いから」です。そしてその原因は貿易という名の資源収奪と日本製品の市場独占、企業進出による経済支配にあります。そのため彼らが生活の基としていた伝統的な産業が破壊されてしまったのです。そして現在なお日本資本のための基盤作りや環境整備が「援助」という名のもとで行なわれています。

日本企業がアジアからの搾取を続け、経済格差が拡大する限り、出稼ぎ労働者が来日することを押し止めることなど決してできません。彼らの暮らしがそのように破壊されてきた以上、彼らが生きるために日本で働き、生きることは当然の権利であるといわざるをえません。こうした事実を無視して、日本政府はアジアからの労働者を排除する政策をとってききました。

今回の改悪案は、一部産業界の要請に応えて「ソフト技能」「企業内転勤」などを新設して在留資格を一層細分化すると同時に、雇用者罰則制度を設け、「資格」のない外国人労働者を雇った人には数百万円もの罰金を課すことによって、「不法」状態の外国人労働者の締め出しをいっそう強化するものです。しかし、そこでは合法的に雇用される外国人労働者にも職業の異動の自由など、労働者にとって基本的な権利は認められておらず、彼らの処遇は彼を雇う企業と日本政府にすべてがゆだねられています。こうした制度の導入によって外国人労働者は現在よりもさらに分断・選別して管理され、その立場がますます弱くなり、悪質業者の搾取にさらされることになるでしょう。

無権利状態に置かれているこれらの労働者の権利を確立することこそがいま、問われているのに、法務省のやり方はこれにまったく逆行するものです。また、労働省は、賃金不払い、労災もみ消しなど本来の管轄分野である労働法の違反を放置する一方、「不法就労者」Ⅱ入管法「違反」者にたいしては、通達まで出して、摘発に躍起になり、さらに外国人労働者をより強く支配管理するために雇用許可制度の導入をもくろんでいます。

なぜ、労働者が国家によって、労働する権利、生活する権利を制限されなければならないのでしょうか、労働者としての権利が入管法よりも優先され、在留が保障されるべきだと私たちは考えます。

また、今回の法「改正」のために政府各省庁では研究会が作られましたが、そのメンバーは驚くべきことに、すべてが男性によって占められています。現在多くのアジアからの出稼ぎ女性労働者が、売春強要、人身売買などの人権侵害を受けています。女性にたいして労働者としての権利を保障する具体策が問われているのに、全く検討されていないのです。「労働者＝男性」あるいは接客業、風俗産業での就労は「労働」ではないという偏見がこの政府の研究会のメンバーの構成や社会一般に強く現われています。

現行入管法の前身である入管令はもともと、戦前から日本に在住する朝鮮人、中国人の人々を支配するために制定された法律でした。これらの人々が日本の植民地支配、なかなか強制連行と侵略戦争によって日本での在住を強制されたにもかかわらず、戦後補償もせず、さまざまな制限を加えてきました。永住許可を受けている人が祖国に帰る場合でも、いちいち日本政府の再入国許可を得なければならず、また場合によっては退去強制を受けるなど、永住権とはほど遠いものです。そして、「外国人は煮て食おうと焼いて食おうと自由」という法務省高官の言葉が示すように法務大臣の自由裁量処分と退去強制がこれまでも多くの在日韓国・朝鮮人、中国人の生きる権利をふみにじってきました。六八年、「日本政府に人道の涙はないのですか」といって焼身自殺した韓国からの亡命者金賢成さん、七〇年、「満腔の怒りをもって入管体制に抗議する」といってやはり抗議自殺した在日中国人李智成さん、彼らの思いを私たちはしっかりと記憶にとどめたいと思います。日本政府は六五年に日韓条約を締結し、韓国籍を持つ人のみ協定永住を認めることによつて韓国・朝鮮人の中に分断を持ち込み、戦後四四年間を経過した現在にいたるまで、日本で生まれ育った韓国・朝鮮人の三世、四世の人々の法的地位に在留資格すらも定めていません。「孫の代になれば、ほとんどが日本に帰化するだろう」と、日本政府は、そう思っ

ていたのです。在日韓国・朝鮮人、中国人に対する歴史的な責任を明確にし、永住を保障しようという姿勢はまったく見られません。

日本政府は、六九年から四度にわたって、外国人の政治活動を全面的に禁止する改悪案を国会に上程しようとしたが、反対の声を前にいずれも廃案となりました。また、国際的な人権意識の高まりを背景に、七九年に国際人権規約の批准を余儀なくされた日本政府は、八二年にそれまでの「出入国管理令」を「出入国管理及び難民認定法」として手直ししました。しかし、差別と排外の法体系に基本的な変化はありませんでした。難民の受け入れにおいても、その認定における基準においても、すでに多くの問題点が指摘されています。

八十年代、外国人登録法に反対して、在日韓国・朝鮮人、中国人を中心に指紋拒否の闘いが拡大し、指紋制度撤廃の声が大きくなったにもかかわらず、政府はその声に背を向け、治安管理を目的とした指紋制度を固守した上、再入国不許可、在留期間更新不許可・短縮という報復処分まで行なわれてきたのです。

私たちはもうこれ以上、日本政府の差別排外政策を傍観することはできません。日本列島に共に住むものとして、すべての人の権利が等しく保障される社会をめざして、私たちは、在日するアジアの隣人と連帯して闘います。そして、以上の立場にたつて、私たちは在日外国人の人権を踏みにじる入管法改悪に反対し、以下のことを日本政府に要求します。

I、すべての外国人労働者に在留権を認めること。

II、すべての外国人労働者に労働者としての権利を現実に保障すること。

III、外国人労働者雇用に関する雇用者罰則制度の新設を断念すること。

IV、「単純労働への就労を禁止する」という政策を撤廃し、職業選択の自由を奪う在留資格の細分化を止め、単一の労働ビザを保障すること。

V、アジア出稼ぎ女性労働者が性的搾取を受けないよう具体策を講ずること。

VI、植民地化により、在日する韓国・朝鮮人、中国人にたいして無条件に永住権を保障すること。

VII、入管法の退去強制条項を撤廃し、真の永住権を確立すること。

VIII、法務大臣の「裁量」による在日外国人の権利剥奪と生活破壊をやめること。

IX、難民認定における思想・信条による差別をやめること。

一九八九年三月五日

「いま、日本の差別排外政策を問う —— アジアからの出稼ぎ労働者、

在日韓国・朝鮮人との連帯のために」集会参加者一同

アジアからの出稼ぎ労働者問題協議会声明

私たち、日本で出稼ぎ労働者を支援する団体と、この問題にアジア諸地域で携わる組織の代表たちは、1989年4月5～7日、アジアでの出稼ぎ労働者の窮状について、そして日本国政府のアジアからの出稼ぎ労働者に対する差別的な政策について問題を協議し、行動計画をたてるために集まりました。

米日の経済活動によって、また発展途上国の政治・経済政策によってひきおこされている「開発」によって膨大な数の労働者が日本や香港などに出稼ぎにやって来ています。送り出し国も、受け入れ国も双方とも、これらの出稼ぎ労働者の人権について責任がありません。

とりわけ、女性が商品として売られているということは人権侵害のその際たるものといわなければなりません。女性を売買するということは、女性の権利を蹂躪するだけでなく、そうすることで、男自身が自分をだめにしてしまうことになります。

政府各省庁にアジアからの出稼ぎ労働者に関する研究会が作られましたが、そのメンバーは驚くべきことに、すべてが男性によって占められています。現在多くのアジアからの出稼ぎ女性労働者が、売春強要、人身売買などのよりひどい人権侵害を受けています。女性にたいして労働者としての権利を保障する具体策が問われているのに、それらはまったく検討されていないのです。「労働者＝男性、接客業、風俗業での就労は労働ではない」という偏見がこの政府の研究会のメンバーの構成や社会一般につよく現われています。

今回の入管法改悪案は、雇用者罰則制度を設け、「資格」のない外国人労働者を雇った人には数百万円の罰金を課すことで、「不法」状態の外国人労働者の締め出しを一層強化するものです。こうした制度の導入によって外国人労働者は現在よりさらに分断・選別・管理され、その立場はますます弱くなり、悪質業者の搾取にさらされることになるでしょう。

現行入管法の前身である入管令はもともと、戦前から日本に在住する朝鮮人、中国人を支配するために制定された法律でした。これらの人びとが日本の植民地支配、なかんずく

強制連行と侵略戦争によって日本での在住と労働を強制されたにもかかわらず、日本政府は戦後補償をしないどころか、さまざまな制限を加えてきました。永住許可をもっている人でさえ退去強制を受けるなど、これらの人びとの在留は永住権という名にはほど遠い不安定なままです。

私たちはもうこれ以上、日本政府の差別排外政策を傍観することはできません。外国人の人間としてのその尊厳と誇りを尊重し、以下のことを要求します。

1. 現在日本で働いている出稼ぎ労働者に合法的に滞在し、働く権利を認めること。
2. 入管法の改悪を断念し、外国人にたいするホステス、建設労働、工場労働などへの就労禁止という政策をやめ、単一の労働ビザを保障すること。
3. 外国人労働者に平等な福祉の権利を保障すること。
4. 日本の植民地化により在日する韓国・朝鮮人、中国人に真の永住権を保障すること。
5. アジアの女性労働者が性的搾取を受けないように具体的で適当な手段を講ずること。
6. 人種差別禁止条約を批准すること。

私たちは出稼ぎ労働者の生活と権利のために、出稼ぎ労働者と支援グループの関係を一層強化し、日本の中だけでなく、出稼ぎ労働者の出身国との交流と連帯の活動を進めていきます。

署名： アジアからの出稼ぎ労働者問題協議会 1989年4月5～7日 大阪

全障連運動の歴史的展望

森安拓史

(全国障害者解放運動連絡会議編『障害者解放運動の現在』)

3 全障連運動の始まり

全障連の結成にむけて、熱っぽく語られたことは、ひとつは、障害者自らの自立と解放運動が、全国各地に広まり、高揚した闘いが次々と行なわれているなかで、障害者運動の全国的な主導は、全障研―障全協のみである。彼らの運動と理論では、差別と闘う障害者主体は排除され、自立と解放の運動が前進しない。したがって、私たちが独自の連絡・情報・共同闘争・統一闘争網を作る必要がある。二つめに、「福祉切り捨て」の評価については、これまで私たちは、「福祉」の名によって障害者の分断と隔離・収容が進められてきたことをふまえ、「福祉」の告発と共に、障害者が地域社会で自立していくために独自の要求闘争を行なう。三つめは、全体でとりくむことのできる養護学校義務化阻止闘争と、赤堀差別裁判糾弾闘争を全国闘争として、統一戦線の組織性格として担う。四つめに、被差別人民・労働者・市民と、差別意識の变革を要求し、反差別、反権力共同闘争を担う。そして、これらの全体的確認と共に、交流・共通認識、共同闘争の拡大のために、年一回、交通・生活・教育・労働・施設・医療・赤堀闘争の各大会分科会の討論を約束したのである。

このなかにこめられた問題意識は、しかし、きわめて重いものであった。

まず、「福祉」に関する見解は、さらに深めると、社会保障闘争と社会変革闘争の関係におよび、改良と革命との関係ともなる。少なくとも私たちの見解は、「福祉」の延長に障害者の解放はないと断言したわけである。それは当然、改良の延長に革命はないのか、という設問が提案されよう。社会保障政策そのものが、資本主義社会固有の階級融和政策であり、帝国主義段階で初めて国家責任で行なわれている歴史的事実から、それをいかに評価し、そして、自らの自立と解放をちとる展望にどう責任をもつかが求められているわけである。それは、一人一人の要求をくみ、差別との闘いを通して自覚と主体を生み、要求をまとめ、実現していく政治的な力、また要求と解放に結びつけること、これに答を出すことなくしては、障害者解放運動は障害者大衆と結合しえない。

次に、二大闘争であるが、養護学校義務化阻止闘争は、政府・権力の障害者隔離政策の最重点攻撃であり、権利要求運動が最も貴重な成果と評価し、さらに、差別意識に深く根ざした世論も全面支持しているものとの闘いであった。したがって、この闘いは、障害者政策の本質、障害者差別意識の本質を明るみに出し、そして、これを阻止する闘いを通して、障害者の自立と解放、その生の全体像を提出する総体的な闘いとなった。赤堀差別裁判糾弾闘争は、「精神障害者」が、権力の直接の手によってその生命と社会的存在を奪われていく、その事実を障害者全体にかけられた攻撃として、「精神障害者」と共闘して闘っていくものだ。これは、差別との闘いが、国家・権力とのぬきさしならない闘いでもあることを示している。

さらに、共闘の原則は、障害者と健常者の関係、労働者や市民、被差別大衆各層の解放運動と障害者解放運動の関係である。隔離と排除の差別の永い歴史は、大衆間の主体的関係をきわめて困難にしてきており、現代社会はこの関係のなかに直接的利害をもちこんでいる。そこには、障害者に対する根深い差別意識があり、息つくごとに自らの生命を意識せざるをえないものだ。ここでの意識変革の要求は、同時に、障害者解放は自らが中心に行なっていくのではあるが、その際の共同の中味にも考えをよせている。自主解放の思想は、部落解放運動に強い影響を受けたのであるが、し

かし、障害者が日々生きていく時は、「重度」者はとりわけ、健常者の介護と共同を必要とする。したがって、共同は、意識変革があつてその上で政治協定を結んで行なう共同闘争とは異なり、意識変革を求めながら共同し、共同がなければ要求実現と社会変革がなく、真の共同のためには意識変革がなされなければならず、それなくしてはまた一步も前進しない現実認識がある。それは、差別―被差別の関係と、現実―変革の関係をダイナミックな弁証法そのもので止揚していくことを実践が要求している。

そして、全障連は、こうした理論的、社会的、政治的立場と、情勢認識をもつて、運動の未来を全障研や他の勢力に委ねることのできない決意で結成された。

9 全障連と障害者解放運動総体の展望

では、全障連が障害者解放運動の総体に責任もつて、なにをかちとるべきかを提起したい。その論点を、最初に述べた、全障連結成時の論点の発展として考える。

まず、社会保障闘争と社会変革闘争の関係である。社会保障闘争はそのワク内では必然的に改良主義に陥ってしまう。その本質が資本主義―帝国主義社会のなかで実現する（「科学的民主的権利」と名をかえてもよい）権利に限られているからである。一方、障害者大衆の直接的要求は、この権利を越えた内容と具体的保障を示している。それは日常生活のどれひとつとってもそうであるし、権利の名で実現した「福祉」が障害者の分断をもたらしたことを見ても明らかである。しかし、社会保障闘争（改良闘争）を全面的に否定はしえないのも事実である。障害者主体がこの厳しい差別実態のなかで少しでもましな生活を要求し、その運動を通して社会と政治への接点をもつのも事実だからである。

私たちが論点におかなければならないのは、障害者主体の直接的要求と、資本主義社会のなかで実現しうる最大限の権利と、それを越えて獲得すべき要求の本質を明らかにし、これを實現するために社会変革を行なう主体の連続性である。ことを替えれば、要求をつかみ、改良し、要求の本質を深め、社会変革につなぐ関連性である。政治主義的傾向は直接的要求と社会変革を直接結び、障害者大衆の主体と運動を解体してきた。また、改良主義的傾向は、直接的要求と改良に運動をとどめるか、あるいは要求の本質を明らかにし社会変革に導くことを党の任務として分断してきた。

それに対し、全障連運動は、要求をつかみ、改良する運動を各団体・個人・地域の日常活動にまかせ、要求の本質を深め、社会変革につなげる運動を重視してきた。それは、各団体・個人・地域の運動どうしの高めあいを目的とした結果にもよるが、同時に、障害者解放運動の弱点を意識的に克服しようとしたためでもある。今後、早急に明らかにされねばならないのは、障害者解放運動総体として、これらの関係を整理し、日常活動と闘いのなかで具体的実践に移されることである。

この際に、社会保障闘争（改良闘争）と消極的に規定するのはやめた方がいいだろう。障害者主体が自らの要求にもとづき、権利としてかちとれるもので自らの生活と運動に有利なものとはどん欲にかちとり、発展させ、そして要求の真の實現にむけて行政闘争をさらに強化させつつ要求の本質を明らかにし、資本主義社会の本質に迫ってこれを変える闘いに連続させていく、この闘いは、積極的であり、独自のものとして本質的と考えるからだ。これは、障害者の自立と解放を展望した政策と考える。全障連運動が、一貫して重視してきた障害者主体の確立、それは差別を認識しこれと闘う、そして資本主義社会を認識しこれと闘う、その契機と組織化を運動総体に位置づけ、日常活動に深く根づかせる方向である。

全障連は、いま、各領域ごとにこの政策作りの論議にはいったと書いたが、しかしその論議は整理されたものではない。この論議を整理するためには、実際はかなりつつこんだ討論をへて共通認

識を一定程度つくったところからなされようが、政策主体・内容・実現基盤を明確にしておくことが求められる。

二、三の例をあげると、まず教育では、義務教育段階では普通学級にはいれても、受験戦争でなりたつ普通高校にははいれない。また普通学級での教育保障はない。これは、資本主義原理と現行教育制度では実現しえないと考えられている。しかし、受験戦争からはずされた障害児が、高校進学の際をこじあける運動を行ない、教委に妥協を迫り、手だてをつくらせてきている。この運動の基盤は、親たちであり、中学生徒の仲間、教師たちでもある。

生活では、介護の全面的保障要求が出されているが、これも資本主義原理では実現しえないだろうとされている。だが、介護なくしては生きられない障害者たちは、地域での自立生活の実践を武器に堂々と要求する。では、資本主義社会のなかでどう制度化し、介護保障要求の本質は社会的にいかなる意味をもち、これを実現する基盤をどこにおくかが提出されねばならない。

労働でも、自治体では障害者の別枠雇用が進んでいるが、競争受験制度はエリート障害者の採用にはなっても、その他の障害者はいぜん就労できない。自治体は民間企業が採用しない「重度」の障害者を雇用せよという要求は、きわめてとうぜんであり、切実なものだ。この論理を資本主義原理と対決させて、民間企業にも及ぼしていくためには、就労機会を奪われた障害者を主体に、いかなる運動論をもって、どのような力に依拠してかちとっていくのが問われる。

こうした、個別と全体をつなぐ政策を生むことが、この厳しい情勢をきり開く最も有効で早い道と考えるのである。そして、答がひとつひとつ出されてきている。その展開は、全障連機関誌を参照されたい。

次に、いわば政府・権力の差別攻撃との対決としての闘いである。養護学校義務制との闘いは、いまも粘り強く続き、ますます広まっております。社会の理解も進んできた。全障連は、一九七九年に「障害者解放教育・保育研究会（仮）」を提唱し、その意義を訴えてきたが、教育への反動攻撃がい

つきよに集中してきている現在、その結成準備を急ぐ必要がある。またいまは、障害者運動、親の運動、市民運動、そして教育労働者・教組運動が、それぞれに立場と運動・組織基盤を整理しえた時期でもあり、結合の条件ができていく。この研究会が生まれれば、障害者解放教育の理論と実践は飛躍的に前進することは疑いえないが、同時に、障害者解放運動の新たなそして重要な陣型が作られることになる。

赤堀差別裁判糾弾闘争は、障害者差別糾弾闘争が反権力・資本主義との対決の闘いの質をあらわしていることをより明確にしていくであろう。そして、この闘いの一環としてある、保安処分新設阻止闘争は、障害者差別糾弾闘争のいっそうの発展をうながし、反動政府・権力と闘う各戦線との原則的共闘の契機を広範につくり、そして共闘の質を深めていく。私たちは、そのひとつひとつの共闘によって、現代社会のなかでの障害者解放運動を点検し、意味を深め、同時に障害者解放運動の大衆化をかちとっていくことができる。

また、今後、政府・権力が出してくる攻撃はよりいっそうイデオロギー的にならう。したがって、私たちは、自立と解放の理論と展望を明確にもつことなくしては充分に闘っていけないことも自覚している。すでに、御用学者や差別主義者は、政府・権力のお先棒かつぎで、差別イデオロギーの宣伝を開始している。これを軽く見るのではなく、糾弾と理論的批判を行ない、自らを鍛えていきたい。

三つめに、共闘の問題である。障害者解放運動にとっての共闘の独自性は最初に述べたとおりである。その上で、共闘の具体性は、政策の日常活動全体との共闘にならう。共闘というものが、ともすれば政治レベルの共闘やエール交換、闘いの局面のみの支援に終わってしまう現状にあって、障害者解放運動の積極的意味は、この原則的共闘をあらゆる場で要求し、そしてあらゆる時と所で実現していくことだ。それは、多くの運動が忘れてきたことを思い出させ、活気を生み、新たな社会を築く共同の営みの本質を提起すると考える。

以上のように、全障連は、これまでの障害者運動が提出しえなかった、障害者解放（運動）の原則と展望を提起し、実践を通して深めてきた。そして、全障連運動としては、結成当時の期待を担いえたと考えてはいる。また、今日までの障害者解放運動の中心的役割を果たしてきていると考え、ここに提起した論点は今後の障害者解放運動の焦点になることも確かであろう。

だが、一方で、全障連自身が、自らの発展と強化のために、障害者解放運動のために、また、政府・権力の露骨で体系的な差別攻撃と闘うためにも、全障連の組織性格と新たな運動の展開が求められていることも事実なのである。そして、全障連運動に参加している団体・個人のみ力で、この情勢にうちかつことができないことも明らかである。このことは、障害者解放運動の正念場にさしかかったいま、全障連運動の展開がその状況を左右していくだろうし、そのための論議と闘争をいっそう急ぐ必要がある。

全国障害者解放運動連絡会議・結成宣言

結成大会宣言

- 一、全障連はすべての障害者差別を糾弾し、障害者の自立と解放のために戦う。
- 一、全障連は優生思想を排し、障害者ひとりひとり、またそれに関わる人達の要求と闘いをくみ上げ、どんな課題とも真剣に取り組み実践し、障害者の結集と団結をもって障害者のあらゆる権利を創出、獲得する。
- 一、全障連は障害者の自立と解放の闘いをすすめる中で、あらゆる差別に抗して戦いつづける被差別人民と手をたずさえ、相互変革の上に連帯をきずく。
- 一、全障連は全ての社会矛盾と闘う人々との積極的関係をともめ、自由をめざすと同時に、労働者・学生・諸階層の人々に対し差別と闘う障害者の立場から真剣な問題提起を行い共同の歴史の展開をになう。
- 一、全障連は障害者解放を全国いたるところ、あらゆる職場または現場に対し、うながし、おもむき、運動展開していく。参加するすべての人々の創意と討論・実践を高らかに唱おう。

障害児を普通学校へ・全国連絡会

「障害児を普通学校へ・全国連絡会」は一九八一年八月、障害児が普通に学校に行けるように、を共通のねがいとして、地域を結ぶネットワークづくりを目的に結成されました。

スタートはささやかなものでしたが、障害を持った子どもたちがそれぞれの地域のなかで、家族のあたたかい愛情に包まれながら、一般の子どもたちとともに学び遊ぶことが最も望ましい姿であるという私たちの考え方に共感し、賛同してくださる方がたがひろがり、会そのものの存在も人びとに知られるようになりました。

結成四年目を迎えた現在、会員は北海道から沖縄まで二二〇〇人を越え、地域で会員が中心となつて作つた組織・グループは一七、会報交換などで連絡をとりあつている団体・グループも一〇〇以上となりました。しかし、障害をもつた子どもを普通学校へ入れることにはまだまだ多くの困難があり、日々成長する子どもをめぐる問題も山積みです。

障害をもつた子とそうでない子が共に生き、共に育つていく社会を作るため、私たちの会はさらに多くの皆さんの参加を呼びかけます。

障害児を普通学校へ通わせたいと願うお父さん、お母さん、その考えに共感する全国の方がたが、この運動を強めひろげる仲間になつてくだされば幸いです。

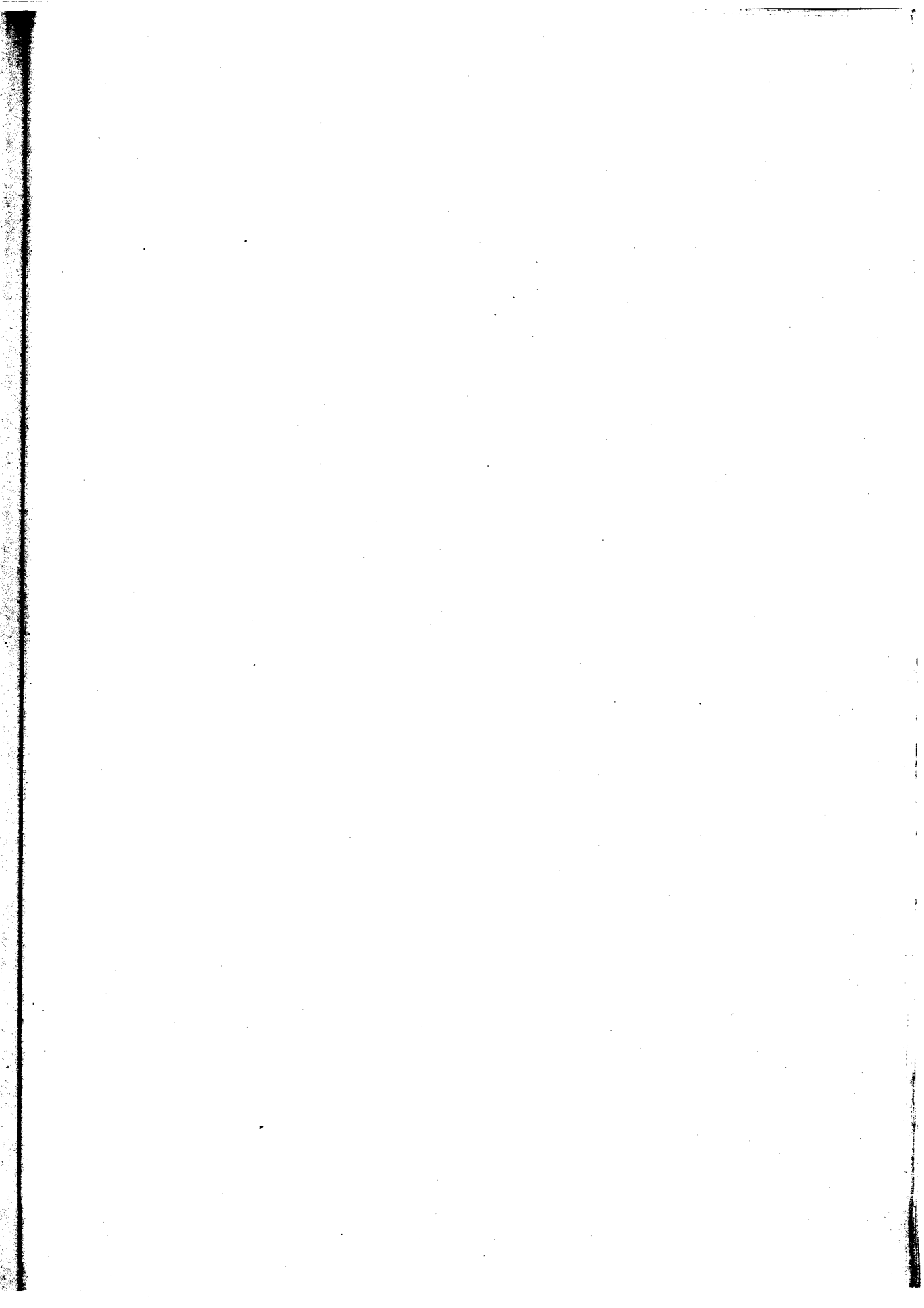
一九八五年四月

会の目的

すべての子どもに差別のない生活と教育を保障するために

- (1) 障害児を地域の普通学校に入れること。
 - (2) 特殊教育諸学校(盲・ろう・養護学校) 特殊学級の在籍児を普通学級に移す措置をとらせること。
 - (3) 普通学級在籍児を特殊学級、養護学校へ転籍させないこと。
 - (4) 就学先の決定に際しては、すくなくとも障害児とその親の希望を最優先させること。
 - (5) その実現に向かつて、全国の障害児とその親、障害者、賛同なさる方がたが連絡をとり合い、励まし、協力し合うこと。
- を共通の目的とします。

III 強者の支配をくずす



【解題】

反安保・反核・反原発

民衆のオルタナティブという視点からみると、最近では安全保障、平和運動といったイシューは主要な論題からはやや外れているように見える。一九八〇年頃の反核運動の盛り上がりは、ヨーロッパに於ける運動の高揚を背景とはしていたが、それなりに幅広い国民の関心を集めていた。その当時と比べて現在は反戦、反核のうねりは鎮静化してきたかのごとくである。その背景として第一にソ連のゴルバチョフ政権登場以来の東西陣営の緊張緩和を挙げることができるだろう。米ソ両国とも経済力の低下は否めず、これ以上の軍備拡大は不可能になってきている。しかし逆に米国から西側同盟国の有力な一員である日本に対する責任分担を求める論調は日増しに強まっている。第二に一九八六年四月のソ連チェルノブイリ原子力発電所での大事故以来、人類滅亡にいたる可能性として原発事故が核戦争と同じくらいあるいはそれ以上の現実味をもって人々の前に現れてきた事実を見逃すことはできないであろう。かつての反戦、反核運動は反原発、脱原発の運動にとってかわられていくようにも見える。

私見では狭義の反核と反(脱)原発とは、広義の「反核」の中で車の両輪のような位置にあって、進んでいくべきものであるように思われる。そして核兵器反対と通常軍備反対の運動も同じく両輪として動いていくべきものである。これらは安保条約の問題と密接にかかわり合い、そこから反基地闘争や池子の問題(これは環境問題でもある)へときわめて有機的に、かつ緩やかに回路がつながってくる。

「北太平洋に軍縮の流れを作り出そう(アピール)」は、ヨーロッパでの中距離核ミサイル取り壊し、米国の国防費据え置き、ソ連の一方的兵力削減、中ソ対話といった世界的な緊張緩和と対話の流れに逆行するかのような日本政府の外交、安全保障政策に対し、次のような提案を行っている。一、次期中期防(一九九一―一九九五)を軍縮への転機にする。二、非核三原則の厳守について基準を設ける。三、海洋軍縮のテーブルを作り出す。四、挑発的な軍事演習の中止を求める。五、三宅島、逗子の市民自治を守る。以上は、長期的目標というよりは、中期的な目標であるが、むしろ中期的な目標について活発な議論が起き、多彩なイニシアティブが生まれることが

必要だとしている。

防衛庁元官房長竹岡勝美はシンポジウム「日本外交の新しい転換のために」の「対ソ関係打開のために」において日本政府の強硬な対ソ政策を批判し、より柔軟なものへと転換するべきだと主張している。自称「愛国者」である竹岡氏の主張の中心は、日本の外交政策を、一、日本人として国連の場で訴えられる国際的正義に沿うものであるべきであり、二、自分が今日本の首相になっても実現できる「現実性」のものでなければならぬというものである。彼は日米安保条約即時廃止を非現実な主張と退ける一方で、タカ派の主張するソ連悪魔論、憲法押し付け論も国連の場で主張できるようなものではないとして、批判している。そのような視点に立って、日米友好の枠組みの制約の中で、これを一步超えてでも日ソ友好を進展させ、確立させることが日本国民にとって最大の安全保障策であり、日本の政治外交の責任者の最大の任務であるという。

外務省は北方領土問題について、「北方領土は日本は放棄していない、ソ連の不法占拠」であり、ソ連がまずその非を認めてこれを返還しないかぎり、日ソ平和条

約締結交渉には入らないという硬直した態度をとっている。このようないわゆる「人口論」的主張は国際法的に正しくなく、むしろ権利として要求する態度ではなく、大国ソ連の態度を求め、その翻意を促すという、日本から「頼む」という姿勢が基本であるべきである。まず、日ソ平和条約を締結し、齒舞、色丹を軍事基地としない条件で返還を求め、択捉、国後、米ソデタント等の国際環境の進展に伴って日米安保条約も不要になった次代に解決（返還）を残すという「出口論」的解決をはかるべきだとする。彼は次代の日本国民を含む日本の恒久的な平和確立には、正しい意味の日ソ友好関係の確立が不可欠であるとして、その論を締めくくっている。

小田実「もし日本が攻められたら」に如何に答えるか」は、より原理的な主張を展開している。彼は、戦争とは民族と民族、国家と国家、階級と階級といった矛盾が一定の段階にきて武力によってしか解決できないようになった時に起こるといふ。実際にはソ連が攻めてくるよりも日本が東南アジア（例えばフィリピン）の政変にアメリカの同盟国として介入していく可能性がある。またソ連が攻めてくるとすれば、それは世界戦争において

であり、その場合には日本はお手上げである。そこで戦争にならないための手立てとして、空洞化しつつある平和憲法を補強すべく非核三原則や非軍事かの原則を建てていく運動を進めるべきである。究極的には反戦と変革が必要であるとする。反戦と変革を「くくりつける」ために非同盟、非武装を打ち出すべきだという。具体的には何よりも安保条約の範囲を凍結し、安保全体を点検、見なおしていくことや、北朝鮮との関係の見直しが提案されている。自衛隊の問題でも、外部条件である国際情勢を改善していくことを重視する。すなわち自衛隊は解消していくということをはっきり言って、そのために国際的現実を作っていくという論理の展開をする必要があるとしている。

過去への反省にたった対朝鮮半島政策を

「声明・政府に朝鮮政策の転換を求める」及び「日本はいま、何をなすべきか」は、東西の緊張緩和による国際情勢の流動化を背景に、変更を迫られている日本の対朝鮮半島政策に対する具体的な提言である。両者を通じて述べられていることは、まず第一に、日本が植民地支

配の清算を果たしていないのみならず、南北分断後は南のみを支持し、北朝鮮に敵対する政策を取り続けることにより、南北の対立を固定化する役割を果たしていることに対する憂慮である。そしてそれを踏まえた上での具体的な提言として、北朝鮮との貿易・経済協力関係の推進、在日韓国・朝鮮人の法的、行政的処遇の改善、学術・文化・スポーツ交流の拡大、また旅券に記載されている「北朝鮮を除く」の記述を削減すること、などを挙げている。韓国の民主化を背景に急転回しつつある朝鮮半島の情勢に対し、日本が従来の非主体的かつ硬直した姿勢を改め、過去に対する反省の上に政策改善を行うことが、いままさに求められているのである。

「朝鮮半島の平和・統一と日本」に関する日本キリスト教協議会声明も基本的な主張は同様である。朝鮮半島の分断状況に関する日本の責任を痛感し、分断克服のための行動を具体的に提示しているが、注目すべきこととして、在日韓国人「政治犯」釈放への取り組み、北朝鮮のキリスト者との交流・協力が挙げられよう。

天皇制をくずす

菅孝行の「反天皇制・社会主義・マルクス」は、反天皇制運動のみならず「社会主義」運動全般を射程に入れた刺激的な提言である。「幻想の共同性」を前提とする天皇制問題は、政治の次元の問題であると同時に文化の問題であり、ひいては「生き方、考え方の流儀の問題」であると菅氏は、既存の「社会主義」理論が反天皇制論に「歯が立たなかつた」ことを指摘して、次のように述べている。「重要なのは人間を解放する理論や思想をつくり出すことであつて『社会主義』の看板を守ることではない」と。その上で、マルクスのし残したことを自分のアタマで考え、解放の理論をゆりあげてゆくことを提言している。

日本天皇制の問題がわれわれにとって「難題」であるのは菅氏の指摘通りであろう。と同時にその天皇制論をぬきにして「日本解体論」が成り立たないことも事実である。硬直化したパラダイムに拘泥することなく、「異質相互の共生の原理にもとづく、戦略的、乱反射的、乱立的」な「逸脱」の連鎖を続けること、またそれらを用ながす生き方の流儀を創造することこそが、新しい社会

への第一歩であるとする菅氏の主張が、既存の運動全般に対するオルタナティブを示唆していることは確かだろう。

* * *

「強者の支配をくずす」の領域としては、今回取り上げた項目の他に、「政治制度」「人権」「監獄」「入管体制」等が考えられる。以上については第二章に収録の予定である。

現在、政治全般をめぐる議論は必ずしも活発とは言えない。そのこと自体が民衆が政治に絶望し、もはや政治に何らの期待も抱いていないという現状を象徴しているとも言えるのではなからうか。しかし私たちが社会を作つて生きていく以上、政治を離れて生きていくことは出来ない。既存の枠組みに絶望するだけでなく、新たな枠組みを「自分たちの手で」創り出すことが今求められているのである。

(杉山恭史・堀川禎一)

アピール 北西太平洋に軍縮の流れを作り出そう

いま、日本が軍備増強をしなければならない理由があるでしょうか。

日本を取り巻く情勢は大きく変わりつつあります。ヨーロッパの陸上では、中距離核ミサイルの取り壊しが進行しています。アメリカは、ついに国防費の据え置きを選択しようとしています。ソ連はアジア地域を含めて、大幅な兵力の一方的削減を打ち出しました。中ソ首脳は、三十年ぶりの対話を始めようとしています。朝鮮半島の南北の話合いも新しい段階に入っています。

もちろん、これらの動きは、かならずしも平和志向と関係の無い国内事情が反映していることも事実です。また、海洋核の野放しの増強、通常兵器の近代化、SDIなど懸念すべき新しい逆流も生じています。しかし、軍縮と平和への新しい秩序を作り出したいと願う人々、とりわけ日本の軍事・外交政策の根本的転換の必要性を痛感している人々にとって、今はまたとない好機であるとだれしも感じていることでありましょう。

平和への理念と外交を失ってしまった日本政府は、あいも変わらぬソ連脅威論を繰り返しながら軍備増強に努めています。米ソのテタントが進めば進むほど、日本の軍拡が進むと言う構造的な悪循環に、ますます深くはまり込んでいます。日本を舞台に進行している日米の軍拡の勢いは、実に恐るべきものです。

推定十七発の核トマホークを積んだ米軍艦が、いまや横須賀を母港にして不気味な動きを繰り返しています。佐世保を母港とする米軍艦は、昨年にもまた一隻増え七隻になりました。ここ数年、毎年記録が更新されている米原子力潜水艦の日本への寄港回数は、昨年またまた四隻も増え、四十五隻と言う史上最高を記録しました。横浜の上瀬谷通信基地では、ここ三年間に三本もの新しいアンテナが建てられました。核能力をもつ最新戦闘攻撃機ホーネットが配備されたばかりの岩国基地には、今年同じく核能力のある垂直離発着機ハリヤーが配備され、沖縄にはその訓練基地が作られようとしています。F16配備で大増強されつつある三沢基地では、今度は宇宙戦争のための大ア

ンテナが建設されようとしています。数えればきりが無いほど、すべての米軍基地が戦時を思わせる勢いで強化されています。そのうえに、三宅島、逗子の基地建設の強行です。

日本の軍事費は、すでに米ソに次ぐ世界第三位になりました。その上、新防衛予算は昨年を上回る伸び率で増加しようとしています。その中身はシーレーン防衛、洋上防空、海峡封鎖、潜水艦戦争など、ほとんどすべてが米国の戦略に奉仕するためのものであつて、専守防衛はおろか日本の防衛とも無関係のものです。在日米軍の経費を肩代わりする、いわゆる「思いやり予算」は十八パーセントも増加しました。このままだと、一九九一年から始まる次期中期防ではさらなる軍拡路線が貫かれるでしょう。

日米防衛協力の名のもとに、自衛隊はあたかも米国の北西太平洋軍のようになりつつあります。その役割は、単に対ソ戦の盾となろうとするのみならず、朝鮮半島有事やフィリピン情勢に介入する同時多発戦争にも対処する役割を担おうと言うものです。日米防衛協力のためのガイドラインに基づく共同研究は、日本有事、朝鮮半島有事と進められ、いまや同時多発有事の研究へとエスカレートしてしまいました。しかも、これらすべてが秘密研究とされ、議会も国民もチェック出来ない状態です。

今年の九月〜十月、米国が北西太平洋で行なおうとしている大軍事演習(PACEX)は、このような軍事協力の集大成とも言ふべきものです。それには、自衛隊のみならず、韓国軍、フィリピン軍も参加すると伝えられています。史上初めて米太平洋軍統合司令官が指揮を取る演習になるでしょう。

一体、日本はどこへ行ってしまふのでしょうか。

私達は、日本の平和運動が北西太平洋に軍縮の流れを作り出すために、いま何かをなすべきときだと考えます。とりわけ、私達は何らかの中期的な実現目標について話し合うことが必要になってきていると思います。そのような目標はさまざまに描き得るでしょう。たとえば次のような目標はいずれもとても魅力的です。

一、次期中期防(一九九一〜一九九五)を軍縮への転機にする。

現中期防より軍事費を増加しなげなければならない理由は何もありません。もっとも攻撃的な兵器、もしくは

日本の防衛と関係の少ない兵器から削減し始めるべきです。極めて控えめな要求ですがここから本質的な議論が始まると思います。

二、非核三原則の厳守について基準を設ける。

核艦船の寄港のさいの核の検証を求めた長崎市長の平和宣言を生かす道はないでしょうか。トマホーク艦ファイフとバンカーヒルの母港は当然撤回されるべきです。現在横須賀を母港にしている駆逐艦オルデンドルフにトマホークの発射台を装備する工事が間近です。これを阻止することが必要です。

三、海洋軍縮のテーブルを作り出す。

ヨーロッパの例に学べば、多様なレベルの軍縮のテーブルが必要です。ソ連の市民との交流も含めて、市民レベルのイニシヤティブで、北西太平洋での軍縮への気運を作り出すことが求められています。

四、挑発的な軍事演習の中止を求める。

朝鮮の緊張緩和が前進するためには、米韓合同軍事演習チームスピリットを中止することが不可欠です。一九九〇年をチームスピリットの無い年にしましょう。今年の秋に予定されている空前の太平洋大演習（PACEX）に反対する太平洋規模の運動が起こりつつあります。日本でもこれに反対し、自衛隊の参加をやめさせる行動を始めることが、最初の課題になります。

五、三宅島、逗子の市民自治を守る。

政府が三宅島、池子の森への基地建設を強行することは、もはや民主主義を否定する次元の行為です。新しい反基地運動を代表するこれらの市民運動を支援し、みんなの問題として勝利することが必要です。

これらは一例にすぎないでしょう。私達は、中期的な目標について活発な議論が起き、多彩なイニシヤティブが生まれることが必要だと思います。そのためにこそ具体的な例を掲げました。日本および日本周辺の軍拡の流れを転換するという共通の問題意識を持った人々の活発な行動のうねりを共に作り出しましょう。

一九八九年 春

対ソ外交打開のために

竹岡勝美

(「シンポジウム」日本外交の新しい転換のために) 日本国際問題研究協会

竹岡でございます。

私の論点は、私の経歴からどうしても日本の軍事的な安全保障問題が最初に絡んでまいります。この場合も、私自身が提言しますときには、必ず常に二つの論拠を考慮しておかねばならないと自戒しております。

その一つは、いま私が述べようとする私見は、僭越な言い方で恐縮ですが、私が日本の総理大臣として、国連という世界の中で、一億国民を代表して、日本の「正義」、**「人類的使命」**として世界に訴えられるものでなければならぬということでもあります。なぜそう申しあげるのかと言いますと、後でも述べますとおり、例えば日本内部で一部の自衛隊の制服のOBや、一部のタカ派の連中が軍事力増強、国民の防衛意識の向上を煽る理由として強調するソ連悪魔論、共産主義国家敵視論というような論点は、国連の場では日本の宰相として絶対に口に出せるものとは思えません。そうではないでしょうか。タカ派と言われた中曾根首相ですら一億国民を代表して国連の場で日本の正義を主張されるときには、「軍縮、軍備管理の停滞は、基本的には東西間の不信に起因したものであります。チャーチル英国元首相が鉄のカーテンと呼んだ不信の障壁は、すでに四十年も経過しており、もはや完全に取り払うべきときが来ているのではないか」と訴えています。いたずらにソ連悪魔論というような主張は一億日本国民を代表して世界の場で主

張できるものではないのです。袋叩きに合いませんか。このような世界に通用しない勇まし気な主張が、日本国民に軍備拡大やソ連敵視論を煽り、これが外務省まで巻き込んだ北方領土無条件返還要求に火をつけているように思えるのです。

彼等タカ派が主張する「憲法押しつけ論」も同様です。私たちの護憲論ですらソ連の謀略に踊る非国民と攻撃するのです。しかし、憲法制定には、当時の貴族院、枢密院の全員、衆議院の一部共産党議員を除く大半がこれに賛成し、天皇もこれを讃美する詔勅まで出しているのに、今さら占領軍から押しつけられましたなどと日本人の正義に照らしても世界に訴えられるはずはない。中曾根首相も一昨秋の国連演説では、「人類にとって普遍的な基本的価値、すなわち平和と自由、民主主義と人道主義を至高の価値とする国是を定め、そのための憲法を制定しました。」と誇らかに自憲法であると述べているのです。

私たちの主張が、日本人として国連の場で訴えられる国際的正義に沿うものでありたいと言うのが私の申し上げた第一点であり、これは現在の日本の北方領土返還要求についても言えると思います。

もう一つの私見の論拠とすべきと私考しております点は、やはり私が今、日本の首相となっても実現できる。現実性。のものでなければならぬと言う点であります。

例えば左翼陣営から日米安保条約即時廃棄が主張されていますが、主張者が、今、日本の首相となってもこれが実現できるでしょうか。実行できなければ無責任な主張となります。

日米安保条約即時廃棄とは、在日米軍に直ちに日本から出て行けということになりますが、これでは日本にとって最も重要な友好国米國を敵に回します。現在の国際情勢では不可能な主張と言わざるを得ません。もちろん、私は日米安保条約が不要となる国際情勢を醸成していかねばならぬとは思っておりますが、少なくとも私は無責任な提言を

してはならぬと自戒しているつもりです。

私がこのようにソ連敵視論や北方領土即時返還論にこだわりますのも、ソ連を軍事的に唯一の仮敵としてつつも、未
来永劫にわたって日ソ戦が勃発せぬことを願っているからです。日米安保条約があるとは言え、核超大国ソ連との万
一の戦争は日本国民にとってあまりにも悲惨なことになるからです。

今、日本とソ連との間に軍事的に争うべき軍事争点は全くありません。残念ながら、日本を守るためとは言え、ソ
連から見れば米国の対ソ戦略前線基地を日本がソ連に貸与している点を除けば。

日米友好の枠組という制約があるにしても、これを一步超えてでも日ソ友好を進展させ、確立させることが日本國
民にとって最大の安全保障策であり、日本の政治外交の責任者の最大の任務のほうです。それをもし誤った北方領土
即時返還論で日ソ友好の進展を阻むならば、日本外交の重大な責任と思います。

今や、日本の「有事シナリオ」も、ソ連の対日一方的侵攻よりも、中東などでの米ソ戦が極東に波及して日本が対
ソ連に「巻き込まれる」という危険な日本有事のシナリオが支配的となり、米国の核の傘が真に有効か問題視されて
おり、一方では米ソの首脳会談が日本の頭ごしに実現しつつあるときです。

北方領土問題について従来の（しかも、一九八〇年代になって喧伝されはじめた）外務省見解の頑迷さ（？）を反
省して頂きたいのです。

日本国民にとって最大の安全保障策であるべき日ソ友好外交の進展を阻むノドに刺さったトゲが北方領土問題なの
です。

外交当局が国内のタカ派論に押されてか、外務大臣が北方領土を視察したり、総理府が「北方領土の日」を設定し
たのも一九八〇年代に入ってからであり、私が防衛庁在任中にはこれほどソ連を敵視する北方領土問題は喧伝されて

いなかったと思います。レーガン米大統領のソ連悪魔論や日本のナショナリズムのソ連敵視論に煽られ、外交当局まで日本国民をミスリードしていませんのではいでしょうか。

今、外務省などが主張していることく、北方四島は日本は放棄していない。ソ連の不法占拠であり、ソ連が先ずその非を認めてこれを返還しないかぎり、日ソ平和条約締結交渉には入らないという硬直した態度が国際法的に見て、はたして正しいのでしょうか。私のような愛国の日本人でも疑問を持つのです。

この北方領土問題についての私見を朝日新聞に投稿し、外務省の意見を求めたことがあります。ソ連が一方的に日ソ中立条約を破り、理不尽にも日本を攻撃し、北方領土もそのまま不法に占領しているとソ連のみを悪魔のごとく言いふらされていますが、このソ連の「対日参戦」というのも、日本自らが蒔いた種であるとの反省が忘れられている。戦況を見極めてもっと早く降伏していればよかったのに、必死の抵抗を続けたために、米国は日本本土上陸作戦には百万人の損害が出ることを怖れ、自国の犠牲を少なくし、「野暮な軍国主義」日本を一日も早く降伏させるためにソ連の対日参戦をあれだけ強く要請した結果なのです。せめて日本がポツダム宣言を直ちに受諾しておればソ連の対日参戦はなかったのです。ポツダム宣言を日本が拒否したことをソ連の対日宣戦布告にも参戦の理由としております。当時の日本の指導者、特に徹底抗戦を煽った軍部や右翼指導者たちに責任があるわけです。

ところが戦後の日本ではこのような戦前の指導者、オビニオンリーダーの中に厚顔無知にも戦後も再び反共、反ソのオビニオンリーダーとして復活した人たちも少なからず、北方領土問題もまた彼等の煽動の一つとなっていることは戦時中半徒であった私には無性に腹立たしく思えるのです。

このような外務省の北方領土問題に対する姿勢に疑問を抱き、私見を朝日新聞に投稿しましたが、これに対し外務省の国内広報課長が反論を載せました。

それは、私が少なくとも、択捉、国後両島は日本が対日講和条約で一切の請求権を放棄した「千島列島」の一部ではないかと指摘しているのを誤っているとする反論でした。

しかし、私は絶対に間違っていないつもりです。

対日講和条約第二条C項の原文の「クリル、アイランド」を、日本政府は「千島列島」と邦訳しておりますが、もし外務省の言い分が正しいならば、何故に「ウルップ島以北の千島列島」と明記しなかったのか。ヨーロッパ各国のこれまでの講和条約の領土規定を見てみなさい。実に間違いないように詳細を極めています。

それに今頃になって千島列島の範囲は明確でないという外務省の言い分は無責任極まる。そのような不明確な千島列島を何故放棄すると国際条約に明記することを許したのでしょうか。

現に講和条約直後の外務省の条約局長は、択捉、国後は「南千島」として「千島列島」に含まれていると答弁しています。当然です。戦前の小、中学生であった私はそのように地理で習いました。

太平洋戦争開戦直前のハワイ攻撃機動艦隊司令長官南雲忠一中将の攻撃命令第一号には、本艦隊は、千島、択捉、単冠湾に集まれ！とあります。軍の最高命令でも択捉は千島列島の一島と認めていたのです。外務省は欺いてはいけません。

今頃になって、北方四島、少なくとも択捉、国後両島が千島列島に含まれないと主張する外務省の言い分が正しいのならば、対日講和条約時に、領土拡大原則を記したカイロ宣言などを引用して、原文の「クリルアイランド」には、択捉、国後などの南千島は含まれないと主張し、それを条約文に明記せよと頑張るべきだったはずですが、しかし、頑張ったけれども、日本の主張は通らずに負けたのです。これは吉田茂氏の回想録にも、米国のダレス全権に日本の言い分は蹴られたと明記しています。対日講和条約で勝負をつけられた以上、百年も前の条約を女々しく持ち出すよ

りも、男らしく日本は認めるべきです。

補足発言

若干補足いたします。先ほどの外務省の国内広報課長の私に対する反論には、「わが国がサンフランシスコ平和条約により国後、択捉両島を放棄していないことは次の理由により歴史的にも法的にも極めて明白である以上、この点について竹岡氏が示唆されているような措置をとる必要はありません。その理由は、第一に北方四島は歴史上一度も他国の領土となつたことがないという事実にてらしても、また日露通好条約及び、樺太・千島交換条約の諸規定から見ても、わが国がサンフランシスコ平和条約で放棄した千島列島に含まれていないことは明らかです。」と主張しています。しかし私は次の諸点で納得いかない。いくら幕末時代の日露通好条約や、明治のはじめの樺太・千島交換条約を引き合いに出しても、また私自身も北方四島は一度も他国の領土となつたことのない固有の領土であったことは万々承知しておりますが、過去の古臭い条約をいくら引き合いに出し、日本国の主張の論拠としてもだめです。要するに最新の国際条約であるサンフランシスコ条約、対日講和条約、この最新の日本の領土を決めた国際条約、これが勝負なのです。これが先ほども言いました国連の場で日本の正義が主張できる唯一の論拠なのです。これしかないのです。日本は「千島列島」の一切の請求権は放棄した。これが厳然たる事実です。外務省の言い分では「千島列島の範囲は明らかでない」とこまかしていますが、明らかではないままの「千島列島」を、国際法的に放棄した条約に調印した外交当局は極めて無責任ではないですか。領土問題は重大なだけに、外国の講和条約では領土は極めて明確に緯度、経度まで入れて詳記しています。そして、「千島列島の範囲が明らかでない」と言うならば、戦前の日本人を教育した当時の地理教科書を総点検してもらいたい。千島列島は北海道の根室支庁に、行政区割上は属しておりますが、

「千島列島」として地図上区画線が引いてあったはずですが、私は、択捉、国後のみならずその南の色丹島も含まれてい
たと思います。対日講和条約の会議で、米国のダレス代表も「齒舞諸島は千島列島に含まれないものと解する」と証
言しており、それは逆に択捉、国後、色丹が千島列島に属するものと解しておりました。外務省が引用することく、米
ソ関係が厳しくなつてから、米國が北方四島は千島列島に属しないと証言してくれたとしても、前記のダレス証言か
らも首尾一貫せず国際的に信用されるのでしょうか。鳩山内閣時に日ソ交渉に尽力した松本全權の回想録にも、北方
四島は日本が放棄した千島列島に属するか否かの照会に、英國、フランスともに「属する」との趣旨の解答があつた
と述べています。戦前に「南千島」と呼称されていた択捉、国後が、放棄した「千島列島に含まれない。」「千島列島
の範圍は明らかでない」との政府見解は、親ソ反米の徒でもない、自称愛國者の私にも詭弁としかとれないのです。
そして、私のことき良識ある(?)日本人でも疑問を抱く北方領土の解釈でソ連を不法國と責めるのは日本の進路
を誤ります。

それから第二の外務省の言い分として、「第二次世界大戦の戦後処理にあたって、連合國は領土不拡大の原則に依拠
しており、サンフランシスコ平和条約により歴史上一度も他國の領土となつたことのないわが國固有の領土たる北方
四島を放棄させるとの意図を、連合國が許していたとは到底考えられません」と述べていますが、ヤルタ協定の内容
や、日本にも示してくれた対日講和条約の第一次草案にも南樺太は「返還」、千島列島は「引き渡す」とその表現を使
い分けている事実があるのです。「返還」は本来ソ連の領土であつた南樺太だから使つた言葉ですが、軍事力や暴力で
奪取したことのない「千島列島」をソ連に譲渡することから「引き渡し」という表現になつたのであり、この時にす
でに米英兩國は千島列島をソ連領とすることは、カイロ宣言の「領土不拡大の原則」を逸脱することは承知していた
のです。千島列島まで領有させよとのソ連の要求も強欲であつたでしょうが、日本を一日も早く降伏させ、米國の機

性を少なくするためにも、領土不拡大の原則など無視してソ連の参戦を強請したのです。戦争の非情さです。この「返還」と「引き渡し」の用語の使い分けて米国が領土不拡大の原則を無視したことは、戦後のソ連大使を勧めた重光晶大使もその著書で認めています。

外務省の言い分と異なり、米、英両国は領土不拡大の原則を無視して、日本に千島列島を放棄させたのです。

もし、私見が正しく、外務省見解が誤っているならば、これで日本の最大の安全保障策である日ソ友好の進展を阻んでいる外務省の責任は重大です。

ただし、対日講和条約では、日本は千島列島のみならず南樺太の一切の権限を「放棄」したのですが、その帰属先は、対日講和条約に調印した四十九カ国の連合国は決定する責任を放棄しました。

帰属先が決まっていないのにソ連が不法占拠しているというならば北方四島のみならず、全千島列島、南樺太も同様です。しかし、現実にはソ連が南樺太、千島列島を占有している事実は連合国は黙認しており、日本もまた北方四島以外の千島列島、南樺太のソ連の領有は、海賊問題などでも事実上承認しております。日本が北方四島をソ連の「不法占拠」と言うならば、南樺太、全千島列島にも言うべきですが、放棄した日本には帰属権を云々する権限はありません。それは四十九の連合国のみ権利がありますが、事実上は、日本が放棄した台湾の帰属を日中両国の平和条約で中国の領有と決めたごとく、連合国は日ソ間の協定に委ねておるように見えます。

以上の私見の論点からは、北方四島のみをソ連が「不法占拠している」、ソ連のみが一方的に国際正義に反する悪魔的行動をとっているから、ソ連が一方的に日本の主張を呑まぬかぎり日ソ平和条約交渉を進めぬとの外務省の主張は、日本人の私でも疑念を持つほど国際法的正義上問題があると言わざるを得ません。対日参戦を強請し、ヤルタ協定を結んだ米英両国にも責任があります。前記の重光晶大使も「ソ連は米英にベテンにかけられた」と称しています。

まして、今やソ連は米国に対抗してオホーツク海を米本土核攻撃のSLBMの拠点としており、そのノド首を抑える北方四島を、せっかく米英のお墨付まで手に入れたこの島々を、日本本土には今も対ソ前線基地として米軍が進駐しているのに、どうしておめおめと日本に返還するでしょうか。ソ連にも、三分の理があるのです。

しかし、私もソ連という大きな大陸国家が極東のはての小さな北方四島、しかも日本固有領土であるこれらの島々の占有を主張しつづけることは超大国としてあまりにも襟度がないと思います。しかし、ソ連は怪しからん。ソ連は国際法に反して不正極まる。返還要求するのは日本の権利である。などの現在の外務省の言い分のごとき一方的な高飛車の「入り口論」的主張もまた国際法的に正しくなく、むしろ、権利として要求する態度でなく、大国ソ連の襟度を求め、その翻意を促すという、日本から「頼む」という姿勢が基本であるべきではないか。それならば、今後、ソ連を悪魔視、敵視することなく、中曽根首相も言う「東西間の不信解消」が世界と日本の正義であるならば、日ソ間の不信解消のための日ソ間の経済、文化、人的交流を進め、相互の信頼感の高まりとともに、日ソ平和条約を締結し、かつての鳩山交渉時のごとく、齒舞、色丹を、軍事的基地としない自戒の下に先ず返還を求め、択捉、国後は、極東における米ソデタント、米ソの軍縮が進み、日米安保条約も在日米軍も不要となる次代に解決（返還）と問題を残し、いわゆる「出口論」的解決をはかって、日ソ平和条約を締結することが、正しく、かつ、あるべき日本の北方四島への対処方法ではないでしょうか。

このような保留付であっても、これは「北方領土問題の解決」方法であるはずであり、これによって日ソ平和条約を結ぶことは決して日本政府の食言にはならぬはずです。

私はただ次代の日本国民をも含む日本の恒久的な平和確立には、正しい意味の日ソ友好関係の確立が不可欠と信じているからであります。

「もし日本が攻められたら」に如何に答えるか

小田 実

〔軍事民論〕 84年3月号

戦争を原理的に考える

戦争については、状況的な問題と原理的な問題と二つの側面から考えなければならぬと思う。攻めてこられたらどうするか、とか防衛について論ずる前に、戦争について、原理的にキチンと考えておいた方がいい。戦争をするから防衛の問題が出てくるわけで、戦争について根本的に考えたほうがいいと思う。

戦争というのは何かと考えてみると、それは毛沢東のいうのがあったらと思う。非常に簡単に言うと、民族と民族、国家と国家、階級と階級といった間の矛盾が一定の段階に達して、武力でなければ解決できないような段階になった時におこってくるのが戦争である、と。そういうふうに明快に解釈していいと思う。

ところが、そういう戦争の可能性である「矛盾」を考える場合に、

ゴチャゴチャにしてしまうことが多い。解放戦争とか巨大な世界戦争とか、みんなゴチャゴチャになってしまっ、戦争という一語で表す。そして「反戦」というと民族解放戦争はどうしますかという。そういう議論を整理しておく必要がある。たとえば「革命は銃口から生まれる」という毛沢東の理論がある。我々の中の「革命的」な考え方を持っている人たちは、戦争についているいるなことを考えすぎて、革命戦争とか解放戦争とか様々なものが頭に入るから、「反戦」ということがなかなか積極的に打ち出せない面がずっとあると思う。そのところをはっきりさせておく必要がある。

つまり私たちが巻きこまれたり、日本が起こしたりしていく戦争は解放戦争ではないんだということを徹底しておく必要がある。

個々の階級間の戦争というものがありえるし、解放戦争というものがありえる。しかし、「正義の戦争によって不正義の戦争を消滅させる」、「戦争は戦争によってしか消滅しえない」という毛沢東の

有名な理論があるわけですが、それはまちがっていると思う。個々の国において解放闘争は存在しえるけれども、世界から戦争を全滅するために、最終戦争というか世界戦争がありうるというのは違う。そういう足をすくわれるようなことはすべきではない。そのところははっきりしておく必要があると思う。それは個々の解放闘争と世界戦争とは違うのだということです。全然別のものだとある場合に考えていいと思う。そこを理論的に考えていく必要があると私は思ってきたわけです。

もう一つは戦争の理論の中に力関係ということが考慮に入っていないことがある。毛沢東とかいろいろな人が書いたものを読んでみると、力関係に差がある国の間においては戦争は存在しえない、一方的な侵略しかありえない。その侵略も大きな矛盾がないと存在しえない。そこを区別していく必要があると思う。

日本が攻めこまれるより攻めていく可能性

それで戦争は、民族と民族、国家と国家、階級と階級といった矛盾が一定の段階にきて武力によってしか解決できないようになった時におこるといふところから考えてみる。日本とソビエトの間にもそういう矛盾があるのか、と。別にない。つまり二つの国家の間に完全な矛盾が存在して撃ち合いになるというようなことはない。日本と中国との間にそれがあつたかということも考えてみる。これもない。

そうすると矛盾はいったいどこにある。日本とアメリカ合州国と

の間は矛盾だらけです。貿易摩擦とかいふような問題があります。それから日本と小さな国々——フィリピンとかインドネシア——との間には潜在的な矛盾が強い。日本と韓国の間にはだつてある。

この間、私はテレビを見ていたら、日本の軍事力増強についてアジアの人々が非常に心配しているというのをやってみました。日本人は日本の側がせめて行く可能性はゼロであると言ふんです。確かに八四年今の瞬間はそうかもしれない、しかし、八五年、八六年アジアの状況が変わった場合にはありえる。そういうことを少し視野の中において話していく必要があるだろうと思う。日本が攻めてこられたら困るといふ前に、やはり攻めていく可能性というのを強く考える。

それはどういう時におこるか。中米においてグレナダが社会主義に近い政権をつくる。それにアメリカが殴り込みをした。たとえれば、フィリピンにおいて政権の交代がおき、自主独立路線をとっていくそれが社会主義化していくということは大いに考えられる。あるいはもっとアジアのいろいろな国においてそういう可能性は出てくる。そうすると、そこにアメリカ合州国のパートナーとして日本が出ていく可能性は充分ある。そういうような視野で問題を見つめていく必要がある。そうでないと、ソビエトが攻めてくるという話ばかりになってしまつてしまふ。

私たちは攻めていく危険性についてさかんに言つてはいたがあまり具体的ではなかった。中近東で何かおこつたら日本は出ていきまふよというふうなことを言つてはいた。そうでなくても、もう少し大きな視野で見た場合にはアジア情勢が変化する、そうした時に日

本が出ていく可能性は大にある。ベトナムははるかに遠かったけれども、フィリピンでマルコス政権がひっくりかえって次の政権が何になるかわかりませんが、それが自主独立路線をとった場合には、目の上のタンコブになった場合には日本は介入するという可能性をもっている。レーガン政権がもし続くなれば、これは危険な政権です。それから、それに巻き込まれていく可能性がある。そういうことまで含みこんだうえでいろいろ考えてみたいと思うんです。

具体的に戦争の可能性を考える

まず理論で考える場合に、偶発戦争の可能性が多く言われるわけで、それはありえるのだけれども、その可能性は非常に少ない。やはり必然戦争だと思う。必然戦争として進展していくと考えていいと思います。

また防衛論議をする時に比喻でもって語ってはいけません。たとえば戸じまり論争のようになって、泥棒が入ってくるのに戸じまりをするのは当然ではないでしょうかというような比喻があるわけですね。そういう話に巻き込まれないようにそれをまず警戒する。防衛庁がつくった映画がいくつかありまして——私はかなり前に見たことがあるんですが——、それはたとえば魚の国の話といった調子のもんです。簡単にいうと魚の国が非常に平和にやっている中にサメの国が攻めてくる。そうして平和路線でやろうとするとうまくいかない、サメにみんなくわれてしまう。自分の国は自分で守らなければならないということが終わる話です。そういう調子でたくさん作

っている。そういう比喻の危険性をまず把握していく必要がある。それをあたかも当然のごとくやられると困るのです。

それで一番大事なことは、なぜ攻めてくるか、どこの国が攻めてくるか、どこに攻めていくか、いかにして攻めてくるか、何を目的にしてくるのかそれを具体的に考えていく必要があると思うのです。そのことを防衛論議の一番最初におく。そして、戦争がおこるとすればどうするかと問題にする。

それは日本地図を置いてまわりを見ればできてしまう。ヨーロッパの端から攻めてくるはずはないから。具体的な論争としてありえるのはいったいどこか。一つ一つ消去法で問題にしていく必要がある。

たとえばいちばんはじめにフィリピンというのがある。フィリピンは攻めてくるか、なぜ攻める必要があるのか、フィリピンが我々を侵略する可能性というのはあるのかというようなことから考えていく。逆にそうすると日本がフィリピンを攻めていく可能性の方が強い。日本の方がフィリピンより強大なわけですから。百年二百年先の話は別ですが、フィリピンから攻めてくるのか、攻めてくる力があるのかと考えればそれはノーです。

それから太平洋の小さな島国、これが攻めてくる可能性はゼロです。だれが考えてもわかる。インドネシアが攻めてくるのか、攻めてくる可能性はない。ベトナムはあるのか、ない。タイはあるのか、ない。そういうふうに消していく必要がある。

韓国との間にはあるのか。それに対して韓国と日本との矛盾というものがよく言われる——小さな島の取り合いがあるとか、漁船が

威嚇された、銃撃が行なわれた。しかし、自衛隊があるから、自衛隊が出動したから事態がおさまったのか。そうではない。韓国としてはそれ以上踏み込めない。それは日韓間が平和的だからおさまるのであって、それが敵対関係にあるのならそのまま戦争に進展する可能性がある。そういうふうな議論を変えていく必要がある。撃たれたらどうするかということではなく、その後どうしたのか、平和的に解決したではないか。現に日韓の間で戦争をしていないのだから。

しかし、戦争の可能性があるかもしれない。日本と北朝鮮の間には条約は何もないから。というふうな切り返して一人一人が考えていく必要があると思う。

そういうふうな消していくと、残るのは中国、ソビエト、北朝鮮の三つです。日中間はだれがみてもいい関係です。中国は今、戦争をするつもりはない。中国が日本を突然、攻めてくる可能性はない。もしあるとすれば、それは世界戦争の中でです。

その次は北朝鮮です。北朝鮮が独力で我々を攻めてくる可能性があるのか、ないです。人口千七百万、我々は一億です。千七百万とか三千万の国が攻めてきても、経済的にこんな大きな国を占領することは不可能です。もしそういう国々が攻めてきたとしたらそれは市民的抵抗によって抵抗することができるわけです。

北朝鮮は韓国との朝鮮戦争によって大打撃を受けています。ですから、非常に戦争のしにくい国であることは明らかです。それでも戦争をする可能性がないとは言えない。あるとすればソビエトと中国が後押しをした場合です。今の状況の中では、中国は韓国とも交

流をしようとしているから、中国が後押しする可能性はゼロです。ソビエトも韓国と交流しようとしています。しかしそれでも、後押しして戦争がおけるとすれば世界戦争の時でしょう。

世界戦争の時、何ができるか

世界戦争といったらこれはソビエトの問題になる。ソビエトが突然、攻めてくるとしたら、何のためにするのか、なぜするのか、そういうふうな考えたら、簡単にはできない。要するにいつ来るのかと言えば世界戦争の時です。世界戦争規模の場合にソビエトが攻めてくるとすれば、安保条約が問題になる。私の考えでは、安保条約があってもなくても、ソビエトが攻めてこようと思えば攻めてくる。安保条約があるから守られているんで、攻めてこないんだと言う人がいるんですが、安保条約があろうとなかろうと、ある状態において攻めてくることあるだろうと思います。

というのは、ソビエトの方が日本の周辺領域においては圧倒的に強いからです。アメリカの補給線を見ても、はるかあなたから我々の所へやってくる。結局この国を防衛の第一線においている以外には彼らにとって意味がないわけです。この国を守るためにアメリカが使命をかけて助けることはないでしょう。それをソビエトは知っていますから、もし、世界戦争がおれば安保条約があるうとなかろうと攻めてくる。そうすると、世界戦争規模のものになった場合には我々はお手あげです。

日本とソビエトの間には根本的矛盾は今、何もない。ソビエトは

違う体制をとっている国とは共存路線でやろうとしているわけ
です。根本的矛盾も何もないのに世界戦争に巻きこまれていくとい
うのは日本史始まって以来です。帝国主義的侵略をしていった場合
はどこかの国と矛盾が生じてくるのです。ソビエトと我々の間に矛盾
は存在していない。日本がまだ帝国主義的侵略をしようしていない
から。しかし、八五年、八六年になってたとえば日本がフィリピン
をやっつける可能性はある。その時、戦争をおこす可能性はあると
逆に言えるわけです。今、ソビエトに侵略しようとするような政策
を我々は取っていないし、取る力はない。我々の側から攻めてい
くということはない。

むこう側から攻めてくる可能性があるとしたら、その場合どうす
るか。戦争に巻き込まれていくとしたら、我々市民はその戦争から
自分たちをもぎ離すということをまず考えなければならぬ。それ
は市民防衛の問題ともからむ。もう一度話をもどすと、ソビエトと
の戦争に巻き込まれていくのは世界戦争規模の時です。その時には
あらゆるところに火がついている。我々としては一刻も早く、その
戦争から自分たちをもぎ離すことしか努力できないのです。我々の
身を守ることをまず決めようではないかということです。

シナリオとして、日本にソビエトが入った場合には、日本政府は
ハワイかどこかに逃げるだろう。そこで臨時政府を作るなり何かを
して、アメリカのかいらい政権になる。ソビエトのかいらい政権も
できるかもしれない。そういうものと我々は関係なしに、我々自身
の行動を決めていく必要があると思う。アメリカのかいらい政権が
出来て、安保条約を発動し、日本を守るといふ名目のもとに、一旦

ソビエトに占領された日本を攻撃してくる。そういうことは充分あ
り得ます。

その前に多くの都会は破壊されているでしょう。その破壊の形態
としては通常兵器による戦争が大々的に行なわれるだろう。すぐに
核兵器による戦争にはならないでしょう。通常兵器による戦争とし
て行なわれるであろう。窮極的には核兵器による戦争に行きつくか
もしれない。核兵器をソビエトが使った場合には、核兵器でアメリ
カは報復する。ですから、通常兵器による戦争として終始する可能
性が強い。それでも、ものすごいことになってしまいます。もちろ
ん、日本の自衛隊は打ちできない。アメリカも信用できないとい
う状態に陥いるだろう。そうすると、そこではどんなに軍備を拡
張したところで打ちできない。我々は第二次世界大戦に際して
も、あらゆる総力を挙げて軍備を拡張したがアメリカに打ち打ち
できなかったわけです。だからアメリカと互角のソビエトに打ち打ち
できるはずがない。そういうシナリオをいくら考えても、私たちが
いかに軍備を増強してもダメだということをまず考えておく必要が
あります。どんなに軍備を増強しようと、丸腰になろうとやられる
時は同じです。

戦争にならないための手立て

だから、やられない情勢を丸腰において作っていくことをまず考
える必要があります。そうすると、ズタズタになっているけれども
非核三原則というのは、まだ有効だと思ふ。憲法もズタズタにな

ている。そこで非核・非軍事大国化の原理をはっきりさせて、宣言をするとか、原則を建てるといふような運動をする必要があると思ひます。たとえば海外派兵の可能性とか徴兵の可能性とかということとを、今の憲法の条項の中でやろうとしている。憲法改悪にもつていくには勢力が少ないからです。八五年には憲法改悪にもつていくかもしれませんが、しかし、今の憲法のワク組みの中で全てのことを行なう可能性が出てきている。

そこで、憲法の外側から歯止めをかけていく必要がある。非核非軍事大国化の原則を建て、攻めていく必要があると思うのです。海兵派兵をしないとか、今の自衛隊の勢力を凍結していくというふうな基本的で柔軟なことを決めていく必要があります。そういう手立てを民衆の側で作っていくことが必要だ。日本が攻めていく可能性がある国々——私たちは平和の船を出して日本の人民と中国は闘わないとか、ソ連とは闘わないとかという交流をやるうとしているが、それをもっと拡大して、たとえばフィリピンなど——との間に相互不可侵宣言をするとかをやっていく必要がある。非軍事的な解決方法に一步ずつふみだしていく。日韓の間も日朝の間もそうです。そういうことを一つ一つ考えていくことがこれからの課題です。

究極的に必要なことは、簡単に言えば反戦と変革の二つだと思ひます。平和というのは現状維持では困る。しかし変革が戦争を伴なつたら大変なことになる。世界がふつ飛んでしまします。反戦と変革をどういうふうにしてくりつけていくか。基本的に考えられることは非同盟の路線を強力に打ち出していくことです。第三世界の

非同盟の国々が連帯することによって世界の違うあり方を求めようとしています。そこに我々の日本を組みこんでいくことが必要だと思ひます。

アジアの中で、日本とかオーストラリアとかいいたいわゆる先進国が、非同盟の力を形成し、政治を動かすようなことが必要です。我々の側も非同盟の考え方を持っていく必要がある。たとえばポーランドのワレサが日本へ来た時、その後でエルサルバドルへ行くべきだったと思う。そこで闘っているカトリックの人たちと会って、違う世界のあり方の原則を建てられるのです。そういう思想的な把握をしていく必要があると思ひます。そのことを現実の具体的な課題として非軍事大国化の我々の宣言であるとか、そういうものを工夫して考えていくことが必要です。

それから非同盟・非武装というものを打ち出していきたく私は思っています。そのことが世界の未来につながるのです。非同盟の諸国は武装しているが、我々は違うのだ。非同盟、非武装の考え方で行く。将来は非武装でなければならないというようなことを考えています。そこでいろいろな手立てを作っていく。

たとえば日本と朝鮮の関係で、今、日韓基本条約しかないので朝鮮半島の代表者は韓国しかない決めている。それに対して、そうではなく朝鮮全体の問題であり、日本と北朝鮮との国交ということとを真剣に考えていかなければならない、日本と北朝鮮との間で、相互平等の平和友好条約を結ぶ必要がある。日韓基本条約もそういうものに変えて、朝鮮半島の代表者は韓国だけというのはなく、日韓と日朝の相互に友好平和条約を結んでいく。基本的な精神として

日中の平和友好条約が一番正しいわけです。覇権を求めず、求められずの原則を建てたうえで話し合いをしているわけですから。そういうものを日本がいろいろな国と結んでいく必要があります。

日本の全方位外交を我々の方から強く主張していく。もちろん日ソの間とも結べという事です。日本を中心に、日中条約をモデルにしたような条約を、日本を侵略する可能性のある国——ほとんどないわけですが——と全部結んでいくことです。

一番基本的なのは日米関係です。日米間には安保条約と通商航海条約しかないという不思議な関係になっています。軍事的関係と商売の関係しかないというのを改めるためには、友好平和条約を結ぶことです。そのうえで軍事的関係が必要ならばとっていくべきであったのに、それなしに我々は軍事的関係しか持っていない。こういういびつな日米関係の根底的な見直しをこれから主張していきたいと思えます。そのことをこれからの運動の大きなテーマにしたいと思えます。

その時に安保条約の範囲を凍結していく必要があります。安保条約の中味を細かく検討して、基地のあり方の問題をまず検討する。もちろん核兵器の問題をさかんに言っているわけですが、それ以外に、たとえば有事駐留といったことを考えた場合に、米軍がいつもいるのではなく、何かあった時にだけ来いというように言うことはできるのではないか。それから通常兵器の問題も含めて、いったいどんな武器なら許されるかということも考えてみる事です。また、日米行政協定を検討して、我々の側からの立ち入り検査の権利を強化する方向にもっていくように運動を展開する。

安保の見直し、点検をしていくという事です。ぜひやりたいのは本当に安保に必要な基地は何か、安保条約の条項にそつても非常に逸脱しているのではないかというような議論をして考えていく必要がある。その次に自衛隊の問題で、軍事大国化に対して非軍事大国化の構想を建てていく必要がある。

社会党の石橋さんはあまりにもせっかちすぎて、自衛隊を求めている日本の現実、自衛隊を肯定している日本人に対して——公明党との関係もあります——妥協してひねり出したのが、自衛隊は違憲だけれども合法だという奇妙きつな議論です。そういう議論をやるどころでもないことになってしまっています。

憲法がなぜダメになってきたかという、国際情勢がメチャクチャになってきたからです。国際情勢の悪化の中で安保が独行されて穴があいてきたのです。我々はまず外部の条件を整えていく。自衛隊は違憲だが合法だというような変なことをいうのではなく、あくまで廃止すべきである。しかし、そうは言ってもすぐにできるものではない。そのための手立てを作っていくことです。自衛隊を縮小していくためには、自衛隊の軍縮を半減しろとかというようなことも必要ですが、自衛隊を必要としなくなるような国際的な現実を作り出すことです。あらゆる国と平和友好条約を結び、不可侵条約を結んでいくことです。攻めず、攻められずという国際的な保証を作り出していくことです。その網の目の中に日本を置くことが必要です。非同盟の構想の中にも入れていく。そういう現実を作っていくことではじめて、自衛隊の解消ということをはじめて国民は納得していこうと思えます。

自衛隊は解消していくのだとは言っていないかなければなりません。そのために、国際的現実を作っていくのだという論理の展開をしていく必要があると思います。

そこで、先程言ったように日本と朝鮮の関係が大事です。日韓条約をまず改訂することを要求します。日朝間の条約をつくり、人民レベルの間で日朝のつき合いを始めていく。もう一つ大事なものは中国との関係です。中国というのは今、戦争をする気は全然ありませんから、非常に大きな平和勢力として存在しています。人民レベルの交流をもう一度、中国との間でやっつけていかなければならないのではないのでしょうか。秋に胡耀邦が招いて日本からもたくさん行くのですが、それにも我々市民運動の側も関わって、日本と中国との間の関係を作っていくことが必要だと思います。

一九三〇年代と同じ情勢だとか言うのではなくて、違う情勢はどこかというキーポイントを考えていくことです。それは日本と中国との関係です。中国が大きな勢力として存在しているということ

です。そこどう組むかということが大事なことです。日本が大きな力となって国際情勢を変えていくことの中で、自衛隊の解消とかが出てきます。小さな国が攻めてくることがないというものはあきらかですが、大きな国がもし攻めてくるとしたら、ものすごく国際情勢が悪化した時です。世界戦争規模になった時です。国際情勢の悪化をくい止めるように、我々自身が日本が大きな力をつくる必要があります。そういうようにもっていきたいと思います。

トマホークに反対すると同時に多面的に日本と朝鮮の新しい関係を作っていくことを、この一年間の課題にしたいと思います。その中でしか、日本は防衛できないというふうに思います。大きい戦争になって攻めてこられたら、我々も自衛隊もお手上げです。その中で我々が生き延びるにはアメリカにもソビエトにつかないことです。長い目で抵抗して生き延びることが大事です。

(一月一〇日収録 文責・編集部)

声明 政府に朝鮮政策の転換を求める

日本と朝鮮民主主義人民共和国との関係は、あまりにも不正常であります。第二次大戦後四十三年余を経てなお、かつての植民地支配の清算をみないばかりか、日朝間に政府間交渉は全く行われず、日朝関係はつよい心理的緊張に縛られてきました。私たちは、このことを、自らの道義に照らして、また、東アジアの平和を願う立場から、深く憂慮してきました。

日本は北朝鮮に対しては、過酷な植民地支配の清算を果たさず、解放後の自立に協力することなく、むしろ、一九六五年の日韓条約締結後は、南北朝鮮が対立する中で韓国軍政を支援し、結果的に北朝鮮に敵対する立場をとりつづけてきました。北朝鮮側の対日不信の深さはあらためていうまでもありませんが、このように偏った日本の朝鮮政策は日本外交の可能性を制約し、国益を損なっております。

いまや、朝鮮情勢は大きな変化のときを迎えております。即ち、多年にわたる韓国民主化運動はついに実を結び、韓国は内外において大きな転換を示しはじめました。それとともに南北朝鮮間に、緊張緩和から南北和解・統一を求める気運が急速に高まっています。米ソ中の三国の動きをはじめ、朝鮮にかかわる国際情勢も、かつてない緊張緩和の好条件をつくり出しています。私たちは、日朝関係の不正常さをみずから正す絶好の機会を得ているのであります。

日本政府もようやく日朝関係の改善を口にしはじめております。私たちはこのことを歓迎しながらも、日朝関係の歴史と現状に照らして肝要なことは次の二点であると考え、政府がこの点を

深く認識し、積極的に政策転換を行うよう求めます。

一、日本政府が植民地支配の清算を果たすことを明確に掲げること。即ち、当面の個々の課題に限らず、日朝間の全般的な改善を行う意思を政府は明らかにすべきであります。

二、日朝関係の改善は、日本側から、具体的にを行うべきこと。即ち、政府は、日朝関係改善のための政府交渉を行うことを、すみやかに言明すべきであります。

これらに伴って、政府は、関税率など、北朝鮮に対する交易条件を他国並みに改め、日朝経済関係の拡大をはかり、在日朝鮮人・韓国人の法的・行政的処遇の改善につとめるべきであります。また国連等においては南北朝鮮の主張に中立的立場をとるべきであります。なお、日本政府の発行する旅券に記載されている「Except North Korea 北朝鮮を除く」の記述は余りに時代錯誤であり、直ちに削除すべきであります。

隣人の民族精神を尊重し、隣人との和解を求めることは、私たちの当然にとるべき道であります。そのことにおいて大いに欠けることがあったことを深く反省しながら、私たちは、日本政府に対して、好機を逸することなく、日朝正常化のために積極的に行動するよう、つよく求めるものであります。

一九八九年 三月

朝鮮政策の改善を求める会

△世話人▽ 伊藤成彦 宇都宮徳馬 鯨岡兵輔 隅谷三喜男 田英夫

土井たか子 長洲一二 伏見康治 安江良介 和田春樹

日本はいま、何をなすべきか

安江良介

日朝関係の特質

日本と朝鮮との関係は、次の点において、特別の事情と意味をもつ関係にあります。

第一に、日本はかつて朝鮮にたいして過酷な植民地支配をおこない、生産物および土地をはじめ、言葉・信仰・姓名にいたるまで、その民族性のすべてを奪いました。これによって、朝鮮は近代国民国家形成の機会を奪われました。

第二に、朝鮮は、一九四五年八月、日本の敗戦によって解放を手にしたが、同時に米ソ両超大国をはじめとする外勢によって南北に分断され、朝鮮民族のナショナリズムは裂かれ、深い傷を受けて今日にいたっています。南北朝鮮は、体制のまったく異なった二つの国家をつくり、同胞ともに争う朝鮮戦争を経験し、きびしい冷戦的対立をつづけてきました。しかもなお、民族統一を求める思いは、たがいにいっそう強く、いまは、韓国における民主化の推進とともに、南北交流・和解への動きにはまことに注目すべきものがあります。

日本は、南北朝鮮の緊張緩和と統一への環境づくりに協力することはまったくなく、むしろ、一九六五年の日韓条約締結以来、分断された朝鮮の一方に与し、一方を斥け、国連等の国際会議

〔提言・日本の朝鮮政策〕、岩波ブックレット

においても南北朝鮮にたいして中立的立場をとろうとしたことはありませんでした。すなわち、日本は、朝鮮のナシヨナリズムにたいして、第二次大戦前は支配・抑圧という形で、戦後は積極的介入という形で、敵対しつづけてきたのであります。

第三に、日本は、朝鮮にたいしてその植民地支配の清算を果たしえておりません。

南にたいしては、日韓条約締結によって清算は終わったと日本政府は主張していますが、韓国においては、これによって日本への批判と不信の根が除かれたとはとうていいえない状況にあります。北にたいしては、日本政府は、植民地支配清算のためのいっさいの行動をとらず、このため、日本の道義は大きく欠けたままになっております。このことは、第一章に詳述した通りであります。

緊張の原因

日本と南北朝鮮——在日韓国人・朝鮮人を含みながら——の関係は、つよい心理的緊張につつまれております。

それは、以上の経緯と現実からすれば必然のこととすべきですが、重要なことは、日本がこうした現状を打開し緊張を緩和しようとする努力がなかつたことによって、心理的緊張、すなわち朝鮮側の対日不信がさらに深まっていることです。日本は、朝鮮の分断あるいは韓国内の軍政・民主勢力の対立に乗じて利益を享け、その利益を維持するために朝鮮政策の改善をはからず、現状維持に固執してきたとの批判があります。たとえば、主権国家としての義務と名誉を捨てて韓

国の軍事政権の立場を救った金大中氏拉致事件における「政治決着」など、こうした批判の対象とされる事例は、残念ながら少なくありません。

このことを日本政府のみならず日本国民が十分に認識しえていないことによって、南北・在日
を問わず、広く朝鮮人の対日不信はいっそう根深くならざるをえません。韓国の世論調査において依然として半数をこえる国民が「日本は嫌い」だとしているのはなぜか、また、北朝鮮における対日観がどのようなものでありうるか——深く思うべきであります。

在日韓国人・朝鮮人は、日本社会の中で日本人とともに生活し、同じく義務を果たしながら、きびしい差別によって不公平と屈辱に苦しんでいます。差別をいかに克服するか、それは、日本人一人ひとりが人間として問われつつづけている課題ですが、少なくとも、行政的差別は解消でき
るはずであります。しかし、実際には、日本の行政がみずからすすんで在日韓国人・朝鮮人の処
遇を改めてきたことはきわめて少なく、行政庁による差別が解消されないところに国民の差別意
識が改善されないのは、むしろ当然というべきかもしれません。日本政府および各自治体が在日
韓国人・朝鮮人の処遇を積極的に改めるべく転じ、また国民世論がこのことを声高く求めるなら
ば、朝鮮民族の対日不信は具体的に解消してゆくでありましょう。

日本と北朝鮮との間に植民地支配の清算が果たされず、半世紀近くも放置されていることは、
まことに異様ですが、それにとどまらず、日本の朝鮮政策は、第Ⅱ章にみたように、北朝鮮にた
いしてはきわめてきびしい顔を見せつつづけてきました。

学術・文化・スポーツ等のレベルにおける交流においてさえも、日本政府は北朝鮮からの入国

にきびしい規制を加え、しばしば両国間に緊張をもたらしています。報道関係の取材・交流ももっぱら日本から北朝鮮を訪ねるのみで、いちじるしくバランスを欠いています。民間漁業協定のよりに、いまはもっぱら日本側の利益に帰している問題においてすら、日本政府は消極的姿勢に終始し、日朝議連をはじめとする関係者の努力と北朝鮮側の厚意によってかろうじて再延長されている状況にあります。これらを見るならば、日本の朝鮮政策が、南北朝鮮の対立する中で、ときには国益をそこなって、一方にのみ偏った立場をとりつづけねばならないのはなぜか、疑問を禁じえません。

他方、一九七〇年代末以降、日本は米国の要請によって韓国との軍事提携を進めてきており、最近では、在韓米軍の費用負担を日本に求める動きがあります。日韓米の軍事協力関係が強化されてきたことに、かねて、北朝鮮はもちろん、韓国内部からも批判と疑問の声がありますが、韓国にたいする日本の軍事的関与がさらに進められることは、今日の朝鮮情勢に逆行するのみならず、南北朝鮮の反日感情を誘うことは必至であります。

変化と好機

第二次大戦後の日本の朝鮮政策は、基本的には日米関係によって決定され、したがって、それは旧い冷戦政策の枠組を維持する役割を担いつづけるものでした。北朝鮮にたいする敵視政策、および、一貫して韓国軍政を支援し、そのために韓国民主勢力の批判を招いた対韓姿勢に、そのことはあきらかです。

この冷戦型朝鮮政策は、一九七〇年代に入って動揺し、それとともに転換の可能性をもちました。一九七二年の米中和解にはじまる東アジア情勢の変化、北朝鮮の国際社会への参加、⁽²⁾ 韓国内における民主化闘争の昂揚などが、その背景にありました。

このとき、日本は、縛られた朝鮮政策をみずから解き、韓国の民衆レベルの信頼を手にするともに北朝鮮との関係正常化をはかること、すなわち、日本の行動によって極東の冷戦構造を大きく変えるチャンスを手にしていました。しかし、第Ⅱ章に述べたように、日朝間の人的交流ははじめて活発になりながらも、日本の朝鮮政策の根本は変わらず、転換の機会を逸しました。そのことは、朝鮮情勢に深く関わる米中ソ三国にたいして日本が有利な外交カードを手に加える機会を逃したことをも意味しています。

だが、今日の朝鮮情勢は、誰の目にもあきらかのように、より大きなスケールで変化の可能性をしめしており、朝鮮は解放後をはじめとすべき情勢を迎えているといえます。

その大きな要因は、韓国の民主化であります。じつに長い期間にわたって、誠実につづけられ、そのために多くの犠牲を出しながらついに屈しなかった韓国民主化闘争の前に、朴正熙⁽¹⁾政権も全斗煥政権とともに内部矛盾を深め、崩壊しました。そのあとを受けた盧泰愚⁽²⁾政権は、軍部を基盤にしながらも、民主化を実現することによってのみ政権基盤を安定しようという状況におかれています。このことは、韓国内部の冷戦構造が克服されつつあることを意味します。⁽³⁾

さらに、近年のヨーロッパ情勢および米ソ関係にみられるように、東西対立と超大国の覇権の時代はあきらかに終わりつつあり、これに加えて、中ソ両国の国内改革と中ソ対立の解消という、

朝鮮を包む国際環境の大きな変化は、南北朝鮮を縛ってきた冷戦構造の解消につながる可能性をもっています。朝米関係の打開を示唆するいくつかの兆^{きざし}もみられます。

北朝鮮もまた、こうした情勢に積極的に対応しています。たとえば、韓国の財閥「現代グループ」の名譽会長の北朝鮮訪問を許したことが注目されましたが、これによって、南北間の企業合併が実現する見通しが濃く、これとともにさまざまな展開がこんごに期待されています。北朝鮮の内外政策における基本方針は、一貫して民族統一をすべてに優先するというものでしたが、韓国内において民主化とともに北朝鮮の実像が受け入れられてゆく中で、南北朝鮮の民族の一体感^{きつぞく}はさらに強まり、統一問題はいつそう現実的課題となつてゆくものと思われれます。

こうした状況の中で、ひとり日本のみが大きく遅れている感がありますが、最近、日本政府も、ようやく日朝関係の改善をはかりたいといっています。今年に入つて（一九八九年一月二〇日）、外務省は、「北朝鮮側にその意思があるのであれば、朝鮮半島をめぐる国際政治の均衡に配慮しつつ日朝関係改善を積極的に進めることが適切であると認識している。……朝鮮半島の分断固定化につながらない日朝関係の拡充は可能であると考える。そのためにも我が国は第18富士山丸問題の早期解決を切望しており、……我が国は日朝間の懸案の全ての側面について前提条件なく、また、いかなる態様でも話し合いを行う用意がある」との見解を表明しました。

これは、北朝鮮外交部スポークスマンが一月一日「朝日関係改善のためには妨害の条件から除去すべき」だとして、現状のままでは「日本側と政府レベルで会うことはできない」と述べたのに対応して、日本政府の「考え方をまとまった形で明らかに」したものだといいますが、従来

の姿勢に照らせば大きな変化といえます。ここには日本外交の焦りをみることもできませんが、この変化は評価したいと思います。

しかし、この外務省見解は、「北朝鮮側にその意思があれば」と、日朝関係改善を阻んできた理由は北朝鮮側にあるかのように、みずからの立場をとりつくりつています。だが、今日までの日朝不正常関係を放置してきたのは日本側であることは、すでに述べた通りであります。また、第1章で強調したように、日朝正常化の基本とすべきは、植民地支配の清算をおこなうというみずからの道義に拠る積極的行為でなければなりません。外務省見解は「北朝鮮側も真に関係改善を希望するのであれば、一方的な立場の表明をおこない、相手を非難するよりも、直接の接触・対話を通じ相互理解を深め、懸案を解決していくことが建設的であるとの認識に」立つべきではないかと述べていますが(傍点筆者)、日本側からまさに一方的に、植民地支配の清算をしたいと主張することこそが日朝関係打開の基本であり、関係改善を希望するのは日本側でなければなりません。日本国民が道義をもって立つ国民でありたいと希うからです。

第18富士山丸事件の解決は日本側の切実な要請です。しかし、日本側がまず第18富士山丸事件の解決を求めるといふ立場に立つならば、解決はかえって困難であろうと思われれます。日朝関係の歴史と現実をみるなら、このことは容易に理解しうるはずであり、逆に、日本政府がみずから求めて日朝関係の全面的な打開をはかろうとするとき、第18富士山丸事件の解決も近いと確信します。一九八七年秋に土井たか子・社会党委員長が訪朝したさいの金日成主席との会談からも、このことはうかがえるところです。

具体策

「声明」に述べるごとく、日本政府が植民地支配の清算を果たすことを明確に掲げ、日朝関係の全般的改善のために日本側から進んで行動すること、すなわち、日朝正常化の基本課題をあきらかにしながら日朝両国の政府間交渉をおこないたいと公表することによってはじめて日朝正常化の扉は開くのであり、また、そのことによってこそ関係改善は急速に進むはずです。日朝正常化の基底にあって真に解決を求められているのは、長い間にわたって対立しあった日本と朝鮮のふたつのナショナルリズムの和解であるからです。

いま、私たちが日朝正常化のために日本政府に要望するのは、右のような基本的な考えに立って具体的に行動することです。これに加えて、つぎのような政策改善をおこなうよう、日本政府に進言します。

- 一 北朝鮮との貿易・経済協力関係を推進・拡大すること。このため、関税率、輸出入銀行融資などにおいて少なくとも他国並みの条件に緩め、北朝鮮が求めるなら無償協力・借款供与の道をひらくこと。
- 二 在日韓国人・朝鮮人の法的・行政的処遇を改善すること。
- 三 日朝間の学術・文化・スポーツの交流のために政府が積極的に協力すること。
- 四 日本が統一問題に介入すべきでないことはいうまでもないが、国連をはじめ国際会議にお

いても、南北朝鮮にたいして中立的立場をとること。

五 朝鮮にたいする軍事的な関与を絶対におこなわないこと。

日本は朝鮮政策のゆがみを直す絶好の機会を目の前にしてはいますが、同時に、この機会を逸し、日本が南北朝鮮あるいは米朝関係の改善の跡を辿って、状況に応じて受動的に手直しをしてゆくのであれば、日朝関係の表層は仮に変化をみせるときがあるにしても、日本と朝鮮との精神的和解の道はついに閉ざされるでありましょう。筆者は、一人の日本人として、このことをもつともおそれるものです。いまは、日本人がみずからの尊厳のために、みずからの歴史を正し、それによって隣人との信頼関係を築くべく、力を尽くすべきときであると思えます。

(1) 一九八八年六月一六日付『朝日』によれば、朝日新聞・東亜日報の共同世論調査において「日本は嫌い」とした韓国人は五一%をこえているという。

(2) たとえば、一九七三年に列国議員同盟(I P U)と世界保健機構(W H O)が相次いで北朝鮮の加盟を決定し、一九七五年一〇月の第三〇回国連総会ではじめて、北朝鮮支持国の共同決議案が韓国支持国の共同決議案と並んで可決され、国連へのオブザーバー参加が実現した。同じく七五年八月に、北朝鮮が非同盟諸国会議に加盟し、そのご非同盟グループの中で有力な地位を占めている。

(3) 盧泰愚大統領は一九八九年「新年辞」でつぎのように述べている。「一九八九年は、わが民族史の所望である民主繁栄と統一を成就できるかどうかを決定する分水嶺になるでしょう」「過ぐる時代の誤ちを清算するにも陣痛が伴いました。今や民主主義の新しい秩序が確立され、真正な安定が成就されなければなりません」「過ぐる日の問題は速やかに清算し誤ったことは果敢に改善、改革していきます」。

「朝鮮半島の平和・統一と日本」に関する 日本キリスト教協議会の声明

私たちは、日本キリスト教協議会主催のシンポジウム「朝鮮半島の平和・統一と日本」（1988年10月17日～19日）を終えるにあたり、以下の五項目を確認し、私たちの決意として表明します。

1. 日本の教会とキリスト者は、何よりも天皇の名のもとに行なわれた日本の植民地支配に無批判であった罪を、そして植民地支配の歴史が生み出した差別構造を現在も打破出来ないでいる罪を告白しなければなりません。私たちは、日本が朝鮮半島の分断状況に関して大きな責任を持っている事を、改めて確認しました。日本の教会とキリスト者は、その悔い改めとして、日本が正義に基づいた平和を担い得るよう、遅きに失した感がありますが、「共に生きる」思想と状況の創造へ向かう第一歩を歩みはじめねばなりません。私たちは、北東アジアにおける「分断の克服」を、全教会的なレベルで推進し、また、エキュメニカル（世界教會的）な次元で、全世界の信仰の兄弟姉妹たちと連帯しながら、解決の努力を継続する決意です。

2. 私たちは、朝鮮半島における統一を求める動き、さらにまた在日韓国・朝鮮人の間における統一への動きを心から支援する事を表明します。在日韓国・朝鮮人は、単に、分断の犠牲者であるばかりでなく、その置かれた状況ゆえに、朝鮮半島の分断克服に寄与し得る大きな可能性を持っています。また私たちは、特に、統一へと向かう若い世代の交わりの形成を支援していきたいと思えます。

3. 私たちは分断の犠牲となっている在日韓国・朝鮮人の人権を守るための動きに参加する事によって、日本人の中に根強く残っている民族差別解消のために努力します。日本社会の民族差別と闘う事は、日本社会の真の民主化を求める事であり、また、分断の犠牲となって韓国の獄中にいる在

日韓国人「政治犯」の一日も早い釈放を要求する事は、韓国の真の民主化につながるものでありましょう。

4. 私たちは、日本の政府がその外交政策を転換する事、とりわけ朝鮮民主主義人民共和国を敵視する政策を改めるよう要求します。また政府閣僚の一部にもしばしば見られるような植民地史観を清算し、戦後処理を早く完結させる事をねばり強く求めていきます。

5. 私たちは朝鮮半島統一の大きな障害要因となっている北東アジア地域における軍備の増強を憂慮し、アジア・太平洋地域における軍縮、とりわけ北西太平洋の完全な非核化を求めています。日・米・韓の三国の軍事的な結び付きが、日本と朝鮮半島の安全を保証するものではなく、むしろ、この地の軍事的緊張を高めている事は、南北のキリスト者の指摘する通りであります。私たちはとりわけ、日本の軍縮に向けて努力し、同時に日韓における米軍基地の撤収を要求していく所存です。

私たちは、これを機に、今まで交流の持てなかった朝鮮民主主義人民共和国のキリスト者との交流・協力のため、熱い祈りをもって、具体的に努力していきます。

1988年10月19日

シンポジウム「朝鮮半島の平和・統一と日本」

実行委員長 隅谷三喜男

NCC議長 竹内謙太郎

反天皇制・社会主義・マルクス

菅 孝行

〔労働運動研究〕89年2月号

Xデー状況下で急速に高まってきた天皇制問題について、五年間ほど、反天皇制の運動にかかわってきた者の印象をいわせて貰うと、人が集まるのは結構だが、それがひとときのはやりものとしてもはやす風潮にすぎないのであれば何の意味もないということになるか。そして、何の意味もないブームとしての反天皇制論に終わってしまう可能性は決して少なくないと思うのである。

私は、天皇制問題というのとは日本という個別具体としての国家における幻想の共同性の性格と幻想の共同性の実態を説明することであると考えている。日本イデオロギーと、その成立基盤の構造を説明するのが反天皇制論ないし天皇制批判論であり、そこで得られた理論なり認識なりを媒介に、日本イデオロギーと存在基盤を解体するのが反天皇制闘争

だと思ふ。当然それは、新しい社会を構想する思想的営みや諸運動と不可分である。フォーラムの準備過程に全幅の共感をもっていたわけでは必ずしもない私や、反天皇制運動連絡会のメンバーが、フォーラムにかかわるのは当然と考えたのは、右のような、ごくあたりまえの、わかりきった原則的立場のゆえであった。

それについても想到せずにはおれないのが、このフォーラムから社会主義の名が落とされたいきさつである。私は、社会主義フォーラムでも一向に気にならないとはいへ、新しい社会をめざす、とかいう妙な名前になったことを、むしろいいことだつたと考えている。というか、社会主義という枠まで疑ってみることは、どうがマルクスのだ、といつてもいい。「社会主義」の名前さえ名のれぬのか、という揶揄嘲笑が、いくつ

かの「レーニン主義」を自認する党や「マルクス主義者」を自認する個人から寄せられたと仄聞するが、私の判断は全然逆だ。そういう批判や揶揄の思想こそ、ただの石頭だという意味で、およそ革命に不似合だ。マルクスにならえれば、たえず、ルーティン化して硬直化してしまつた

概念は、疑われくみためた直されなければならぬはずであり、それは「社会主義」という概念についても例外ではない。とりわけ、「ゴータ綱領評注」のなかで、富の源泉は自然と労働であること、つまり人間の外部の自然と人間の内部の自然性であることを指摘したマルクスであれば、今、ほとんど生産力・生産関係と、それにもとづく階級関係論からしか発想されていない「社会主義」という觀念の枠組を根底から疑い直さずにはいられなかつただろうと思ふ。自然との関係を正面に据えて考えるということは、社会Ⅱ「人間関係」をのせている場を視野におさめて、創り出すべき社会を構想せざるをえない、ということである。いいかえると、「人間関係の総体」について、「必然性の認識」は、その「必然性」をのせている場としての

自然という、いわば最高位の偶然性ないし深淵性をも見据えることでなければならなかつたということである。そうでなくて、「必然性の認識」がどうして「自由」でなどあるものか、マルクスにハイデガーを密輸入するな、などと怒つてはいけない。そのくらしいことは、マルクス本人が考えていたにちがいない。人間の自然性は、たしかに一つには労働をし、外部の自然を人間にとつての富にかえることである。だが、そのみを、つまり労働もしくは生産だけを、ヒトのヒトたる所以という風に整理してしまうことはできない。経済合理性の原理には集約できない、あらゆる種類のムダを含んだ多様な営みをするのが人間である。しかも、それらの営みは、個体ごとの差異、文化つまり言語、習俗、宗教の差異、性の差異などによって分節化され、法則化を拒否して存在している。そうした要素が百花齊放的に浮上してくる消費の局面、つまり使用価値の場面をか、わすことによつてマルクスの商品分析は成立し、「資本論」が書きあげられた。マルクスは使用価値の多様性をパスしたときこそネグレクトした問題

の大きさを自覚していた筈なのだ。

よくマルクスは、エンゲルスはなおさらだが、性の理論に弱い、といわれる。芸術論がダメともいわれる。消費論がないともいわれる。民族問題がダメともいわれる。たしかにそれは当たっている。少くとも、「資本論」のような、しつこさと周到さを以って、それらのテーマは論じられていない。だが、それは要するにヒマがなかっただけのことだ。

価値形態論のような無気味な想像力の持ち主が、これらの分野にまるとり鈍感で凡庸であったとは考えにくい。ただ、のこされた論文が、今日の、それらの分野の焦眉の課題を切る武器にならぬことはたしかだ。たとえば、「経済学批判序説」のギリシャ芸術論はなかなかのものであったも、芸術の今をマルクスでは語れない。障害を個性として価値づけるマルクスの理論の断片もない。性関係を性関係として読み解くための手がかりもない。

そして、こうした事柄に対して、はっきりした指針を出せる「主義」でなければ、我々がめざす社会のイメージの全体を掩うものとはいえないのであるから、既存の「社会主義」では足りないことはたしかなのだ。

だ。それがはっきりしたら、きっとマルクスなら、社会主義などということばに拘泥はしなかったはずである。重要なのは人間を解放する理論や思想をつくり出すことであって、「社会主義」の看板を守ることなどではない。「社会主義」がマルクス葬送論などというものによって、汚辱にまみれさせられているとき、これを援護することは必要だと私は思う。しかし、「社会主義」の名を理想社会と等号でむすんでおけば安心という、怠惰なノーマンには反撥をおぼえざるをえないのである。

今、マルクスのであろうとするのは、マルクスのしのことしたことを、自分のアタマで考え、試行錯誤を通じて、解放の理論へとねりあげてゆくことである。もちろん、究極のところ、それがマルクスの、と呼ばれなくたって私は一向に構わないが、少くとも、「マルクス主義」や「レニン主義」や「社会主義」の、ほこりだらけの金看板をかっつまわるよりは、ずっとそのことのほうが、マルクスの名に似つかわしかろうというまでのことである。

し残し、といえ、日本天皇制の分析は、ほとんどまるごと我々の手にゆだねられた難題である。「レ-

ニン主義」や、コミンテルン理論による天皇制論はあるが、それでは斬り切れなかったから、いや、全然齒が立たなかったから、今のところ、しぶとく生き永らえてしまっているのだ。私は何とかこれに虚心にむきあい、ありのままにその実相をとらえ、解体のいとぐちをつけたいと思いい、あれこれ書きもし、運動の末端にも多少のかかわりをもってきた。

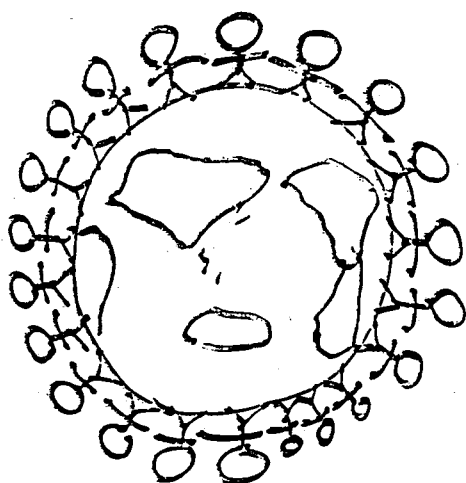
天皇問題は、今なお、多くの人々が信ずる以上に、ある種のきわめて高度な政治の問題であると私は思う。幻想の共同性の組織化を政治という限り、天皇が主権者でなくとも、天皇制問題は政治の次元の問題にはかならない。同時に、幻想の共同性は、生活習俗、文化の組織化によって形成されるのであるから、これは、文化の問題であり、日本列島における多数派民族の民族問題である。ちなみに私は民族というのは、民衆風俗、言語、宗教、文化、人種問題が特殊に近代にあらわれた形態のイデオロギー問題であると考えている。そして、政治をのせている場は、文化であると同時に社会であり、社会に生きる人間は文化や政治や経済に規定されて固有の流儀をもっている。だから、天皇制論とは、

社会論であり、生き方、考え方の流儀の問題でもあると思う。

要するに、天皇制論ぬきに、日本解体学もしくは非国民のための日本学は成立しない。もちろん、天皇制論だけでことはすまない。この「国際化」という名の無気味な再編成の時代は、「国際国家」日本の新たな地政学がまかり通る時代であり、国内の社会を対象化する学問がことごとく、「国民」管理の学問として、そして「非国民」排除のイデオロギーとして、役割づけられようとしている時代である。

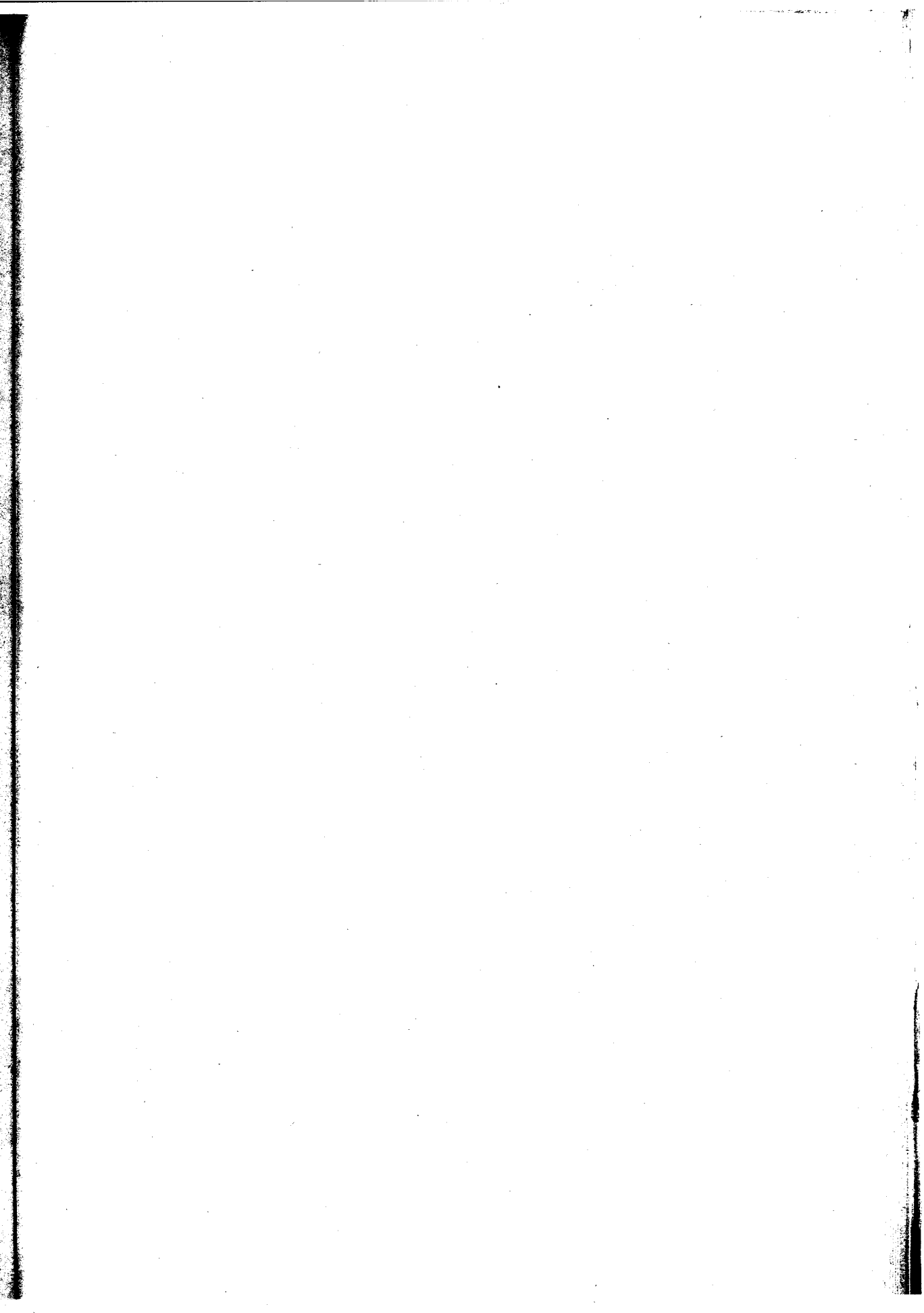
それに抗するありとあらゆる試みが、今、我々には求められているのだ。ハミ出し一般は、反対派のあがきにすぎないが、差異の原理、異質相互の共生の原理にもとづく、戦略的な、乱反射的、乱立的で、ときに同時多発し、時に時差的に継起する逸脱の連鎖は、新しい社会への胎動の主流である。非主流や反主流や反対派と共生しうる主流でそれはある筈だ。そういう動きをつくること、それをうながす思想や理論や流儀や身ぶりをつくること、口はばったくいえばそれが私の、知の目的であり、闘いの目的であり、そうでなければ反天皇など末のことだ。

長倉徳美 88.6.11



IV

經濟をとりもどす



【解題】

日本は工業化の道をひた走り、大量の工業製品を輸出して巨額の黒字を稼ぎだし、

世界に冠たる経済大国・金あまり大国にのしあがった。

この国ではモノ・サービス・カネが氾濫し、情報や消費欲望が膨れあがっている。しかし、その「豊かさ」は、アジアや第三世界の民衆を踏みつけにしているばかりか、国内でも自然や生命を破壊し、人びとの直のつながりを解体し、自立的な活動と力を衰えさせ、生きる意味を見失わせている。

「国際化」ではなく、農業と食の自立へ

工業化優先の経済大国のあり方に対する根源的な批判と代案は、何よりもまず農業と食の分野から、農民の運動、さらに消費者の運動の中から出されてきた。「食糧自立を考える国際シンポジウム」（八八年）宣言は、それらの集約とも言える。

宣言は、風土の多様性に合った食糧自立をめざし、家族農業や環境調和型農業を高く評価し、食糧の生産者と消費者の直接提携に未来を見ようとする。国家間の利害対立として現象しがちな食糧輸出国と輸入国の農民が直

接に交流し合意した確認であることに、この宣言の大きな意義がある。

同じシンポでの報告である三輪昌男「自由貿易主義は強者・強国の主張だ」は、経済発展の自明の公理とされてきた自由貿易の原理（「国際化」や「市場開放」）が強国内の強者の論理にすぎないと批判。農業の保護ということを越えて、新しい国際経済秩序を形成するための「輸入国に必要なもとづく貿易」など三原則を提案している。

農業と食の分野での有機農法や産直運動の経験を学び、これを新しい社会形成の構想に普遍化しようとする試みが、古沢広裕「共生社会の論理」である。

競争の経済や生産力の極大化の技術に對置されるのが、生命系のもつ相互依存、多面性、安定性という共生の論理に立脚する経済・技術・社会の形成である。そして、共生社会の実現に向けて、農と食の分野での有機的生産、生産と消費を結ぶネットワーク形成から、働き方の変革をふくむワーカーズ・コレクティブの組織化へと進むことが主張されている。資料としては、同氏の「新しい社会の構想 共生社会について」を収めた。

自主管理と協同組合の可能性

八〇年代には、多国籍企業のグローバルな展開の対極に、民衆自身の共同購入、自主福祉事業、生産共同組合など多様な形の「対抗経済」が、多くの国で成長した。いま、この自主管理と協同組合の運動とセクターが、どこまで経済活動の全体を担えるのかが試されている。それは、民間大企業が市場機構を通じて、あるいは国家が上から計画化を通じて経済活動を組織するこれまでのあり方に代わる新しい道を、そして、会社に身を委ねたり国家にすがって生きるのではないもうひとつの生き方を探りだすことである。

日本でも協同組合運動の発展はめざましいが、生活クラブ生協の実践と提言が興味深い。「生活クラブ スピリット」が示すように、それは、店舗方式をとらず班を単位とする計画購入で連帯と協同の力を養い、「生活者」という主体としての自立をめざしている。

また、協同組合運動を消費の分野から労働と生産の分野に広げ、自分たちで労働を組織し働き方を変えるワーカーズ・コレクティブ、生産協同組合が、登場している。石見尚「日本のワーカーズ・コレクティブ」が、多くの

すぐれた事例を報告している。

横田克己「もうひとつの市民社会」は、ワーカーズ・コレクティブをはじめ様々の型の協同組合を主体とした自立的な地域社会、「協同組合地域社会」の形成を構想している。

川上忠雄「自主管理共和国の経済運営」は、現存社会主義の国家全能のあり方を反省し、自主管理企業と協同組合から成る自治協同体を中心しつつ、「資本なき市場」と国家による「中央計画経済」を組み合わせた混合経済システムの形成を提唱している。

「対抗経済」の構想については、サミットに対抗した TOES（もうひとつのサミット）の成果を集約した P・エキンス「生命系の経済学」が面白い。経済成長という目標を批判し、人間的ニーズの充足、定常経済、エコロジー、自立、健康などの新しい変革を対置し、さらに「基本所得」「地域貨幣」「選択的貿易」などの具体的代案を提示している。

労働と労働者のあり方を変える

日本の経済成長を支えた大きな要因の一つは、労働者

のあり方、すなわち仲間どうしの激しい競争、企業社会への帰属と忠誠、労働に関する決定権の放棄、長時間労働である。こうした労働のあり方と労働者の生き方をどのように変えていくのか、労働を人間の生き方全体の中にどう位置づけるのか。

注目したい提起は、「労働がどのような社会的有用性をもちうるのか」という視点から労働組合運動の機能を膨らませようという戸塚秀夫「生産と労働の社会的意味」を問うこと」の提起である。これは、企業倒産の攻撃に直面した労働者が組織した自主生産のたたかいの中に芽生えたものであり、地域の住民や関連の労働者たちと協力しながら社会的に有用な製品の生産が試みられている。

パラマウント製靴の労働者のたたかいは、その典型である。彼らは、親会社による倒産通告から八年間の自主生産闘争の上に、労働者自治による再建企業「パラマウント製靴共働社」を出発させた。ソリダリティ委員会の文書は、労働者自治の思想と解決すべき課題のありかを生き生きと示している。

「社会的に有用な生産」を試みる運動の事例として有

名なのは、イギリスの航空宇宙機器メーカー、ルーカス社の労働者の運動である。彼らは、会社側の大量の首切り計画に対して、軍事生産に代わる身体障害者用の車イス、脱石油型の暖房システム、道路・軌道兼用車などの開発と生産を対案として提示してたたかった。H・ウエインライト、D・エリオット「ルーカス・プラン」はその過程を詳しく報告している。

「労働と生産、地域と生活をトータルにとらえかえず、労働者の全生活過程を問題にする」視野に立つ「社会的労働運動の可能性」を提起しているのが、吉野信次「男の自立と社会的労働運動の可能性」である。企業内の職間的組合運動の限界を越えて、生活者として自立する地域運動に開いてゆく方向を、自らの豊富な体験をふり返りながら主張している。

また、パート労働者の拠り所となりつつあるコミュニティ・ユニオンづくりを中心とした地域労働運動は、労働の場から生活・文化に至るまで企業枠を越える自立と連帯の可能性を芽生えさせている。コミュニティ・ユニオン研究会「コミュニティ・ユニオン」が、その生き生きとした紹介をしている。

なお、八五年に作成された「労働者宣言(案)」は、「連合」結成に至る労働戦線統一の流れに抗して、国家や資本から自立する階級的労働運動をめざす労働組合や活動家集団の約束ごとや結成基準をまとめたもの。

クルマ社会からの脱出

クルマ社会、情報化社会、学校社会と並べれば、現代日本社会を象徴できるかもしれない。とくに、自動車は大量生産と輸出依存の経済から都市や交通、膨張する消費欲求・広告、遊び、家族、意識に至る社会生活のあり方全体を方向づける中心に位置している。クルマ社会からの脱却は、経済のあり方のみならず、生活と文化のあり方をも変革する中心課題のひとつである。

星野芳郎「技術論からのモータリゼーションへのアプローチ」は、積極的な対案までは提示していないが、自動車が現代社会におよぼす多方面の作用を抽出している。I・イリイッチ「エネルギーと公正」も、自動車中心の高速度社会の浪費性を批判している。

私たちは「便利さ」や「効率」の世界に慣れ親しんできたのだが、もうひとつの社会の形成にとっての疑問は、

テクノロジーの問題である。とくに、ME革命をどう評価するか、ME革命は労働からの開放による自由な活動時間の入手や分権化とネットワーク型結合に役立つのかという問題は、大きな論争点である。この問いに肯定的に答えているのは、A・ゴルツ「エコロジー協働体への道」である。なお、「適正技術」や「反技術」などテクノロジーをめぐる討論の紹介は、次の機会にしたい。

アジアの民衆との新しい関係をもとめて

経済大国・日本は、アジアや第三世界の国々から資源労働力、森林、水を奪いとり、搾りとっている。日本の企業は、円高を契機にして生産拠点を次々と海外に移し、あり余る貿易黒字をODAとしてばらまいている。これらは、相手国の自然や伝統的文化の破壊、労働力や資源の収奪、技術上の従属、独裁政権の強化などをもたらし、民衆の自立を妨げる役割を果たしている。

こうした関係を根本的に変え、アジアや第三世界の民衆の自立に役立ち、共に生きるような国際的経済関係を創りだすためには、彼ら自身がどのようなタイプの発展をめざしているかを、よく知らねばならない。

村井吉敬「内発的発展の模索」は、外からの・上からの近代化や開発に対抗するそれぞれの社会の内部からの・地域からの自立的な発展をめざす「内発的発展」の試みを、紹介している。内発的発展という視点は、日本の民衆も共有できる変革のパラダイムなのではないか。

「企業の海外進出に対する規制指針(案)」は、日本企業の進出がひき起こしている進出先の労働者の権利の蹂躪、住民の追い出し、環境破壊などに対する規制と監視の基準を提案している。これは、必ずしも企業進出自体の是非を問うてはいないが、この規制が日本と進出先の政府と民衆の手で厳格に実行されるならば、ぼろい利潤獲得を動機とする企業進出が手控えられざるをえないような内容である。

「新国際経済秩序(NIEO)樹立に関する宣言」および「行動計画」は、第三世界の国々が、「先進」工業諸国によって押しつけられてきた収奪と従属の不平等な国際関係に代えて経済的自立を促進する関係の樹立を宣言したものである。七四年の国連特別総会で採択され、資源主権の行使、一次産品に対する「先進」国の特惠措置などが提起されている。第三世界の自立をめざす人びとの中

でも、NIEO構想への評価は分かれたが、第三世界自体がNIES、産油国、最貧国などに分化して一体性をなくしてきたこともあって、この構想は実現されなかった。その要約と紹介をしている奥野保男氏の論文を収める。

この資料集には、公刊されている以下の単行本は、紹介だけにとどめ収録しなかった。

古沢広裕「共生社会の論理」(学陽書房)、石見尚「日本のワーカース・コレクティブ」(学陽書房)、「川上論文を収録している労働運動研究者集団編「社会主義は可能か」(社会評論社)、エキンス「生命系の経済学」(石見尚他訳、御茶ノ水書房)、ウエインライト・エリオット「ルーカス・プラン」(田窪雅文訳、緑風出版)、コミュニティ・ユニオン研究会「コミュニティ・ユニオン」(第一書林)、イリイッチ「エネルギーと公正」(大久保直幹訳、晶文社)、ゴルツ「エコロジー共同体への道」(辻由美訳、技術と人間)。

また星野論文は第二集に収録する予定である。

(白川真澄)

「食糧自立を考ふる国際シンポジウム」宣言

コメを生産・消費する国々から「コメ輸入問題を手がかりにして食糧自立を考ふる国際シンポジウム」に集まった私たちは、コメに限らず世界の多くの人々の主食である穀物を中心とする食糧の生産・消費・流通の現在のあり方に深く憂慮している。

大地と交わる人類の営みとしての食糧の生産は、生命を培い、歴史と産業を基礎づけ、風土を形成し、地域環境の保全になう原動力となってきた。

しかし、かくも進歩した科学技術をもった現在、私たち人類は、世界の一方で一部の作物の過剰を生み出しながら、また他方でますます多くの地域において、深刻な食糧不足を招いている。

食糧輸出国では、輸出競争で勝利を得るため価格引き下げを迫られた農民が、莫大な資本控下を強要され、過大な負債に苦しめられ、倒産・離農に追いこまれている。食糧の輸出入、いずれの国でも生き残った農業は、一層の効率化を迫られ商品作物への特化、あるいはいままじすぎた大規模化のため農業・化学肥料・エネルギーの多消費を招き、生態系の破壊を生みだしている。

他方では、外に対してはアメリカのマーケット・ローンに典型的にみられるような低価格政策によって農産物の「ダンピング輸出」が行われているが、それは多国籍アグリビジネスを富ませるのみで、アジア・アフリカ・南北アメリカ・ヨーロッパの農民を苦しめ、自給的食糧生産を危機に陥れている。

急速な工業化を果した、あるいは果たしつづける日本やアジアNIEESでは、巨大企業グループの利益を優先する工業優先政策と割安な外国産食糧の輸入にはさまれ、農業と農民は非効率な存在として切り捨てられ、食糧自給率は著しく低下している。コメ輸出にたよる発展途上国では、国内における工業偏重政策とアメリカを中心とする低米価政策によって苦しめられている。

多くの発展途上国では、自国工業の欠如と食糧生産の喪失という二重の苦しみを被っている。これらの国々は、飢饉によって悲惨な状況にあるばかりでなく、先進国からの食糧援助の受け入れを通して、いっそう主体性を失いつつある。

本シンポジウムで私たちが確認したことは、右にのべたとおり、立場や状況をこえて世界のどの国でも農民は窮地に立たされているということである。それがひいては食糧生産の安定性や安全性を損ない、消費者にも不安を与えている。

このような認識に立つて、私たちは以下のごことを提案する。

- 一、人間の存在の根幹にかかわる食糧の供給を少数の国が支配することは望ま

くない。各国・各地域における生態環境に適合した食糧自立が重要である。それに基づいた多様性が各国・各地域の自立性のみならず、地球全体の安定性を保証すると考ふる。

- 二、農産物貿易は、基本的に輸入する側の必要性に応じて行われるべきである。一部の農産物過剰国は、その調整にあたり、他国の農業の破壊を伴うような輸出を慎むべきである。そして、利潤一辺倒に傾くことのないよう、家族農業を根幹とする農業・食糧体制を確立すべきである。

- 三、一部の国々の大規模な貿易黒字は、ごく少数の巨大企業を中心に引き起こされたものである。過度な工業化と国際収支のインバランスを解決するには、農産物の輸入によるのではなく、工業生産と工業製品の輸出における適正レベル・農工間の所得バランスなどを模索することによって解決すべきである。

- 四、環境調和型農業法として、自然農法・有機農業・減農薬運動など様々なものが試みられている。環境調和型農業法を表現する一つの有効な経営形態は、環境の多様性にきめこまかに対応しうる小規模複合経営である。また、このような農法と経営形態を保証する流通形式の一つに食糧生産者と消費者との間の直接的な提携関係がある。それは、双方における経済的安定をもたらし、同時に両者の間の人間関係を親しくする点で有効である。食糧自立を保証するために個人・グループがとる主体的手段として、上の農法・経営形態、流通形態は十分試みる価値がある。

- 五、食糧は単なる栄養源にはとまらない。食糧をそだて収穫する労働の過程で育まれた儀礼や相互扶助などの社会的協同性を通して、各国・各地域の人々は自己の文化的アイデンティティの基礎を築いてきた。食糧生産を中心とした祭りや、各国・各地域に伝わる独自の料理法や食生活体系を再評価し、発展させることが大切である。

- 六、以上の方向に向かって、私たちは、自由貿易原理を超える新しい国際経済の枠組みを樹立するために、農民・市民の立場に立つた国際的ネットワークを形成し、広く政府や国際機関にはたらきかけることを呼びかける。

一九八八年八月二十七日

東京

「コメ輸入問題を手がかりにして食糧自立を考ふる国際シンポジウム」

自由貿易主義は強者、強国の主張だ

三輪昌男

〔現代農業〕 89年3月増刊号

2

自由貿易主義は強国の
そして
強国内の強者の主張

自由貿易メリット論の検討

つきに、自由貿易主義が唱える、自由貿易メリット論を検討しよう。

自由貿易のメリットについては、ずい

ぶん古くから語られてきているが、ここでは主要なものとして、一つとりあげる。一つを、相互利益論、もう一つを資源の最適配分論と名付けておく。

まず第一の相互利益論であるが、これは、各国がそれぞれ得意とする産業を分業し合つて貿易すると相互に利益を得るという議論である。この議論は、抽象論としては成り立つといえる。というのは、利益が得られなければ貿易はしないはずという意味においてである。

しかし、相互に利益を得るといっても、得る利益の大きさが相互に同じとは限らない。ところが、従来の相互利益論は、得る利益の大きさを問題にしていない。

そこで、この問題に立ち入つて考えてみると、実は、産業には有利な産業と不利な産業があるということがわかる。有利な産業の要件は、生産性があげやすく、付加価値が大きく、需要の価格弾力性あるいは所得弾力性が大きいということである。不利な産業では、それが逆になる。

そして、こうした利益を得やすい有利な産業を分業した国は、より大きな利益を得ることがわかる。

歴史的な現実をふりかえってみると、先進国が有利な産業を先どりし、不利な産業を後進国に押しつけて、分業つまりは貿易を主導し、大きな利益を得てきたことが明らかである。先進国は有利な産業を分業することによって急速に成長し、軍事力をとまなう強い国際政治力をもつ強国として、多くの後進国を植民地化してきた。第二次大戦後、かつての植民地支配は崩れたが、しかしその植民地支配の基調は、なお根柢よく続いている。いわゆる南北問題は、その現れである。

次にメリット論の二番目、資源の最適配分論について。

自由貿易によつて諸資源の最適配分が行なわれて、世界経済は最も効率よく成長するというのが資源最適配分論である。数学的なモデル分析による論証がみられているわけだが、しかしその論証をみ

ると、現実とは異なる抽象的な前提をもちうけて議論がされており、現実に即してみれば、さまざまな問題点が指摘される。

ここではその細部に立ち入ることはやめて、端的に次のことを指摘したいと思う。資源の最適配分というが、最適配分とはつまるところ経済的効率の良いところ、俗に言う「もうかる」ところに資源が配分されるということである。逆に言つて、「もうからない」ところには資源は配分されない。これまでの自由貿易のもとでも、すてにもうからないところに資源が配分されない事実がある。最も端的な例として、南の国々で飢えがみられること、あるいはまた緑が失われつつあることがあげられる。

なお、注釈的に言えば、自由貿易と軌を一にする国内の自由競争のもとで、同じことがおこっている。今日の日本では、巨大都市への諸資源の集中が進み、地方の過疎が進行しているが、これも「もうかる」ところに資源が配分されるという

ことの現れてある。

以上のように検討してみると、自由貿易が先進国、言いかえれば強国に大きな利益をもたらすことは明らかである。であるがゆえに、強国は自由貿易主義を唱えるのである。

また、強国相互の関係についてみると、自由貿易主義を唱えるのは最も強い国であり、相対的に弱い強国は保護貿易に傾くという事実がくりかえし現れている。その意味でも自由貿易主義は強国の主張であると言つてまちがいない。

弱者からの批判

第二次大戦後、自由貿易主義を基調とする国際経済体制が構築されたのだが、途上国はそれに参加しながらも、それに対する批判が続けてきている。一九七四年の国連特別総会で「新国際経済秩序の樹立に関する宣言」が採択された。これは、旧国際経済秩序、つまり自由貿易主

義を基調とする国際経済秩序に対する途上国の批判が、国連のレベルで確認されたということに他ならない。

途上国はそういった批判を行なっているのだが、その背後には、多くが途上国の出身であり途上国の立場に立つ新従属学派と呼ばれる研究者たちが、理論的実証的に自由貿易主義批判を続けてきているという事実がある。

以上、自由貿易主義は強国の主張であるといふ指摘したのであるが、実は、それと済ますことはできない。

強い国には、少数の強者と多数の弱者が存在するというのが、一般的な事実である。今日、強国となっている日本をみても、明らかにそう言える。自由貿易で大きな利益を得るのは、強国内の強者である。だから強国内の強者は自由貿易主義を唱える。反面、強国内の弱者は自由貿易主義によって苦難を強いられる。今日の日本農業はまさにそうである。こうしてみると、実は、自由貿易主義

は強国内の強者の主張なのである。

3

自由貿易主義が
もたらしたもの

苦難を強いられる日本農業

自由貿易主義が生みだしてくる問題の具体的な現れについて、三つ指摘したいと思う。

一つは、日本農業にとっての問題である。現在日本は巨額の輸出を行ない、巨額な貿易黒字をだしており、これが国際的な摩擦を生んでいる。その対処策が現在の日本の経済政策の中心に位置しているわけだが、この巨額の輸出の中身を見てもみると、総輸出の大部分を占めているのは、ごく少数の産業、ごく少数の大企業の巨額の輸出という事実が指摘され

る。

昨年（一九八七年）の通商産業省の「通商白書」によると、一九八六年（暦年）の日本の総輸出のうち、輸出額の大きい上位三〇品目で七割を占め、上位三〇社で六割を占めている。まさに、ごく少数の産業、ごく少数の大企業が巨額の輸出をすることによって、国際的な摩擦を生んでいるのである。

さて、その国際的な摩擦の解消、具体的には巨額の貿易黒字を削減していく方法であるが、政府は自由貿易主義の立場に立って輸出の抑制はしないと明言している。これは、いわゆる新前川レポートに明記されている。巨額の貿易黒字の削減は、もっぱら市場開放⇨輸入拡大で行なうという政策をとっているわけである。輸出の抑制をしないという政策、これは、現在巨額の輸出を行ない続けているごく少数の大企業、つまりは日本経済における最強の強者の利益に沿ったものである。政策は、そういう少数の大企業、

強者の利益に従属しているのである。

反面、弱者である日本農業は苦難を強いられている。日本農業の今日の非常に困難な状況は、そういうなかで生まれてきているのだから、農業の立場に立つと、自由貿易主義を否定し、輸出の抑制で摩擦の解消をする道をとることが望ましいということになる。

ガット新ラウンドの問題

自由貿易主義の具体的な問題の現れとして、二番目にガットの新ラウンドの問題をみよう。

新ラウンドの基調は、先程も述べたように自由貿易主義である。それは強国、言いかえれば、貿易を主導する輸出国の利益を尊重するものとして現われている。

現行のガットの規定の中に、すでにそのことは現われている。ガットの規定の中に、食糧などの重要産品について輸出

国は輸出を制限できる、例えば、農産物の不作の折など、輸出を制限できるという規定がある。輸出国が輸出を制限すると、国民生活にとって重要な食糧などを輸入している国は大変困るわけだが、その点への配慮は非常に乏しい。

反対に、輸入国の輸入制限には非常に厳しい制約が加えられている。

例えば、国家貿易品目という規定がある。その国にとって重要な産品であり、国が公的な機関を設けて貿易を行なっている場合には、輸入を制限できるとされているのだが、先般の、日本の農産物輸入制限一二品目に関するガットの裁定では、一般品目と異ならない扱いをする認識が示されている。現在の新ラウンドでの合衆国の提案の中にも、やはり国家貿易品目を否定する考え方が示されている。現在のガットの規定そのものが、輸出制限によって困る輸入国への配慮が乏しいのであるが、新ラウンドでは、その傾向をさらに強める動きが感じられるの

である。

そうではなくて、逆に自由貿易主義を否定した新しいルールを作らなければ、国際的な農産物過剰問題は解決しないと考える。

輸入制限を否定するということは、輸出国が国内の過剰を輸入国の犠牲において処理するという意味あいをもつわけだが、そうではなくて、それぞれの国がそれぞれの国内で過剰問題を解決するということを基本におかなければならない。なぜなら、輸出によって処理しようとするならば、例えば日本の場合と同じく農産物過剰に悩んでいるのであるが、そういう輸入国に迷惑を及ぼすからである。そういうことは、許されることではない。

南北問題の未解決

三つめの、具体的に現れる問題として南北問題があげられる。

七四年に「新国際経済秩序の樹立に關

する宣言」が採択されたことは前述したが、その後の一次産品の共通基金設定交渉の推移をみても、いまだに批准国がほとんどなく、そこにも南北問題未解決の状況が具体的に現れている。

そうではなくて、人類の共存共栄のためには、自由貿易主義を否定した新国際経済秩序の実現が欠かせない。

4

自由貿易主義に 対置される 三つの原則

国民経済の拡大

以上、自由貿易主義に対して批判を加えてきたが、それでは自由貿易主義にかわる国際経済秩序、あるいは貿易の原則というのは、いったいどういうものであるかということについての提案を行なわ

なければならない。

そこで、自由貿易主義に対置される三つの原則を申し上げたい。

一番目は、国民経済の自立的拡大を基本におくということである。

国際経済は各国経済を前提にしている。それぞれの国が、国民の生活をより良くしていくように、国民の生活に役立つ多様な産業を自国の中に保持し、その拡大をはかる。つまり国民経済の自立的拡大の努力をするということが国際経済関係の基本におかれなければならない。そして、その上で必要に応じて、メリットを認めて貿易を行ない、国際経済関係をきり結ぶ。これは、理論的に当然とされることであると私は思う。

輸入国の必要に基づく貿易

二つめの原則は、輸入国の必要に基づく貿易を原則とするということである。

自由貿易主義の貿易は、強国、つまり

は輸出国の必要に基づくものであって、弱い国の自立・自由の否定、強国による弱い国の支配を生む。そこで貿易は、輸入国の必要に基づくことを原則とすべきだという考え方が生まれてくる。

具体的に言えば、輸出面の保護は否定し、輸入面の保護は肯定するということである。自由貿易主義を唱える人たちは、保護貿易はブロック経済、戦争への道であると主張するが、それはまったく短絡した議論でしかない。途上国にとって、輸入制限を行なって自国の産業を育成していくのは、不可欠のことである。輸入制限、保護貿易を行なうわけだが、しかしそれは、ブロック経済を生むものではない。自由貿易が保護貿易かということがしきりに議論されるが、この問題のたて方は、実は自由貿易主義の立場にたつてのものである。

そうではなくて、自由貿易が保護貿易を超えた、真の国際主義の貿易を確立していく必要がある。その真の国際主義

の貿易の基本的な原則は、輸入国の必要に基づくことであると、私は考える。

国民経済間の格差の是正

三つめの原則は、国民経済間の格差を是正するという視点を堅持することである。

国民経済の自立的拡大を基本におく場合、自然のおよび歴史的な事情に基づく、国民経済間の格差の是正が不可欠とされる。現在、南北間に大きな経済力の格差が存在しているが、この格差を是正するために、先進国が途上国に対して援助をすることが求められている。これまで、なにがしかの援助は行なわれてきているが、しかし、その内容はきわめて不十分であるし、また援助する側の、先進国・企業の利益に結びつくといったような問題を含んでいることも指摘される。

国民経済間の経済力格差、特に南北の経済力の格差の是正のためには、真の国

際協力の実現したシステムが不可欠である。

5

三つの原則の意義と 実現の方途

日本の農業、

国民にとっての意義

以上、三つの原則を述べたが、その意義について、簡単にまとめておく。

さきほど、自由貿易主義が生む問題を三つあげたが、いまの三つの原則にのつとった貿易が広く行なわれれば、その三つの問題が解決されることはすでに明らかだと思ふ。

そこで、日本に即して三つの原則の意義を考えてみたい。

まず、日本の農業にとっての意義であるが、ごく少数の大輸出産業・企業の巨

額の輸出を抑制することにより、対外経

済摩擦つまりは市場開放・農産物輸入

大圧力の緩和がもたらされる。それから

また、必要に基づいて—現在その必要が

切実に生じているわけだが—農産物の輸

入制限を行なうことにより、日本の農業

の存続が保証される。さらに、日本経済

のなかに、国民生活の必要を満たす不可

欠の産業として農業が位置づけられるこ

とによって、農業の安定的な展開が保証

されることになる。つまり、今回の国際

シンポジウムのテーマである「食糧自立」

への道が開かれるのである。

つぎに、この三つの原則に基づいて貿

易（国際経済関係）をきり結ぶことは、

農業にとつてばかりではなく、より広く

国民にとつて大きな意義をもっている。

重要な存在意義をもつ農業の存続を確

保できるといふことが一つ。また、農業

の視点を離れても、ごく少数の強者の利

益に基づく自由貿易主義の動きが生み出

す、多様な苦難を克服できるといふ意義

を指摘することができるといふことである。

その実現に向けて

さて、この三つの原則の実現は、今日

の状況、特に日本の状況のなかではきわ

めて困難とみられるが、その実現に向け

て粘り強い努力を重ねていかなければな

らない。

そのためにはまず、弱者である大多数

の国民が、弱者の立場を自覚して協力し

あうこと。それから、外国の弱者、とく

に国際的な弱者の立場にある途上国の

人々との協力を努めること。これがまず

重要なこととして指摘される。

それと同時に、国内の強者に対する批

判を強めていく必要がある。現在ごく少

数の大輸出企業は、強い経済力にものを

いわせて、政治、行政、マスコミを動か

し、自己利益の擁護と弱者への不利益の

強要を多様に行なっている。例えば、今

の日本の税制改革の動きをみると、それ

がきわめて露骨に現われている。そのよ
うな強者のあり方に対して、具体的に批
判を加えていくということである。

最後に簡単な補足を二つ加えておきた

い。一つは、私の報告では、農業の特殊

性の視点に限定せず、より広く自由貿易

主義に対する批判を行なった。農業の特

殊性の視点に立った議論はわりあいある

が、自由貿易主義そのものに対して、立

ち入った批判を加える議論は非常に少な

い。その弱さを克服する必要があるのて

はないかと考えた次第である。

それから、もう一つの補足であるが、

国民経済の自立的拡大を進めるうえで、

経済的効率だけの発想を克服することが

重要である。人間は経済的効率だけで生

きるものではない。ところが、今の日本

のマスコミには経済的効率だけの議論が

充満している。自由貿易主義がその一つ

である。しかし、そうした経済的効率万

能の発想で行動するとき、その帰結は人

間にとつての不幸なのである。

新しい社会の構想——共生社会について

古沢 広裕

〔労働運動研究〕 89年1月号

生産力の中味への問い

時代状況について、今度は資本の側、体制の側ではどうなっているかをみていこう。政治的な党派のレベルでいうと、従来の党組織、政治的な組織というのは、そういう枠の中でしか動けなかった。それに対して自民党政権が続いているのは、高度成長とかいろいろとこの社会をうまくかかえこんでいく手立てを次々と打ってきた、またそこで出てくる新しい人達に対する、マイホームもふ

くめて、物質的、経済的な面もよくめて、プラグマティック（実利的）にそれなりのものを提供して時代を動かしてきた。

今の時代は、マルクス主義の中でも見えなくなってきたが、またある意味では資本主義の中でも非常に見えにくくなっている。ポスト産業社会といわれる時代状況では、いわゆる労働価値説とか価値の形成、モノをつくって、それを商品として売るとか、生産コストとか、そういうものが、とくに八〇年代に入ってから大変見えにくくなっている。資本の拡大再生産はされてはいるが、そこ

で生みだされてくるさまざまな価値というものがいったい何なのか。また新たに投入され、また新たにモノとして私たちの身の回りの市場の中に登場してくる、そのメカニズムを動かしている人びとの購買行動と、消費意識の形成は、一皮むくときわめてあやういものになつていく。そこでは高額商品とかブランド商品のように、従来の経済的なコスト尺度あるいは労働の価値というか、生産のメカニズムというか、そういうものとは段々とはずれはじめている。

これはポードリヤールのモノの消費ではなく記号の消費であるという指摘もあるが、その問題は資本のメカニズムとしてもそれなりに組み込んではいらざるを得ない。きわめて不確定になりつつある。ポスト産業社会の見えにくくなっている部分に対して、何を新しい社会運動として成立させるかという問題がいま新しい中心的なテーマになりつつあると思う。

これは冒頭で云った、資本主義、社会主義、共産主義という問題ともからんでくるわけだが、生産力あるいは生産についての基本的な考え方

がいま問われていると問題を立てるべきではないか。つまり従来の枠組みである資本主義とか社会主義とかいう中で生産力概念というのはせまくなかったか。とくに社会主義の場合にそうなのだが、さまざまに議論されてきたマルクスの自然の概念とか、それは議論のための議論であって、それを本当の意味での生産の中味に対する概念として具体的に打ちだしていく必要にせまられていると思う。それが段々と明らかにりはじめている一つの流れとしては、エコロジの潮流があり、ある光をあてはじめていると思う。

その光をあてられた部分を受けて、社会主義の側だけではなくて、資本主義の側もそういうあてられ方に対して、それをうまく取り込んでいこうというふうに動いている。資本主義の側のほうがこれをどう取り組むか真剣に動いているような状況さえ生じている。

生産あるいは生産力の中味について考えていくにあたって、いくつかいろいろな切り込み方がある。まず、社会的な枠組みとしてではなくて、生産力になつてはいる生産技術、生産を支えている技術的なバ

ック・グラウンドに踏み込む必要がある。いかに効率をあげて無駄をばき、競争にうち勝っていくかという流れが、資本主義だけでなく、社会主義もまき込んですすめられつつある。それに対する問いかけとして出されているのは、エコロジ、緑の運動の中から出てくる提起である。経済効率をあげて競争に打ち勝っていくというときに云われている効率のメカニズムをどのように問題にするか。

ここで一つの技術的なあり方として、生産の力を發揮する仕方として「極大化技術」というとらえ方ができると思う。つまり近代的な技術のあり方というのは、あるシステムの中でその組織が目的とするものを最大限にムダをはぶいて、その目的とするものだけを、いかに短時間に効率よく量的に大きくしていくかがめざされている。

ある単一の目的を最大限効率をあげていくシステムのあり方というのは、生産現場、労働の組織、私たちの社会のしくみ、生活の中などあらゆる所に出現している。ムダをほとんどはぶき、効率をあげて単一の目的に集中していくこと

によって得られる世界は、二つの面で問題が生じている。一つは、極大化されて成果があがった結果がどうなっているかといえ、大きくは環境の問題にぶつかり、また経済システムとしても耐えられないような軌跡を生じてしまう。端的な例でいえば日本の貿易黒字の問題である。極大化して得られる成果が果してそのメカニズムにとってプラスなのかという点、プラスでない側面がいくつも生じている。

もう一つは、極大化していったら一つの目的に特化していく反面として、いろんなものが切り捨てられていくという問題がある。大きくは差別であったり抑圧であったり、生命環境の破壊であったり、あるいは社会的なさまざまな価値が切り捨てられていくことがある。

そういう中で何を提起するか。一つの問い方としては、効率をあげていくシステムをいかに別の価値尺度からコントロールするかという問題のたて方がある。混合経済とか政治・経済メカニズムの中で調整していくさまざまな方法が経済学の中でも論じられている。しかしそれは原理的には極大化メカニズムの調整とい

う考え方で、基本的には同じ前提の上で、出てくる結果のあり方にいくつか修正を加えていこうというやり方である。これは必要なことであるが、パラダイムの転換にまでは行きつかないだろう。もう少し根源的に、つまり今のすべてのシステムを動かしている原理そのものに対して別のものを提起できるかできないかが、新しい社会運動として形成できるかどうかに関わってくると思う。

共生的な技術の原理

そこでどういう価値観、基準で見えていくかになるが、まず概念的にいえることは、極大化技術に対して、共生的な技術あるいは共生的な生産力の発展のしかたというものを原理的に提起できるのではなからうか。

これについてはいろいろな裏づけをすることができ、一つには自然のシステム、生命のシステムというのは極大化の原理だけではけつして機能しないということがあげられる。結論からいうと、人間は人工的なロボットではない。自然のシステムの中で生まれてきているものだから、原理的にいうと極大化の人工的

なシステムだけですべてをつくりだすという方向においてはそぐわない、矛盾した存在であるということである。

では自然、生命のシステムはどのように動いているか。もちろん効率をあげていくというシステムを持つてはいるが、それがすべて第一義的なものとなってしまうと、さまざまな連関性、相互依存性、多面性を保持している。

木の葉の例で説明しよう。木の葉は大陽のエネルギーを吸収して固定して、生命に必要なものにかえる。このエネルギーの転換ということだけを見ると、一%か二%というレベルである。これが人工的な大陽電池になると、いまではかなり効率があがって三〇%から四〇%になる。大陽エネルギーの転換の効率という点だけ見れば、人工的な機械の方がはるかにすぐれている。

ところが大陽エネルギーの転換は木の葉の特性の一部にしかすぎない。葉はいろいろな特性を持っており、たとえば水分を蒸発させる蒸散作用とか、他の生き物の食物になるとか、昆虫のすみかになったり、また木の緑は全体としても生きものの

集落である。同時にそれが下に落ちて大地の微生物のエサにもなる、あるいは葉を落とすこと自身が木自身の生命の循環を支える力(自己施肥)につながっていく。またこの木が何千、何万という大きな集団になると、別の新しい意味が生じてくる。つまり気候をかえたり、水のサイクルがその地域に生まれだして、生命の存在を支える気象条件までもつくりだしていく。

そこで一種の生命の共同体の複雑な相互調整作用が働いて、高次の生命環境が生みだされてくる。これを人間が人工的に組み立てていこうとすると、ペラボローなロスが生まれる。相互に組み合わさって、ある時にはある価値が生まれ、他の時には他の価値が生まれる複雑で多面的で雑然としたシステムである。マイナスが時にはプラスになったり逆転もする。

こういう複雑なメカニズムが多様な形で組み立てられるのは、生命が長い歴史の中で生みだしてきた、効率の原理をこえた共生の原理の一例である。これは農業の分野の中などでは、いろいろな目にするのである。共生の原理で組みたてられるメカ

ニズム、あるいは生産システムを、どのように対置できるか。

こちらが意図する目的だけの尺度で計算づくで見えていくのではなく、一歩さがった、その存在が持っている多様な隠れた価値があることを前提にして、その価値をいろんな角度から見出し発見していく。またその価値を相互にうまくプラスとして生かしていくような共同性を自覚する認識力、世界観をもつことが大切である。

これは子供の世界などではいくらでも実例となる場面が見られる。とりわけ教育の世界ではそうだ。偏差値という極度に数値化された単一の価値の中におしこまれていく現状の中で、一歩さがると子供という存在にはさまざまな多様な価値があることがよくわかるはずだ。これは親や教師たちの目の開き方によって、多種多様に展開する内容を持っている。そういうことが教育運動でいま問われている。このことはそれ以外の切り捨てられる弱者の分野、たとえば障害者、老人、福祉の分野でも同様のことが問われている。

この共生の原理をいろいろな分野で展開していく必要があるが、今の

ところは周辺領域や生産システムの中心からはみ出たところが主である。最終的に切り込んでいきたいのは、生産システムの中心分野での対置であり、いまこの点が問われ出している。

ポスト産業社会・情報化社会という時代状況をふまえるなら、従来の対抗軸とは異なる対抗軸、つまり極大化の生産システムに対する共生の生産システムが十分に対抗的に力を発揮しようと私は考えている。

これは資本の側でもすでに先どりしているわけで、共生的な価値を彼らなりに組織化し、資本のメカニズムに組み込もうとしている。しかし資本の側が付加価値として衣を着せて出してくるものに対して、同様の質のものをもっと豊かなものとして対置できる可能性が十分にあると考えられる。

たとえば有機農業の場面でいえば、安全性の問題を中心にして対置してきたわけだが、安全性の問題だけを前面に押すのみでは商品価値としてむこう側にとり込まれてしまう。しかし視点さえ変えれば、もっと豊かな情動的な価値を、お金の換算をはぶく形で、十分楽しく、すば

らしい形で獲得できる。そういう機会をさまざまにつくり出せる。そういう時代状況を、われわれはいま用意できるという認識をもつことが大事だと思う。

共生社会に向けて

もちろんそれだけでは社会システムのすべてのイメージにはなりえない。いまの資本のシステムは、第三世界をもまき込んで、地球的レベルで資源や労働力を組織化しようとしている。私たちの生きている日本の情報化社会というのは、そういう血ぬられた世界の中に生みだされていくという側面がある。

そういう状況でありながらも、なお今まで述べてきた共生社会の視点は大切である。多国籍企業を頂点とする資本のグローバルなシステムに対して、別の価値を対置することは資本のメカニズムに対するある歯止めを作ることになるからである。

また共生社会という世界観をともにする人々のネットワークが生まれれば、それは国境を越えてつながりうる。それは地球に生きるわれわれの共・協同性の原理として、第

三世界の人々との共存、あるいは協同というところまで行きつかない限りは、私たち自身の情報化社会の持っている質そのものを改めることはできない。

そういう展望を持って、一方で地域と生活のレベルで、生命と食物の世界、教育、福祉などの問題でネットワークを組むことから始めたいと思う。資本の極大化のメカニズムはのりにくい問題、のせるといってんに矛盾が出てくる所で、新しい共生の原理をもとにして対抗的なネットワークがまずできてくるだろう。

そしてこんどはそのメカニズムが、資本の生産システムとの対抗関係の中で、どういうように組み込まれていくか、第二ステップに入る。

それはワーカーズ・コレクティブとしようという形で、働き方そのものが問われることにつながる。どういう質のものをどうつくるか、どういう労働組織をくむかが、ポスト産業社会の中で問われている。そこで初めて極大化の価値に対して、共生的な価値が十分対抗しうる原理として対置できると思う。

第三次産業の中で生みだされてくるサービシスの労働、知的労働とい

う世界は、従来の労働価値という尺度ではとらえにくい。これを付加価値として、序列化して区分けする仕方が生まれてくるのだが、そういう尺度も実際としてはなかなか決めにくい。いま知的所有権という形で世界的に枠をはめていこうとしているのだが、そこでも大きな問題が生じてくる。それは情報的な価値と知的所有権というものは、人類の共同のな財産であり、ある特許やアイデアが生まれたというのは、その個人がゼロから生み出したものではなく、人類の文明史の共同のな財産をふまえて出てくるものであるから、個人や企業の所有物にするのは原理的におかしいわけだ。

それを知的所有権として資本のメカニズムに合うような形にしない方が、より豊かな情報的な世界を築ける、もっと自由な世界を獲得できることを提起できるかどうか。それが情報化社会において、資本のメカニズムに対抗できるかどうかのカギである。それはこちら側にそういう物の見方、想像力が持てるかどうかで、状況的にはできるし、あるいはしなければいけない情勢にある。対抗経済の対決軸は何か。それは

『新たな価値の発見と実現』ではなにか。くりかえしになるが例えば有機農業運動は安全性が対抗軸だが、それだけでは百貨店、スーパーに取り込まれてしまう。人と人、人と自然との関係から私たちは何を汲みとるか、そういう価値の転換、価値の発見・創造、運動の可能性を追求しなくてはならない。「共生技術」は自然や人間の多様性を尊重しつつ、多面的な価値を総合的に発見・創出していく技術(「関係性」の発見・共有・創造)である。そういう共生的な関係、共生的空間をどう社会的にも、意識的にもつくり出せるかが重要である。

以上のような問題のたて方に対しては、国家権力に対する視点がないではないかという批判がすぐ出てくると思う。しかし、対権力闘争という外なる敵への視点のみでは、今は状況が見えないのではないか。自らの中に、何を創造し、自律的な世界をどう形成していくかを、借りもの(他律的)でない世界として、魅力あるものをつくりあげる努力の大切さを再度強調したい。

共生の生産力、生産関係、社会のあり方についての補足は拙著『共生社会の論理』(学陽書房)を参照。

生活クラブ スピリッツ——“競争” ではなく“協同”の社会をめざして

生活クラブ生活協同組合

生活クラブ生まれる

—商品の本質に目ざめて—

生活クラブは、1965年(昭40)6月、東京都世田谷区に住む一人の主婦の呼びかけて生まれました。生協をつくろうということではなく「地域に住む女性たちの自主的な活動によって、生活の向上と社会の改革をめざす」、任意の組織「生活クラブ」として出発したのでした。

その活動を日常的に続けるために始めたのが、牛乳の集団飲用運動です。「牛乳を安く飲みませんか」という声に200人余りの人がこたえ、180ccで300本からスタートしたのです。

牛乳の共同購入を始めてみると、さまざまな問題にぶつかりました。2ヵ月ほどすると、会員がどんどんやめていってしまうのです。

「生活クラブの牛乳は品質が悪い」「すぐ腐る」「脱脂粉乳を混ぜている」などという、既存の牛乳販売店からの中傷がその原因でした。

当時牛乳といえば、明治、森永、雪印の三大メーカーがシェアのほとんどを占めていました。ここから、三大メーカーの牛乳は一流品というブランド信仰が、根づよく大衆の中に形づくられていたのです。生活クラブの会員といえども例外ではありませんでした。ですから、牛乳販売店から「(生活クラブで扱っていた)全酪牛乳は二流品で、腐りやすい」「脱脂粉乳が入ってる」などと言われるとひとたまりもなかったのです。

ここで学んだのは、いかに自分たちが世間で常識とされていることに毒されているかということです。自分たちの目で、自分たちが実際に実験して確かめたわけでもないのに、いつの間にかそう思い込まされている。

牛乳の共同購入で抜け落ちていたのは、「どういう牛乳で、どうしてこれを選んだのか」という視点でした。言いかえると、どこかの牛乳を仕入れてきてそれを安く仕入れていたということではなかったのです。

はたして、全酪牛乳は、本当に腐りやすく脱脂粉乳が入った“二流品”だったのでしょうか。

調べてわかったのは、牛乳とは牛からしぼった生乳を殺菌しホモジナイズ(脂肪球を均質化すること)しただけのもの、ということでした。これは普通牛乳と

いわれ、当時は“うすくて安物”という受けとめ方をされていました。

当時の東京都民の三分の二は「濃厚牛乳」だとか「ビタミン牛乳」「スーパー牛乳デラックス」という“牛乳”を飲んでいました。現在では「牛乳という表示が認められない加工乳」を、“牛乳”だと思い込まされて飲んで（飲まされて）いたのです。安い脱脂粉乳を水で溶き、バターやビタミンを添加して“高級”イメージで売っていたのが“一流品”の実態でした。

これは売る側（資本）からいえば、付加価値の高い商品をつくることを意味します。そこでは品質の問題は科学的に検討されず、資本による付加価値追求の中に消費者がまんまと乗せられていたのです。そして消費者は、それを自分自身の問題としてとらえていませんでした。付加価値の高い商品は、裏返せば消費者にとって最も不利な商品であるということに気づいてもいなかったのです。

この牛乳を通した学習から、今日に到る生活クラブ運動の一つの柱が生まれました。

それは、私たち自身が、自分の消費するものについて、本質的にとらえる能力を身につけていくことなしに共同購入は成り立たないということでした。

組合員が主人公

— 班別予約共同購入制の採用 —

失敗から学ぶことで、牛乳の共同購入も2年後には2,000本余りに増えました。これはちょっとした牛乳販売店なみの規模で、片手間では済まされなくなりました。少なくとも何百万円かのお金を毎月動かさなければなりません。

そうすると、誰がみても不明朗なことの無い形で経営していく必要が出てきます。どのようにしたらみんなが納得できて、しかもエネルギーが発揮できて、発展していけるだろうか。そう考えて調べた結果、生活協同組合の存在を知りました。このやり方なら自分たちの活動にぴったりだという結論になり、さっそく生協設立へ向けて行動を開始しました。

まず、生協というものを知らなかったため、すでに存在する生協の実態と歴史を知ることから始めました。

しかし、模範とされる生協を見学し、そこで見たのは、スーパーとさほどかわりがないという事実でした。そこに投じられた資金、職員の確保をみても、とう

てい生協などできそうにないと思えません。日本生活協同組合連合会（日本生協連）や東京都生協連へ行って相談してみても結論は同じでした。

当時日本の生協運動を支配していた考え方は、今日の流通革命の中で、生協も売場面積200坪以上の店でないと競争できない、それもチェーン化しなければだめだということです。幸か不幸かこうした日本生協連の構想は、生活クラブにとって実現しようにもできない相談でした。

ここで迫られたのは、なによりも、組合員の主体的実践の結果としての生協づくりか、あるいは、店舗をつくり商品を並べて、その商品の魅力で組合に加入させるという、本質的にはスーパーの安売りと何ら変わらない経済主義的で主体不在の論理を取るのか、の二者択一でした。

牛乳で学んだように、人は、自分が体験し、自分で考える中から初めてその本質を自分のものとするのができます。大衆運動である生協運動が、この実践と認識過程を運動の中に持たなければ、それは単なる物取り主義になってしまうでしょう。

私たちが前者の道を選んだのはいうまでもありません。

生協設立へ向けて生活クラブのとった方法は、牛乳の共同購入の経験を生かすことでした。私たちの持っている力はどのようにしてつくられてきたのか。このことの中に私たちの可能性の全てがある。あくまでもそれを大切にしていこうと考えたのです。

発起人会をつくり、1年かかって1,000人の設立賛同者を集めました。

ところが、ここでまた壁に突き当たったのです。

当時は、1軒1軒戸別に牛乳を配っていたのですが、専従者が足りないのです。少なくとも10人は必要なのに、3～4人しかいないのですから、どうしても思いきった配達の合理化を考えなければなりません。「隣近所10世帯前後でひとつの“班”をつくる。その班を窓口にして、そこまで生協の専従者である職員が配達その他の業務を受け持つ。班の中は組合員が全て処理する」という現在のシステムは、こうした現実から考え出されたのです。

いわば“苦肉の策”で生まれた班単位の共同購入は、その後の生活クラブの質的发展をうながすことになります。

なによりも、生協は組合員が主人公であり、職員の活動になってはならないという原則が、実際に仕組みとしても確立したことです。

生活クラブへの加入者がまずしなければいけないのは、班をつくることです。

班の中ではお互いが協力し合わないと仕組みとして成り立ちません。みんなが当番をすることによって、当番の人の気苦労、大変さをお互いに理解し合うことから信頼関係が育ちます。協同することの大切さも理解できるようになります。

次にすすんだ班では、機械的に平等だけでは困ること、理解できないことがあるのに気づきます。たとえば、共働きの家庭、妊産婦のいる家庭などに機械的に役割をあてはめては成り立たなくなることを経験します。

この困難は、さらに新しいすすんだ協同を生み出すか、あるいは機械的平等でそのような条件にある人をしめ出すかの選択を迫ります。このようにして、組合員は協同の意味を学んでいくのです。

一番大切なことは、班の中の活動は組合員自身の活動であり、仕事ではないということです。ここから“分業”と“協業”の意味、必然性も出てきます。

職員は、生協の業務活動を成り立たせるために、組合員だけではどうしてもできない部分を受け持って労働しています。いわば雇用労働であり賃労働です。これに対して組合員活動にともなう労働は自主的な労働です。人間本来の労働といかえてもよいでしょう。

運営についても全く同じで、班の中で討議をして班の意思として決め、支部へ持ち寄られ、そこで決めた支部の方針が前提となります。その基本はあくまでも班の中の討議にあります。

生協の運営はあくまでも組合員がやることであり、職員は班の発展を促進するために存在しているのです。

こうして、1968年(昭43)10月、店舗を持たず、班単位の予約共同購入という誰も試みたことのないシステムで、生活クラブは生協としての第1歩を踏み出したのです。

自分で考え、自分で行なう

— 自主運営・自主管理をめざして —

生協の運営はあくまでも組合員がやること、といっても最初からそれができていたわけではありません。戸別配達時代は、個人が単位であり、会員(組合員)も専従者に頼らざるを得なかったし、専従者もあらゆる面でリードせざるを得なかったのです。

生協設立へ向けて設立賛同者を増やしていく過程で、戸別配達から班配達へシステムが切り替わることで、会員(組合員)自身が自分で考え、行動せざるを得なくなってきました。「自分で考え、自分で行なう」という生活クラブの基本理念はこうして生まれ、制度上も確立したのです。

たとえば、現在あたりまえのように取り組まれている豚肉の一头買いというシステムは、少数の意志ある組合員によって1974年に実現したものです。

この年の5月、東京の第6回総代会で「肉の取り扱いをめざして」という提案がなされましたが、実現にはいくつかの困難があり、課題の域にとどまっていました。それを一挙に実現させる契機となったのが、同じ年の8月に初めて行なわれた庄内交流会です。

山形県酒田市にある(株)平田牧場を視察に訪れた組合員の中から、どうしてもあの豚が食べたいという人が集まり、実験的に豚の枝肉を一头分取り寄せ、解体して分け合ったのが始まりです。

これは、それまでの共同購入と質的に違う問題をはらんでいました。配達以外は、職員から組合員の手にて全ての管理が移ったのです。新鮮で安全な豚肉をどうしてもほしいと願う人だけが、自主的に自分たちの能力でそれをこなそうということから始まった、それが豚肉の共同購入の出発点でした。

現在、生活クラブでは月3,800頭の豚が消費されていますが、そうした原点はともすれば忘れられがちで「部位バランスをとるのが面倒くさい」とか「ブロック肉でなくスライス肉がほしい」という“苦情”となってあらわれています。市場の豚肉流通の問題点、生産の矛盾点を組合員の自主的な活動で解決したのが現在の豚の“一头買い”であり、ブロック肉流通なのに、それが十分語り伝えられていないのです。

「何々をやってほしい」と他人に依存するのではなく、自分で考え自分で行動するという生活クラブの活動スタイルは、本来、組織は、自分が生きていく上での道具であり、自分たちがそれを管理し運営してゆくのがあたりまえという理念の実践にすぎません。それは、他人に要求して自分の思いを実現しようとする人たちとの論争をまきおこさずにはいません。大切なのは、この論争を避けることではなく、常に議論し続けることです。“ほしい人”を“つくる人”に変えていく、そのことの中に生活クラブの本質があるからです。

組織は自分が人間として生きるための道具、という理念からは、人間の上に組織があってはならないという当然の答えがひき出されます。

1987年現在、生活クラブを名のる単協は、東京、神奈川、埼玉、千葉、長野、北海道、茨城、山梨、岩手、静岡の10単協を数えますが、相互に上下関係はありません。全て、地域に生活クラブをつくりたいという意志ある人の呼びかけによって組織されたという点で、対等な関係にあるのです。おのおのの単協は、独自の方針と組織を持ち、組合員の自主的な活動によって運営されています。その上でグループとして一緒に活動した方が有利な問題については連合しています（消費材開発等）。

現在の支部委員会制度を始め、各種委員会活動は、豚肉の例で象徴的なように、絶対的な（強制的な）制度ではなく、組合員自身の生活要求と必然性によって決定されるものです。もし形骸化し強制化しているとしたらいつでも変えることができる、そういう可能性を不断に留保している、それが生活クラブの組織活動です。

問題を解決するために

—生活の場からの問い直しを—

生活クラブの活動は、「自分の生活を自分が治めるために大ぜいの他人と協力して社会環境を良くしていこう」ということにつきます。自分さえ良ければいいということであれば、何も大ぜいの人に働きかける必要はありません。

私たちは“賢い消費者”であることを否定します。つまり、“自分（たち）さえ良ければ”の発想は、運動の発展性においても、また、何らの社会変革の力にもならないからです。

無農薬の野菜とか無添加の食品などは、大ぜいだからできるというだけでなく、少数でもつくろうと思えばつくれないことはないのです。もっと極端に言えば、完全無農薬にしたいなら、買い取り責任さえ持てばいつでもできます。しかし、それで本当に問題の本質が解決するのかどうかは別問題です。

たとえば、ある地域である農家が無農薬・有機栽培で農業生産を行なったとします。しかし、その人の農地の地下水脈、あるいは農業用水は、そこだけ切り離されているわけではありません。

ですから、隣りの人が長い間農薬や化学肥料を多用していたとすると、浸透して影響が出るはずで、風が吹けば隣りでまいた農薬が飛んでくるでしょう。

要するに、特定の農家だけが行なったとしてもだめなのです。

それよりも、日本の農業構造（化学化・機械化・装置化）そのものを見直さなければなりません。生産者＝農業する側が、農業をまくことで農地にどんな問題を生じさせるのか、河川・湖沼・地下水を含めてどんな問題を生じさせるのか、大きく「空気」をも含めた自然環境にどのような影響がおこるのか考えることが必要で、「空気」「土」や「水」を汚さないような生産構造をつくることが大切なのです。

逆にみれば、自然環境を大切にした生産体制、そこで生産される生産物が評価される市場流通機構をつくらなければいけないのです。このことをより多くの人に語りかけながら、農産物の価値基準を変え、市場流通を変えていくことが一番重要なのです。

このように、私たちは、消費の現場からコツコツ積み重ねて日本の生産構造に迫るという形で運動をすすめてきました。最初から大上段にかまえて、今の政府なり体制を批判するのではなく、今日の産業社会と商業主義の矛盾の本質を見極めて、私たちをとりまく社会・生活環境の問題を解決しようとしてきた結果が今日あるのです。

PEOPLE'S
PLAN 21
世紀

もうひとつの市民社会

横田克巳

(石見 尚編著「いま生活市民派からの提言」、御茶の水書房)

11 協同組合地域社会のイメージを描く

オルタナティブ・ジャパンの形成に寄与する第四セクターが息づく協同組合地域社会は、病んだ日本と日本人を写す鏡となることができるかもしれない。私たちの拙い経験に基づいて、ローカルでマイナーな協同組合地域社会イメージについて誤解を恐れず列挙してみよう。

- ① 安全で確かな食品を中心とした生活必需品の共同購入組織が、あらゆる複数の規模とタイプで展開する。
- ② そのタイプは店舗型、班別予約共同購入型、御用聞き型、デポー置き型など、組合員の働く能力によって選別される。
- ③ これ等の共同購入機構にパンや豆腐や惣菜など日配の加工食品を供給する都市型一・五次産業のネットワークが機能する。
- ④ 一・五次産業は、「新協同組合法」によりワーカーズ・コレクティブで経営され、地域の女性と退職者や高齢者が中心となる。
- ⑤ 行政情報・市民生活情報のデータベースをもつ地域生活情報センターが機能し、そのパソコンネットワークを利用して、地域企業を含む市民のパートナー・エクスチェンジシステムが機能する。

- ⑥ 自治体が経営する産直ステーションでは、自治体間契約による各種産直品が各種の小売店、市民団体や生協によって取引され、急成長する。
- ⑦ 都道府県別の自治体食糧調整制度が国内産基礎食糧の都道府県相互間の需給関係を多角的に制御し、関係団体はその計画目標の遂行のために任務分担する。
- ⑧ 福祉ネットワークが花開き、開業医やケースワーカーなど専門家群と提携した都心、郊外、別荘型施設を共有する福祉生協や、たすけあいワーカーズなどが活動して、生活者・市民の家庭が開放的になり、収容型でない日常生活をつくる。
- ⑨ 労働組合も参加するワーカーズ・コレクティブ協会の地域組織が、もう一つの就職戦線をつくり、就業や企業紹介、技術取得訓練や経営の指導にも当たる。
- ⑩ 国と自治体によるコープバンクが低利の資金を貸し付け、市民資本の形成や、零細・小企業の協同化を助ける。
- ⑪ 勤労者福祉事業が拠出する「生き活き基金」で交換や高齢者によるワーカーズ事業資金や、組織労働者のボランティア支援などを行う。
- ⑫ リサイクルネットワーク事業が、ワーカーズショップや、環境生協を中心に拡がり、廃油から石鹼をつくる工場、子供服から中古車、一戸建てまでリサイクルできる。下水処理場や焼却場の負荷を軽減する。
- ⑬ 第四セクターで働くための共育ネットワークとして、社会教育のためのフリースクール、各種訓練校、芸術、文化生協などのほか、各大学に協同組合講座や学科が設立される。
- ⑭ 零細・小企業の協同化をすすめる地域の各種生産者連合が、商店や協同組合とともに街づくり再開発プランを策定し、提案する。
- ⑮ ローカルパーティーが多様に生まれ、それぞれ政治的「代理人」を持って、地方議会での発言権を行使する。ローカルパーティーは、ナショナルパーティーと課題別に政治契約して国政に発言権と責任をもつ。

- ⑯ 地域での利害を調整し、街づくり提案を検討するための地域評議会がつけられ、その提案は直接首長に提出され、行政施策で尊重され、反映する。
- ⑰ 国際援助と交流のための地域基金がつけられ、生活者・市民の多様な国際化要求と役割を促進する。
- ⑱ 都市と農村の産直による直接的経済交流がすすみ、人材や文化のほかお互いをリゾートとして交歓する。
- ⑲ ローカルなFM局やUHFテレビ局が協同組合で経営され、視聴率が高まる。
- ⑳ 労働力が自由化され、外国人によるワーカーズ・コレクティブが、たくさんできる。
- ㉑ 大都市では二十万人をめどに小さな議会、住民投票制度がつけられ、区長や教育委員会が公選される。
- ㉒ 食品と環境に対する危険物管理委員会が行政区ごとに生まれる。
- ㉓ 個人所有の土地の社会的土地利用を促進するための信託制度がつけられ、乱開発を阻止する。
- ㉔ 地域にミニコミ紙があふれ、生活・文化・運動・政治情報が豊富化する。
- ㉕ 週休三日制が進み、もう一つの働き方が地域・生活・文化をリードし、高齢者の地域・最低賃金が確立し、地域経済の活力が増すなど。

「生産と労働の社会的意味」を問うこと

戸塚 秀夫

〔状況と主体〕 86年5月号

新しい運動実践の中に新しい主体形成の芽が

そこで、その前に新しい社会主義思想を担う主体がどのように形成されるかということです。どういふ運動をしていけば主体形成につながってくるか、運動主体の形成ということですが、私は、運動主体の形成は、実践家、活動家の方々の運動実践の積み重ねを通して先進的事例を抽出し、それを広げていくプロセスではなからうかと思っています。つまり、新しい運動実践が実践家によって取り組まれ、その先進的な運動事例からみなさんがそれぞれの職場でどのように学んでいくかというプロセスを抜きに、新しい運動主体の形成ができるはずはないし、新しい運動の方向もでてこないのではなからうかと思うのです。その点は、私は毛沢東の農村調査の観点と似ているのですが、注目すべき運動実践が資本主義世界においてどのくらい進んでいるかを、常に視野を広く持って、同じ労働者の実践に目を配り、そこから学ぶ姿勢が必要

ではないかと思えます。これに関しては、みなさんから、おそらくこういう注目すべき実践があると、事例をあげて議論していただけると思いますが、私自身が先ほど言ったような関心から注目している事例を、ごく簡単にふれておきます。

●自主生産運動の中で出た、技術・市場開拓・金融の問題

多少この本(労働運動研究者集団編「社会主義は可能か」社会評論社)にも書いてありますので、時間もないでしょうからごく簡単に申し上げます。一つは、私は倒産反対争議の調査をかなり行ってみました。倒産企業の中で、日本では工場を占拠して自主生産を行い、企業を再建していった労働者たちがずいぶんいます。自主再建して潰れた所もありますが、ともかく労働者はさまざまな実験をしています。これをまずどう見たらいいかということ抜きにして、日本における運動主体の形成という問題を議論してはならないと思えます。

ただその場合に、多くの企業は再建に際してさまざまな問題で困難にぶつかりました。私が調査した限りのことを申し

あげますと、一つは自ら持つ技術、労働者自身が共有している技術の問題です。それからいかにマーケティングをしていくか、市場をいかに開拓していくか、今日現にある市場の中で自主生産をした場合にぶつかる問題です。それから、日本における労働者金融制度はあまりに貧弱なので、その中で金融をどうしたらいいかということで悩みはてたわけです。こういう問題に対して、日本の自主生産を行っていた労働者たちは、日本における公的な援助組織はどこにあるのかを、あの当時私が調査する中でも、運動している方々はぜひぶん議論しておられました。今日それが何らかの形で改善しているかという点、別に改善されていない事態におかれています。しかし、この自主生産運動の延長には、西ヨーロッパ世界でかなり広がっている労働者の生産協同組合的な組織の連合体というイメージが、ほのかに見えてくる、そういう運動体がそこにあるということを、まず第一に申し上げたいと思います。

●「社会的必要」に価値をおいた生産プラン

第二に、その運動体とつながるものとして、社会的に有用なものを作っていくというショップステュアードたちの運動

が広がっている国々が、発達した資本主義国の中にはあるという点です。これが第二に申し上げたいことです。日本では、パブリック・セクターの自治体労働者あるいは最近では若干国鉄の労働者の中の一部に出てきてはいますが、民間大企業の中にはまだありません。

これは、イギリスの場合が非常に典型的だと私は思っています。その中身については、もし時間があれば解説してもよいのですが、イギリスの場合には、一九七〇年代の初め、ちょうど日本で自主生産争議が広がるちょっと前に、かなり大規模な倒産に反対する工場占拠と自主生産が起りました。ところがこれは、日本のように長くは続きませんでした。日本は規模は小さいけれども世界に冠たる長期の自主生産闘争をやったわけですが、イギリスではそれほど長く続きませんでした。フランスでも起きましたが、それほど長くは続きませんでした。続きませんでした。その後何が起こったかと言いますと、大企業での合理化と人員整理が起こったときに、それに対抗する意味で会社の再建プランを労働者自身が出したのです。労働と生産の社会的意味——社会的な有用性だとか、ソーシャル・ニーズという言葉を使ったわけですが——社会的に有意義な仕事をするを一つの価値基

準にしながら会社再建プランをつくりました。それを前面に出して、会社側の利潤追求のために自分たちがクビを切られるのではなく、別の道があるという、そういう運動をいくつかの運動事例で積み重ねていったのが次の段階です。翻訳をしていらっしゃる方がいて、近く本が出るようですが、ルーカス・エアロスベイスの運動がその典型です。

ルーカス・エアロスベイスというのは一万数千人の巨大企業で、宇宙航空機産業の分野では、ヨーロッパで一番大きな企業です。そこで人員整理に抵抗した、かなり感動的な運動記録が出ています。翻訳がほぼ完成したとこの前、いつていましたから、来年早々にはみなさんの読みやすい形になると思います。

●注目すべきケイツ(CAITS)の運動

その際に、社会的な必要を前提に、利潤追求とは違った価値基準において生産プランを作ろうという発想になります。それをポピュラー・プランニング、みんな考えていく、民衆的に、大衆的にプランしていくという形をとります。先ほどのエリートのエクスパートのプランではなく、社会的に有用な生産を民衆的にプランするという考え方に、一つのま

まった流れが出てきました。それに対する協力を技術者たちが行い、大学の若い教師たちが行うというセンターができています。これは正確に紹介するに価することです。

ケイツ(CAITS)という組織が一つのセンターとなつて、新しいテクノロジーの発展、新しい生産力の体系をどのように作ることによつて社会的に有用な生産が可能かを追求する運動が起きています。ケイツはその参謀本部にあたるどころです。そこにはエクスパートがエリート根性で集まるのではなく、大学の教師や技術者が下放と言うか現場において、現場に立つて議論する中で新しい会社再建プランを作っていくというスタイルの運動が発生しました。

そして、それぞれの運動が、会社との間でコストとかいろいろの問題をかかえたわけですが、この流れでは、最近、『ロンドンの産業戦略』という大きい本が出ています。これを出したのは、グレイター・ロンドン・カウンシル、つまり大ロンドンの自治体です。大ロンドンの自治体を八一年に革新系が取つて、革新系の下でロンドンのエンタープライズ・ボード——要するに産業育成局——を作りました。そこが、ちょうどルーカスの運動など出てきた運動思想を具体化する形で、一つの大きなキャンペーンをはったのです。ポピュラー

プランニングを展開したわけです。

ポピュラープランニングの中で、彼らはセクターごとのプランニングと言っていますが、たとえば食品産業をどうするか、木材産業をどうするかなど、細かい産業ごとに分けて自分たちの持っている技術と資材を使って、どういう新しい産業のあり方を構想しうるかというプランニングが始まったわけです。

ところが、ここまで発展した段階で、サッチャー政権は危険であると言って、このグレーター・ロンドン・カウンシルを解散させることにしました。しかし解散させられると言っても、ここまで発展した運動体は、そう簡単に潰れないと思います。というのは、その過程で非常にたくさんのリソースを持ち、人的資源をかかえてさかんに運動を展開していますから、ここで出てきた流れはそう簡単に潰れないだろうとは思っています。

この中で、一番著名な人の名前を一人だけ申しますと、マイク・クリーがいます。ルーカスの運動の中でクビにされたショップ・スチュワードです。博士号をもつ技術者です。この人物が今度イギリスに行つて驚いたのですが、ロンドンのエンタープライズ・ボードの中心的なポストに坐つてい

ました。つまり、革新自治体がそういう人をかかえて、その人が民衆的な組織を広げて行つていくということです。数年前には新左翼系で何となくフラフラしていた浮浪人的なインテリたちが、革新自治体の非常に重要なポストに雇われて生き生きと発言していたのが印象的でした。日本の場合には、全共闘世代のインテリで、どうもルンペン化したままの人々がいるのは、非常にさびしいことです。イギリスでは、そういう人々が非常に重要なポストに坐つて、実際にそういう人々が持っている力を十分に生かしている場合がかなりある、という感じがしました。そういう形の運動体が広がっています。

●生活クラブ生協的運動の広がり

それからもう一つ、そういう運動体を広げていく上で、非常に重要なもう一つの事例として、日本で言う生活クラブ生協的な運動がコミュニティの中で行われています。最近、イギリスから生協運動の中心人物のポール・デリックさんが日本に来たのですが、あの人と話をしてみても、生活クラブ生協の運動は、国際的にもかなり注目して良い運動ではないかと思つています。あのような地域における生協的な運動と、

ルーカス・ニアロスベイス的な運動潮流が、どのようにタイアップするかということは、一つ大きな問題であろうと思えます。運動事例として私の頭の中にあるものは、端折って申しますとそういうことです。

運動論へのいくつかの提起

そういう中から、運動論への示唆として何が出てくるかということを私なりに命題化してきたことだけを申し上げて、終わりにします。

●労働組合の機能論をふくらませる

第一は、こういう時期には労働組合の機能論をふくらませなければならぬということです。私が言いたいのは、モダニズムの労働組合論は労働組合は労働力の売買機構だと言って、ほとんど労働組合の機能を狭めたわけです。それはもうおわかりのように、ウェップが労働組合機能がそこに収斂すれば良いのではなからうかと言ったものを、自分なりに解釈して狭くしてきたわけです。しかし、資本主義が危機になり、資

本主義と労働組合とがきしみあう時代に、むしろ左翼に問われていることは、労働組合の機能をいかにふくらませるかということ、そういう組合論が必要だ、ということなのです。

〈生産力のあり方にかかわる〉

これは積極的に申しますと、従来のように自分たちの雇用と賃金を守る、そして労働条件への影響という観点から生産力の展開に対してネガティブないしポジティブにかかわるだけではなく、自分たちの毎日の生産のあり方自体を問い、自分たちの労働と生産がいかなる形で社会的有用性をもちうるか、社会的意味をもちうるか、という観点で、たんに防衛的にはなくきわめて攻撃的に生産力のあり方にかかわっていく姿勢に転ずることが、おそらく今の状況を変えていくステップになるのではないか。こう思うのです。これは労働組合機能論の領域の問題です。それは、言うことは簡単でも、むずかしいことです。

〈社会的ニードの徹底的調査〉

その場合には、満たされるべき社会的ニードとは何か、社会的有用性と簡単に言うけれども、満たされるべき社会的ニード

ードとは何かを徹底的に調査しなければなりません。これは、学者が調べるといふことですむわけではありません。みなさんの周りで、地域で調べていく作業が必要であるし、自分たちで利用しうる自分たちの熟練、および資材は何であるかを自覚していくことを抜きに、われわれが生産力にどう介入するかと言っても、簡単に介入できるはずはないわけです。そこを労働組合の機能論としてふくらませて展開していく必要があります。何をいかにして作るかに対して、日本の左翼労働組合主義の中で積極的に介入しようとした事例がいろいろどこにあるでしょうか。それを出して、そこから学ぶ姿勢が私は必要だと思えます。

へどういう生産力を選択するか

その場合に、ここにはエコロジストの方もいるし、反生産力主義の方もいるかもしれませんが、私は反生産力主義をここで提唱しようとは思いません。むしろ必要なことは、生産力の選択、どういう生産力を選択するかについて、非常に広い社会的視野で——場合によってはこの文書に出ていたような全人類的な観点で——それを把握して議論し介入していくことです。先ほど言いましたケイツで議論しているのは、

どういうテクノロジーが選択可能かという議論です。ケイツというのは、その言葉の訳は「もう一つの産業および技術システムのセンター」という意味です。オールタナティブな産業および技術のシステムを選ぶためのセンターということですね。

このセンターは、たとえばコンピューターを一つとっても、こういう考え方をしています。コンピューターが今、産業社会を変えているのは事実です。日本には、このコンピューターをぶっこわせと言っている運動もあります。それも一つのやり方かもしれませんが、彼らが非常に強く言っているのは、コンピューターが日本企業からドンドン広がってきてイギリスの産業がドンドン潰される中で、「コンピューターはけしからん」という姿勢に立つだけでよいのか。むしろ、コンピューターという新しい技術をポピュラー・プランニングの中で社会的に有用な技術として組み込む道はないかという議論を、非常にまじめにやっています。これはさきによれた各産業のそれぞれの産業戦略をみたときに、その悩みが非常に伝わってくる議論です。

そういう意味で、私は反生産力主義で労働組合機能をふくらませると言っているわけではありません。おそらくみなさん

の中に反対の御意見があるかもしれませんから、議論してみたい点です。これが第一の点です。

●組織論の転換

第二は、労働組合機能論をそのようにふくらませたときには、組織論がまた違った領域で出てきます。従来、日本の左翼の労働組合組織論は、企業別組合から産業別組合へ、あるいは企業別組合の枠をこえて産業別統一機能ができるような組合へと移行したのです。それから居住組織のことを言った時期もあります。組織綱領草案には居住組織のこともありますが、これは労働組合の取引機能を十分に果たしていく場合には、居住組織を固めておく必要があるという文脈で言っていたわけです。

三池の闘争で主婦会というのがあります。イギリスでも今度の炭労ストライキで主婦の会ができましたが、それと決定的に違うのは、日本の三池の主婦の会は、経営側の切り崩しに対する炭住の地域における防衛として、主婦たちを組織しなければ強い闘いはできないということでした。そのレベルではなく、私は組織論をこういう方向で考えていくことになるだろうということを申し上げたいわけです。

〈生活者・ユーザーとの連帯の方向〉

それは第一にユーザーです。自分たちが作った、労働の結果である生産物を使う人間とのコミュニケーション、それは最終的には大衆消費材を使う消費者、あるいは生活者とのコミュニケーションということになります。生活者だけに限らず、自分のところで作ったものが生産材であれば、それを使う次の産業のユーザーおよび生活者との連帯組織、これが非常に重要な組織論として登場してくると思います。そういう人たちとのコンタクト、とりわけ最終消費者とのコンタクトなしに社会的な有用性——それが本当に有用であってどれが有用でないか——という議論を確定することはできないというところ、これが第一です。

〈技術者たちとの連帯〉

第二には、これは日本の場合には、イギリスより遙かにやりやすい条件にあるだろうと思うのですが、技術者たちとの連帯です。ました技術者なりました大学なりから、そういう人たちをこういう新しい運動体に、今言ったような観点でたとえば工学部系の学生たちを巻き込んでいくような組織論が

必要です。もちろん、そのためにはいま一度、大学のあり方を根本的に考えなおす闘いが必要です。

●労働者のプランニングの重視

第三は、先ほどポピュラー・プランニングということを書き上げましたが、賢者にプランをまかせるのではなく、労働者が現場で自分たちの持てる資材、持てる力で、下からプランをしていく、プラン・メイキングをやっていくことです。

この本が『インダストリアル・ストラテジ』という題名になつてゐることについて、なかなかうまいことをいつてゐるのですが、「われわれはインダストリアル・プランとは書かぬが、プランと書くと、従来プランという言葉を使うと何となく活動家が自分に近い問題として意識するのではないかと考えて産業戦略と書く」と言つてゐます。たしかに用語の使い方として、ポピュラー・プランニングという意味が生きてゐると思ひます。これを組織論の問題として重視したらよいのではないかと思ひます。

そのことをもう少し日本的な文脈で申しますと、労働者の側からコミュニティの側にいる生活者へ触手を延ばすと同時

に、逆に最初によつた「赤」は「緑」を含むという言い方にもなりますが、「緑」の分野でやつてゐる人たちや、コミュニティの中で運動してゐる人たちにとっては、労働者の中のましな部分に大衆的な要求をぶつけていく、そこでめぐりあふルートをいかに開拓していくかという運動論が必要になつてくると思ひます。

●所有形態に至る論及を

四番目に、今日は時間がありませんので唐突に問題を持ち出すのですが、この方向で活動していくときのブロックになるもの、妨げるものは何かということ。イギリスでは十数年の経験がありますから、それを振り返りながら考えますと、ルーカス・エアロスペースの運動で最終的にぶつかったのは所有の問題です。所有をいかに変えていくかという問題に、結局はぶつかったのです。これは、この新しい流れの運動が革新自治体の介入、援助によってかなりうまく展開した、ということと結びついています。よく自主管理社会主義は管理が所有かと議論することがありますが、イギリスでは新しい運動の歴史は、管理という問題について労働者的な方向を打ち出して行った場合に、所有に対してメスを入れた

ければならなくなったという一つの運動の軌跡でもあるわけです。だから、この新しい運動論は、当然国有化論を含めて——国有化だけが良いかどうかわかりませんが——さまざまな労働者のな所有形態、社会主義的な所有形態を提起してきました。それがふれておきたい点です。

●労働運動の全体性をいかにとり戻すか

最後に、五番目は、この労働組合運動論は、労働運動の全体性をいかにとりもどすかという観点を強調することになります。十九世紀の末に労働運動と言ったときには、三つの構成部分があるということが、だいたいの議論でした。一つは労働組合運動、二つは労働者の生活協同組合運動、そして労働者の政党論、この三つがあるということです。この三つをフェビアンイズムは典型的ですけれども、分化させてそれぞれの機能、機構を自己完結的なものとして分化させていきまます。その極端なものは、イギリスの労働組合会議です。TU Cは組合のことをやるが、政治のことは労働党にまかせる、こういう分業関係がでてくる。そしてポリテイカル・アクションとインダストリアル・アクションという言い方をしますが、産業内行動と政治行動という形で、政治が産業の分

野から別の世界に行っている。こういう形ではなくて、この新しい運動論は逆にそれをもう一度統合していくことになるだろうと思います。

●新しい政治概念に基いた新しい政治家の誕生を

そして、政治はお偉方の政治として観念されるのではなく、労働組合運動の機能をふくらませる中で、新しい政治概念がでてくる。だから、新しいタイプの政治家として、コミュニティで活動できる素質を持っていなければ、労働組合運動の再生もできない、という構造になってくるのではないかと、私は最近考え始めています。

まだ荒削りの段階で、自分できれいに実証的に書いていないので申し訳ないのですが、この段階でたたき台にしていたでいて、明日はコメントーターではなく、コメントされる側に立ちたいと思います。

パラマウント・ソリダリティ委員会の文書

1、発足後の経過と問題点

(1) 形態より内容が勝負

ソリダリティ委員会が発足してから1年を経過しました。闘争中に於ける自主生産から本格的に労働者企業として、パラマウント製靴共働社として進めてまいりました。

連帯・共同を前提にした新事業体という事で闘争中とは違つた多くの問題点もでてまいりました。闘争中は闘う相手が明確にありましたが、自主再建は自分自身との闘いの中からの出発になります。生産についても、販売についても闘争中のような考えでは進みません。

組合の意とする共同組合で発足する事は出来ず、組合については非常に残念なことでしたが、株式会社として発足する事になりました。

株式会社となると多くの問題点がでてきます。第一に労使関係ができる事。第二に労働者企業としての位置付けが社会的に薄れる可能性がでる。第三に所期の目的・労働者生産協同組合から、株式会社に移行する事によつて、連帯・共同という意識が薄れるのでわかないか等、課題が山積されてきます。

しかし、悩んでばかりいるわけにはいきません。株式会社が資本主義社会の典型的な枠組みであることを充分意識した上で、その資本主義的な部分を骨抜きにし、所期の目的であつた労働者自治による生産協同組合をつくりあげていくことにしました。

事業体は現在の法制上、結果として株式会社になりましたが、問題は中身の勝負だとおもいます。

闘争中に自主再建のための綱領を多くの人達の力を借りてつくりました。この綱領にもとづいて、経営実務にたずさわっていけば、株式会社であろうと問題は解消されとおもいます。倒産した労働組合の自主生産闘争は、闘争の手段としてとられてきましたし、また労働組合が経営的な事をやることに対しては批判もうけてきました。しかし、今日のように失業者が増大している中で、労働者の雇用は誰が守ってくれるのでしょうか。雇用をどう守るか、組織をどう維持するかという事を考えた時、この新しい工場が、本当の意味で労働者の財産とならなければなりません。

(2) 働く者の意識変革を

労働者自治による再建企業の本領は、労働者としての誇りをきちんと持ち、自己規律・自己責任・自己管理等を労働者自身でつくり出し、労働者と事業担当者が一体となつて、事業における共同決定をつくり出す事にあります。

資本主義社会の中では、労働者は常に差別を受け、搾取され、支配されてきました。労働者自治による再建企業はこの重みを忘れてはなりません。今、多くの所で雇われ者根性を克服しようといわれています。仕事は少なく・賃金は多く、自分さえよければ、誰かがやってくれた方が……という利己主義的な考えをなくしていかなければなりません。

自主再建は、企業意識を乗り越えた労働者としてのプロ意識を生み出すことです。靴を作る喜び・靴を売る喜びを自分自身と仲間の共同で作り出していくことです。

パラマウント製品は、ソリダリティというブランドです。靴業界の中で通用はしていません。しかし、このブランドは、ただのブランドではありません。日本語で連帯！労働者自治による再建企業にふさわしいブランドです。働く仲間が思いをこめて名付けました。共働社は自信をもってこのブランドを全国的に広げる為にこの一年間がんばりました。

大衆の要望にこたえられる価格の製品を提供する事は、運動がなければできません。運動があれば、団結も連帯も生まれ、共同の事業として、自らの生活や、労働条件の改善を図る事もできるし、品質向上や開発にも積極的に取り組むこともできます。労働組合に於ける販売を向上させ、生協の要望にこたえられる製品を作り出すためにもこの運動を積極的に進めていく必要がある訳です。

2、パラマウントの今後の課題は

- (1) 人材の育成・若い人材を導入することによる組織内の活性化・運動領域（販売活動も含む）の拡大・オルグ体制の確立。
- (2) 労働組合・生協など各協同組合との提携と協力の強化をはかるとともに消費者運動と生産点に於ける自主管理企業との活動の結びつきをつくること。
- (3) 経営能力・技術等、自主管理企業としての経営教育制度の確立。
- (4) 甘えの構造を排除し雇われ者根性をなくし共同体意識を高めるために労働者としての階級意識を強化すること。
- (5) 職場を明るく・労働者に喜びを・事業体と労働運動を一体のものとして、事業・運動の強化をはかること。
- (6) 中高年事業団・各協同組合・自主管理労組との連帯交流をはかり、自主管理運動の社会的認知・販売網・生産点の拡充強化・情報交換・共同販売店舗の確立等を含めて自主管理連合体づくりをめざすこと。

パラマウント・ソルダリティ 委員会方針

1、企業原理、企業枠を超える労働者 自治・生産共同組合運動＝ソルダリ ティ運動

(1) 支援団体、共闘組織からソルダリティ自主再建。個人加入組織へ。

(2) 労働者企業としての自主綱領とソルダリティ

- 1、イギリスのルーカスプランの質
- 2、争議支援、自覚的な共同性の確立と従来型総合運動の結節点
- 3、反戦・反原発闘争の層とも対応していく

(3) 労働者共同組合（中高令者事業団）運動の一環としての位置

(4) 争議・権利・反失業の位置づけ。

2、労働者企業体の確立とその具体的 な運動・価値形成

—利己主義・雇われ者根性の克服—

- 1、現労働者支配・差別の現状確認
- 2、闘う労働者のプライドの評価
- 3、自己規律・自己責任・自己管理を労働者集団の意識の中から、やる
気確立していく
- 4、事業における共同決定

これらを保証・調整し推進していくものとしてのソルダリティ運動と事業体
制の確立！

3、労働者企業・自主再建運動の内実 を社会的に形成していく運動

- (1) 企業意識を乗り越えた労働者としてプロ意識を確立する為の討論の
組織化。
- (2) 生産＝靴を作り出す・売る喜び・共同作業の援助としての位置づけ・
参加
- (3) 社会的宣伝、認知させていく運動

4、ソルダリティ・ブランドの確立と多様化

- (1) 職域・労働組合活動の靴販売の強化
- (2) 争議支援としてのブランドの開放
- (3) 生活協同組合・平和運動との連携
- (4) 労働者協同組合グループの形成とネット化
- (5) 自主再建企業団結への援助

5、具体的な活動

- (1) 労働者企業の活性化
-若者の導入、全国・地方オルグノ援助
- (2) 生協など各種協同グループとの共同作業の実現
-シンボ・人の交換、営業の相互乗り入れ新靴主義の提起-
- (3) 新たな運動理念・共同行動の中での経営能力、技術、管理としての教育体制の確立
- (4) 労働者自治の強化その保証・従来型の
- (5) 労働組合の強化
- (6) 中高年事業団の連携・労働者協同グループの形成、自主管理運動理論の宣伝・交流
- (7) 地域住民との連帯強化

- 1、住民、自治会との交流
- 2、クラフト教室の設置
- 3、場・会場の提供
- 4、工場見学の推進
- 5、工場祭・各種イベントの共同作業

6、ソルダリティ各種委員会の設置

- (1) 新靴主義委員会
1、手作り・注文・カード化・個性化の追求
2、婦人・女性、開放シューズの製作準備
- (2) 宣伝委員会
- (3) 交流推進委員会
-新たな社会と対応する為に！

7、ソルダリティ委員会の拡大

男の“自立”と社会的労働運動の可能性

吉野信次

(郵政労働者全国協議会「伝送便」89年1月)

社会的労働運動の可能性を求めて

私は、ここではじめて社会的労働運動なる名を使ってみた。私たちはこれまで一貫して私たちがめざす労働運動を階級的労働運動と名づけてきた。だからこう呼ぶことに異論をもつ人も多くいると思う。それを承知であえて社会的労働運動なる言葉を使ったのは当然私なりの理由をもっている。私なりに整理してみれば、私たちがこれまで主張してきた階級的労働運動は、私たちの運動実践を反映して、反合同争を中心とする生産点闘争が圧倒的な比重を占めてきた。それも合理化絶対反対路線の中で、労働者にのぞましい労働条件をいかに獲得するのかに重点がおかれ、

みずからに従事する労働と生産の質を問ひ、労働者側の対抗プランなどを出そうとする発想や構想力が決定的に欠けていた。それはどこに原因があったのか、身近なところでは、国鉄の分割・民営化反対闘争の中でこの弱点はさらけだされたのではないかと考えている。二つは、言葉では並べられていても企業外の社会的諸運動にかかわる体質が弱かったことだ。今まで企業外運動で強く主張されてきた課題は、全国的政治闘争であり、街頭闘争であった。職場・工場の城塞を支配することと街頭における労働者の政治的決起、この戦略はかつてのロシア型革命をヒナ型にしていかなかったか。それゆえに今日社会運動として活発に展開されている反原発やエコロジー、反差別や女性解放、食や水問題、具体的な国際連帯運動などは最近

まで市民・住民運動の分野で、労働運動の課題だと考えきれなかった。労働と生産、地域と生活をトータルにとらえええず、労働者の全生活過程を問題にする視点が欠如していたからである。

今指摘した私たちの階級的労働運動領域に欠けていた課題と運動を積極的になみずからの運動領域にしていく労働運動こそ私は社会的労働運動と今日的には名づけてよいただろうと考えている。この社会的労働運動についての提案は、数年前から清水慎三氏などから出されてきた(『社会的左翼の可能性』清水慎三、花崎卓平著、新地平社刊)。私は、社会的労働運動の発展・前進の中ではじめて私たちが主張してきた階級的労働運動の糸口がみえだしてくるのではないかと考えている。

ここでは、清水氏たちが提案し

てきている諸問題を念頭におきながら、新たな課題を含めて社会的労働運動論を検討してみた。

終身雇用、年功序列、企業別労組の再編の中で

歴史が示していることだが、ヨーロッパにおける一八世紀の民衆は、黄金労働者になることに反対して抗議や暴動を起こした。ところが二〇世紀の労働者・労働組合は、雇用に頼り続ける権利のために抗議したりストライキをしている。労働者になることに反対して闘った時代の民衆は、自分自身と身近な人たちのために物の生産とサービスを提供する労働に従事していた。今日の私たちは、取引先、消費者、顧客に供給するための組織(企業)の黄金労働者として働き、物の生産とサービスの提供をおこなっている。この私たちの労働は、かつての民衆の個性的な労働と変っ

て、没個性的なものとなり、労働の目的も個人の生活とは直接に関係のないものになってしまっている。また雇用形式の労働・賃金労働の普及は、男の労働と女の労働の間にも深い分裂をひきおこしてきた。一般に男(父)は外で働く稼ぎ手となり、女(母)は家事をする主婦となった。民衆生活の中で金が大きくものをいうようになると賃金をとる男の労働は、女のただ働き労働よりも高い地位を占めるようになっていった。だが、工場、事務所、その他制度化された職場での典型的な労働は、家事、育児、食事、老人・病人の世話、子供の教育、住宅の管理などをして、人間の基本的ニーズに応えるものとはなっていない。

この労働の深い分裂は、今後どのように変わろうとしているのか。女は長い間、男なみの雇用機会均等を主張し、闘ってきた。その結果、賃金労働に関しては、今では以前よりもいくらか「公正」な

取扱いをうけるようになってきている。

一方、情報化社会、高齢化社会と言われる中で、また産業の空洞化の進行の中で政府・独占は産業構造と雇用形態をドラスティックに転換させてきている。雇用の形態をとった男中心の典型的なフルタイム労働は、経済的にも社会的にも個人的にも今後ますます衰退していくにちがいない。

その結果二一世紀にむかう労働社会は、女性の典型的なパートタイム雇用や家庭労働、ボランティア活動とフルタイム雇用の混合がいつそう拡大していくだろう。

このような雇用形態の変化は、戦後、日本資本主義の高度成長を支えた労働力政策の、三種の神器・労働者の終身雇用制と年功序列、企業別労働組合の再編となって表われてきている。これらの条件を前提に成立してきた総評労働運動の崩壊もある意味では必然であったのではないか。

労働運動とは、

労働組合、協同組合、
労働者政党(社会主義)
の三位一体の運動

ここで総評労働運動の敗北の歴史の総括を全面的にほりさげることはできないが、今後新たな労働運動・社会的労働運動の前進のために二つの点についてふれてみたい。

第一は、労働運動とは労働組合運動のみで成立していなかったという点である。労働運動は、その発生以来構成要素として、労働組合、協同組合、労働者政党(社会主義)の三位一体の運動としてとりくまれてきた。ヨーロッパはもとより日本においても高度成長期以前はこうした要素をそれなりにつつみこんでいた。ところが高度成長期を境に政府・独占の分断政策を主な理由として三位一体関係は崩壊していった。労働者・労働組合は、企業の、三種の神器に包摂されて、ますます企業主義にもとづく運動を強化していった。その結果、労働者にとって、地域と生活の場は、たんなる。お客さまは神様。式の消費者としバラバラに放置されるだけの場となってしまった。またマイホーム主義の拡大によって、地域と生活の場は、労働力の再生産の場であるという認識さえ崩壊させられていったのである。

労働組合は、企業の、三種の神器に包摂されて、ますます企業主義にもとづく運動を強化していった。その結果、労働者にとって、地域と生活の場は、たんなる。お客さまは神様。式の消費者としバラバラに放置されるだけの場となってしまった。またマイホーム主義の拡大によって、地域と生活の場は、労働力の再生産の場であるという認識さえ崩壊させられていったのである。

このような歴史をふりかえるならば、新しい労働運動・社会的労働運動の出発の第一の戦略的視点は、労働運動を再度三位一体のものとして成立させていくことだろう。そのための要は、労働運動の担い手たる労働者を何よりも生活者として扱えなおすことではないか。つまり労働と生産、地域と生活を含む全生活過程をまぐること問題にし、対応していくことではないかと考える。

また、労働運動の発展・前進を勝ちとるためには、諸地域、諸分

野の多様な社会運動との相互関係の中でしかその進路をきり拓けなかったという歴史的事実を明確にしておくことが必要であろう。私たちは、資本主義が生みだす社会的分業の深化によって区分される社会の諸単位ごとに、そこから発生する運動をそれぞれ個別にとりあげてきただけではなかったか、労働組合運動、農民運動、協同組合運動、消費者運動等々である。この小区画の中にみづから閉じこめ、この小さな枠組の中だけで運動を成立させようと努力してきただけではないか。

しかし、労働者を生活者として扱えかえず戦略的視点が確立できれば、労働者はこうした小さな枠組、分割線の内部だけで生きていないことがすぐわかる。労働者—生活者の運動を全生活過程としてとらえかえずことの重要性はここにある。

第二の戦略的視点は、労働者の全生活過程をとらえかえず中軸的な運動は、労働者の自主的福祉事

業—運動ではないかと考える。この運動は、労働者が相互に助け合うことによって、資本(当局)の搾取や収奪からみずからの生活を守ろうとするところから始まった労働運動の当初からの一側面であった。

流通過程における収奪からの防衛としての消費生活、金貸し資本からの収奪からの防衛としての信用協同組合(労働金庫)、共済生



▲米軍の下總基地使用反対/ 基地周辺の6市2町の住民が闘いに決起/住民の総会決議で募金に参加

協(全労済)、さらに医療生協あ
るいは住宅生協などである。

しかし、これら労働者の生活と直接関係する領域としたこれらの事業—運動は、長い間労働運動の主流とみなされず、兵站部的役割としか位置づけられてこなかった。

こうした中で、消費生活協は、早くも一九五〇年代から労働組合のフロントロールからはなれ、地域の市民生協へと転換し、高度成長期におきてきた公害、環境破壊、農業、添加物などによる有害食品、複合汚染などが問題化される中で食生活のみ直し運動ののって飛躍的な前進を上げていった。そして今日、福祉、教育、文化など生活のあり方全体をみ直し、これを地域住民・市民が主体的に作り変えていこうとする社会運動の最も有力な力となっている。医療生協も消費生活協と同じ歩みをしてきたが、他の部門は、企業別労組の厚生・福祉活動、副次的部分からぬけ出せずにいたっている。

第三の戦略的視点は、この協同

組合運動を職場にとどめず、居住地域に拡げ、企業別労組がいままでの枠の外に放置してきた未組織労働者をも会員として組織し、また、合同労組、ユニオン運動を通じて労働者の地域的結束を促すことである。また、消費生活協との協同をはじめ各協同組合間の協同を積極的にするため、これを機軸に、地域の金融、流通、福祉そして生産を含めた地域生活圏の確立、平等と連帯の共同社会、地域協同組合社会を形成していくことが重要となる。

もし、このように協同組合運動が進み、地域協同組合社会をめざすネットワークが確立されてくれれば、企業にとられ続けてきた日本の労働者もようやくみずからの拠るべき拠点・支えを発見し、そこからあらためて企業・労働社会をみ直し、これを相対化する仕事が始まるだろう。こうした営みの中でこそ、解体されつくした階級意識と主体の形成も可能となってくるのではないか。

第四の戦略的視点は、社会運動と労働運動の連けいというより、これを止揚したようなワーカーズ・コレクティブ（労働者生産協同組合）へのとりくみである。

衣、食、住の生産、一部生産手段の生産、各種サービスなどあらゆる生活領域が手がけられているが、現在までの主要な領域は、育児、老人介護、供食、その他家事労働の扶け合い、不用品のリサイクル、健康と教育など生活サービスの領域が多い。これらの領域は、これまでシャドー・ワークとしてあまり評価（企業的に）されてこなかった部門である。それが今日、ワーカーズ・コレクティブによって自立的な共働性を獲得する可能性を見出そうとしている。ここでの労働のあり方は、「日本の労使関係」のもとでの企業戦士の働きぶりを相対化し、批判的な掘りどころを与えることになるだろう。それはたんに理念的にのみ掘りどころを与えるだけでなく、きわめて現実に倒産した企業の労働者

の自主生産や解雇された労働者に協同的自立を、また高齢者やパート労働者に雇用を可能にしている。これが可能となってきた背景は、地域に開かれた労働組合や生産などの社会運動組織がそれを支え、生活者としての交流の姿がみえだしてきたからであろう。

伝統的な労働と生産に対する認識、実践を問い、社会的有用労働、人間的生産の仕方を

第二は、資本主義社会における私たちの労働と生産についてあらためて問い直すことが急務となってきたてはいないかということである。

一九世紀以来、労働についての伝統的なとらえ方は、労働とは苦痛なものなりであった。生活の糧を得る手段として労働するのであって、その糧にふさわしいものをとる。だから生活を換うような労働はごめん、という認識で

共通していた。マルクスの労働疎外論もこうした認識を拡大させていたのではないか。

合理化に対してどう闘うのか、どう対処するかと言うとき、労働者と労働組合は、労働者の生活をいかに防衛するかという観点から賃金や労働条件等についての要求と運動をしてきた。それゆえに労働者の労働と生産の論理は、余り働きすぎではならず、休まず、サボらず等ではなかったか。

しかし今日、新しい労働運動をめざす時、この従来の労働と生産観について問い返しがせまられているのではないかと考える。

多くの労働者の意識の中には、みずからの労働と生産を通じて、世の中に何らかの形で存在価値を認めてもらいたいという想いを内に秘めて働いているのではないか。仕事を通じての「生きがい」である。しかし今日までの労働組合運動は、こうした労働者の気持、誇りというものを組織してこなかった。この感情をたくみに組織して

きたものこそ資本（当局）側であった。「生きがい」「働きがい」を労働者になげかけ、自主管理や小集団の組織を広げてきた。わが郵政においても、この「生きがい」を本格的に組織しようとして郵政省は「活性化計画」を全面的に実施しだしてきている。

今日までの伝統的な労働組合運動（「連合」のような労資一体の労組は別にして）の労働と生産の位置づけは、資本（当局）からいかにいい条件をからとるかにあった。それは賃金であり、労働時間であり、労働条件であった。黒字か赤字かは資本（当局）の責任であって、労働者の責任ではない、と。

ところが八〇年代に入って、イギリスのルーカス（軍需を含む宇宙航空機関係の生産をしている巨大企業、日本で言えば三菱重工のような企業）における企業からの大合理化攻撃に対して、労働者側からの従来の要求と抵抗をこえた対抗プラン（「ルーカス・プラン」

御茶の水書房)をだしての長期的な闘いや日本の争議組合(全金田中機械、全造船東芝アンベックス、繊維労連バラマント製靴など)の自主生産闘争の中から生まれてきた。社会的に有用な生産、人間的な生産、についての新たな質の闘いが生まれだしてきたことである。これらの闘いの中でだされてきた労働者・労働組合の再建プランは、たんに自分の職場を守れ、あるいは仕事を守れというのとは違う思想をもった対案プランをもちだしていた。オルタナティブ、対案戦略にはかならない。

この対抗プランの中には、労働と生産を自分たち労働者のコントロールのもとにおさめ、それを人々のため、民衆のためにコントロールしていく、社会的に有用な生産をしていこうというものである。「小さな政府」、行革攻撃によって切り捨てられてきている福祉や教育、住宅などの中で民衆の需要、社会的ニーズを労働者の側がみたして生産を組織していく。さまざま

まの生産物が市民や労働者のアイディアによって提案される。そして労働と生産というものを自分たちの領域の問題として、自分たちのコントロールすべき問題として意識化していく。

わが郵政においては、このような実践がすぐ可能なわけではないが、郵政省が「活性化計画」で「働きがい」を本格的に組織し、全通本部が事業防衛の立場からこれに呼応して制度政策要求「社会システムとしての郵便局」論や「労働の人間化」論をうちだしてきている時、これに対抗するプラン、構想力と実践が求められてきている。私たちが今日まで共有してきた労働と生産観、労働社会のあり方を問い直し、対抗プランを他産業の労働者や社会運動の担い手たちと共につくりだす、そうした努力が今なによりも求められている。

この社会的に有用なものを生産するという思想と実践の中から、生産の方法も人間的な仕方に切り

変えていくべきだという考え方が生まれだしてきた。エネルギーをむやみやたらとムダに使うような生産の仕組みが人類社会にとって人間的な生産と言えるのか。自然環境をよたら壊していくような生産の仕組みがはたして人間的な生産の仕組みと言えるのか。熟練労働を分解していくような生産の組織の仕方というものが本当に人間的な生産の仕方と言えるかどうか。

巨大技術より人間大の技術を。という提起がされだしている。そしてこれらの組織化は、大学の教師や専門的な技術者の知恵を借りるといふより、生産現場の労働者の知恵をだし合ってまとめあげていくことが求められている。

これら社会的に有用な労働、人間的な生産の仕方を求めるプランをルーカスの労働者たちは経営プラン、企業プランと名づけた。この対抗プランを経営者にのませるために団体交渉をくり返しおこない、案を認めない場合は、実力行使をもともなってきた。この対抗プラ

ンはやがて地域、産業の戦略にまで発展させられつつある。

これらの対抗プランは、デスクプランで企業側にこういう案がありますよという提案制度の中に吸いこまれてしまうようなものとは本質的にことなる。わが全通の郵政省と一体の事業防衛路線にもとづく制度政策要求などはまったく異なるものである。

労働者宣言（案）

「労働情報」常任運営委員会

発表にあたって

昨年の第九回全国労働者討論集会で「労働者宣言」（草案）が発表されてから一年がたった。「労働者宣言」は、総評労働運動が解体的局面にある今日、われわれが、どのような認識と展望のもとで次の局面を闘いぬくかに、その獲得目標があった。

「労働者宣言」（草案）は、決して充分とはいえないが全国の職場、地域、労組で大衆的論議に付された。十月十三日に行なわれた第一回全国労働者討論集会第一回実行委員会は、このような論議を集約する枠組みと基本的内容について意見の一致をみた。以下の文書は、こうした第一回実行委の確認内容を「労働情報」常任運営委員会の責任でとりまとめたものである。第一回回集会前日の第二回実行委で検討の上集会に提案され討論採択の予定である。全国の職場、地域で討論を更に組織し、第一回回全国集会に持ち寄ってほしい。

一九八五年十二月十四日

「労働情報」常任運営委員会

第一章 労働運動をめぐる情勢

(1)世界の危機と日本の労働者の現状

資本主義世界は、一九七三年以来世界的な大不況の中にある。欧米を中心に失業者がたえまなく増え続け、アフリカでは何百万人もが餓死にひんし、核戦争の危機が人類を恐怖におとしめている。資本の生産力の進歩が社会の進歩であるという段階がとつくに終り、生きのびすぎた資本主義が人間の生存と地球を破壊しかねない状況にある。

この時代はまた資本主義・帝国主義の世界から社会主義の時代に移る過渡期でもある。今日躍動し

ながら発展しているヨーロッパやアメリカの反核闘争、イギリス炭の歴史的ストライキ、ポーランド「連帯」労組の根強い闘争、フィリピン、韓国、ニカラグア、南アフリカなど第三世界人民の反独裁、民族・民主革命の前進は、この過渡期の人民の巨大な動きであり、日本の労働者階級を大きく勇気づけ、励ますものだ。

レーガンのアメリカは世界四十四カ国に及ぶ戦争と侵略と反動の元締めとして、核兵器を中心とする軍備拡大を進め、第三世界の人民の革命に敵対している。中曽根内閣は、日米安保のもとで、この

アメリカの世界的反革命の一翼を担い、アジア太平洋圏の主柱となつていく。だが、八〇年代後半のアジア・太平洋圏で米日両帝国主義はかつてなく孤立している。アジアや中南米などでの労働者人民の攻勢は、世界帝国主義体制を突き崩す先鋭な階級闘争として、米日帝国主義を脅かしている。

中曽根内閣は、この危機を新たな国家再編——危機管理国家づくりで乗りきろうとしている。中曽根はこれを「戦後政治の総決算」と位置づけ、国鉄分割・民営を始めとする行政改革攻撃や臨教審による教育改悪、国家秘密法などの反動立法攻撃を通じて、憲法改悪を目指している。それはまた天皇在位六〇周年キャンペーンによる

新たな思想攻撃としても展開され
ている。

そしてその重要な社会的支柱と
して、全民労協が登場してきてい
る。

さらに多国籍企業化した日本の
巨大独占資本は、貿易摩擦の激化
と「円高不況」を迎えるなかで、
ハイテク化、OA・ME化を急速
におしすすめている。行政改革と
軌を一にした産業再編成は、労働
力再編成を大規模にひきおこして
いる。海外への労働者派遣、派遣
労働・パートの急増、出向・配転
の日常化など、労働者間の差別・
競争を強化しながら、労働者全体
の労働、生活そして権利の劣悪化
をもたらしている。全民労協は、
この資本の意向を受け入れなが
ら、総評の解体とナショナルセン
ター化を狙っている。階級闘争の
視点を残していた総評が解体さ
れ、全民労協にその主座を明け渡
そうとしていることに、日本の労
働運動の最も深い危機がある。

②総評の解体的危機と親帝主義 ナショナルセンターの確立

全民労協は、資本家による労働
者の搾取、資本家階級対労働者階
級の階級対立がなくなると主張

するが、はたしてそうか。国家と
独占資本による労働者人民に対す
る搾取、抑圧はかつてなく複雑、
巧妙になってはいても、実際にそ
れは従来にもまして強められ、蔽
として存在している。

全民労協は世界帝国主義の秩序
と利害を全面的に擁護する立場に
立ち、とりわけアジアでの反共主
義の砦となろうとしている。これ
は明らかに従来の労働組合とはま
ったく異なる存在であり、親帝国
主義ナショナルセンターと呼ぶの
がふさわしい。頭は帝国主義、胴
体は独占資本、足は労働貴族と呼
ばれるゆえんである。

かつて一九五〇年、反共民同を
中心に結成され、朝鮮戦争反対を
通じてニワトリからアヒルに転化
した総評労働運動は、六〇年安保、
三池闘争でその頂点を迎える。数
百万を動員した六〇年安保闘争、
労働者の自衛武装までのほりつめ
た三池闘争は、総評労働運動が輝
かしい戦闘性を発揮した何よりの
例証である。限界があつたにせよ
総評が生み出した地域闘争、反合
理化職場闘争、それに春闘は日本
の労働運動の財産であつた。また
国際反戦デーや反安保などの国民

運動を主導してきたのである。

だが戦後民主主義型国家から危
機管理国家への帝国主義的な再編
は、総評労働運動成立の基盤を解
体して行く。とりわけ一九七三年
のオイルショック以降、まず民間
部門で減量経営が断行され、次い
で官公労部門に行革攻撃が集中し
た。これらの攻撃は総評労働運動
の弱点をことごとく直撃した。
その弱点とは、第一にアメリカ帝
国主義のドル・核世界体制のもと
占領下民主化政策によつて形成さ
れた戦後「平和と民主主義」を現
状維持的に防衛しようとすること
であり、第二に高度経済成長のも
とで生産性向上運動との対決をあ
いまいにし、第三に終身雇用制と
年功序列制、そして企業別組合の
もとで育成された労働者の企業帰
属意識などである。

高度経済成長とその終えん、技
術革新と産業構造再編合理化は、
旧熟練労働者層の職場主導力の基
盤を喪失させ、改良と抵抗の統一
的展開の基礎を解体した。こうし
て春闘の終えん、職場闘争の解体、
地域闘争の崩壊、総評民同幹部の
屈伏、変質を通じて、総評の歴史
的敗北が全面化したのである。

③われわれが担つてきた闘い

われわれは、一九七七年に第一
回全国労働者討論集會を開いた。
そこに結集した勢力は、敗戦直後
の数年間の革命期を担つた老練の
活動家たち、五〇年代の総評の戦
闘力を主導した高野派・革同の流
れをくむ戦闘的労働組合、六〇年、
七〇年の二つの安保闘争を政治
的、社会的反乱として闘いぬいた
青年労働者、学生群、そして資本・
権力の抑圧と闘い続ける戦闘的労
働組合と多様であつた。

そのわれわれに共通すること
は、一九七〇年を前後するベトナム
革命、中国の文革、フランスの
五月などに代表される全世界の激
動のなかで、反帝国主義・国際主
義の政治性を自覚的にもつたこと
である。

われわれはまた、運動や闘争の
実践のうえでも、次のような特色
をもつていた。

第一は、職場のなかから安全、
労災職業病闘争、兵器生産反対や
公害の内部告発などにみられるよ
うな自己の生産、労働の奪還を主
張したこと。

第二は、資本の倒産、解雇など

の合理化に対し、労働者の団結権を対置し、経営への介入、使用者概念の拡大、自主管理、自主生産などを展開してきたこと。

第三は、職場に皆を地域に共闘を、のスローガンに代表される地域共闘や活動家集団の形成、未組織労働者の組織化、などを実践してきたこと。

第四は被差別部落、障害者、人種、性などに対する差別と闘い克服につとめてきたこと。

そして第五は、三里塚闘争や原発闘争など農・漁民や地域の住民闘争と共闘、支援を続けてきたこと——などである。

われわれのこうした闘いは、いまだ萌芽的、個別的であるとはいえ、従来の労働運動との戦略的分岐を提起するものであり、階級的労働組合形成の基盤でもある。

(4)労働運動の危機

いま労働運動の総体が危機にある。組織率は三割を割り、官公労・民間大企業が中心であり、企業主義・本工主義労働組合が大勢を占めている。労働組合に組織された労働者であっても、労働者同士の連帯を形成しえず、未組織の中

小・零細企業労働者にとつて、今ある労働組合の多くは、味方ではない。そのなかで、労働者は、国家と資本がくりだす攻撃の前に、無権利・無防備のまま次第に深刻な矛盾を抱えこまされている。

また労働運動は、現代社会の矛盾と闘い、変革をめざす人民諸運動と、共闘・連帯・信頼を形成す

第二章 われわれの基本構想

全労協の協議会から連合体への移行、親帝主義ナショナルセンターの形成という新たな局面は、日本の労働者に政治的飛躍と全国的な組織結集を要求している。全労協は、「基本構想」に示される綱領的立場のもとに結集している。われわれは、それと部分的に反対するのではなく、根本的に対決する綱領的立場を鮮明にした結集を実現するために、差しあたり次の目標と課題・要求を共通の基調として確認する。

(1) 社会主義をめざす

われわれは、日本帝国主義によるアジア・第三世界への侵略、資本による労働者の搾取と支配、国

ることができていない。反開発・反公害地域住民運動、女性解放運動、反差別解放闘争、エコロジー・生協・地域運動などから労働運動は切り離されたままである。われわれの労働運動もまた、この二つの危機から免れていない。理論的にも運動的にも大きな踏み出しが要求されている。

家による労働者・人民への支配を許さない。われわれは、職場・地域で支配・抑圧と闘い、そこからの解放・自治・自主管理をめざし、労働者が政治・社会の主人公である労働者解放—社会主義をめざして闘う。

社会主義は、自民党・財界・官僚一体となったブルジョア独裁国家の打倒、労働者・人民による革命—労働者・人民権力の樹立を不可欠の過程とする。この社会主義の実現は現存「社会主義国」にみられるような労働者民主主義を欠落させた国権的あり方の変革が不可欠である。

労働者・人民権力を樹立する能力、政治・社会の主人公になりう

る能力を、国家・資本との闘いを通して蓄積する。その根拠は、①帝国主義国家・資本家階級と労働者階級・人民との非和解性・非妥協性 ②労働者のなかに刻みこまれた差別分断構造・競争主義と闘い、打破する階級的団結 ③他の階級・階層の人民諸闘争との連帯・共闘の力にある。われわれは、闘いのなかで労働者教育活動をおしすすめる。

(2) 全世界労働者との団結、アジア・第三世界人民との連帯を強める

われわれは、日本帝国主義の収奪・支配と対決するアジア・第三世界人民との国際的連帯をうちたてる。帝国主義国日本におけるわれわれ日本労働者の解放にとつて、排外主義との闘い、第三世界人民との連帯は、本質的要件である。

長期大不況のなかで、日本帝国主義は、国際競争力を名目に、われわれをヨーロッパ・アメリカ労働者との競争にかりたて、労働条件の劣悪化の攻撃をかけてきている。ヨーロッパ・アメリカ労働者はわれわれの友であり、競争を拒否し、共に連帯して闘う。

争の一端であり、日本政府・日本資本との闘いが、同時に世界帝国主義体制の打破をめざす全世界労働者・人民との連帯のなかで闘われる。

(3) 資本主義的生産の転換をはかる

資本主義的生産は、へ自然—人間—関係の破壊、核に示される人類の破滅的危機をもたらしている。過剰生産・過剰資本の危機にある現代資本主義は、われわれ労働者に、「未来の賃金」までも先払いさせるローン地獄・クレジット消費を押し付け、労働者の自立的な生活・文化を破壊している。

利潤原理・競争原理による生産の無政府的拡大を廃絶し、生産手段の私的所有の廃絶、へ自然—人間—の共生、労働者・人民の自己決定にもとづき、へ生産—消費—を貫

ぬく社会的有用性を基調におく生産のあり方への根本的転換をもちとる。

(4) 労働の尊厳—生産の労働者管理・労働者自治をめざす

人間の尊厳と連帯を形成すべき労働現場は、いま、それがもつとも破壊される場となっている。資本の専制支配、企業への隷属、労働者同士の差別と競争を打破し、われわれは職場での真の主人公となることをめざす。様々な形態による生産手段の社会化、生産手段と生産者の高次な再結合をめざす。それは、労働者解放—社会主義における労働者自治、労働者民主主義の物質的基礎である。

第三章 当面する要求と課題

①日米安保条約を廃棄し、米軍基地を撤廃し、自衛隊を解散させる。核兵器を地球上から完全になくす。軍備増強、自衛隊の海外派兵と治安出動に反対する。

②アメリカ帝国主義と日本帝国主義のアジア人民に対する侵略と搾取に反対し、アジア第三世界人民の独立と解放の闘争に連帯する。全世界の労働者と団結し、資本家

(5) 労働者の闘う統一戦線の形成、労働者政党との共闘を進める
帝国主義時代の労働運動は、親帝派労働運動か、それとも労働者解放—社会主義をめざす労働運動か、の政治的二十大分岐を不可避のものとする。

われわれは、総評の解体的危機を前にしてわれわれ独自の全国的、政治的結集が避けられない緊急の課題であることを確認する。同時に未組織労働者を労働運動の戦列に加え、闘う労働組合との全国・地域における共同闘争・統一戦線の形成をめざす。
また労働者政党との共同闘争を押し進める。

の搾取と抑圧と闘う。
③憲法改悪を阻止する。天皇の元首化、靖国神社法、刑法、国家秘密法、労基法、労組法の改悪等の一切の反動立法を許さない。
④行政改革に反対する。国鉄の分割・民営化を許さない。臨時教育審議会の教育改革に反対する。差別、管理教育と教科書検定制度を廃止する。自治体行革に反対する。

⑤女性の労働権の確立、母性保護、性別役割分担の廃止。

⑥いっさいの原発・核燃料サイクル、巨大開発のたたらす公害、自然破壊、三里塚・関西・石垣島の空港建設に反対し、地域住民運動と連帯する。

⑦被差別部落、障害者、先住少数民族、在日外国人に対するあらゆる差別と闘う。その労働、生活、教育、文化を保障し、発展させるために闘う。

⑧いっさいの差別賃金に反対する。同一労働同一賃金、全国一律最低賃金制を確立する。
⑨合理化と首切り反対し、出向、派遣、配置転換を許さない。命と安全を守る。

⑩すべての労働者に一週間三五時間労働制を実現する。
⑪税金、社会保険料の全面的見直し、社会福祉の切り捨て反対、大型間接税の導入を許さない。

総評がナショナルセンターとして解体的状況をむかえていることに、全国の労働者、労働組合によってこの「労働者宣言」の討論が深められ、さらに豊かな内容をもって階級的労働組合の行動綱領として結実することを期待する。

内発的発展の模索

村井吉敬

(鶴見和子・川田 侃編『内発的発展論』、東大出版会)

三 オルターナティブのデザイン

私たちは気づいている。従属的成長に由来する貧困や不平等というものは、低成長や技術の遅れからくる貧困よりも、はるかに苦痛に満ちたものであり、はるかに非人間的なものであることを。……木材や鉱石のような原材料の輸出、半導体や縫製業のような国際的下請け、安価な建設労働者として中東諸国へ、家事使用人として香港へ、あるいは、エンターテナーやダンサーとして日本へといった人力輸出、こうしたことから外貨を稼いでいても、私たちは決して安定した経済を建設できるものではない。私たちはいまわかっている。私たちの経済のさまざまな要素

をたぐり寄せ、諸要素が機能的に結び合わさる首尾一貫したプログラムに織りなしてゆくことが緊急の課題であること⁽⁶⁾を。

従来、開発を至上の課題として強力な経済成長政策を進めてきた側（国家や多国籍企業）は、貧困を克服するためには、多少の公害が出ようとも「煙突」が必要だという言い方をしてきた。そして、その論理は、環境保全を重視する工業世界のエコロジストへの強力な反論とされてきた。だが、第三世界の住民の側から、「煙突」はたしかに特定の人びとの利益にはなるだろうが、住民にとって直接の被害を及ぼし、生活基盤を失わしめ、その上、もっぱら工業世界を豊かにするにすぎないとの有力な反論がすでに用意されている。

さらに工業世界の「豊かな」消費文明に対する根本的疑問も投げかけられている。まず第一に、第三世界を「遅れたもの」「欠けたるもの」と位置づけ、やがて追いつくべきものとする単系発展段階論への拒否である。タイの国立チュラロンコーン大学社会調査研究所のスリチャイ・ワンゲート(Suri-chai Wungaeo)は、かつて日本のテレビ番組に出演した際、司会者から、ごく当然といった顔で「アジアの国々はあと何年で日本に追いつくと思いますか？」と質問されたという。テレビ番組ゆえ、彼はあらわな反論はしなかった。だが彼は日本が「追いつくべきモデル」と思っていないと、はっきり語っていた⁽⁷⁾。GNPや工業化を物指しにした単系発展段階論は、いまや第三世界の中で深甚な批判に直面している。

第二に、工業世界の消費文明や、その文化は第三世界の発展に有害であり、発展を疎外するという

認識の深まりがある。このことは第三世界自身の伝統的価値や文化の再発見につながり、西洋型近代化の後追いでないオルターナティブの模索となって現われる。

インドネシアの有力なNGOである社会経済調査、教育、広報研究所 (Lembaga Penelitian, Pendidikan dan Penerangan Ekonomi dan Sosial, LP3ES, 一九七二年創設) は、『プリスマ』(Prisma) という月刊の総合社会科学誌を十数年にわたって発刊し、同誌は許された限度内で、最大限自由な言論を保障し続け、知識人に大きな影響を与えている。LP3ESの創立期からのメンバーでもあり、一九八〇年から同所の所長、『プリスマ誌』代表をつとめているダワム・ラハルジ (M. Dawam Rahardjo) は、インドネシアの有力知識人の中では、数少ない非留学組知識人である。彼は西洋経済理論に精通し、従属理論をいち早くインドネシアに紹介している。しかし、彼の理論、政策志向はつねに“内発型”といえる。そこには二つの柱があるように思える。一つは、伝統的小工業を重視する路線であり、もう一つは伝統的価値(彼にとってはイスラム)の重視である。前者については、LP3ESの調査報告書『西ジャワおよび東ジャワの民衆手工業の調査報告』(Laporan Hasil Penelitian Kerajinan Rakyat Jawa Barat dan Jawa Timur, 1972) および『農業の変遷、工業化および雇用機』(Transformasi Pertanian, Industrialisasi dan Kesempatan Kerja, UI Press, 1984) 等の著作がある。後者については、イスラム学校である Pesantren (Pesantren) を発展の礎にしてゆこうとの思いがあるように見受けられる。LP3ES自体、Pesantren・プロジェクトを持ち、彼は責任者の地位にもあった。そして『Pesantrenと改革』(Pesantren dan Pembaharuan, LP3ES, 1974) と

う本も著している。このような内発型の立場から、彼は西洋消費文明をリアルに批判する。

広告キャンペーンの結果、新製品がある発展途上国に侵入した場合、その社会は、突然の味覚の変化によって、自らの伝統的価値をないがしろにしてしまうことがしばしばある。人びとは工業諸国からの製品をステータス・シンボルとみなす。たとえば、ビールやゴカ・コーラを飲んだり、ケンタッキー・フライド・チキンのような鶏肉の唐揚げを食べたり、台所用品を使ったり、ロールス・ロイスやジャガーのような工業国で有名な自動車に乗ったりすること、これらのことは、無意識にせよ、その利用者に「モダン」であると感じさせるのである。しかし、ここに疑問が生まれる。なぜビールやゴカ・コーラを飲まねばならないのか。なぜ茶や新鮮なフルーツ・ジュースを飲むのをやめねばならないのか。社会の必要を満たすために、安価な飲料を生産することが問題ならば、伝統飲料を開発することで問題は解決できるのである。⁽⁹⁾……

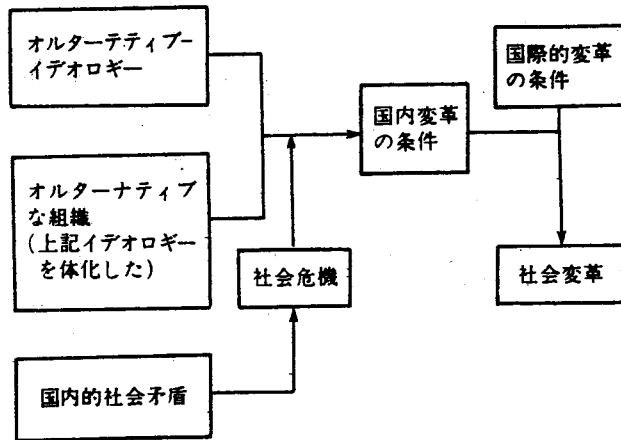
当然とも言えることを言っているのだが、こうした議論は、これまで、国際収支の危機につながる外国製品輸入をやめ「輸入代替産業の育成を」といった経済政策の論議に集約されていた。そしてその政策が破綻する一九六〇年代末になると、外資依存の輸出志向工業化にあっさりと道を譲ってきた経緯がある。ダウム・ラハルジ^①は単に輸入代替工業の育成を主張しているのではない。「ライフ・スタイルの志向性を別の方向に向けることのできる文化運動」こそが必要であると彼は主張する。西洋から輸入されたエリート文化と闘い、ライフ・スタイルを変えることが重要であり、小さな町を基本に置き、自転車文化と自転車産業を育てる、これがダウム・ラハルジ^①の具体的提案である。

中部ジャワのキリスト教系大学であるサトウヤ・ワチャナ大学 (Universitas Kristen Satya Wacana) で教鞭をとるアリフ・ブディマン (Arief Budiman) は、日本でいえば、安保と全共闘の運動と一緒に担ってしまったような社会学者である。つまり、スカルノ旧体制とスハルト新体制をも鋭く批判する運動の担い手である。¹⁰⁾ 彼はインドネシア、そして第三世界が現在置かれた脈絡のなかから、オルターナティブを提唱する。ダワム・ラハルジにも増してトータルなオルターナティブを、積極的に唱えている。¹¹⁾

アリフ・ブディマンのオルターナティブは二つの大きな柱からなる。第一の柱はオルターナティブ・イデオロギーと彼が称するものである。その中味は、①民主主義、②社会主義、③その他のイデオロギー、から成る。民主主義を社会主義と対置すべきイデオロギーとよぶべきかどうかは問題があるにしても、三つの組合わせを一つのイデオロギーとよぶのであるから、ここではそれにこだわる必要はないだろう。②の社会主義については資本主義工業国に住む私たちとは、かなり異なった「思い」が、第三世界の知識人にはある、ということを私たちは銘記すべきであろう。第三世界の知識人や草の根の運動家の多くは、自分たちの富、資源、文化、場合によっては人権をも剝奪する現行の資本主義世界システムを容認することはない。もちろん、ソ連の体制をモデルに発言しているのではない。アジアの社会主義国である中国、北朝鮮、ベトナムの経験を、錯誤を含めて学ぶ必要があると、アリフは言う。

やや分りにくいのは③のその他のイデオロギーについてである。ここで彼はモラルということばを、

図1 アリフ・ブディマンによるオルターナティブな社会への移行の図式



ややためらいがちに用いる。例えば、イスラムには平等を求めるモラルが、その宗教に内在する。こうした、それぞれの社会なり文化に潜在的にあるモラルの復権が、その他のイデオロギーの中味になる。デモクラシー、社会主義、モラルという価値ないしイデオロギーは、別に目新しいものではない。ただし、その三つを合わせてオルターナティブ・イデオロギーとして積極的に唱導したことに意味があるといえよう。

オルターナティブのもう一本の柱は「オルターナティブな組織」である。組織の基本は小さな単位である。ベゲモニーを求めるような権力的組織は排除されねばならない。政治的でありすぎてはならない。女性、健康、エコロジー等の小さな、インフォーマルな組織が横並びに組織され、なおかつ、ゆるやかな結合があることが望ましい。

以上のような新たなイデオロギーと組織が形成されただけでは、社会変革が成功するとは限らない。国内的、

国際的な「客観情勢」(歴史的モメンタム)が、オルターナティブな社会の出現を規制しているからである。インドネシアは、客観情勢が熟していないばかりでなく、オルターナティブなイデオロギーも組織も未成熟であるというのが、アリフ・ブディマンの情勢認識である。彼の描く社会変革のシナリオは、前頁のように図示される。

西洋工業社会をモデルにした近代化論、単系発展段階論は、第三世界の知識人、とりわけ草の根運動の近くにいる研究者には、とうてい受け入れられぬものとなっている。さらに、従属論も分析のツールとして用いられてはいるが、積極的オルターナティブを提唱するものではない。そこで、先に見たマーティン・コーは生産様式概念をもち出し、国内諸要因の分析を提唱する。マーティン・コーは明らかにしてはいないが、これは世界資本主義論(ウォラーステインなど)に影響を受けたマルクス主義人類学者たちが唱え始めている「接合」(資本主義生産様式と周辺部社会構成体との接合)の理論につながってゆくものであろう。

ただし、ここでとりあげたマレーシア、インドネシアの知識人は、一方で強い理論志向を持ちながらも、その精緻化をめざすのではなく、オルターナティブを探る志向性が強い。現実の諸矛盾に直面し、緊急な解決を迫られている緊張感がそうさせているのだろう。筆者の限られた体験からも、草の根運動の真只中、あるいはその近くに身を置くアジアの知識人たちは、もはや明確にオルターナティブを描いているように見受けられる。全体の整合性を求める必要があることは当然であるが、彼らにとっては、個別の諸矛盾の解決策の糸を撚り合わせてゆく作業がより緊急なのである。

一九八一年クアラ・ Lumpur で、アジア・キリスト教協議会が主催した会議には、五〇名以上の東・東南・南アジアの草の根運動家と研究者が参加した(筆者も参加)。会議の最後に「発展の諸オルターナティブ」というレポートがまとめられた。羅列的であることは否めないが、いまアジア、第三世界の人びとがどのようなオルターナティブな発展を構想しているかを知るにふさわしい内容である。以下に紹介しておこう。⁽¹²⁾

① 搾取なしに、社会的、文化的により高い発展をするため、国内的、国際的に新しい経済秩序を創出すること。

② 地域の農民諸組織の支援のもとに有意味、効果的な農地改革を実現し、協同組合化をはかることにより多様な機会を生み出すこと。

③ 集中化、独占化、多国籍企業への従属を避けつつ一定程度の工業発展を実現すること。この際、とくに基幹産業、資源産業、プランテーション、金融業などは、社会的規制、国有化、公営化などをはかる。また労働組合の育成、労働者の権利の擁護に力点をおくこと。さらに国営企業が国家資本主義を産み出さぬよう労働者の経営参加を保障すること。一方、農産物加工などの村落工業や協同組合企業は雇用吸収力が大きいので重視しなければならない。

④ 私企業であれ、国営企業であれ、利潤だけを生産動機にすべきではない。

⑤ 技術は価値中立的ではないので、どんなレベルの技術を選択するかについて慎重でなければなら

ない。自らのニーズと環境に適正な技術、技能を開発し、吸収する能力を育てる必要がある。低エネルギー・システム、環境保全、リサイクルを重視すべきである。

⑥ 開発は人間のためのものである。ヒューマン・ディベロプメントが中心に据えられなければならない。初・中等教育の無料化、保健衛生、栄養、安全な飲用水の供給は基本的に重要である。医療や工芸のような部門においては、土着の技能、技巧が利用され、向上がはかられるべきこと。ヒューマン・ディベロプメントに関わる分野ではインフォーマルな組織や地域共同体の活動が重要な役割を果たすべきである。

⑦ 首都への人口集中を避けるため、より分散的都市発展のパターンを創り出さねばならない。安価な公営住宅供給と輸送システムの確立も優先的政策である。人びとが、クリーンな環境のもとで、自らの簡素な居住空間を創出するにあたって支援を受けるべきである。スコッターは罰せられるべきでなく、適切な援助が必要である。

⑧ 女性、少数民族などを含む非特権者、地域やコミュニティは、迅速な発展のために特別な扱いを受けねばならない。人口の急成長は貧困や女性の地位が低いためである。人口抑制は人間的な家族計画の方法を通じてなされるべきである。

⑨ 基本的必要の充足とより平等な社会実現のために分配の公正が実現されなければならない。そのためには、累進課税、ぜい沢な消費を抑制する価格政策、完全雇用のための政策、消費者と生産者を直結させる都市、農村の貧困者の組織づくりなどの政策が考えられる。

⑩人びとは開発の主体であるばかりでなく、パートナーでなければならぬ。人びとが開発に参加できるようになるには、分権的組織や多段階での政策決定が必要である。

⑪消費優先主義コンシューマリズムと果てしなき成長シンドロームとは、貪欲にして破壊的な競争をおおるだけである。オルターナティブは生活の質を強調し、万人に機会を保障するものでなければならぬ。大切なことは、もっと持つことではなく、more rewarding to beである。

⑫国民的自立は国際協力を通じて支えられ強化されるものである。平等、互恵の条件の下での地域協力は大きな利益をもたらすであろう。

以上みてきたように、東南アジアの草の根運動家と、その近くに身を置く研究者は、これまでの近代化論とその諸政策を否定し、いまや明確にオルターナティブを求めて胎動しつつある。そのオルターナティブの諸原則は、①国家主導の上からの開発を否定し、より分権的で民衆参加型の発展、②外資依存型の従属的發展・成長を否定し、民衆による民衆のための発展、③利潤原理に基づいた放任自由主義経済を否定し、民衆の必要に見合った協同、協調型の経済、④これまで差別、搾取されてきた女性、少数民族、先住民を重視した発展政策、⑤環境や土着伝統技術を重視した適正技術型発展政策、⑥ぜい沢な輸入消費財、消費優先主義をおおる工業社会の文化を否定し、土着文化を見直すなかで、自立した社会、文化そしてモラルの創造、といった内容であろう。

企業の海外進出に対する規制指針(草案)

進出企業問題を考える会

【進出企業の活動理念】

[1] 企業の海外進出にあたっては、それが進出先の国家や政府だけでなく、進出先の社会と公衆一般に歓迎されるものでなければならぬ。進出企業の事業活動は、進出先の社会と公衆の利益を優先し、進出先社会の経済的、社会的自立に寄与するよう努めなければならない。

【進出先国家の主権の尊重と国内法・国際慣行への準拠】

[2] 進出企業は、その事業活動にあたって、進出先の国家主権並びに進出先の法律、規則、行政慣例等を遵守することは当然であるが、公害規制や資源・環境保全、消費者保護、労働三権などをめぐって進出先の国内法や規則等が日本の法律、規則や国際基準からみて不備な場合には、日本の法律、規則あるいは国際基準に準拠しなければならない。

【基本的人権と思想・信条の自由の尊重】

[3] 進出企業は進出先での事業活動にあたって、基本的人権を尊重し、ILO憲章や世界人権宣言など関係する国際基準を遵守しなければならない。とくに、人種、性別、宗教、言語、民族などを理由としたいかなる差別も行ってはならない。また、思想・信条あるいは政治的意見を理由とした差別をしてはならない。

[4] 進出企業は、南アフリカのアパルトヘイトとナミビア不法占拠をやめさせるための国連の諸決議や国際社会の努力を踏まえ、南ア政府がアパルトヘイト政策を続ける限り南アフリカにおいて、または南アフリカとの間での直接、間接の取引や事業活動を行ってはならない。

【社会的・文化的価値並びに慣習の尊重】

[5] 進出企業は、その事業活動を行う国、地域の社会的及び文化的価値並びに慣習、伝統を優先的に尊重しなければならない。進出企業は、進出先の政府あるいは現地の人々がその社会、地域の文化的、伝統的価値・慣習を損なうと判断する生産・営業活動や製品・サービスの供給をしてはならない。

【政治活動及び賄賂など不正活動の禁止】

[6] 進出企業は、進出先の政治活動に関与したり進出先の政府あるいは特定の団体、公職にある者などに対する賄賂、さらには利益誘導のための買収など不正活動を行ってはならない。

【情報の公開】

[7] 進出企業は、その事業活動を行う国の公衆に対し、適当な伝達手段を用いて、その企業の全体の組織、事業内容、財務及び非財務事項などを定期的（通常6ヵ月以内、いかなる場合でも1年以内）に公表すべきである。定期的に公表すべき情報には、少なくとも次の事項が含まれなければならない。

- (1) 出資会社及び現地企業の名称並びに所在地、出資形態・比率、技術貸与・事業関連など相互間の関係
- (2) 現地企業の主たる事業内容、貸借対象表・損益計算書など財務表及び関連情報
- (3) 現地企業の従業員数及び労働条件、労使関係
- (4) 関連企業間の商品移転の際の価格政策

[8] 進出企業は、その事業活動にかかわる事項に関して、進出先の政府・関係当局あるいは当該企業の労働組合及び一般公衆から要請があった場合には、その情報を提供しなければならない。

【労働三権の保障】

[9] 進出企業は、いかなる国・地域においても、労働者の基本的権利として労働三権（団結権・交渉権・争議権）を保障しなければならない。その場合とくに、以下の事項に留意すべきである。

- (1) 労働者が自主的に団結し、労働組合を結成することを妨害し

てはならない。また、労働組合を結成もしくは結成しようとしたことを理由に、労働者を解雇したり、退職強要や差別的待遇をしてはならない。

(2) 労働者がその代表を選んで、企業との交渉を要求したときは企業は誠意をもって積極的に交渉に応じるべきである。その場合、企業は交渉を有意義に進展させるため①企業全体の業績に関わる必要な情報を労働者代表に提供すること、②交渉事項について決定権を有する使用者代表を交渉にあたらせること、③労働者の要求に対して工場の撤収などの不当な威嚇をしないこと、を守るべきである。

(3) 労働者の争議権を保障し、労働者がストライキや職場集会など団体行動を行ったことを理由に、不利益な扱いをしたり、解雇をしてはならない。また、争議を暴力的につぶしたり弾圧してはならない。

【雇用・労働条件・労使関係】

[10] 進出企業は、進出先国の雇用機会の拡大・安定と、雇用・待遇における機会均等に努力すべきである。その場合とくに、以下の事項に留意すべきである。

(1) 雇用機会の拡大・安定に寄与するため、原料・部品・設備などの供給は最大限、現地調達を原則とし、進出先の国内企業との生産契約を優先すること。

(2) 雇用に重大な影響を及ぼすような事業活動の変更にあたっては、労働者及びその団体の代表に対して、合理的な予告を行うべきである。とくに、集団的なレイオフ又は解雇を伴う事業閉鎖の場合は、十分な予告と交渉が必要である。

(3) 従業員の採用、配置、教育・訓練、昇進にあたっては、機会及び待遇の均等を原則とし、いかなる差別も行ってはならない。また、進出先の社会・文化的、宗教的慣習を尊重し、いわゆる日本的労務管理を押しつけてはならない。

[11] 進出企業は、受け入れ国の雇用水準と労働条件の改善に寄与するため、受け入れ国または地域での最高水準の労働条件の提供と適正な労使関係の確立に努めなければならない。その場合とくに、

以下の事項に留意すべきである。

- (1) 賃金及び労働条件は、その国における類似の企業が提供するものに比べ、最高水準のものであるべきである。労使関係の基準においても同様でなければならない。
- (2) 企業は、労働安全・衛生に関して、進出先国の関連する法律及び諸規則並びに関係する国際条約、それに対応する勧告等を遵守し、国際条約を批准していない国にあってもこれら国際基準に準拠し最高水準を維持すべきである。とくに、事業活動上の安全及び衛生について、当該企業の労働者に対する責任ある教育と地域住民に対する適切な情報の提供がなされなければならない。

【消費者保護】

[12] 進出企業は、その事業活動がおよぼす進出先社会の消費生活への影響に十分留意し、進出先国の消費者保護に関する法律や諸規則並びに関連の国際基準を遵守しなければならない。その場合とくに、以下の事項に留意しなければならない。

- (1) 消費者の健康に害を与え、安全を脅かし、消費者に好ましくない影響を与えるような製品・サービスの供給並びに進出先社会の伝統的な消費生活・生活様式に著しい影響を与えるような製品・サービスの供給の禁止。
- (2) 製造もしくは販売しようとする製品・サービスの内容及び判明している限りの安全・健康に関する情報を、正確かつ有効な方法で、消費者に伝えること。
- (3) 不当表示、不当広告の禁止

【自然・環境・資源の保護】

[13] 進出企業は、その事業活動がおよぼす自然環境、資源への影響に十分留意し、進出先国の環境・資源の保全に関する法律や規則を遵守し、関連する国際基準を尊重しなければならない。また、もし被害が発生した場合には、企業責任において「原状回復」もしくは適切な措置をとらなければならない。

【出資企業としての責任】

[14] 進出企業における労使紛争及び地域住民とのトラブルについて

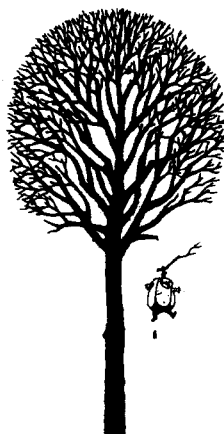
ては、出資し、利益を享受している日本の出資企業（親会社）にも責任があることから、出資企業はその責任を認め、紛争解決のために積極的に努力すべきである。とくに、以下の事項が確認されねばならない。

- (1) 進出先の当該企業の労働組合又は地域住民、政府及び関係当局からの、事業並びに紛争に関わる情報提供の要請に対して、誠意をもってこれに答えること。
- (2) 当該企業の労働組合又は地域住民から交渉要求があった場合には、責任をもってこれに応じること。

【国内雇用問題】

[15] 企業は、日本国内において、海外進出を理由とした工場閉鎖、人員削減、労働条件の切り下げを行ってはならない。また、明らかに雇用不安に発展する海外進出は行ってはならない。海外進出にあたっては、当該企業の労働組合と事前協議を行わなければならない。とくに次の項目について予め労働組合に資料を提供し、協議しなければならない。

- (1) 海外進出の目的と事業計画の内容
- (2) 進出先における中期並びに当面の生産、販売、購入、資金、雇用計画
- (3) 国内における生産、雇用計画



「新国際経済秩序」について

奥野保男

〔「非同盟」、泰流社〕

1 「新国際経済秩序」について

政治的独立から経済的自立へと、運動の方針を大きく転換してきた非同盟諸国が、主要目標としてめざしているものに、まず「新国際経済秩序」(New International Economic Order ≡ N I E O)の樹立がある。

この「新国際経済秩序」構想は、第三回非同盟諸国首脳会議(一九七〇年九月、ルサカ)で、「平和、独立、開発、協力および国際関係の民主化に関するルサカ宣言」と題した一般宣言とは別に、「非同盟と経済発展に関するルサカ宣言」という経済宣言で初めてとりあげられた。そのなかで、「発展途上諸国の貧困と、これら諸国の、富裕な境遇にある国々への経済的従属が、現在の世界経済秩序における構造的弱点となっていることを確信して」、「経済的支配が経済的協力に席

をゆずり、経済力が国際共同体の利益のために使用されるように、世界経済体制の早急な変革、とくに貿易、金融および技術の分野におけるそれをもたらすために、国際機構を使うことを国連に要請する」ことなどを明らかにした。

この立場は、ジョージタウン（ガイアナ）の非同盟諸国外相会議（一九七二年八月）における「経済協力のための行動計画」につづいて、第四回非同盟諸国首脳会議（七三年九月）の「経済宣言」で、いちだんと具体化され、OPEC（石油輸出国機構）やCIPPEC（銅輸出国政府間協議会）など原料生産国連合の結成勧告、多国籍企業に対する共同行動などにわたって、かなり戦闘的な姿勢を打ち出した。

そして、この第四回首脳会議で決まった国連事務総長に対する「国際開発戦略の諸目標達成のための諸機関の再編強化を含む開発の諸問題をもつぱら討議するため、高い政治的レベルによる国連特別総会の開催要求」（経済協力のための行動計画）にもとづいて、翌七四年四月に「資源と開発に関する国連特別総会」（第六回特別総会）が開かれ、「新国際経済秩序樹立宣言」と「行動計画」および「最近の経済変動によって特に困窮している発展途上国に対する特別計画」が採択された。

「新国際経済秩序樹立宣言」は、「最近数十年間におこった最も偉大かつ重大なできごとは、非常に多くの人民および国家が外国の植民地支配から独立し、かれらが自由な国際共同体の構成国

になることが可能となったことである。技術の進歩もまた、ここ三〇年間に経済活動のあらゆる分野で促進され、すべての国民の福祉向上のための確かな可能性が生まれた。しかし、外国の植民地支配、占領、人種差別、アパルトヘイトおよび新植民地主義の残りかすは、いろいろな形で発展途上国と、それらの残りかすのもとにあるあらゆる人民の完全な解放と発展に対する大きな障害であることに変わりはない。技術進歩の恩恵は、国際共同体のあらゆる構成国に対し、公平に分配されてはいない。世界人口の七〇%を占める発展途上国は、世界の全所得の三〇%を得ているにすぎない。現存する国際経済秩序のもとでは、公平かつバランスのとれた国際共同体の発展を実現することは不可能である。先進国と発展途上国との格差は、大部分の発展途上国がまだ独立国として存在していなかったときに形成され、不公平を固定化するような機構のなかにあって、さらに拡大されて行くであろう」として、新国際経済秩序は、「いかなる経済社会体制にかかわらず、すべての国家間の公正、主権の平等、相互依存、共通の利益および協力に基礎をおき、先進国と発展途上国との拡大しつつある格差を除去し、現在および将来の世代のために、平和かつ正義にのっとった経済社会の発展を堅実に促進することを保証するもの」と規定している。

また、この新国際経済秩序が依拠すべき諸原則として、つぎの二〇項目を列挙している。

① 諸国家の主権の平等、全人民の自決、力による領土獲得の不承認、領土の不可分および他

国の内政不干渉

- ② 公平を基礎とする国際共同体の全構成国の広範な協力
- ③ 全国家が共通の関心をもっている世界的な経済問題を解決するにあたって、全国家間の平等の基礎のうえにたった完全かつ効果的な参加
- ④ いかなる国も自国の発展のために最も妥当と考えられる経済社会体制を採用し、その結果いかなる種類の差別にも服することのない権利
- ⑤ すべての国の天然資源とすべての経済活動に対する完全な恒久主権、その天然資源を保護するため、いずれの国も国有化および所有権を自国民に移転する権利を含む天然資源に対する効果的な管理、および自国の状況にふさわしい手段により、その開発を行う権利
- ⑥ 外国政府による植民地支配、およびアパルトヘイトのもとにあるすべての国家、領域およびその人民は、それらの国家、領域および人民の天然資源およびその他の資源の搾取、枯渇および損傷の回復、さらに完全な補償を受ける権利
- ⑦ 多国籍企業が受入れ国の完全な主権のもとに活動するため、受入れ国の国民経済の利益となる措置をとることによる多国籍企業活動の規制および監視
- ⑧ 植民地的、人種主義的支配および外国の占領下にある発展途上国、領域の人民の解放実現と、その天然資源および経済活動の効果的な管理を行う権利

- ⑨ 植民地支配、外国の占領、人種差別、アパルトヘイトのもとにある発展途上国、人民および領域に対する援助の拡大
- ⑩ 発展途上国によって輸出されている原材料、一次産品、半製品の価格と、発展途上国によって輸入されている原材料、一次産品、資本財、その他諸設備の価格との間の公正かつ平等な関係の確立
- ⑪ 国際共同体による、いかなる政治的、軍事的条件もつかない発展途上国に対する積極的な援助の拡大
- ⑫ 改革された国際通貨機構の主な目的の一つは、発展途上国の開発促進と発展途上国に対する資金の適切な流入であることの保証
- ⑬ 合成代替品との競争に直面している天然資源の競争力の改善
- ⑭ 可能な場合には、国際経済協力の全分野における発展途上国のための特惠的かつ非互惠的待遇
- ⑮ 発展途上国に対して資金の移転のための有利な条件を与えることの保証
- ⑯ 発展途上国の経済にとってふさわしい形態と手続きによって、途上国の利益となるような技術移転と土着の技術の創出のいづれをも促進するため、途上国に近代的な科学、技術の成果に対するアクセスを与えること

- ⑰ あらゆる国が食料品を含む天然資源の乱用をやめることの必要性
- ⑱ 発展途上国にとって、開発のためにその全資源を集中させることの必要性
- ⑲ 主として特惠的なベースにもとづく個別的、集团的活動を通じての発展途上国の相互的な経済上、貿易上、財政上および技術上の協力の強化
- ⑳ 生産国連合が、国際協力のワクのなかで、その目的を追求しつつ、なかでも世界経済の持続的な成長と発展途上国の開発促進という目的に沿って、同連合の果たす役割の助長。さらに「新国際経済秩序」を実現していくための「行動計画」として、
- ① 発展途上国から輸出される一次産品の交易条件が持続的に悪化する傾向を逆転させるため、先進国から輸入される工業製品との価格リンク制（インデクセーション）を含む総合的計画を推進する
- ② 発展途上国の債務負担を軽減するための緊急措置を講じる
- ③ インフレや為替レートの変更によって、発展途上国が不利な影響を受けるのを防止するため、国際通貨金融機関の決定過程に途上国も参加させる
- ④ 多国籍企業の活動を規制するための国際的行動規範をつくる
- ⑤ 発展途上国における一般的な必要性および条件に見合った技術移転に関する国際的行動規範をつくる

⑥ 発展途上国間の協力促進と地域的な経済統合の推進および強化

⑦ 国際経済協力面における国際システムの役割を強化する

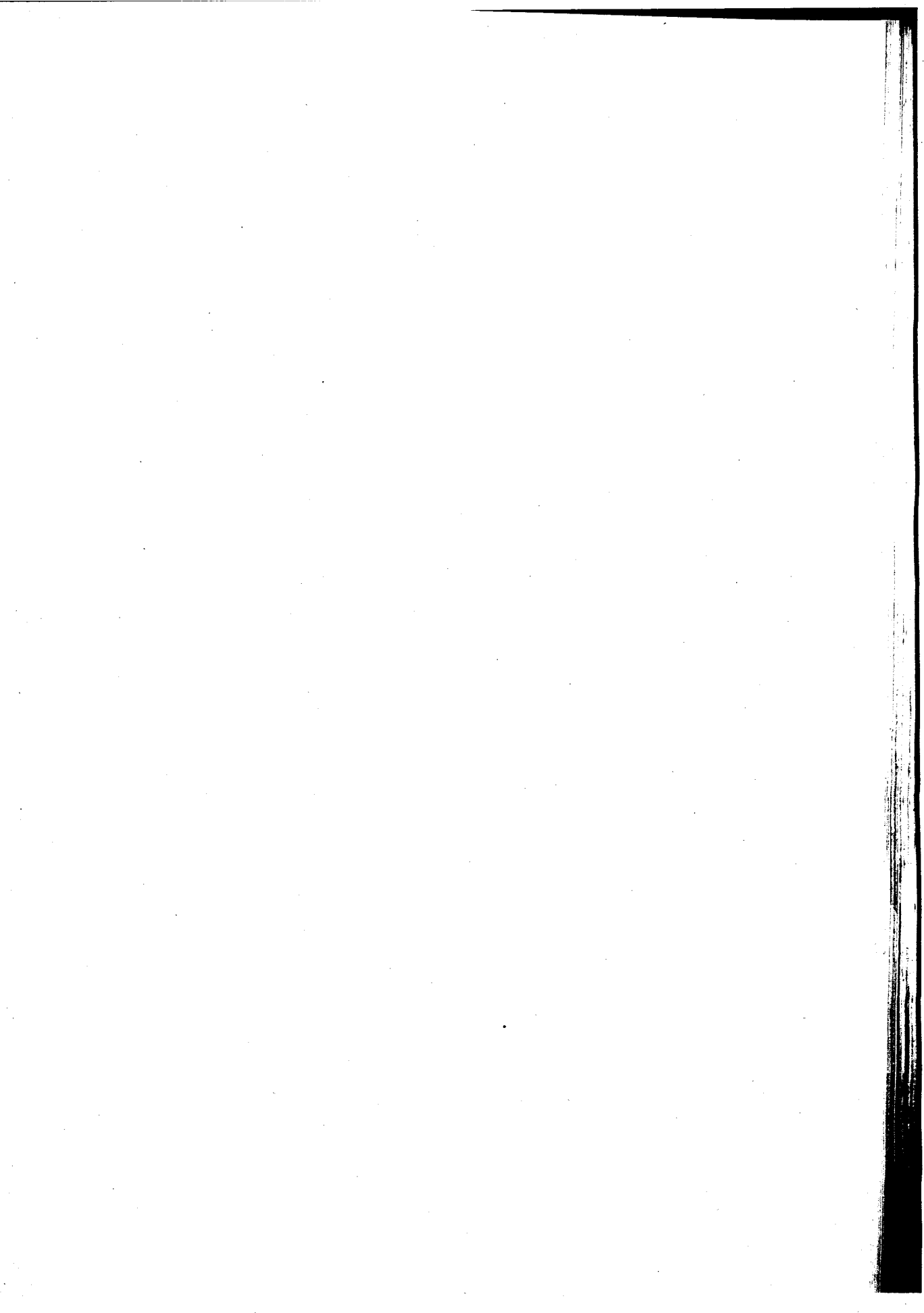
ことをあげている。

この「宣言」と「行動計画」の採択には、発展途上国の数の多さに頼っての表決による可決を避け、投票なしのコンセンサス方針がとられた。第六回国連特別総会（資源総会）が開かれたこの時期は、あたかも資源ナショナリズムの高揚のもとに、石油価格の大幅引き上げが行われ、そのなかで深刻な景気の後退が世界的な規模で訪れたさなかであった。それを反映して、会議は一般的に発展途上国側の主導下に終始したが、途上国の攻勢のなかで、先進国側の足並みは乱れた。「持てる国」アメリカは、食糧戦略をちらつかせて資源生産国カルテルの動きを牽制したが、日本やE.C.（欧州共同体）諸国など「持たざる先進国」は、いわば形勢観望、大勢順応の立場をとった。他方、発展途上国側でも、アラブ産油国など「持てる途上国」と、インド、スリランカその他の「持たざる途上国」の利害の対立が表面化した。

しかし、「宣言」と「行動計画」の採決にあたって、日本を含む先進国は、あからさまな反対を表明しないまでも、天然資源の恒久主権、生産国連合などの重要事項について多くの留保をつけた。



V
共同の未来へ



【解題】

国際法の位置と役割

国連憲章は日独兩國を「旧敵国」と規定している。これは第二次大戦の惨禍から生まれた国連が、近代の国民国家原理が日本やナチ・ドイツのような犯罪国家を生み出したことに対する認識と反省に基づいて組織されたことを示すものである。その意味では大戦後のニュルンベルクと東京における戦犯裁判の国際法上の意義は、やはり画期的なものだったと言わねばならない。これらの裁判においては連合国側は、勝者の敗者に対する報復裁判という非難を封ずる上でも、国民国家原理と「正義の戦争」の論理を超えた立場に立つ必要があった。これが「人類」の立場に立つ人権の国際保障という考え方を生み出し、「世界人権宣言」（一九四八年）と「国連人権規約」（一九七六年一月に国際法上の効力発生）をもたらしたのである。

もちろん国連は国際関係のコーディネーターであって、世界政府ではない。人権の国際保障が真に効力を持ったためには、国際法のさらなる効力の拡大や改善や発展が不可欠である。しかしながら、たとえタテマエとしてでも国際法なるものが現存していることの意義は極めて大き

い。例えばケロッグ・ブリアン不戦条約（一九二八年）は大戦を阻止できなかったかもしれないが、この条約のために日本のような犯罪国家はその中国侵略戦争を「日支事変」と称さざるをえなかった。今日の国際法は「International Law」即ち究極の紛争解決手段としての戦争を禁止する方向にあり、大戦後に戦争が、他国政府の「要請」に基づく宣戦布告なき戦争という形をとるのが常となったのも、国連と国際法の圧力による。

国際法の変革の課題といえば、個人を国際法上の主体とすることでナショナリズムを決定的に克服することであろう。この点では、「規約」の選択決議書第一条、第二条が、人権を侵害された個人に自国政府を相手どり国連人権委員会に提訴しうる途を開いていることが注目される。自国中心的な発想のはびこる日本では「我々の人権は平和憲法によって保障されている」などと考える者が今でも多いのだが、我々は各自の人権を、「国民」ではなく「人類の一員」として、「国家」ではなく「国連」によって、究極的に保障されていることを決して忘れてはならないであろう。

また国際法の効力の拡大に関してはずでにオランダの

ような国際法に反する国内立法は自動的に無効となる国が存在する。こうした国で外国人登録制度や指紋押捺の強制などは全く不可能であろう。国内法を国際法に可能なかぎり従属させることが重要にして急を要する課題であることは、先住民の権利という問題を見れば一際はっきりしてくる。先住民を弱者や少数者として保護したり救済したりすることが問題なのではない。現代の課題は「規約」をはじめとする国際法の国内法に対する優位性を確立することであり、先住民問題はその重要な試金石なのである。この点ではアイヌ人に関し、「日本には国際人権規約が規定するような少数民族はいない」と発言した中曽根元首相は、一部の感傷的な反差別主義者より事の本質をよく認識していたように思われる。

国際法には、立法したり裁判を強制したり制裁措置をとる「主権者」が不在だから、国際法は法ではないとする見解がある。しかし事実はおそらく逆なのであって、国際法こそ本来の法として国内法の上位にあるべきなのだ。というのも法が保障する権利は全ての関係者の相互的な承認と合意の上のみ成立し、法の下での平等という原則には「内（イン）」と「外（アウト）」の区別があ

ってはならないからである。そして人類の全ての構成員は生まれながらに自由にして平等であって、そこに「文明人」と「未開人」、「先進国民」と「後進国民」などという所屬集団による差別があつてはならないからである。西欧の法律など知らぬ先住民に契約書にサインさせてその土地を「合法的に」収奪する、といったことがあつてはならないからである。今日の地球規模の環境破壊もまた、国連の力と国際法の精神を要請している。

「宣言」と「規約」の新しい思想

さて「宣言」と「規約」に戻ろう。国民国家の原理を超えて人権を国際的に保障することは、同時に一連の新しい思想や原理を伴う。以下それを検討してみよう。

(一)「国民」ではなく「人民」。人民 People とは大衆でも群衆でも民族でも「階級」でもない。人民とは常に国家とその法に先立って存在する権力の究極の源泉であり、自らを何らかの形で集団として政治的に組織化し、自由と平等、正義と平和の原則に基づく秩序を作り出す能力をそなえた根源的な立法の主体である。権力の源泉、立法の主体としての人民は、法以前の存在として「国

民」と同一視されない。(「宣言」第二十一条、「A規約」第一条)

(二) 人間はすべて「国民」ではなく「人類」を構成する「一個人」としてその人権を保障される。児童、女性、民族、外国人および「社会の自然かつ基礎的な集団単位」としての家族の権利の保障もこれに基づく。(「宣言」前文ほか)

(三) 人権とは人類を構成する各個人の人間に固有の尊厳に由来するものであり、それはまたたんなる政治的市民的権利や恐怖と欠乏からの自由だけでなく、人間の尊厳の名に値する生活を営むための経済的、社会的文化的権利および健康や休息への権利、屈辱やプライバシーの侵害からの自由も含むものである。「宣言」と「規約」は、この人間に固有の尊厳 *human dignity* という思想によって、人権思想を所有権を基盤とするブルジョア的自由主義から切り離すと共に、人間にはたんなる生存権の保障以上のものが必要であることを明確に言明したといえる。人権は積極的な権利であり、社会の中における人格の自由かつ完全な発展を目指すものである。

(四) 人間の尊厳とは全ての個人は敬意をもって扱わ

れるべき存在であることを主張するものだが、この他者に対する敬意は他者に対する共感と愛情に補充されてはじめて完全なものとなる。「規約」にA、Bの二種があることには国連討議の際の東西両陣営間の論争の反映ともいえるが、経済的、社会的、文化的権利の保障が意味することはそうした次元に留まるものではない。というのも第一にこれらの権利の破壊がファシズムを生んだのだし、第二に人間の尊厳という個人原理は、社会保障とこの連帯原理によって補完される必要があるからだ。社会保障の目的は、「弱者救済」とか「衣食足りて礼節を知る」といったものではなく、社会の連帯感を強化することによって、より生命力のある健康な社会を作り出すことにある。

(五) また「宣言」と「規約」は、大戦の惨禍と古典的自由主義への反省に立って、自由の保障と促進という課題は、国際的および国内的正義と平和の実現という課題と不可分であることを確認している。そして自由がたんなる政治的権利ではなくて人格の自由な発展を意味するように、平和とは、たんなる戦争の不在ではなくして、「宣言」と「規約」の精神に基づいて生き生きとした活

動として生み出されるものと考えられている。正義は、人間の尊厳を自覚し連帯感に鼓舞された人民の自決によって、人類は構成する全ての個人間の平等な関係として創出され維持されるものとみなされている。自由、平和は相互に切り離されえない。

(六) 人類の一員としての権利という思想は、「人は生まれながらにして、自由かつ平等である」という近代の人権思想を完成させるものである。白人成人男性あるいは自国民だけが理性と良心をそなえた存在として権利行使の主体とされるような制限があつてはならなかつたのだ。女性、先住民、外国人も人権行使の主体である。しかし男女の平等はA規約冒頭の第三条に出てくるほどの国際的に重要視されている問題であることを、日本の世論ではどれほど認識しているだろうか。また「生まれながらに持つ権利」は当然、生まれて間もない存在である子供たちにも認められるべきだが、この点では国連が現在準備中の「子供の権利条約」が子供を人権行使の主体とする視点を打ち出していることは特筆に値する。

自由と正義と平和

ひるがえってここで「宣言」と「規約」の内容と身のまわりの日本の現状、あるいは大木よねの言葉を照らし合わせてみて頂きたい。この国が南アフリカそのものの人権蹂躪国家であり、その積もり積もった結果として、「経済大国」と称する国際的非行国家になっていることは一目瞭然ではないか。そして自由と正義と平和は、三里塚闘争をつうじて人間の尊厳に目覚めた大木よねのように、自決を目指す人民の闘争（「A規約」第一条）によってしか実現しえないことも明白ではないか。かつての敗戦後、米占領軍は労組を主力とする「民主勢力」の闘争による日本国家の体質変化に期待をかけたことがあつた。だが日本の労組は「食わせろ」という生存権にばかり固執して人間の尊厳という問題に全く関心を払わず、その結果として、原発や環境破壊がほかならぬ人民の生存権を脅かしている状況にすら立ち向かえないでいる。

古代のギリシャや中国では、正義と平和についての議論が多くの人々の心を捉え、そうした議論の長期にわたる積み重ねを基礎として成文法の制定が可能となつた。ところが日本ではまだ未開国の段階で中国から律令制という完備した法制度が輸入されたために、正議論や平和

論はその芽をつまれてしまい、以来この国では支配者も知識人も民衆もこうした問題で頭を悩ませたことはほとんどなかったといえる。インドでは輪廻説に結びついたカースト制度、日本では利権的集団主義と順応主義が正議論や平和論が公衆の関心事となる予知をふさいでいる。日本人のこうした民族的欠陥が、社会的理想というものを何ら持たない今日のノー・ブレイキの企業社会を生んでいる。この点では伊勢谷功の仏教徒としての反省は、実は日本人全体にかかわる問題である。

なお資料には韓国の宗教者徐南岡の文章も入れたが、解放の神学をはじめとする第三世界における宗教の再生は、退魔現象としての先進国のオカルト的宗教ブームとは全く異なる基盤に立つものである。それは現代世界における正議論の力強い再生の一環をなしており、諸々の大宗教を「正義とは何か」というその本来の問いかけに引き戻すと同時に、宗教者を指導者や教師から民衆の奉仕者へと変えてゆく運動といえよう。とりわけ韓国については、近代の国民国家原理は朝鮮半島においては日帝による植民地化、民族の分断と内戦の悲劇しか生まなかつたこと、そして「宣言」が表明する人間に固有の尊厳

という思想が、「人は天なり」というかつての東学の東アジア的な民主主義思想に酷似していることを見のがしてはなるまい。ともあれ現在の国際社会においては——中南米諸国の累積債務問題が示すように——経済的「発展」が至上命令である時代はすでに終わり、人類「個人」が法的主体となる「公正」の時代が始まりつつある。このことは深刻化する環境破壊が「地球的倫理の確立」(ブルントラント・ノルウェー首相)を要請しているような状況の中で、ますます明確になってくるであろう。ちなみに高橋武智氏の協力を得て収録した「アルジエ宣言」(一九七六年)は、「世界人権宣言」の立場をさらに進めて、暴虐と不正に対する人民の抵抗と闘争の権利を高らかに宣言したものである。

(関 曠野)

世界人権宣言(抄)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視と軽侮とは、人類の良心をふみにじつた野蛮行為を生ぜしめ、また、人間が言論及び信仰の自由と恐怖及び欠乏からの自由とを享有する世界の出現は、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えざるを得ないものであつてはならないならば、人権は法の支配によつて保護されなければならないことが、肝要であるので、

各国間の友好関係の発展を促進することは、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、基本的な人権、人身の尊厳及び価値並びに男女の同権に関するその信念を憲章において再び確認し、且つ、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決議したので、

加盟国は、人権及び基本的自由の世界的な尊重及び遵守の促進を国際連合と協力して達成することを誓約したので、

これらの権利と自由とに関する共通の理解は、この誓約の完全な実現のために最も重要であるので、

よつて、ここに、総会は、社会の各個人及び各機関が、加盟国自身の人民の間及び加盟国の管轄下にある地域の人民の間において、これらの権利と自由との尊重を教育及び教化によつて促進すること並びにその世界的で有効な承認と遵守とを国内及び国際の漸進的措置によつて確保することに、この人権に関する世界宣言を常に念頭に置きつつ、努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この宣言を布告する。

第1条〔自由平等〕 すべて人間は、生れながら自由で、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、同胞の精神をもつて互に行動しなければならぬ。

第2条〔権利と自由の享有に関する無差別待遇〕 ① 何人も、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的若しくは他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地又は他の地位というようないかなる種類の差別も受けることなくし、この宣言に掲げられているすべての権利と自由とを享有する権利を有する。

② なお、個人の属する国又は地域が独立地域であ

ると、信託統治地域であると、非自治地域であると、その他の何らかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基くいかなる差別も設けてはならない。

第3条〔生存、自由、身体の安全〕 何人も、生存、自由及び身体の安全を享有する権利を有する。

第4条〔奴隷の禁止〕 何人も、奴隷又は苦役の下に置かれることはない。奴隷及び奴隷売買は、いかなる形式においても禁止する。

第5条〔非人道的な待遇又は刑罰の禁止〕 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは体面を汚す待遇若しくは刑罰を受けることはない。

第6条〔法の前に人としての承認〕 何人も、法の前において、いかなる場所においても、人として認められる権利を有する。

第7条〔法の前における平等〕 すべての人は、法の前において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、このような差別のいかなる救済に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条〔基本的権利の侵害に対する救済〕 何人も、憲法又は法律が与えた基本的権利を侵害する行為に対して、権限ある国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条〔逮捕、拘禁又は追放の制限〕 何人も、ほしのままに逮捕され、拘禁され、又は追放されることはない。

第12条〔私生活、名誉、信用の保護〕 何人も、その私事、家族、家庭若しくは通信に対する専断的な干渉又はその名誉及び信用に対する攻撃を受けることはない。何人も、この干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条〔移転と居住〕 ① 何人も、各国の境界内において移転及び居住の自由を享有する権利を有する。
② 何人も、自国を含まない国をも上り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条〔迫害〕 ① 何人も、迫害からの保護を他国において求め且つ享有する権利を有する。

第15条〔国籍〕 ① 何人も、国籍を有する権利を有する。

② 何人も、ほしのままに、その国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条〔婚姻と家庭〕 ① 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けないで、婚姻し、且つ家庭を設ける権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消の際に、婚姻に関し、平等の権利を有する。

② 婚姻は、配偶者となる意思を有する者の自由且つ完全な同意のみによつて成立する

3 家庭は、社会の自然且つ基本的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条〔財産〕 ① 何人も、単独で及び他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

② 何人も、その財産をほしのままに奪われることはない。

第18条〔思想、良心、宗教〕 何人も、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、その宗教又は信念を変更する自由、並びに、単独に又は他の者と共同して、また公に又は私に、教育、行事、礼拝及び儀式執行によつて、その宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条〔意見、発表〕 何人も、意見及び発表の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けないで自己の意見をいづく自由、並びに、あらゆる手段によつて且つ国境にかかわらず、情報及び思想を求め、受け且つ伝える自由を含む。

第20条〔集会、結社〕 ① 何人も、平和的な集会及び結社の自由を享有する権利を有する。

② 何人も、結社に属することを強制されることはない。

第21条〔参政権〕 ① 何人も、直接に、又は自由に選出される代表者を通じて、自国の統治に参与する権利を有する。……

② 何人も、自国において、ひとしく公務につく権利を有する。

③ 人民の意思が、統治の権力の基礎でなければならない。この意思は、定期的真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等な普通選挙によるものでなければならない。且つ、秘密投票又はこれと同等の自由な投票手続によつて行われなければならない。

第22条〔社会保障〕 何人も、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、且つ、国家的努力及び国際的協力を通じ、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条〔労働の権利〕 ① 何人も、労働し、職業を自由に選択し、公正且つ有利な労働条件を得、及び、失業に対する保護を受ける権利を有する。

② 何人も、いかなる差別も受けないで、同等の労働に対し同等の報酬を受ける権利を有する。

③ 何人も、労働するものは、人間の尊厳にふさわしい生活を自己及び家族に対して保障し、且つ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補足される公正且つ有利な報酬を受ける権利を有する。

④ 何人も、その利益の保護のために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第24条〔休息、余暇〕 何人も、労働時間の合理的な制限と定期的な有給休暇とを含む休息及び余暇を得る権利を有する。

第25条〔生活の保障〕 ① 何人も、衣食住、医療及び必要な社会的施設を含む自己及び家族の健康及び福利のために十分な生活水準を享有する権利、並びに、失業、疾病、能力喪失、配偶者の喪失、老齢、又は不可抗力に基く他の生活不能の場合に保障を受ける権利を有する。

② 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるかどうかを問わず、同一の社会的保護を享有する。

第26条〔教育〕 ① 何人も、教育を受ける権利を有する。教育は、少くとも初等且つ基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般が受けることのできるものとし、また、高等教育は、能力本位で、すべての者にひとしく開放しなければならない。

② 教育は、人格の完全な発展と人権及び基本的自由の尊重の強化とを目的としなければならない。教育は、すべての国及び人種的又は宗教的団体の間における理解、寛容及び友好関係を増進し、且つ、平和の維持のための国際連合の活動を促進しなければならない。

③ 親は、その子供に与えられる教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条〔文化〕 ① 何人も、自由に、社会の文化生活に参加し、芸術をたのしみ、且つ科学の進歩とそれの恩恵にあずかる権利を有する。

② 何人も、その創作した科学的、文学的又は美術的の製作品から生ずる無形及び有形の利益の保護を受ける権利を有する。

第28条〔社会的国際的秩序〕 何人も、この宣言に掲げられている権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的な秩序を享有する権利を有する。

第29条〔社会に対する義務〕 ① 何人も、その人格の自由且つ完全な発達がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。

② 何人も、その権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の妥当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を充足することをもつばら目的として法律が規定している制限のみに従わなければならない。

③ これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的と原則とに反して行使してはならない。

国際人権規約(A)——経済的、社会的 及び文化的権利に関する国際規約(抄)

第1条 ① すべての人民は、自決の権利を有する。

この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。

第3条 この規約の締約国は、この規約に定めるすべての経済的、社会的及び文化的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する。

第6条 ① この規約の締約国は、労働の権利を認めるものとし、この権利を保障するため適当な措置をとる。この権利には、すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によつて生計を立てる機会を得る権利を含む。

第7条 この規約の締約国は、すべての者が公正かつ良好な労働条件を享受する権利を有することを認める。……

第8条 ① この規約の締約国は、次の権利を確保することを約束する。

① すべての者がその経済的及び社会的利益を増進し及び保護するため、労働組合を結成し及び当該労働組合の規則にのみ従うことを条件として自ら選択する労働組合に加入する権利。……

② 労働組合が……自由に活動する権利。

③ 同盟罷業をする権利。ただし、この権利は、各国の法律に従つて行使されることを条件とする。

第9条 この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。

第10条 この規約の締約国は、次のことを認める。

① できる限り広範な保護及び援助が、……家族に対し、特に、家族の形成のために並びに扶養児童の養育及び教育について責任を有する間に、与えられるべきである。……

② 産前産後の合理的な期間においては、特別な保護が母親に与えられるべきである。……

③ 保護及び援助のための特別な措置が、出生その

他の事情を理由とするいかなる差別もなく、すべての児童及び年少者のためにとられるべきである……

第12条 ① この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

第13条 ① この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は：教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。……

② この規約の締約国は、①の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

③ 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

④ 種々の形態の中等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

⑤ 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

第15条 ① この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。

① 文化的な生活に参加する権利

② 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利

③ 自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利

第25条 この規約のいかなる規定も、すべての人民がその天然の富及び資源を十分かつ自由に享受し及び利用する固有の権利を害するものと解してはならない。

国際人権規約(B)——市民的及び 政治的権利に関する国際規約(抄)

第2条 ① この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する

第3条 この規約の締約国は、この規約に定めるすべての市民的及び政治的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する。

第6条 ① すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によつて保護される。何人も恣意的にその生命を奪われない。

② 死刑は、18歳未満の者が行つた犯罪について科してはならず、また、妊娠中の女子に対して執行

してはならない。

第7条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

第8条 ① 何人も、奴隷の状態に置かれぬ。あらゆる形態の奴隷制度及び奴隷取引は、禁止する。

② 何人も、隷属状態に置かれぬ。

第9条 ① すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。……

第10条 ① 自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。

第12条 ① 合法的にいずれかの国の領域内にいるすべての者は、当該領域内において、移動の自由及び居住の自由についての権利を有する。

② すべての者は、いずれの国（自国を含む）からも自由に離れることができる。

第14条 ① すべての者は、裁判所の前に平等とする。……

② 刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。

第15条 ① 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為を理由として有罪とされることはない。……

第16条 すべての者は、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有する。

第17条 ① 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

第18条 ① すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によつてその宗教又は信念を表明する自由を含む。

② 何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。

第19条 ① すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。

② すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

③ ②の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴

う。したがつて、この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によつて定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

④ 他者の権利又は信用の尊重

⑤ 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第20条 ① 戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止する。

② 差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。

第21条 平和的な集会の権利は、認められる。この権利の行使については、法律で定める制限であつて国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第22条 ① すべての者は、結社の自由についての権利を有する。この権利には、自己の利益の保護のために労働組合を結成し及びこれに加入する権利を含む。

③ この条のいかなる規定も、結社の自由及び団結権の保護に関する1948年の国際労働機関の条約の締約国が、同条約に規定する保障を阻害するような立法措置を講ずること又は同条約に規定する保障を阻害するような方法により法律を適用することを許すものではない。

第23条 ① 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。

第24条 ① すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要なとされる保護の措置であつて家族、社会及び国による措置についての権利を有する。

③ すべての児童は、国籍を取得する権利を有する。

第25条 すべての市民は、第2条に規定するいかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利及び機会を有する。

④ 直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参与すること。

⑤ 普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること。

⑥ 一般的な平等条件の下で自国の公務に携わること。

せんとうせんげん(三里塚)

大木よね

(故大木よねは七一年九月の第二次代執行に際し、画期的な戦闘宣言を発した。大木よねは代執行に対して最後まで闘い抜いた。その後隣の東峰部落にプレハブを建てて住み、七三年二月一八日に逝去するまで不屈の生涯を送った。故大木よねの革命的的人生観、戦闘精神は不滅であり、三里塚闘争のなかに生きつづけている。)

みなさま、こんどはおらがじしよといえがかるので、おらはいっしょうけんめいがんばります。

こうだんやせいふのいぬらがきたら、おらは、はかばとともにもにブルドーザーのしたになっても、クソぶくろとみのさんののこしていったかたまでたたかいます。

このまえ、きたふじのひとたちはたつたにじゅうにんでたいまつとガソリンぶっかけてたたかっただから、ここでがんばれねえってことはない。

ここでがんばらにゃひこうきがとんじゃってしまふだから。

おら、ななつのときにこもりだされて、なにやるって、むがむらうりだった。おもしろいこと、ほがらかにくらしたってのはなかつたね。だから、とうそうがいちばんたのしかっただ。

もう、おらのみはおらのみのようであって、おらのみでねえだか

ら、おら、はんたいどうめいさ、みあずけてあるだから、ろくねんかんも、どうめいやしえんのひとたちと、はんたいとうそうやってきただから、だれがなんといっても、こぎつけるまでがんばります。みなさんも、いっしょにさいごまで、たたかいぬきましょう。

(七一・八・三一)

解放の思想を考える

伊勢谷 功

(『「解放の思想を考える」集い』)

今日は「非武装平和を願う会」の事務局をしておりますものとして、ここで発言させていただくことになりました。真宗大谷派の住職をしておりますが、日本仏教のなかで、特に非常な大きな教団である、浄土真宗の大谷派の組織の中に身をおくものとして、わたくしが教団というものに、関心を持ち始めてから今日に至るまでの経緯をたどりながら、その中で考えてきたことを少しお話ししまして、問題提起とさせていただきたいと思えます。

わたくしが大学を卒業したのは、いまから26年前で、1962年でありませけれども、学校の卒業はだいたい3月ということですが、その年の7月から真宗大谷派では、(本山が東本願寺でありますけれども)、全国的な動員態勢をもって、同朋会運動という信仰運動が発足したのであります。これが62年の7月であります。今年でちょうど25年と半年を経たわけであります。同朋会運動という名称はともかくといたしまして、これは、その当時、全教団の未来へ向けての命運をかけた、ひとつの信仰運動の態勢であったわけですが、その時のスローガンが「家の宗教から個の自覚の宗教へ」ということで発足したわけです。

その当時は、真宗大谷派という非常に大きな既成教団が、このような運動をいち早く始めたことについて、その運動が徳川時代初期に、つまり三百数十年前に分派した西本願寺などにも影響を与えて、やがては既成仏教教団の多くの教団の態勢に飛び火していくという中核的な運動になるであろうということで、教団の内部よりもむしろ外部から注目されてきたわけです。

「個の自覚の宗教へ」というキャッチフレーズではあったわけですが、今日になってそれを振り返ってみますと、「個の自覚」による救済というものが結局は、自分一個の魂の救済ということを経典的な最大の関心事としてきたところに、非常に不十分なところがあったのではないかとことを反省させられるわけです。自分一個の魂の救済ということは、例えば、「自分一個が救われるならば、真に救われるということが、また多くの人たちに伝えられ、一人一人が救済され尽くすことによって、やがては全体が救済されてゆくのである。」そういう考えかたもありますし、また「自分一個が真に救済されるということは、まず全体が救済されることなくしては成り立たないのだ、だから自分一個の救済ということで十分である。」そういう表現もありますけれども、そのいずれもが本当ではないような気がするわけです。そこにですね、「個の自覚」といわれる自覚の内容、あるいは個というものをどういう物柄としてとらえるかという、そのことにも大きく関係してくるんですが、少なくとも大谷派が26年前に教団を挙げて始めまし

た、同朋会運動というひとつの信仰運動は、一人一人の教団人に、いわゆる歴史的主体としての自己存在、歴史的主体として自己を自覚するという、そういう人を生みだしてくるような運動ではなかったように思うわけです。にもかかわらず多くの識者からこの信仰運動が期待されたのはどうしてなのか、ということを含り返ってみますと非常に不思議なのであります。

ひとつだけはっきりしておりますことは、その当時の既成教団は、仏教教団においてはほとんど、例えば教団を維持するための財源というものが、教団全体を支え、あるいはまた地方のひとつひとつの寺院・教会などを支え、また僧侶達の生活を支えるという、そういう経済は、簡単にいえば、葬式とか年忌法要という亡くなった人を弔うという、いわゆる死者産業といえますか、そういったもので成り立っていたといえると思うんですね。しかしながら、その当時の浄土真宗の教団の先覚的な人達の気持ちの中には、700年にわたるこの伝統ある真宗教団は、親鸞という人が開祖でありまして725年前亡くなったかたでありますけれども、真宗以外の教団とは違って、いわゆる死者産業というようなものに終始するようなものではない、今日、今もなお、この長い伝統の中で親鸞その人の説かれた教えが伝統されているというひとつの気負いといえますか、手ごたえといえますか、そういったものがあったと思うんですね。

わたしはそのことについてはちっとも異存はない。その通りだと思うんですが、であるとするならばですね、教団内部はともかくとして教団の外の、しかも当時インテリといわれたような方々が多く、そうした動きのただ中にある大谷派教団に、あるいはまた教団にかかわることがなくとも、ある意味での親鸞ブームといったものを起こすようなアプローチといえますか、近づき方をしてきたのはなぜであったのかということが、いまだにわたくし自身にとっては非常に疑問であります。その当時、前後に出たいろんな書籍の中で、たとえば親鸞とマルクス、親鸞とサルトル、あるいは親鸞とキリスト教、はては、親鸞とキルケゴール、というものを対比させて、そしてそういった、今日の時代を支えているような多くの思想や信仰にたいしてですね、親鸞の宗教が匹敵するものである、またそういったものをも内蔵するものであるかのような、研究や論評が多く出されてきました。

わたくし、そのことについて最初は、あまり疑問を持っていなかったのですが、なにぶん学校を卒業したばかりでありますし、いなかの寺へ帰りまして、最初しばらく中学校とか高等学校とかの教員をしておりましたが、これは4、5年で終わりまして、やがて寺の住職をつとめるようになったのですけれども、同朋会運動という信仰運動がひとつの自己批判として訴えていたものは、非常にささやかなもので、すでに申しましたように、「かくも偉大な親鸞の教えが今日もなお続いているし、真宗の教学の中には厳然として伝統されてきているのに、われわれ

は700年の弾圧にたいする屈服とか、あるいはまた、徳川時代の懐柔保護政策による墮落・腐敗とか、あるいは明治以来の国家政策による肅正の中で、すっかり本領を發揮することを忘れて、いたずらに因習的な営みの中に、親鸞の教えを埋没させてきてしまった。」そういう反省程度のものであったと思うのですね。真宗はそういった意味で700年余りの伝統を持つわけですがけれども、その伝統というべきものが今日に伝えられてきた歴史的事実ということではですね、700年間の時代を経験してきたということですし、いま申しますように、こう鎌倉時代から室町、戦国の時代、そして江戸時代、明治、大正、昭和、そして戦後社会を経てきたわけでありましてけれども、それぞれの時代の中で、その教団がどのような人間をつくってきたか、あるいは存在そのものが、どのような働きをしてきたか、そういうことを厳密に確認することがない限り、いたずらに伝統という美名のみをあげつらって、そしてなにかそこに、時代を担うような、あるいは時代を動かすような働きが期待できるのではないか、そういうことを考えたのが、非常に愚かであったとわたくしは思うわけです。

その結果がですね、いわゆる62年に発足しました同朋会運動という信仰運動の中で、その運動が提唱した教学とか、あるいはその運動によって育ててきた教学というものがどういうものであったか。それは「如来の救済」といっていいのですが、「何から救済されるのか、どこへ救済されるのか、」そういうことがほとんど語られなかった。

仏教には「成仏」という言葉があります。「浄土真宗」ということでありますから、「浄土」ということが非常に大きな問題ではありますけれども、ふつう「浄土」といいますと、「浄土往生」ということをいうわけです。非常にむづかしい概念ですけれど、「浄土に生まれる」というふうに考えていいかと思えます。「浄土に生まれる」ということと、「成仏する」「仏になる」ということですね、こういう概念はキリスト教とは異質の概念になるかと思えますが、「仏になる」という、そういうことがほとんど無内容なものになって、しかもなんとなく、不明確なままに機能しているという、非常に妙な状態が、この同朋会運動の教学の中で続いてきたように思うわけです。仏になるということについて、詳しくお話する能力もありませんけれども、仏教では基本的には例えばこれも不完全な喩えでよくないんですけれども、たとえば親がですね、子供を育てる、そうしますとその子供は、生涯、親に育てられる子供でしかないというのではなしに、やがてその子供は、多くの場合、今度は自分が親になって子供を育てるようになる、そういう子供を育てるという意味で、親には仕事がふたつあるわけです。ひとつは、自分が親として自分の子供を、「子供として育てる」ということと、そして、自分の子供を、やがてはその子供が親になって子供を育てることができるよう、

子供を親として育てる、ということがあります。その親と子という言葉、そのまゝ仏と衆生といいますか、そういう言葉にあてはめてしまうとまた語弊もあるんですが、成仏という言葉には、大乘仏教の中においては、仏が衆生を仏に育てるという意味が基本的にあつたはずでありますけれども、「仏になる」ということがほとんど絵空事のようにあいまいなままで、信仰運動だけが前進してきたという非常に妙な状態であつたと思います。そういうことにたいして、つまり永久に子供でしかないという、成仏ということがはっきりしない、自分がいつまでも救われる対象であるということだけに留どまるならば、永久に大人にならない子供、そういうものを、逆に、教育し、生み出すことになってしまう。そういうところには歴史的主体としての自己というものが自覚されずに、あえていえば、歴史のお客さんみたいなものを生み出してしまふという、そういう信仰運動であつたとおもいます。

そのことにすこし気がつきましたのは、同朋会運動が62年に始まるんですが、その7年後、69年に（これは70年安保にむけての非常に大変な時期であつたのですけれども）、大谷派にひとつの事件が起きました。むかしから世襲的に本願寺の住職を受け継いできたその24代目にあたる方が今の住職であります、その方が、「年をとったから位を息子に譲る」と、突然記者会見でいだけして、それがひとつの事件になつたわけです。どうしてそれが事件であるという認識になつたかという、それはちょうど、おやじが大事していたパイプを息子に譲るように、教団の全国9000といわれる末寺と、数百万の門徒をかかへこんだ真宗大谷派の管長をつとめるものが、「管長職だけを息子に譲ろうか」なんてことをいきなり勝手にいだけしたもんですから大変なことになりまして。ところが教団の中では、「別にいいんじゃないか」というような認識が半分以上占めていたのです。それが実は大きな問題だともいえるわけです。

その年は、それが起こつたのは4月なんですが、1月には、ご存じの安田講堂の事件がありましたし、6月には初めて、国会に『靖国神社国家護持法案』というものが上程されました。実はその1、2年前に、大阪の別院で、別院の代表する方が部落差別事件を巻き起こしまして、そのことで解放同盟が最初は120人くらい、東本願寺当局へ糾弾にこられて、その第1回目の糾弾がこの年の8月25日にありました。ですからその年は、大谷派にとってはいろんなことがあつて大変な年であつたんです。しかしながら、先に申しましたいわゆる大谷派の世襲問題といいますか、この問題については、その事に賛成するか、しないかということで、この69年の12月にも4年毎の議員の選挙がありました。これは衆議院の選挙と同じですが、事件が起きましたのが4月でありますから、半年余りたちまして、この選挙戦が踏み絵のような働きをするわけです。つまりその

大谷家というしておりますが、親鸞の直系の子孫が本願寺の住職をつとめ、本願寺を代表する管長とか、あるいはまた宗教的な、ちょうどローマ法王のような立場であります。シンボルである法主という役割も、3つ同時に担うということが原則となっておりますので、そういう方が、こういう、まったく反社会的なことを平気でされて、そのことにたいして疑問も感じておられない、というその事はなんとでもはっきりさせて、ひとつ封建制を打開すべきでないかというようなことで、踏み絵のような選挙戦がおこなわれたんですが、これは、いま申しました靖国問題とか同和問題と非常に性質の類似した面があるわけです。これは皆さんがたもそこそこ思いあたられるとおもいますが、簡単ないいかたをすれば、「この法主といわれる本願寺住職の仰せであるから、なにをおっしゃろうとその発言は絶対である」というふうを考える体質のひとは、だいたい靖国神社の国家護持に賛成である。そしてまた、部落解放同盟の糾弾などというものにたいしては、まったく理解がない。そういうほとんどばらつきがない、ステレオタイプといえますか、ステレオの片方が故障して音声が届かない。左ばかりしか聞こえない、右ばかりしか聞こえない、というような感じですね（笑い）。

ということはですね、これはいわゆる、代理戦争的な選挙であったと思います。ですから、ご法主とかいうような偉い方が、奥さんも天皇と奥さん同士が姉妹でもありますし、「そういう貴いお方のおっしゃることだから、絶対である」という、そういうことが争点になって選挙戦が行われているように見えますが、この選挙戦は同時に靖国とか同和問題に対するいわゆるイデオロギー的な選挙戦でもあるのです。議席は全国で65しかないんですけれども、この65議席のうち33対32でいわゆる法主派がかるうじて1議席、多数を取りまして、7年間続いてきた同朋会路線というものは4年間冬の時代を迎えるわけです。

ところがですね、大谷家の一大事、ご本山の一大事ということで、踏み絵的な選挙戦ではありましたけれども、その当時は僧侶だけしか選挙権がありませんでしたが、これは僧侶だけではなしに、一般の門徒衆をも巻き込んで、どちらかの態度表明をせまられるような、そういう状況ではありましたけれども、法主という立場に象徴される家柄とかですね、世襲とか、あるいは身分とか、そして又、もう少し細かいこと言いますと、浄土真宗という在家仏教において、僧侶というものは必要なかどうか。つまり、僧侶と在家という、これが組織の上でも働きの上でも違いがあるのですね、差別といってもいいと思いますね。そこにさまざまの差別がある。また寺院というものが全国に9000近くあるといいましたが、そういったものも、はたして必要なものかどうか、そして、真宗大谷派という、いわゆる浄土真宗の教義によって支えられた教団の、組織とか、管理とかいうことについて、どう考えたらいいのか。そういうことが、一人一人の問題として、

いやおうなしに襲いかかってくるような事件であったと思うんです。

ですから最初は、態度表明といいましても選挙戦ですから、多い方に票を入れるとか、あるいは又、なによりも一番自分の身の安泰をはかれる表明をする、というような程度のことで始まったんですけれども、4年毎に選挙がございますので、69年から今日まで20年近くのおいだに、5回の選挙があったわけです。最初1票差でしたから、約2分の1づつということなんです、つまり、1対1という比重でありましたが、4年後には2対1になり、またさらに4年後の3回目には3対1になり、そして4回目には4対1になるというような状態で、今日は5分の4以上を占めております。これが改革派といわれる派閥の議席数なんですけれども。最初はこの同和問題とか靖国問題とかと同時に表面化した、いわゆる『大谷派の紛争』、今日もなお完全には解決がついていないんですが、この紛争のために信仰運動が停滞してきたとか、あるいはまた、信仰運動で培ってきた集団としてのエネルギーが、紛争解決に浪費されてきたとか、というような認識は、教団の中にだれしもあったんですが、しかしながら、「大谷派の紛争であるとか、また、同和問題とか靖国問題とかにどうかかわるか」そういうことは、これはあくまでも、個人の思想や意見の違いであって、それらは信仰とか教学とは関係のないものである、というふうな認識が多数を占めて、今日もなお、そういった認識が、非常に多く、この教団の中に行われているように思われるわけです。

そこで、浄土真宗、あるいは仏教と広くいってもいいんですけれども、浄土真宗の教え、または信仰の「社会性」ということについて考えますと、つまり、その信仰はどういう人間をつくるのか、そういうことが、いま申し上げました状況の中から少しずつ問われ始めてきたんではないかと思えます。「信仰における社会性」ということを問う以前は、最初に申しましたように、あくまでも「自己自身を問う」ということがいわゆる信仰的な営みであって結局は自分一個の救いということが宗教的な関心事であると、そして、その「社会性」というのは、そういう信仰を他の人々にも広めるという。

この社会性というのは、実は困った社会性なんです。つまり、自分一個が助かれば世の中はどうでもいいという信仰を、多くの人々に広めるから社会的な働きをしているのだという、そういう「社会性」ですね。なんかこういってると頭、変になるんですが（笑い）。その信仰を広めてゆき世界中に蔓延することによって世界が救われるのであります（笑い）。なにか、人間が多く集まれば世界ができるという、そういう考え方だと思うんですね。非常に浅薄な人間観といえますか。そして求道はとことんエゴイスティックなものなんですけれども、それを布教し広めるという大義名分のために非常に社会的な役割を担っているような錯覚をするわけです。そういう信仰はどういう人間をつくるかという、いつも如来

とふたりづれといますか、如来と生涯ハネムーンを楽しむような「没社会的」な、いわゆる「出家主義」というんでないんですかね。浄土真宗という在家仏教教団が、700年かかって伝統してきたいわゆる教学とか信仰というものは「世俗、世間の真っ只中で出家生活を味わうことができる」という、非常に無責任な人間を生み出してきたんじゃないか、ということを思います。

先程、最初に申し上げました真宗700年の伝統というものは、その700年の歴史を経て、その時代時代に、「教団はどのような人間を生み出してきたか、時代社会にたいしてどのような働きをしてきたか、ということ、厳密に自己批判しなければならないと思うんですが、だいたいやってきたことは、一口に言って、2つの姿勢があると思うんですね。

ひとつには、時代とともにその時代にあった説教をしてきたことですね。江戸時代であれば幕藩体制の中での人づくりをしてきたわけですし、その意味では、民衆を体制に売り渡してきたと思うんです。明治、大正、昭和、ずっと帝国主義3代にわたってそのとおりでありますし、特に戦時中は完全に翼賛体制の中で全門徒を戦場へ送り出していったわけです。時代に寄り添って、いつの時代も生き延びることができる教団だけが生き残って、教えというものはほとんど真実を語ることなく、今日までやってきたといってもいいと思うんですね。そういうことを「説教」という、いわゆる民衆に教えを説くという側面では、やっておるんですが、もうひとつは、浄土真宗の「教学」といいますか「神学」といいますか、教義を研鑽するというそういった所では、まったく別のことをやってきておる。それは時代とまったく無関係に学問体系を作ってきたんですね。どのような時代になろうと真理は不変であるということでもありますから、時代が変わっても教えが変わるはずはない、教義がそうそう変わるはずはないということで、不変の教えを研鑽してきたわけです。どういうことをやってきたかといえますとですね、例えば、親鸞のある言葉は釈尊の直接説かれた教典の中では、どこにどういうふうに説かれているか、とかですね。そのことを親鸞に先立って中国の学者はこういうふうに言っておるとかですね。いわゆる文献整理学のようなことを、ずっとやってきたということですね。万古不変でありますから、研究が進めば、ある意味では、浄土真宗総索引みたいなものがだんだん完成に向かってきますから、やることもだんだん無くなりますが、そういう時代にずっとやってきた700年分のものも又、文献になりますから永久に続いていきます(笑い)。そういう煩瑣哲学的なことをやってきた。

大事なことは、時代が変わるとともに時代に寄り添って変わるような説教は信用できない。しかしながら、世の中がどう変わろうと、同じことを言い続けるといふ教学も信用できない。としたら、わたしたちの信仰は何に拠るべきなのか。

こういうことが、非常に大きな問題になってきたのではないのか。26年前に始まった同朋会運動というものは、その時代の、いわゆる浄土真宗700年の粋を集めた教学の極致というものが、ある意味では非常に整理され準備されていたと思うんです。けれども、そこでほとんど問題にしてこなかったのではないかという問題が少しづつ見えてきた。この大谷派の紛争の中で、それと同時に明らかになってきた靖国問題とか同和問題とかに代表される教団への問いかけといったものが700年の浄土真宗始まって以来、もういちど「親鸞は本当には何を伝えたのか」「親鸞の宗教とはどういう宗教であったのか」「もはや親鸞の開いた浄土真宗にはそういった今日の問題に答える働きはないのか」ということを700年前に帰って問いたださざるをえなくなった。そういうことを、わたくしは、大谷派の紛争を経て今日に至るまでの間に、痛切に感じさせられておるのですけれども。

時間もありませんので、ちょっとタイトルだけを2、3申し上げておきたいんですけれども。先程申し上げました、時代が変わることによって猫の目が変わるように変わるような説教も信用できませんが、時代がどうであろうと時代に無関係に真理は不変であるという同じことをいい続けるという教学も、これはほとんどその教学によって目覚めというようなものが期待できないとするならば、宗教は時代にたいしてどうかかわるべきかということが、当然問題になるのですが、仏教では非常に端的にこれを末法濁世という言葉でいいます。五濁悪世とか末法濁世、いわゆる末法思想というようなものとしてそれを考えてもいいかと思いますが、つまり、時代とか人間そのものにたいする徹底的な批判というかたちで、各時代にかかわってくる。あるいはまた人間にかかわってくる。

わたくしどもは依然として死者産業に従事しておりますので、多くの人の死に出会い、また、後に残った方々が肉親と死別した悲しみの中で日々を送るところへ出掛けて行って法要をつとめたりするんですけれども。ですから個人の死ということには非常に敏感でありまして、その事とは真正面に取り組まざるをえない日常を過ごしておるんですが。諸行無常という言葉が仏教にあります。すべてのものは無常であると。無常であるというのは、有るものが無くなるというだけではありません。無かったものが新たに生まれてきたりですね、新しく生まれる子供はみなそうですが、居なかったものが居るようになり、そしてやがて成長するというのももちろん無常でありますし成長しすぎて年を取るというのも無常でありますし、そしてやがて亡くなって行く、生・住・異・滅といえますか、そういったことはすべてのものにとって逃れることのできない定めであるということがひとつ認識として基本的にあるわけです。

であるとすれば、ひとつの民族とかひとつの国家とか、また人類というも

のが必ず滅びていくということも、当然われわれの視野の中に入れておかねばならんことであります。国家が滅びていった例は歴史に多くあります。民族もやがて滅びててでありましょうし、人類も死滅していくであろう。そして例えば、日本なら日本というひとつの国家がやがては必ず、無常である限りは、滅びていくんですけれども、その滅びていく道中でその国家はどのように生き、そしてどのように滅びていったかという、ひとつの滅び方といいますか、武装して滅びていく場合もありますし、丸腰で滅されていくこともあるかもしれませんが、滅びていくことを覚悟した上で滅び方を選択していくというか、そういうことがある意味で大事なことでないかと思えます。

浄土真宗の教えということで申し上げるわけですが、浄土へ往生するという言葉がありまして、これは親鸞の時代にはすでに、人間は死んだ後、浄土というところへ生まれるという、そういう考え方が一般的になっておりました。そこで何をやるのかということもはっきりしておりまして、死んだ後ですからもう死にません。そこで、ゆっくりと修業を重ねて仏になるのだという、その仏になる修業のためのひとつの場所として、浄土ということが、伝えられてきたのです。中国からいろんな浄土にたいする考え方が伝わってきますが、そういう考えが一般的になっておったんですね。成仏、つまり仏になるということが最終目的であって、仏になるという修業をいくら重ねても完成するまでに死んでしまうかもしれませんし、一生かかってもだめかもしれない。そうすると生涯を棒に振ることになりますから、ですから念仏往生という南無阿弥陀仏を称えて、念仏を称えて、そして浄土に往生させていただければ、死んだ後そこで続きを十分にやってそして、その後、浄土において成仏するという最終目的を達成すればいい、そういう考え方であつたんですね。

ですからそのことは今もおなじく、浄土真宗の門徒の間に影響を与えておりますけれども、それを否定したのが中国の善導大師に代表される浄土教の祖師たちであって、その教えを引き継いだのが親鸞であると、こういっていいかと思えます。しかしながら、浄土往生ということについて、浄土真宗の代表的教団である本願寺教団では、伝統的に浄土へ往生するという、その結論を最終結論として、そこまで、教えを伝えてきたということがあります。実は、それは最終的な結論でなく、まずひとつの結論であって、そのことをもうひとつ展開し、翻して、まったく別の結論にたどりつくという、ふたつめの、マラソンでいうと折り返し点以後の後半の方をほとんど問題にしてこなかった。問題にしてこなかったというよりも、江戸時代には、それを布教や学習のテーマにすることを禁じられてきたということがあります。その伝統が明治以後も続いていて、ですから浄土真宗の教えというのは、簡単にいうと、半分しか伝えられてこなかったということだ

と思います。残りの半分といいますか、これは、膨大な学問体系になるのかもしれませんが、それを申し上げたいと思います。浄土へ往生するというのは勿論、親鸞にとっては死後の事ではなくて、われわれの日常的な生活課題であるわけです。浄土へ向かうといってもいいですね。西方浄土といいますから西の方ですね、勿論これは地理的なことをいっているわけではなくて、太陽が沈む方向ということで、帰るという意味でいっておるわけです。われわれ、浄土へ帰るべきものである。しかしながら浄土へ往生したいという煩惱ですね、欲望といってもいいですね、そういうものを自らが撤回するということによって、「一切の衆生が救われることがない限りわたくし自身が救われる必要がない」という、そういう覚悟に立つということが、浄土真宗では、如来の本願といいます。48の言葉で經典には書かれておりますが、48回総ての本願に、「一切の衆生が救われることがない限りわたくし自身も救われる必要がない」ということを誓いとして述べているわけです。その誓いが、如来のわれわれにたいする誓いですが、われわれが仏になるということは、その如来の誓いが同時にわれわれひとりひとりの誓いになる、われわれひとりひとりの願いになる、ということにおいて仏になるということが実現するわけです。

宗教的信念を得るにはどうしたらいいかということが、浄土へ向かう方向であるとするなら、そういうひとつの展開によって、宗教的信念を得たものが現実をいかに生きるかということが浄土からこの現実に向かう方向であるとして、親鸞は、如来つまり仏の教えは、二重の意味があると、そういうふうにいわれたわけですが、この二重の意味を最初の前半の部分だけにとどめてですね、総てを浄土へ送ってしまう、ひとりひとりを浄土へ引っ越しさせていく、ですから、そういう片方しかない信仰は、現実を生きながら現実に対して何の責任も感じない。「自分は死んで、浄土へいくのである」「この世の中はすべて仮の世、露の世である」「世の中がどうなろうと自分が浄土へ行くことが出来るかどうか、自分の最大の関心事である」そういう人間を700年間つくり続けてきたのではないか。こういうことを思うんですが、以上で終わります。

民衆のストーリーをほりおこす——「脱神学」から 「民衆の神学」へ

徐 南同

（『世界から』24号）

I 聖書の 新しい読み方



「東稗洛誦」から

十八世紀後半から十九世紀初めにかけて、韓国の歴史にひとつの社会変動がありました。当時、日本では言えば貴族階級にあたるヤンバン（兩班）は武と文に分れていましたが、武の方がたいへんさげ生まれ、荒れてゆくようになり、一方、文は数が増えて内部の矛盾が生じ、破滅の道を歩み始めたのです。この時代に多くの小説のたぐいが著わされましたが、その中の「東稗洛誦」という短篇集の中

にあるひとつのお話を紹介します。

あるひとりの没落したヤンバンが、食べる物もないほどに貧しくなり、住みなれた村を離れ、家族をひきつれて乞食のような生活をしながら、ある村はずれにやって来て、ハコバン（箱板）のような小屋に住むようになりました。自分は年をとり、三人の息子が物乞いをして得たもので母が食事を作り、それで生活をしていました。しかし、その母も、食事の仕度ができないほどに年をとったので、彼女は息子たちに嫁をもらわなければならないと言いました。父は「わたしも心配しているのだが、こんな乞食同然の家に誰が娘をくれるものか」と言います。すると息子の一人が「どこか山むこうの谷のある村に、張某という貧しい人がいて、年ごろの娘が一人いると聞いています。仲人をたてて話をしてもらってはどうかでしょうか」と言いました。父は「そんなことはできない相談だ」と言いましたが、息子は「では私が直接行ってみます」と言って出かけました。

その家を訪ね、自分が来た理由を主人に言いました。この人はヤンバンではなく、平民でした。平民の中でも貧しい人でした。彼は「いくら君がヤンバンの家系の者といっても、そんなに乞食のような貧しい家に誰が娘をやるものか」と、かんかんに怒って家の外に追い出してしまいました。娘は丁度その時、中で夕食の仕度をしていました。プツプツひとり言を言っている父に事情を聞きました。娘は「少し考え直してはどうでしょうか。自分も年をとってゆくし、このままでは兵士の妻になるしかありません。さっきの人はヤンバンなので字も読めるし、兵士よりはましです」と言います。父は、「おまえがそう言うなら考え直してもよい」と言い、まだ遠くへ行っていない男を呼びもどして、食事をとらせました。そうするうちに、いつ結婚式を挙げるのかという話になり、何日も待っても客らしい人が来るはずもないのだから明日にしようということになりました。息子は、あまりに早く決めた式で驚いている父を連れて来て、翌日、娘のところを式を挙げました。ふつうはその後二、三日逗留するのが慣例ですが、娘は朝になると、「いますぐ、夫の母の待つ家へ行って、年寄りの母を助けてあげたい」と言い、櫛、大小ひとつずつと小さな包みを用意して出かけました。行ってみると、田んぼもなく、することは何もありません。夫と二人の兄弟が街頭で物乞いをして得たもので食事を作るだけの仕事でした。

何日かたって、嫁は夫に言いました。「なんとかこの生活を変える方法はないか、考えて下さい」夫は「私は何もできそうもない。田を耕す力もなければ、物を作る技術もない。乞食をすることしかない」。それを聞いて嫁は自分の家から持ってきた小さな袋を開いて、「二反の反物を出して言いました。『自分で織ったものです。非常に

細やかな、模様のいいものですから、今日、市場に行つて、一反につき二十両、合せて四十両で売って下さい。その内の十両でお米と木綿を買って来て下さい。そうすればまたつむぎます。三十両は持って帰って下さい。』夫は妻の言う通りにし、帰って来てお祭りのように喜んで十分なごはんを皆で食べました。

翌日、嫁は三十両を夫に手渡しして言いました。「丘の麓の塩田へ行ってこの三十両で取り引きをして下さい。三十両を三年間預け、その利子に見合うだけの塩をもらって下さい。その塩を売って回りなさい。三年過ぎた時、現金を請求しないで、三年間の塩をもらって下さい。』夫はその通りにしました。もちろん、塩田の人は三十両もの大金ですから、喜んで応じました。嫁は夫が塩を売り歩く時、お金がなくて支払えない人には次の時にもらうようにと、信用第一ということを教えました。嫁の言う通りにした夫は、三年たつと千両の金を手にしました。妻はまた三十両を夫に渡し、約束通り以前の三十両は請求せず、新しい三十両でまた前のとおり塩をもらい、同じ条件で今度は弟と二人で売り歩きなさいと言いました。次に馬を買って売り歩き、その馬が子を産み、立派な馬になり、その馬をほしがっている金持から土地を買う話をまとめ、ついに丘の上に立派な家を建てました。

このような民譚、民話、民間伝説の類を、私などが手がけている韓国の民衆神学では「民衆の言語」と言います。あるいは、もう少し難しい神学的述語を作りまして、「民衆の社会的伝記 (Social Biography)」と言います。民衆が何であるかを学問的な分析、研究によって明らかにするのでなく、民衆が自分自身の何であるかを投影した客観的な鏡として、このような民衆自身の書いた民間伝説を

とらえるのです。民譚、それは民衆の客観化です。故に、それは民衆の社会伝説です。そのような意味で、民衆が何であるかを知るためには、民譚の研究がいちばん良い方法であると、私たちは考えるようになりました。そして、私たち民衆の神学を擁護する者たちは、これらを新しく読み直そうとしています。

先程の話は十九世紀初めに書かれたものであると学者たちは推定しています。十九世紀には、ヤンバンという階級が増大し、内部矛盾によって社会的変動が起きていますが、それまでの観念的価値観が支配する時代が長く続いていました。官吏になれるのはヤンバンだけで、その下に平民があり、平民の下に賤民がいて、彼らは人格としては取り扱われていませんでした。売買される物品と同じで、死ぬまで相続の目録に加えられないような物質的対象であって、人格ではありません。ヤンバンは科挙という試験に合格してはじめて官吏になれるが、その内容は漢詩を作らせるという観念論的なものです。これが千年も、既得権として専有されてきました。このような中でこの話は、たいへん示唆に富んでいます。

まず主人公が女であることです。仏教よりも儒教が女の地位を低くしていましたが、その女の中でも、一般のヤンバンが嫁にもらおうともしない平民階級出身の女が、ヤンバンのところに嫁に来て、その家の新しい運命をきり拓く主役になるのです。しかも、ヤンバンの観念論的な知恵ではなく、彼女のしたことは実践的な商売です。実践的な生き方でなければならぬという価値の大きな転換を、この作品は語っています。このような話を社会経済史的に、あるいは民衆の視角から新しく読んでいかなければなりません。福音の把握のしかたについても、今までの、観念論的な、伝統的・哲学的・神

学的論理によるのではなく、このような生きた話を通して福音を把握し、伝えるということ、私たちは暗中模索しています。

今、私が訴えている「新しい読み方」というのは、民衆の語る物語の中に、女性が主人公になること、ヤンバンの価値観・行動に対して、平民のたくましい、実践的な問題解決のしかたが生活の道を開き、新しい時代をきり拓くのだということを見出してゆく作業のことです。聖書の読み方にしても、今までの観念論的な読み方を改めて、社会経済史的、または社会的に、少し難しい言い方をすれば、物質的に聖書を新しく読むことが求められています。この民衆神学は、韓国ではじめてこうした新しい読み方を体系的にうち出すもので、これは東学の支流とも言えるものなのです。かつて日本が韓国を侵略し、そのころ、ようやく韓国の歴史の内側から芽ばえ始めた資本主義を日本の資本主義が踏みにじりました。日本がもちこんだ資本主義は韓国人を奴隷のように踏みにじるだけで、封建主義を克服する新しい思想という役割を果しませんでした。しかし、その中でも、民衆の物語は生きていたのです。

イエギ(話し)の神学について

韓国の非常に有名な民間伝説に「エミレの鐘」という伝説があります。これは、紀元千年を過ぎた統一新羅(新羅)の時代のものです。

王が死に、その幼い息子が王になってまもなく、その王の母が死んだ王の業績をたたえるために全国から真鍮と銅とを集めさせました。今で言えば戦争の召集令を出すように僧侶たちを総動員して大きな鐘を作らせそれで王の偉業を永久に記念するという事業を始

めました。その鐘は「聖徳大王神鐘」といい、今、慶州の博物館に保存されていますが、非常に大きな鐘で、当時は大事業だったと思います。世界に歴史的記念物として残っている八つの大きな鐘の中のひとつだと言われています。

集めた真鍮と銅を溶かして鐘をつくり、ためし打ちをしてみると、何か傷があったのか、良い音が出ないのです。そこで、また鑄なおしますが音色がよくありません。そこで高官や、知恵ある者を集めて、どうしてこの事業が成功しないのか、相談をしました。その時、知恵者が答えて、「これは大きな事業で、普通のことでは出来上らない。非常に大きな神聖な事業であるから、人命を犠牲にしなければならぬ」と言いました。どういふことかと言うと、鑄る時に、無垢の、罪の汚れない、純粋な人命を捧げよというのです。高官の一人でお坊さんの大使が「いい考えがある」と言いました。「昨年の秋に真鍮を集めにいろいろな所を回ったが、ある山のところを行くと、小さなバラックの掘立小屋があり、あまりに貧しいので入ろうか、どうしようかと迷っていた。けれども貧しい人も極楽に行かぬばと思ひ、その家に入り話を告げると、その家はほとんど崩れかかっており、その中に若い母親と二歳未満の幼い女の子がいて乳をふくませていた。用件を話すと、私の家は何もなく、さじ一本も無い程に貧しい。財産といえはこの女の子しかないという返事でした。今、そのことを思い出したので、その家に行つて女の子をもらつて来て火の中に入れてはどうか」。それを聞いて他の人も、「それはいい」と言うので、官吏を送り、女の子を連れて来て、その子を火に投げ入れて鐘を作りました。出来た鐘をたたいてみると、非常に美しい音が出ました。表面には浮きばりの形でこの鐘を礼賛する莊嚴

な詩が書かれています。この鐘は神々と人間の協力で作られ、宇宙の調和を象徴する。この鐘は山のようにそびえている。その口は龍の口のようにであり、この鐘の音は非常になごやかで美しく、聞く人は仏のごとくなる。このように、ありったけの讃辞を捧げて、永遠の祝福を唱え、朝廷の大事業として作ったので、「聖徳大王神鐘」という名をつけたのです。

ところが、新羅の民衆の間には、この鐘にまつわる別の伝説ができました。その鐘の音を聞けば本当に美しく、心をやらせて仏の心に変える。そのような神聖な美しい鐘の音です。農夫も、働いている手を休めてその鐘の音に聞きほれるほどです。ところが民衆の間では、その鐘のゴーンという響きが、終りに「エミレ(母ちゃん)」という余韻を響かせるというのです。その意味は、その幼児がその火だまの底に投げ込まれて溶けてしまうその瞬間に、「エミレ」と叫んだ、母を呼ぶ声だということです。だから、この鐘の音は「ゴーン」と響くあとに「エミレ」という余韻が必ず聞こえるといつて、民衆の伝承ではこの鐘の名は「エミレの鐘」というのです。

伝説はそれだけで、少し調べれば日本にもそれに似た伝説があるでしょう。しかし、ここで教えられるのは、この鐘の名前「聖徳大王神鐘」という官名と、「エミレの鐘」という民謡の名と、どちらの記録がこの鐘に伝わる真実を私たちに訴えるのか、どちらが私たちの魂をゆさぶるのかということなのです。

官名の方を私たちは、正史、一般に言う History といいます。しかし、もう一方は History ではなく、ただの民間伝説ですから Story と呼びます。History が私たちに真実を伝えるのか、それとも Story が真実を伝えるのか。History は支配者の業績物語で、

いかに人民を踏みにじり、搾取したかという内容をし、支配者側から書いたものです。これが正史と言われています。しかし、民間伝説は民衆の側の自分の話なのです。このどちらが真実を伝えるものなのでしょう。もし、Historyだとすれば、アメリカの女性神学者たちはこれを嫌って、History（男の物語）は男のものであり、虐げられた側の物語は Herstory（女の物語）であると言います。History が支配者側の story であるなら、このエミレの鐘は、Herstory です。

民衆の神学では聖書の歴史を社会科学的に読もうとしています。そして民衆の神学はそこから、イエスの宣教が民衆に対してなされたものであることを歴史的に実証します。それは非常にはっきりとしており、誰にも否定できないことです。そのこととの関連において、民衆の神学は歴史に関しては History ではなく Story を取り上げてゆこうとしているのです。



人民の権利に関する世界宣言（アルジェ宣言）

一九七六年七月

前文

我々が生きているのは、大きな希望の時代であるとともに、また深い不安の時代でもある。すなわち、

紛争と矛盾にみちた時代であり、

世界諸人民が帝国主義の一的・国際的構造に対する解放闘争にたちあがり、その結果、植民地体制をくつがえすにいたった時代であり、

諸民族が、相互のあいだで、またそれぞれの内部で、新たな正義の理想を選びとりつつある闘争と勝利の時代であり、

「人権に関する世界宣言」から「諸国家の経済的な権利と義務に関する憲章」にいたる国連総会の諸決議が、国際的な政治・経済新秩序を追及する意志を表明した時代である。

が、現代はまた、諸人民を抑圧搾取するため、帝国主義の新たな形態が出現しつつある失望と敗北の時代でもある。

帝国主義は、陰險粗暴な手段を用い、しばしば帝国主義がみずから据えた政府を共犯者として、世界の一部を支配しつづけている。直接間接の介入により、多国籍企業の回路により、腐敗した現地政治屋の利用により、警察の弾圧拷問・反対派の物理的抹殺のうえに成り立つ軍事政権の援助により、新植民地主義の名をもって呼ばれる一連のやりくちにより、帝国主義は多くの諸人民への支配力を拡大しつつある。

現代の熱望を代弁しようとの自覚をもって、我々は、世界のすべての人民が、自由に対する平等な権利、一切の外国干渉を脱して自らの選ぶ政府を樹立する権利、隷属されている場合には、解放のため闘う権利、その闘争の際に、他の人民の援助を享受する権利を有することを宣言するため、ここアルジェに集まった。

人権の実質的尊重には人民の権利の尊重が前提とされることを確信して、我々はここに「人民の権利に関する世界宣言」を採択した。

あらゆる人民の解放のため、時には武器を手に、偉大な戦いを世界中で展開しているすべての人々が、その闘争の正当性の保証を本宣言のなかに見いだされんことを。

第一部 生存権

第一条 いかなる人民も生存の権利を有する。

第二条 いかなる人民も、その民族的・文化的アイデンティティを尊重される権利を有する。

第三条 いかなる人民も、その領土の平和的所有を保全し、追放された場合、そこへ帰る権利を有する。

第四条 何人も、その民族的ないし文化的アイデンティティを理由として、殺戮・拷問・強制移住・追放の対象となり、あるいは、彼が属する人民のアイデンティティないし全一性を危うくするような生活条件を課せられることはできない。

第二部 政治的自決権

第五条 いかなる人民も不可侵・不可譲の自決権を有する。

人民は、いかなる外からの外国干渉も受けず全く自由に、その政治的地位を決定する。

第六条 いかなる人民も、直接間接一切の植民地ないし外

国支配、および一切の人種差別体制を脱する権利を有する。

第七条 いかなる人民も、人種・性・信条・皮膚の色の別なく全市民を代表し、かつ、人権および基本的自由を万人に対し実質的に保証し得る民主的体制への権利を有する。

第三部 人民の経済権

第八条 いかなる人民も、その自然的な富および資源に対する独占的な権利を有する。人民は、富および資源を略奪された場合、それを回収し、また不当に支払われた保証金を十全に徴収する権利を有する。

第九条 いかなる人民も、人類の共同財産の一部をなす科学・技術の進歩にあずかる権利を有する。

第十条 いかなる人民も、その労働を正當に評価され、また、国際的交換が平等かつ公正な条件で行われるべき権利を有する。

第十一条 いかなる人民も、みずからの選ぶ経済・社会体制を樹立し、かつ、外からの外国干渉を受けず全く自由に、経済発展におけるみずからの道を進む権利を有する。

第十二条 ここに述べられた経済的諸権利は、世界諸人民の連帯精神にもとづき、かつ各人民それぞれの利害を考

慮して、行使されなければならない。

第四部 文化権

第十三条 いかなる人民も、その言語を話し、その文化を保護・発展させ、かくて人類文化の充実に貢献する権利を有する。

第十四条 いかなる人民も、その芸術的・歴史的・文化的な富に対する権利を有する。

第十五条 いかなる人民も、みずからと無縁な文化を押しつけられない権利を有する。

第五部 環境と共同資源への権利

第十六条 いかなる人民も、その環境の保全・保護・改善の権利を有する。

第十七条 いかなる人民も、公海・海底・海底・大気圏外空間の、ごとき、人類の共同財産を利用する権利を有する。

第十八条 前二条の権利を行使するにあたって、いかなる人民も、みずからの経済発展の要請と、世界人民の要請とを調整する必要性を考慮しなければならない。

第六部 少数民族の権利

第十九条 ある人民が一国家内で少数民族を構成するとき、当該人民は、そのアイデンティティ・伝統・言語・文化的財産を尊重される権利を有する。

第二十条 少数民族の構成員は、その国家に属する他の国民と同じ諸権利を差別なく享受し、また、彼らとともに、対等の立場で、公的生活に参加しなければならない。

第二一条 この諸権利の行使は、共同社会ぜんたいの正当な利害を尊重してなされなければならない。その国家が本宣言に述べられた全原則に適合して運営されるかぎり、当該国家の領土保全・政治的統一の侵害を許すものではない。

第七部 保証と制裁

第二二条 本宣言の条項に対するいかなる違反行為も、国際社会全体に対する義務の違反を構成する。

第二三条 本宣言への違反から生ずるいかなる損害も、それを引き起こした者によって完全に弁償されなければならない。

第二四条 本宣言の条項を侵し、ある人民の犠牲において

富を増やすいかなる行為も、このようにして得られた利益の返還を必要ならしめなければならない。外国からの投資によって得られた、あらゆる過度の利益についても、同様である。

第二五条 人民の基本的権利を無視して結ばれた、一切の不平等条約・協定・契約は、いかなる効力も発することができない。

第二六条 人民にとって過度で耐えがなくなった、外からの財政的負担は、その請求力を失う。

第二七条 人民の基本的権利、とりわけ生存権に対する最も重大な侵害は、その実行者の個人的刑事責任を伴う、国際犯罪を構成する。

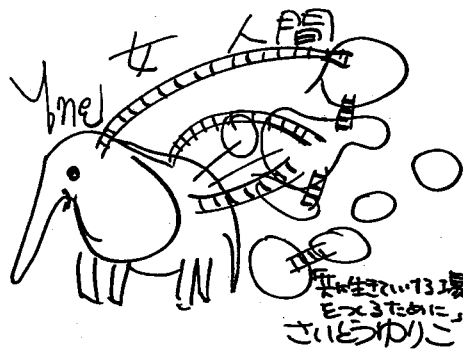
第二八条 その基本的権利を著しく無視されたいかなる人民も、とりわけ政治的ないし組合的闘争により、最終的には力に訴えても、その権利を十全ならしめる権利を有する。

第二九条 解放運動は国際組織への参加を認められなければならない。また、その戦闘員は、人道的な戦争法規の保護を受ける権利を有する。

第三十条 ある人民の基本的権利が著しく無視された場合、その権利の回復は、国際社会の全構成員に課せられた義務である。

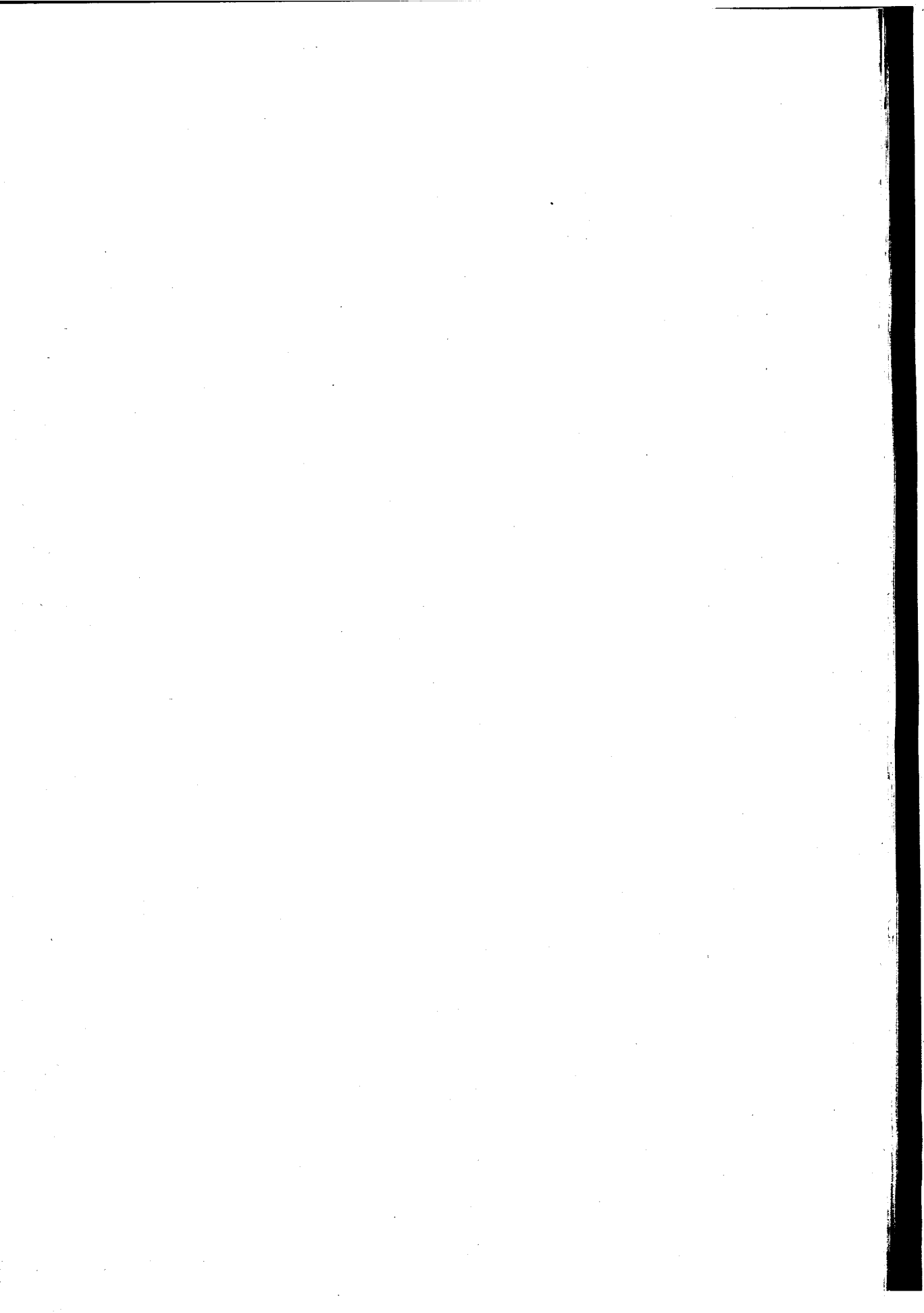
(高橋 武智 訳)





VI

全体の变革を構想する



【解題】

全体的変革の構想についての提案は、まだ非常に少ない。

「日本を変えよう！市民の意見三〇」は、「強者の政治から弱者の政治へ」という観点で日本の政治・社会の全体の変革の柱を提起したものだ。八九年一月一六日付の朝日新聞に意見公告され、一五〇〇人の賛同者が集まった。

高橋武智「一つの提案（第一稿）」は、これまで具体的代案がほとんど空白であった政治制度の変革を詳しく提案していて、「人民の憲法」「人民の権利宣言」の草案とも言える。

「国際連帯マニフェスト」は、PARC結成一〇周年の国際合宿で採択された宣言である。「援助はいろいろなと言いきるアジアの民衆とどう連帯するかを探り、国際連帯の運動と日本自体の変革とがふたつの別のことからではないことを主張している。

参考文献としては、八八年一二月に開かれた「フォーラム——新しい社会の創造をめざして」報告集（「労働運動研究」八九年二月号）、工人社「解放社会・日本の構想」、西ドイツ緑の党の綱領を収録したリユトケ、デ

イネ編「西ドイツ緑の党とは何か」（人智学出版）を挙げておく。

（白川真澄）



NO NUKES!

日本を変えよう 市民の意見30

——強者の政治から弱者の政治へ

私たち市民が求める日本は、弱者がいじめられないで生きてゆける社会。世界も同じ。見せかけの繁栄はもうたくさん。その基本あって、年とった人も、若い人も、女も、男も、障害をもった人も、外国人も、誰も、国内外にわたって、自然をだいなしにせず、おたがい差別されず、せず、支えあい、わかちあい、おたがいの生命（いのち）を大事にして、自由、平等、平和に生きてゆける——その社会の実現にむかって、私たちは骨太にまず次のように考える。

1. 自然破壊はもうたくさん。この社会を「核」のない社会にしよう。そのための手だてをつくそう。核兵器も原発も、核燃料再処理工場もいらない。原発は即時操業停止。再処理工場の建設はやめよ。非核3原則の厳守。
2. いのち・健康をおびやかす農薬・医薬品、食品添加物、合成洗剤、化学物質などを、つくるな、つくらせるな、使うな、使わせるな、捨てるな、捨てさせるな。国や企業は公害の責任をとれ。公害病認定の打ち切りなどもつてのほか。
3. 障害者が共生・自立できる制度をつくれ。共生・自立をさまたげるな。
4. 病気で寝ている人がいる。難病で苦しむ人がいる。寝たきりの老人がいる。介助・看護・ヘルパー制度の充実など、みんなが安心して暮らせる社会保障、医療制度の確立を。
5. 優生保護法を改悪するな。遺伝子操作に歯止めをかけろ。先端医療の暴走を許すな。
6. 大国は食糧を一人じめするな。自給できる日本をめざそう。減反政策はやめろ。「何をつくるか」に国は口を出すな。「外圧」に押された農産物の「自由化」はするな。沿岸や川の漁業をよみがえらせろ。
7. 土地はだれのものでもない。安く快適に住める公的住宅を、街なかになくさん建てろ。借地・借家法を改悪するな。老人・弱者もいっしょに住める街をつくろう。
8. 労働時間の大幅な短縮を。国籍、出自、性、年齢、学歴、障害、疾病の有無などによって雇傭・賃金の差別をするな。全国一律最低賃金制の確立を。
9. 企業は専制君主ではない。企業の独占的活動に対するチェック機関の樹立。企業の政治献金の禁止。企業は競争の道具をつくるな。
10. 交通・運輸・通信が儲け第一の「民営」では困る。利用する人、そこで働く人の身になって、J R、NTTなどを、「みんなの公営」にかえろ。
11. 企業への優遇税制はやめろ。「兎小屋」から固定資産税を取るな。消費税など大型間接税はやめろ。株の売買益などキャピタルゲインへの大幅な課税を。税金の行方を見定められる制度をつくれ。
12. 地方自治体の決定を、国はさまたげるな。巨大自治体は分割し、人びとの声がとどく大きさにせよ。
13. からだが弱い子、不自由な子、テストの点数の悪い子などを、差別・隔離する教育はやめろ。管理教育はやめろ。内申書制度・共通一次試験はやめろ。教科書検定はやめろ。教育委員の公選制を実施せよ。文部省はいらない。
14. 被差別部落・少数民族などに対する結婚・就職・賃金その他一切の差別を許さない。するな、させるな。
15. 女を低賃金でこきつかうな。売るな、買うな。強姦するな。男はいばるな。
16. 指紋探検制度はすぐやめろ。外国人定住者に、日本人と同じ社会保障、就職の機会、自治体選挙での選挙・被選挙権をあたえろ。外国人学校に日本人学校と同じ保障をせよ。日本は難民を受け入れよ。
17. 死刑制度は廃止せよ。拷問は許さない。「拘禁2法」はやめろ。
18. 陪審制をつくれ。検察側の上訴権は廃止せよ。裁判所は捜査・逮捕令状を乱発するな。最高裁の裁判官は「罷免」とともに「選任」をも国民投票に付せよ。
19. 警察や検察・公安機関は権力を濫用するな。やたらな職務質問や検問、別件逮捕、盗聴をやめろ。暴力や脅迫による言論の封殺を許すな。市民による行政監察制度をつくれ。
20. 機動隊と公安警察を廃止せよ。警察官はピストルを外し、名札をつけろ。警察官・刑務官・自衛隊員・消防署員に、労働者としての団結権を与えろ。公安委員の公選制を実施せよ。

21. 言論機関は政府広報という名の「政府宣伝」を拒否せよ。被疑者、容疑者、参考人などの名前・写真を公表するな。ただし、権力者犯罪については徹底的に報道せよ。また、皇室報道はよつうのことばでせよ。
22. 「元号」「日の丸」「君が代」さらには「天皇」の押しつけはごめんこうむる。位階勲等、叙勲制度はもうやめろ。
23. 靖国神社の国営化はもとより、伊勢神宮・靖国神社への公式参拝、鎮魂碑の公的建立はゆるせない。天皇家の行事の押しつけなどもってのほか。
24. 国・地方の政治に秘密はいらない。行政機構の徹底した情報公開。「国家秘密法」などとんでもない。国民総背番号制はいらない。戸籍制度をはじめとして国の管理はもうたくさん。
25. 選挙区の定数は正をはじめ、選挙制度を民主主義の基本にもとづいて見直せ。選挙権を18歳からにせよ。
26. 憲法第九条の実現をめざせ。まず日米安保条約をやめ、米軍基地を撤去し、軍事予算を削減し、自衛隊をなくせ。
27. アジア・第三世界の人びとのくらしを破壊し苦しめるだけの援助・開発・投資をやめろ。アパルトヘイト政策をとる南アフリカとの貿易はやめろ。
28. 非同盟路線をとって、すべての国と友好関係をもち、特定の国を敵視するな。まず朝鮮民主主義人民共和国と国交を結べ。日米・日ソの間に平和・友好条約を結べ。
29. 戦争の被被害はすんでいない。国の内外にわたって苦しんでいる人はあまたいる。彼らへの補償を、日本国家と指導者の戦争責任を市民の手で追及しよう。
30. 国の強権による土地接収、開発に反対したり、企業による自然破壊や公害、生命・健康に対する危険などに抵抗している各地の市民・住民運動を支援し、連帯しよう。

* * *

「くらし」を変える。「政治」を変える。「私」が変わる。「私たち」が変わる。強者の政治から弱者の政治へと、新しい日本につくりかえるための市民の綱の目をつくりだそう。



一つの提案 (第一稿)

高橋 武智

1. はじめに

“新しいぶどう酒は新しい皮袋に入れるものだ。”が今必要なのは、皮袋よりもぶどう酒ではないか。ぶどう酒ができれば、それにふさわしい皮袋もおのずから見つけ出せよう。しかも今の段階は、とても新しいぶどう酒をつくりだすどころまで行っていない。どういう質の、どういう色と味と香りのぶどう酒をつくりだすというのか——これが問題だ。これが煮つまってくれば、醸造法や保存法、つまりは皮袋のあり方も決まってくるのではなからうか。

新しい運動の、新しい社会勢力のイメージをつくりあげるための叩き台として、以下の思いつきを同僚の皆さんのために書きとめる次第である。

以下のアイディアには次のようなものがヒントになっている。

1. 小田さんから以前聞いた「差別禁止法」の構想。
2. 相手方がちょっと呑めないような(つまり、革命的射程をもつ)改革案を提示すべきだ、という渡辺勉氏の意見。
3. 諸外国の——ほくの場合、どうしても西ヨーロッパが中心になる——、特に西ドイツの緑の党やイタリアの急進党の運動経験。
4. 何よりも、ほく自身がかかわってきた、そして左翼あるいは革新全体の閉塞状況という現状のなかでかわりつづけている運動に対する反省。

ほく自身の能力と時間の制約からして、欠落と矛盾の多いスケッチでしかない。しかし、「強者の政治を弱者の政治に」と転換し、我々自身がからめとられている「保守主義」と闘うためには、1) グローバルかつラジカルであるとともに、2) 柔軟かつ大胆な発想の転換・展開が必要であるという確信を諒とされ、諸兄姉からのきたんのないご批判を待ちたい。

2. 我々がとりあえず目ざす社会とその実現のための若干の原理

A. とりあえず日本の国家・社会のあり方から出発するが、まず日本国憲法から次の四つの柱をとりだしてみる(順不同)。

1. 戦争の反省・不戦の誓い・平和な世界の実現。
2. 人民主権。政府も公務員も、一般に権力は人びとに奉仕するものである。
3. 人権の保障・基本的人権の不可侵性。
4. 地方自治・住民自治・地域民主主義。

この四点こそ日本国憲法の要であって、その他の要素、たとえば天皇条項などは第一章にあるにもかかわらず主要なものではない。核心を占める四つの原理を徹底させていくことで、いずれは消滅させるべきものであろう。

B. 国際面でレファレンスとなりうるのは、「世界人権宣言」(1948)と「国際人権規約」(1966)のほかに、「国連憲章」については未検討、「アルジェ宣言」と呼ばれる「人民の権利に関する世界宣言」(1976)がある。

C. 以上の原理の徹底化こそ我々の目ざす方向であるとすれば、運動や組織の掘って立つ原理もまた次のように整理できよう。

1. 言論・出版・集会などあらゆる表現行為とその拡大の可能性の追求。
2. 地域レベルでも、国のレベルでも、世界レベルでも、直接民主主義的行動を拡大する。
3. 権力からの介入や不当な弾圧に対しては、市民的不服従・非暴力直接行動を駆使して抵抗する。
4. あらゆる分野での弱者・少数者の権利の保護拡大を最優先する。

5. 組織面では、草の根主義・分権自主主義の原則と、全国レベルでの行動の調整・統一の原則を両立させる方途を見いだす。
6. 地方でも、全国でも、運動の継続性・持続性の保障。ただし、この保障は、特定個人や役割の固定によるものであってはならず、たえず世代の更新を促すものでなければならない。
7. 同種の原理を共有する国外の運動との密接な協力関係。シングル・イッシュューで一致しうる諸運動・グループとのゆるやかな連携。

3. 以上の原理に政策や法案などの具体的なイメージを与えてみると...(順不同)

A. 主として国内問題

◎中央と地方自治体の関係を逆転させる。

1. “三割”自治と言われる現状を逆転させ、中央と地方自治体の権限比を1対2とする。その地域に関するかぎり、自治体は拒否権をもつことになる。

同様に、国一都道府県一市町村のあいだの権限比は1:2:4となる。

(長洲知事や鈴木都知事の権限より返子市民・三宅村民の意思が優先し、防衛施設庁と都県が東になっても基礎自治体の決定にかなわない)

環境アセスメントなどもろもろの手続きについても同様。

2. 基礎自治体における意思決定の特別手続き。通常の問題については、従来通り、有権者の単純多数決による。

基地・原発・コンビナート・巨大工場など、万一事故が起こった時、周辺住民と自然にとりかえしのつかない被害と不可逆の結果を及ぼす恐れがあるものについては、有権者の3分の1(ないし5分の1)の反対があれば、自治体の意思は建設拒否と決定される。

- 既存の施設の存廃についても同様。
3. 草の根政治の原則をあらゆる分野で貫く。以下の諸項目で全国レベルの法案として掲げているものも、可能な地方自治体から条例として実現させて行く。

同じ立場から、一切の問題につき、直接請求・住民投票・リコールなどの運動を盛りあげ、地方議会や首長の意思表示を迫る。

◎社会生活における平等な権利の実現
差別禁止法(条例)の制定をめざす。

1. 門地・性・信条などによる差別、アイヌ人・在日外国人など少数者に対する差別、老人・障害者など弱者に対する差別を一切禁止する。
2. 在日外国人は、憲法で保障された国民の権利を完全に享受する。指紋押捺・外国人登録証携帯の義務は即刻廃止される。
3. 「国際人権規約」「難民条約」をただちに批准し、国内法を整備する。受け入れた亡命者・難民も国民としての権利を享受する。
4. 企業は就職・待遇などにおける差別をすることはできない。
5. 公共機関はあらゆる社会的差別の廃止と、非差別者の権利拡大・生活向上のために奉仕する義務を負う。
6. 学校で差別を促進・助長する思想を教えるはならない。
7. 以上に違反した組織・個人は厳罰に処せられる。その支払う罰金は市民による中立的機関(公権力でも私企業でもない)にプールして、被差別者への援助・差別の研究などに使われる。
8. 差別禁止法の最終点は天皇制の廃止である。天皇制こそこれまで差別を生み出してきた根源であるとともに、天皇・皇族もまた或る意味で人間としての権利をもたぬ差別された存在になっているからである。

◎エコロジー的社会的のために

生活環境保存法(条例)とでも呼べ

るものをつくり、あらゆる汚染・自然破壊を禁止し、その根源となる排気ガス・産業廃棄物・洗剤・有毒食品などの生産・流通・投棄をきびしく規制する。

1. 被害者に対し、汚染者（企業）は過去・現在・未来にわたって一切を補償しなければならない。
2. 汚染者はその上、刑事責任も負う。グリコ事件の時、“有毒物を食品に故意に混入した者を罰する”という法改正の動きがあったが、汚染者は故意であろうとなかろうと、結果責任を負わなければならない。
3. “科学技術のその段階では結果を予測しえなかった”ということは免責の理由にならない。
4. 監督官庁とその構成員も刑事責任をまぬがれない。
5. 監督官庁の支払う補償金は、中立的機関にプールして、破壊された環境の復元・公害を生まないニュー・テクノロジーの研究にあてられる。
6. 別に、オンブズマン的性格をもつ中立的機関を設け、汚染に関する早期情報が寄せられるようにする。特に内部告発を歓迎する。
7. 内部告発者は免責され、またその行為の故に差別されてはならない。
8. この中立的機関は汚染者に対し即刻介入規制する権限をもつ。
9. ここで言う自然や生活環境とは日本国内に限らない。外国に輸出した製品による汚染に対しても、同じ責任が追及される。

◎企業責任の明確化と企業利益の社会への還元

前項に述べたように、またあとの項でも述べるように企業の社会的責任はきわめて大きい。特に一定規模以上の企業はつねに住民・国民・世界世論の監視ときびしい法的規制のもとに置かれる。

1. 企業活動の結果生じた事態に対しては、企業が補償責任を負う。

2. それとともに構成員もまた刑事・民事責任を負う。
3. 命令・決定・責任者に対する刑事罰は必ず実刑である。実行者は執行猶予もありうる。
4. 内部告発者は免責され、そのために不利益をこうむってはならない。

◎テレビ・コマーシャルの制限

1. 一企業がテレビ・コマーシャルに出資できる金額の上限を定める。
2. その制限内であっても、一定額以上の金額を支出する企業は、その一定率を中立的機関（エコロジー関係・第三世界関係など）に寄託しなければならない。
3. 企業活動またはその企業の製品が公害をひきおこした場合、その企業の全コマーシャルは即刻、無条件かつ永久に禁止される。
そのコマーシャルの製作者およびそれを放映したテレビ局も民事責任を負う。
4. そのコマーシャル番組の出演者はギャラの一定率を被害者に支払い、以後、永久にコマーシャル番組に出演する資格を剥奪される。
5. 以上3点につき、“科学技術のその段階では結果を予測しえなかった”ということは理由にならない。
6. ラジオ・コマーシャル、新聞広告、その他の宣伝媒体についても、同趣旨の規制を研究する。

◎情報の自由——知る権利の拡大とプライバシーの保護

1. 公権力のレベルで、情報公開の徹底化。
 - イ. 主権者たる住民・国民が知ってはならない秘密は存在しない。
 - ロ. “防衛” “仮想敵国” は憲法上ありえないものであり、したがって防衛機密は定義からして存在しない。
 - ハ. “諸国民の公正と信義に信頼して” 生きる日本には、諸国民に知られて困る外交機密もありえない。

ニ、公権力に働き、その情報公開に努力する者は、賞賛されることはあっても、非難されることはない。そのために罪に問われないのはもちろん、不利益な待遇を受けることもない。

2. 公権力からの市民の権利の保護。

イ、他方、公権力は市民のプライバシーを保護しなければならない。

ロ、出版物の検閲、信書・通話の秘密の侵害およびこれに類した知る権利を阻害する行為をしてはならない。

ハ、以上2点を破った公権力と構成員は、免職の上、懲罰に処せられる。

3. マス・メディアのレベルで、情報の多元化。

イ、NHKのローカル局の自主権の飛躍的強化。

ロ、NHKのニュース番組における pluralism (相互に独立した2チーム以上のニュース班が競争的・平行的にニュース番組を編成する)の確立。

ハ、同じく答弁権・反論権の確立。

ニ、マス・メディア、特に大新聞における記者ないし執筆者と編集者との責任分担の明確化。署名記事の増大。

ホ、同じく答弁権・反論権の保障。

ヘ、公権力に属する者については紙上での取材源の秘匿(例「外務省首脳」)や匿名の使用を認めない。

ト、逆に市民については、成年の被疑者であろうと匿名の原則の確立。

4. ミニ・メディアの権利の拡大。

イ、ミニコミ、フリーラジオなど自立した情報活動は、一切の自由を保障されるだけでなく、第三種郵便物認可の複雑な仕組を改めるなど、経済的・行政的にも優遇措置を受ける。

ロ、一定規模以上のマス・メディアはその売上高の一定率を中立機関に寄託し、その中立機関の判断により、

ミニ・メディアの助成に用いることができる。

5. 一般出版物の場合。

イ、4同様、一定規模以上の大出版社はその売上高の一定率を中立機関に寄託する。この機関は独自の判断により、中小出版社の助成に用いることができる。

ロ、公立図書館は、一定規模以下の中小出版社の出版物を大出版社のそれより優先して購入する義務を負う。国公立教育機関の図書館もこれに準ずる。

◎組織と個人の責任分担のルール化。

15年戦争時の経験、および最近の盗聴事件に徴して、公的機関であろうと企業のような私的機関であろうと、責任の分担につき次のようなルールを定めておく必要がある。

1. 組織の名により不正が行なわれた場合、補償責任を負うのは組織自体である。

2. しかし、組織の構成員もまた刑事・民事双方の責任を負わなければならない。

3. 最も罪が重いのは命令・決定・責任者であって、彼らには執行猶予はつかない。

4. 実行者は情状酌量の余地がある。

5. 不正な命令・決定を拒否した者、不正を内部告発した者は法の手厚い保護を受ける。

◎公権力組織と構成員に対する市民のコントロール

権力の行使はつねに制限される方向に進まなければならない。

1. 一般公務員の場合、前項の規定はきびしく適用されなければならない。

2. とりわけ物理的強制力をもつ警察官、検察官、自衛官などの場合は、公務中、必ず氏名を一般市民に明示しなければならない。またいわゆる肖像権もない。

3. 法を守るべき彼らの違法行為は懲罰の対象となり、命令者は当然、執行猶

予を受けることはできない。

4. それに対し内部告発者はつねに免責され、法の保護を受ける。
5. 損害に対する国家賠償は最高額が支払われなければならない。
6. 地方や国の各レベルで、住民、国民は違法行為を行なった公務員——特に警察官と検察官と自衛官——を罷免させることができる。
7. 各級裁判官に対する罷免の直接請求の手続きを具体的に定める。
8. 最高裁判所判事の信任投票は、「信任」、「不信任」、「判断保留」のうちからの選択方式に改める。
9. 再審制度の門戸をさらに広げる。
10. 被疑者・受刑者の人権を保障するように監獄法を改正する。
11. 裁判所の違憲立法審査機能を強める。それと平行して、違憲立法審査にあたる市民の中立的機関を地域と国に設置する。

◎議会民主主義の活性化

1. 議員定数格差をただちに是正する。
2. 是正しない議会をリコールできる期限立法(条例)を制定する。
3. 議員・首長のリコール手続きを簡略にする。
4. 選挙権年齢を18歳に引き下げる。

◎政党の役割

主権者は住民・人民であり、議会はその意志に従う道具でしかないのだから、政党はそのための言わばベルト・コンベアにすぎない。

1. あらゆる政党は住民による直接請求・リコール・条例制定運動などが円滑に進むよう協力する義務がある。
2. 有権者を連れて議会内に迎え、傍聴を歓迎する。
3. 議会内の動きを生き生きと詳細に報告する。
4. 特に、あらゆる問題について市民が請願できるよう、議会内または議会付近に常設窓口を設けて請願の便宜をはかり、かつ請願の趣旨を議会の意思決定に反映させる努力をする。
5. 請願については、地方自治体・中央

官公署およびその長も随時受けつける体制をとらなければならない。天皇に対する請願も手続きと伝達方法を明確にすること。

B. 主として国際関係

◎非同盟・積極中立への転換

1. 日米安保条約解消の方向へ。または領土問題を棚上げにしての日ソ講和条約あるいは日ソ友好条約締結の方向へ。
2. 平行して、すべての周辺諸国との相互不可侵条約の締結。
3. 朝鮮半島を中心に東北アジア非核地帯の設立へ。また太平洋非核地帯を設立して、オセアニアの非核地帯に接続させる。
4. 国内では非核自治体宣言運動と無防地域宣言運動をさらにすすめる。自治体予算の一定率を平和事業・平和教育にさくなど内実を強める。自治体同士、また海外の自治体とのネットワークを強化する。
5. 自治体レベルでも、全国レベルでも、米軍基地の最終的撤廃をめざしあらゆる措置をとる。
6. さしあたり、基地新設を認めず、可能などころから縮小をはかる。
7. また夜間飛行訓練、その他、危険で耐え難い軍事行動を規制することに全力を注ぐ。
8. 同時に周囲の住民と基地労働者の協力を得て、米軍基地、特に核兵器・生物兵器・化学兵器の有無に関するあらゆる情報を収集・分析・公開し、基地の攻撃的性格を弱める。
この問題の連絡調整にたずさわる中立的機関の設立も考えられる。
9. 日本国憲法、特にその基本的諸原則と何ら法的・論理的・必然的関連をもたず、基本的諸原則にも何ら言及せぬ「自衛隊法」はそれ自体違憲であり、無効である。

したがって、裁判所による違憲立法審査権の発動を待たず、すでに自衛隊

は存在の根拠を持たない。

10. 自衛隊基地に関しては、上記米軍基地以上に速やかに解体されなければならない。
11. 自衛隊の一切の文書・記録類は過去から現在のものまで即刻公開される。
12. 特定ないし不特定の国ないしブロックを仮想敵国とする演習は、特に他国軍隊との共同演習は、図上演習も含め、ただちに廃止される。現行のものは全力をあげて阻止・監視する。
13. 防衛費は——漸進的には少なくとも防衛費の一定比率は——後述の中立的機関に寄託され、過去の戦争体験の克服・賠償支払い・第三世界への援助および平和研究などの事業にあてられる。
14. 最終的には、日本国領土・領空・領海上に、戦争のための施設と武器・人員は置かれても、つくられても、通過してもならず、また、ここから外国へ輸出してならない。
15. 非核自治体と無防備地域宣言が全国をおおうことによって、このことは草の根からも実質的に達成される。
16. 核兵器の原料を供給する原発・核燃料サイクル施設等、いわゆる“原子力平和利用”は禁止する。

◎第三世界諸国への態度

1. 第三世界諸国および人民との関係は、他の諸国との関係にもまして、“アルジェ宣言”の精神を遵守する。
2. “アルジェ宣言”の精神に従い、第三世界の解放闘争を援助し、これにGNPの一定比率を提供する。
3. ODAのうち、ひもつき援助・有償援助は廃止する。
4. 無償援助にはGNPの一定比率をあてる。
5. 無償援助は相手国の中立的機関を通じて行なう。
6. 企業による“援助”は、援助と認めない。
7. 相手国により、一企業の輸出量を一定額以下におさえる。

8. その限界内でも、一定額を超える場合は、その一定率を無償でその国の中立的機関に寄託する。
9. 汚職まで起こした国際協力事業団を即刻解散する。海外青年協力隊ないし類似のボランティア活動は中立的機関の下に置き、相手国の中立的機関の指示に従う。

◎過去の戦争責任と未来の平和への寄与

1. 東京裁判・ニュールンベルク裁判・ラッセル法廷・常設人民法廷等の判例にもとづき、また東西ドイツにおける法律を参考にして「戦争犯罪禁止法（条例）」を制定する。
2. 同法が主として対象とする「平和に対する罪」「人道に対する罪」だけでなく、日本国憲法第2章を具体化した「戦争行為および戦争準備禁止法（条例）」を制定する。
3. 15年戦争中の日本人の行為についてもこの二法を適及的に——ただし道義的・倫理的にのみ——適用し、これを「戦争責任の追及」と呼ぶ。責任の分担はすでに定めた所による。
4. 旧植民地と侵略したアジア諸国の人民へ日本および日本人として謝罪の意思表示をし、正当な賠償を支払っていない事実を確認する。
5. とりあえず、防衛費の一定比率をさいて、各地域と中央に「戦争責任追及館」ないし「15年戦争文書館」をつくる。
6. この館では、日本人が体験し、また体験させた戦争の惨禍の記録を収集展示するとともに、みずからの戦争責任について詳細・具体的な告白を収集・集積する。
7. 罪刑法定主義の原則により、この告白をもって、その人間の戦争責任は免罪されたものとする。本人の死後20年たった後は公表することができる。
8. 告白だけでなく、寄金ないし自発的奉仕を申し出た者は、中立機関を通じて相手国に提供する。
9. 戦争責任を告白しない者は、天皇以

下その道義的責任に時効はない。

10. 軍人・軍属・慰安婦・被強制連行者・被災者となった旧植民地人および外国人に対しては、日本国は最高度の補償を支払う。
11. 国と人民に対する賠償については、正しいあり方の研究を始める。
12. 靖国神社は廃止する。

4. おわりに

以上のスケッチは長期的・中期的・短期的目標の区別を欠き、原理性の強いものと現実性の強いものが混在している。

決定的に弱いのは、教育、経済構造、農業、商業、労働運動、財政、税制、医療などなどの分野にまったく触れていないことである。

にもかかわらず、今最も緊急に必要とされるのはトータルな構想であると信じ、敢えて粗雑な形のままで提出することにした。

それぞれの項目が現実のいかなる問題に対応しているか、またそれぞれの項目を通じ、いかなる運動や勢力と手を結びうるかについては、充分ご賢察いただけるであろう。同じように大胆柔軟な想像力をもってこの案をふくらませ、足らざるを補っていただければ幸いである。

1987年8月6日



国際連帯マニフェスト

「援助はいらない！」とアジアの仲間はいっている。

「援助しなくては！」と日本の政府と多国籍企業は声高にいい続けている。

これが、私たちが現にむきあっている日本とアジアの関係である。

アジア・第三世界では、民衆がはげしい怒りをもって独裁と軍事化にたいしてたたかっている。私たちが手を結び、共に生きたいとねがう仲間は、自立し、助けあって生き、そしてみずからを解放しようとしている人びとである。

そうした私たちの仲間から、日々のコメを、平和に自由に生きたいというねがいをうばい、かれらを育んだ河や森や野や海を、そこに生きる生きものたちを、そして魂から魂へ大切につたえられ、まもられてきた伝統や文化を破壊して悔いることのないふるまいが、日本の多国籍企業の際限ない自己拡張と利潤追求のためにおこなわれている。

「貧しいアジアをたすけよう！」という政府のキャンペーンは、この事実をおおいかくし、合理化し、私たちをその加担者として動員しようとしている。

多くの場合、日本の「援助」は軍事独裁政権を支え、民衆の苦しみを長びかせ、いっそう深刻にしている。

日本の経済膨張は、重化学工業などの素材産業をアジア・第三世界に、先端技術による加工組立産業を日本国内に、という不平等な国際分業の体系をつくりあげている。その結果、アジア各地での民衆の生活と自然環境の破壊は、かつて歴史が知らないほどの速度と規模で進んでいる。日本はアジアの民衆の背を泥足で踏んで立っている。

私たちはこの状況を耐えることはできない。

私たちは、アジアの民衆と共に生きることのできる関係をつくりだしたい。

いま、世界は富貧の差がひろがり、餓えに苦しむ人びとがふえ、環境がますます破壊され、軍備競争の激化のなかで、破局的な戦争の危機に直面している。

日本の中曽根政権は、アジア・第三世界の解放のたたかいから“西側世界”を力て防衛する政策に進んで加わった。アメリカのレーガン戦略に加担し、飛躍的に軍事力を強化し、対ソ対決の最前線の任務を担おうとしている。

これらすべてをのりこえるのは民衆の力である。私たちは、共に獲得すべき未来の社会のビジョンをつくりださなければならない。

国家と資本によってつくりあげられた敵対的な関係のなかで、私たちはアジアの民衆と出会ってきた。国際交流は、このことを衝撃的に自覚させた。また、この列島上の先住民族や在日韓国人・朝鮮人などへの抑圧、差別の歴史に私たちをあらためて差しもどした。

あたりまえであるかのようにひろめられている“日本と日本人”についての考え方をあらため、アジアの諸民族と共に生きることのできる“日本と日本人”とは、と問いなおす仕事は、私たちの解放の大事な内容である。

アジアの民衆との心をかよわせあう出会いをつうじて、私たちは、私たちの本当のゆたかさをこんなにもうばわれて、いま、あるのかということ、あらためて気づかせられる。差別のない、もっと心やすらかな、質素だが多様で、心身ともにみちたりのことのできるくらしと文化をとりもどそうという思いに駆られる。

私たちは、国際連帯運動への様々なかたちのかかわりをつうじて、日本の国のありようをかえなければ、という思いを以前にも増して切実にもつようになっていく。

私たちは、今日の日本の現状をゆるさない。

日本の変革と国際連帯の運動とは、ふたつの別のことがらではない。この認識をもとにし、アジア・第三世界の民衆と手を取りあい、助けあい、共に生きることのできる未来を切りひらくために、私たちは、いま、一步を踏みだす。

1983年12月12日 嵐山にて

アジア太平洋資料センター10周年記念プログラム
国際合宿 参加者一同

ピープルズ・プラン21世紀
「オルタナティブ討論資料集」

編集 オルタナティブ委員会

発行 ピープルズ・プラン21世紀

東京都千代田区神田神保町1の32の45

電話 03-219-0471

FAX 03-219-0473

非売品

1989.4.28